

# 奈良県地域防災計画

水害・土砂災害等編

令和5年2月

奈良県防災会議



# < 目次 >

## 第1章 総則

第1節 目的 (防災統括室)	1 ~ 4
第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱 (全部局、市町村、指定地方行政機関、自衛隊) (指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関)	5 ~ 18
第3節 奈良県の自然的・社会的条件 (防災統括室)	19 ~ 22
第4節 奈良県の過去の災害 (防災統括室)	23 ~ 34

## 第2章 災害予防計画

【災害予防計画】(共通項目)		
住民避難		35 ~ 57
第1節	避難行動計画 (防災統括室等)	35 ~ 40
第2節	避難生活計画 (防災統括室等)	41 ~ 46
第3節	帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)	47 ~ 50
第4節	要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)	51 ~ 55
第5節	住宅応急対策準備計画 (地域デザイン推進局)	56 ~ 57
県民等の防災活動の促進		58 ~ 73
第6節	防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)	58 ~ 62
第7節	防災訓練計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)	63 ~ 65
第8節	自主防災組織の育成等に関する計画 (安全・安心まちづくり推進課)	66 ~ 68
第9節	企業防災の促進に関する計画 (防災統括室、産業・観光・雇用振興部)	69 ~ 70
第10節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画 (消防救急課)	71 ~ 72
第11節	ボランティア活動支援環境整備計画 (文化・教育・くらし創造部、関係部局)	73



災害に強いまちづくり		74	～	108
第12節	まちの防災構造の強化計画 (県土マネジメント部、地域デザイン推進局、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部)	74	～	77
第13節	災害に強い道づくり (県土マネジメント部)	78	～	79
第14節	緊急輸送道路の整備計画 (県土マネジメント部、警察本部)	80	～	87
第15節	ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	88	～	104
第16節	危険物施設等災害予防計画 (消防救急課、福祉医療部)	105	～	108
災害応急対策及び復旧への備え		109	～	138
第17節	防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)	109	～	112
第18節	航空防災体制の整備計画 (消防救急課)	113	～	114
第19節	通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)	115	～	118
第20節	孤立集落対策 (防災統括室)	119		
第21節	支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部)	120		
第22節	受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部)	121	～	122
第23節	保健医療計画 (福祉医療部)	123	～	128

第24節 防疫予防計画 (医療政策局)	129
第25節 火葬場等の確保計画 (文化・教育・くらし創造部)	130
第26節 廃棄物処理計画 (水循環・森林・景観環境部)	131 ~ 132
第27節 食料、生活必需品の確保計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部)	133 ~ 135
第28節 文化財災害予防計画 (文化・教育・くらし創造部)	136 ~ 138
<b>【災害予防計画】(個別項目)</b>	
風水害予防計画	139 ~ 146
第29節 総合的な水害防止対策 (県土マネジメント部)	139 ~ 141
第30節 ダムの管理・運用 (県土マネジメント部)	142
第31節 水害への備え (県土マネジメント部)	143 ~ 145
第32節 風害予防計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部)	146
地盤災害予防計画	147 ~ 161
第33節 総合的な土砂災害防止対策 (県土マネジメント部)	147 ~ 149
第34節 大規模土砂災害防止対策 (県土マネジメント部)	150 ~ 151
第35節 砂防設備計画 (県土マネジメント部)	152 ~ 153

第36節 地すべり防止施設計画 (県土マネジメント部)	154
第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画 (県土マネジメント部)	155 ~ 156
第38節 山地災害予防計画 (水循環・森林・景観環境部)	157 ~ 158
第39節 ため池災害予防計画 (食と農の振興部)	159
第40節 宅地等災害予防計画 (地域デザイン推進局)	160 ~ 161
火災関係予防計画	162 ~ 165
第41節 火災予防計画 (消防救急課)	162
第42節 林野火災予防計画 (消防救急課、水循環・森林・景観環境部)	163 ~ 165
原子力災害予防計画	166 ~ 168
第43節 原子力災害予防計画 (防災統括室、関係部局)	166 ~ 168
鉄道災害予防計画	169 ~ 170
第44節 鉄道災害予防計画 (防災統括室、鉄道会社)	169 ~ 170

### 第3章 災害応急対策計画

【災害応急対策計画】(共通項目)		
住民避難		171 ~ 188
第1節	避難行動計画 (防災統括室等)	171 ~ 177
第2節	避難生活計画 (防災統括室等)	178 ~ 182
第3節	帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)	183 ~ 184
第4節	要配慮者の支援計画 (防災統括室、福祉医療部)	185 ~ 186
第5節	住宅応急対策計画 (地域デザイン推進局)	187 ~ 188
発災時の対応		189 ~ 296
第6節	活動体制計画 (防災統括室等)	189 ~ 211
第7節	災害情報の収集・伝達計画 (防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)	212 ~ 238
第8節	長期停電対策計画 (防災統括室)	239
第9節	県消防防災ヘリコプターの活動計画 (消防救急課)	240
第10節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)	241 ~ 242
第11節	通信運用計画 (防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)	243 ~ 244

第12節 広報計画 (防災統括室、総務部知事公室)	245 ~ 247
第13節 支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、関係部局)	248 ~ 251
第14節 受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、消防救急課、関係機関)	252 ~ 265
第15節 公共土木施設の初動応急対策 (県土マネジメント部)	266 ~ 267
第16節 道路等の災害応急対策計画 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)	268 ~ 275
第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	276 ~ 292
第18節 危険物施設等災害応急対策計画 (消防救急課、福祉医療部)	293 ~ 296
救助・医療活動計画	297 ~ 312
第19節 救急、救助活動計画 (消防救急課)	297
第20節 保健医療活動計画 (福祉医療部)	298 ~ 312
緊急輸送計画	313 ~ 326
第21節 緊急輸送計画 (防災統括室)	313 ~ 315
第22節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)	316 ~ 326

物資供給計画		327 ~ 331
第23節	食料、生活必需品の供給計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部、日本赤十字社)	327 ~ 329
第24節	給水計画 (水循環・森林・景観環境部、水道局)	330 ~ 331
保健・衛生計画		332 ~ 341
第25節	防疫、保健衛生計画 (医療政策局、文化・教育・くらし創造部)	332 ~ 335
第26節	遺体の火葬等計画 (文化・教育・くらし創造部、警察本部)	336 ~ 337
第27節	廃棄物の処理及び清掃計画 (水循環・森林・景観環境部)	338 ~ 341
支援受入計画		342 ~ 346
第28節	ボランティア活動支援計画 (文化・教育・くらし創造部、関係部局)	342 ~ 343
第29節	災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)	344 ~ 346
教育施設等計画		347 ~ 353
第30節	文教対策計画 (文化・教育・くらし創造部、教育委員会)	347 ~ 350
第31節	文化財災害応急対策 (文化・教育・くらし創造部)	351 ~ 353

**【災害応急対策計画】(個別項目)**

風水害応急対策計画 354 ~ 363

第32節 水防活動計画 354 ~ 362  
(県土マネジメント部)

第33節 河川・ダム施設応急対策 363  
(県土マネジメント部)

地盤災害応急対策計画 364 ~ 370

第34節 土砂災害応急対策 364 ~ 365  
(県土マネジメント部)

第35節 大規模土砂災害応急対策 366 ~ 367  
(県土マネジメント部)

第36節 被災宅地の危険度判定 368  
(地域デザイン推進局)

第37節 山地災害応急対策 369  
(水循環・森林・景観環境部)

第38節 ため池災害応急対策 370  
(食と農の振興部)

火災関係応急対策計画 371 ~ 375

第39節 火災応急対策 371 ~ 372  
(消防救急課)

第40節 林野火災応急対策 373 ~ 375  
(消防救急課、水循環・森林・景観環境部)

原子力災害応急対策計画 376 ~ 378

第41節 原子力災害応急対策 376 ~ 378  
(防災統括室、関係部局)

鉄道災害応急対策計画 379 ~ 382

第42節 鉄道災害応急対策計画 379 ~ 382  
(防災統括室、鉄道会社)

## 第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧 (防災統括室、関係部局、警察本部)	383	～	384
第2節	被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)	385	～	392
第3節	被災中小企業の振興 (産業・観光・雇用振興部)	393		
第4節	農林漁業者への融資 (水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部)	394	～	395
第5節	義援金の受入れ・配分等に関する計画 (防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社)	396		
第6節	激甚災害の指定に関する計画 (防災統括室、関係部局)	397	～	401
第7節	災害復旧・復興計画 (全部局)	402	～	404



# 第1節 目的

(防災統括室)

奈良県の地域における大規模な災害に対処し、災害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

## 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第40条に基づく「奈良県地域防災計画」の水害・土砂災害等編として、奈良県の地域における大規模な災害（地震を除く。地震については「地震編」参照）に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、県土及び住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## 第2 計画の基本方針

いづれどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。併せて、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要であり、特に、気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。

この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、「災害に日本一強い奈良県を目指す」ものとする。

1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立
- (3) 県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進

- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
  - (7) 関係法令の遵守
  - (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
  - (9) 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた防災体制の確立
- 2 この計画等を参考にして、市町村は法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。

### 第3 計画の推進

各防災関係機関は、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、この計画に掲げられた事項の推進に努める。

また、各防災関係機関は、分野毎に緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。

### 第4 計画の修正

県は、法第40条の規定に基づき、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、県以外の各防災関係機関は、関係のある事項について計画修正案を県防災会議（事務局：県防災統括室）に提出する。

### 第5 計画の構成

水害・土砂災害等編は、計画編と資料編から構成する。水害・土砂災害等編の構成は次の4章による。

#### 1 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本県の自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項を示す。

#### 2 第2章 災害予防計画

災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

#### 3 第3章 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

#### 4 第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。

## 第6 奈良県地域防災活動推進条例との関係

### 1 目的

この条例は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県民等による地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、もって奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する防災対策と相まって、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成26年4月1日より施行している。

### 2 防災の日及び防災週間

県民等の防災に関する理解を深めるとともに、地域における防災活動の一層の推進を図るため、次に掲げる防災の日及び防災週間を設ける。

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日
- (6) 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

## 第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係

県は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、奈良県国土強靱化地域計画を策定し、その進捗を管理する。国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。

### 1 第2期奈良県国土強靱化地域計画

奈良県国土強靱化地域計画は、平成28年度に本県地域の状況に応じた国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を目的に策定した。

計画の最終年度である令和2年度に、国土強靱化基本計画の見直しや、近年の災害の経験と教訓を踏まえた見直しを行い、第2期奈良県国土強靱化地域計画を策定した。

- (1) 奈良県の目指す姿  
「災害に日本一強い奈良県」を目指す  
(主な目標値：災害による死者ゼロを目指す)
- (2) 基本目標  
1：人命を守る 2：県民の生活を守る 3：迅速な復旧・復興を可能にする
- (3) KPI（重要業績評価指標）88項目の設定
- (4) 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」21項目に対して脆弱性を評価し、「回避するために必要な取組」を検討
- (5) 令和3年度からの概ね5年間を計画の対象期間とする。

### 2 国土強靱化アクションプラン

奈良県国土強靱化地域計画の着実な推進のため、具体的な事業をまとめたアクションプランを毎年度策定する。地域防災計画の実施計画としての意味も併せ持つものとする。

## 第8 奈良県緊急防災大綱との関係

この大綱は、奈良県内で同時多発かつ広域的な浸水害や土砂災害を引き起こす危険性がある豪雨が発生しても犠牲者が出ないように、命を守るための取組・備えを県・市町村が一体となって着実に実施することを目的として、防災対策を取りまとめたもので、平成31年4月に公表している。

## 第2節 防災関係機関が処置すべき事務 又は業務の大綱

### 第1 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災に関する組織の整備・改善</li> <li>2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施</li> <li>3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進</li> <li>4. 災害危険箇所の災害防止対策</li> <li>5. 防災に関する施設・設備の整備、点検</li> <li>6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</li> <li>7. 県防災行政通信ネットワークの整備、運用、点検</li> <li>8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検</li> <li>9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備</li> <li>10. 自主防災組織等の育成支援</li> <li>11. ボランティア活動の環境整備</li> <li>12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</li> <li>13. 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</li> <li>2. 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立</li> <li>3. 災害救助法の運用</li> <li>4. 消火・水防等の応急措置活動</li> <li>5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</li> <li>6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</li> <li>7. 緊急輸送体制の確保</li> <li>8. 緊急物資の調達・供給</li> <li>9. 児童、生徒の応急教育</li> <li>10. 施設、設備の応急復旧</li> <li>11. 県民への広報活動</li> <li>12. ボランティア、救援物資の適切な受入</li> <li>13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進</li> <li>2. 民生の安定化策の実施</li> <li>3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</li> <li>4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施</li> <li>5. 義援金の受入れ・配分等に関する計画</li> </ol>

	14. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施		
奈良県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備</li> <li>2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実</li> <li>3. 道路実態の把握と交通規制の策定</li> <li>4. 防災訓練の実施</li> <li>5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害の実態把握</li> <li>2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止</li> <li>3. 行方不明者の搜索</li> <li>4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導</li> <li>5. 死体の調査等及び検視</li> <li>6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制</li> <li>7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙</li> <li>8. 広報活動</li> <li>9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制</li> <li>2. 交通信号施設等の復旧</li> <li>3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動</li> </ol>

第2 市町村

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
各市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村防災会議に関する事務</li> <li>2. 気象予警報の伝達</li> <li>3. 防災知識の普及</li> <li>4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備</li> <li>5. 防災訓練・避難訓練の実施</li> <li>6. 防災活動体制・通信体制の整備</li> <li>7. 消防力・消防水利等の整備</li> <li>8. 救急・救助体制の整備</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村災害対策本部に関する事務</li> <li>2. 災害対策要員の動員</li> <li>3. 早期災害情報・被害状況等の報告</li> <li>4. ヘリコプターの受入準備</li> <li>5. 災害広報</li> <li>6. 消防、救急救助、水防等の応急措置</li> <li>7. 被災者の救出・救難・救助等</li> <li>8. ボランティアの活動支援</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災施設の復旧</li> <li>2. 義援金の配分の支援</li> <li>3. その他法令及び市町村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施</li> </ol>

第1章 総則 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

	<p>9. 危険物施設等の災害予防</p> <p>10. 公共建築物・公共施設の強化</p> <p>11. 都市の防災構造の強化</p> <p>12. 水道の確保体制の整備</p> <p>13. 避難計画の作成及び避難所等の整備</p> <p>14. ボランティア活動支援の環境の整備</p> <p>15. 要配慮者の安全確保体制の整備</p> <p>16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄</p> <p>17. 防疫予防体制の整備</p> <p>18. 廃棄物処理体制の整備</p> <p>19. 火葬場等の確保体制の整備</p>	<p>9. 要配慮者の福祉的処遇</p> <p>10. 避難の指示</p> <p>11. 避難所の設置・運営</p> <p>12. 災害時における交通・輸送の確保</p> <p>13. 食料、飲料水、生活必需品の供給</p> <p>14. 危険物施設等の応急対策</p> <p>15. 防疫等応急保健衛生対策</p> <p>16. 遺体の搜索、火葬等</p> <p>17. 廃棄物の処理及び清掃</p> <p>18. 災害時における文教対策</p> <p>19. 復旧資材の確保</p> <p>20. 被災施設の応急対策</p> <p>21. 義援金の募集活動の支援</p>	
--	--	---	--

第3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区警察局	<p>1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施</p> <p>2. 気象予警報の伝達</p> <p>3. 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整</p>	<p>1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整</p> <p>2. 他管区警察局との連携</p> <p>3. 関係機関との協力</p> <p>4. 情報の収集及び連絡</p> <p>5. 警察通信の運用</p>	
近畿総合通信局	<p>1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理</p> <p>2. 非常通信協議会の指導育成</p> <p>3. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進</p>	<p>1. 災害時における通信手段の確保</p> <p>2. 災害対策用移動通信機器等の貸出し</p>	
近畿財務局奈良財務事務所			<p>1. 災害復旧事業費査定の立</p>

			<p>会</p> <p>2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請</p> <p>3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資</p> <p>4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資</p> <p>5. 国有財産の無償貸付等に関すること</p>
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	<p>1. 職業の斡旋</p> <p>2. 雇用保険料の納期の延長に関すること</p> <p>3. 雇用給付金の支給等に関すること</p>
近畿農政局	<p>1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成</p> <p>2. 農作物等の防災管理指導</p>	<p>1. 土地改良機械の緊急貸付</p> <p>2. 農業関係被害情報の収集報告</p> <p>3. 農作物等の病虫害の防除指導</p> <p>4. 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策</p>	<p>1. 各種現地調査団の派遣</p> <p>2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成</p> <p>3. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策</p>
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべ



	備 2. 治山施設による災害予 防		り防止施設等の 災害復旧
近畿経済産業局		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達</li> <li>2. 電力・ガスの供給の確保</li> <li>3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達</li> <li>2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援</li> <li>3. 電力・ガスの復旧支援</li> </ol>
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督</li> <li>2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督</li> <li>3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡</li> <li>2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保</li> <li>3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援</li> <li>2. 被災鉱山への復旧対策支援</li> </ol>
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること</li> <li>2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること</li> <li>3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること</li> <li>4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること</li> <li>2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること</li> <li>3. 災害対応の応援</li> </ol>	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達</li> </ol>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供</li> <li>3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整</li> <li>4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請</li> <li>5. 特に必要があると認める場合の輸送命令</li> </ul>	
大阪航空局八尾空港事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における航空機による捜索救難の調整及び関係者への情報伝達</li> <li>2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整</li> </ul>	
近畿地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 地理空間情報の提供</li> <li>2. 地理情報システムの活用支援</li> <li>3. 防災地理情報の整備</li> </ul>	地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
大阪管区气象台（奈良地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</li> <li>2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</li> <li>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用</li> <li>2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）</li> </ul>	被災地域への支援情報の提供

大阪海上保安監部		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害情報の収集</li> <li>2. 被災者の捜索救助活動</li> <li>3. 被災者等の搬送</li> <li>4. 救援物資の輸送</li> </ol>	
近畿地方環境事務所			<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること</li> <li>2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整</li> </ol>
近畿中部防衛局		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること</li> <li>2. 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する奈良県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること</li> </ol>	

第4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害派遣の計画及び準備</li> <li>(1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成</li> <li>(3) 災害派遣計画に基づ</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害状況の把握</li> <li>2. 避難の援助</li> <li>3. 遭難者等の捜索救助</li> <li>4. 水防活動</li> <li>5. 消防活動</li> <li>6. 道路又は水路の啓開</li> <li>7. 応急医療・救護・防</li> </ol>	災害復旧対策の支援

	<p>く訓練の実施 2. 防災訓練等への参加</p>	<p>疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等</p>	
--	--------------------------------	---	--

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社（奈良中央郵便局）		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>3. 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除</li> <li>4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除</li> </ol>	
日本銀行（大阪支店）		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</li> <li>2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置</li> <li>3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置</li> <li>4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</li> <li>5. 各種措置に関する広報</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</li> <li>2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置</li> <li>3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置</li> <li>4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</li> <li>5. 各種措置に関する広報</li> </ol>

西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と整備	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社 (奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	義援金の受入れ・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
独立行政法人 水資源機構 (関西・吉野川支社)	所管ダム施設の保全	所管ダムの施設の応急対策	所管被災ダム施設の復旧
電源開発株式会社 (西日本支店)	1. 所管ダム施設及び電力施設の保全 2. 気象観測通報についての協力	所管ダム施設及び電力施設の応急対策	所管被災ダム施設及び電力施設の復旧

大阪ガス株式会社  大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社（奈良事業所）		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力株式会社（奈良支社）  関西電力送配電株式会社（奈良支社）	電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社  奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
桜井ガス株式会社  五条ガス株式会社  大和ガス株式会社	ガス供給施設の保全と整備	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時におけるガス供給対策	被災ガス供給施設の復旧
大和平野土地改良区  倉橋溜池土地改良区	土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備	土地改良区が管理している農業用施設の被害調査	土地改良区が管理している被災農業用施設の復旧

北倭土地改良区			
白川溜池土地改良区連合			
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジオ株式会社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
株式会社朝日新聞社(奈良総局) 株式会社毎日新聞社(奈良支局) 株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局) 株式会社産業経済新聞社(奈良支局) 株式会社日本経済新聞社(奈良支局)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	

第1章 総則 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

株式会社中日新聞社(奈良支局)			
株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社(奈良支局)			
株式会社時事通信社(奈良支局)			
一般社団法人奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧
一般社団法人奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人奈良県LPガス協会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応急対策	LPガスによる災害の復旧



公益社団法人 奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
富士運輸株式会社		特殊車両その他可搬拠点等の設置及び供与	
奈良県土地開発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の復旧

## 第7 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
農業協同組合 森林組合 水産業協同組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保 斡旋 3. 県市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練 3. 奈良県災害福祉支援ネットワークの運営	1. 市町村災害ボランティアセンターの運営支援 2. 奈良県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣	

第1章 総則 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

金融機関			<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置</li> <li>2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置</li> </ol>
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難施設の整備</li> <li>2. 避難訓練</li> </ol>	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会議所 商工会		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物価安定についての協力</li> <li>2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工業者への融資斡旋実施</li> <li>2. 災害時における中央資金源の導入</li> </ol>
奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会		災害時等における棺及び葬祭用品の提供	
一般社団法人全国霊柩自動車協会		災害時等における遺体の搬送	
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時の要配慮者の宿泊受入れ</li> <li>2. 災害時の帰宅等困難者への支援</li> </ol>	
公益社団法人奈良県獣医師会		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時の被災動物の救護</li> <li>2. 災害時の被災動物飼養者への支援</li> </ol>	

## 第3節 奈良県の自然的・社会的条件

(防災統括室)

### 第1 位置

本県は、我が国の中央にあたる近畿地方の中央よりやや南に位置している。本県の北半分は近畿中央低区の一部となっており、北東から北西にかけて京都府、大阪府に接し、南西から南は和歌山県に、東は三重県に接している。

本県の四極は、次のとおりである。

東	東経	136度12分	宇陀郡御杖村神末
西	東経	135度33分	吉野郡野迫川村弓手原
南	北緯	33度52分	吉野郡十津川村竹筒
北	北緯	34度47分	生駒市高山

中央の経度は、東経135度52.5分で春日山、多武峰、上市、川合（天川村）、七面山、竹筒（十津川村）を通過し、中央緯度は北緯34度19.5分で五條、金峰神山（吉野町）、迫（川上村）を通過している。

### 第2 面積

本県の面積は、3,691.09k㎡で、全国総面積の約1%に相当し、都道府県中第40位である。

市町村中の最大、最小は次のとおりである。

最大	吉野郡十津川村	672.35k㎡
最小	磯城郡三宅町	4.07k㎡

十津川村は県総面積の18%にあたり奈良盆地の2倍以上の広さにあたる。

### 第3 地勢、地質

本県の地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地（吉野山地）と中央低地（北部低地）に分かれている。

北部低地帯は瀬戸内陥落地帯の東部にあたり、断層により陥落した地構盆地である奈良盆地を中心に、これを取りまいて生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなる。奈良盆地は南北約30km、東西約16km、面積約300k㎡で海拔40～60mの非常に平坦な沖積層からなっている。河川は盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、四周の河川を合して大和川となり、生駒金剛山脈を横断して大阪平野へ流出している。

大阪府と奈良県の府県境付近の大和川が大阪平野に抜けようとする狭窄部に「亀の瀬」と呼ばれる地区があり、明治以降3度（明治36年7月、昭和6～8年、昭和42年2月）にわたり大規模な地すべりが発生している。仮に同地区で地すべりが発生し、15mの高さでせき止められ、大和川が完全に閉塞した場合、奈良県側は総面積約600ha、4,700世帯以上の住民、650以上の会社、230ha以上の田畑が浸水

することになると予想されている（国土交通省近畿地方整備局ホームページより）が、平成25年12月現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が管理用道路等を除き完了している。

奈良盆地東側に隣接している大和高原地区は海拔400～500mの高原である。また、宇陀山地は竜門山塊の東に位置し、標高100m前後の複雑な丘陵地帯をなし、宇陀盆地と高見山麓及び室生火山群地帯とからなる。

南部山岳地帯は本県の南部一体を占める山岳地帯で、東は台高山脈を隔て三重県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野及び大和高原に接している。中央部は大峰山系によって十津川流域と、北山川流域とに分けられ、大台ヶ原、伯母ヶ峰、山上ヶ岳、大天井ヶ岳、武士ヶ峰、天辻峠を連ねる横断山脈によって吉野川流域と分水嶺をなしている。

なお、平成23年紀伊半島大水害では、県内約1,800か所で土砂移動現象が発生した。崩壊土砂量は紀伊半島全体で約1億 $\text{m}^3$ （東京ドーム80杯分）と推定されている。これは戦後の豪雨災害では最大の土砂量であり、そのうち約9割の8,600万 $\text{m}^3$ が県内で発生したと推定されている。

また、紀伊半島大水害では崩壊面積10,000 $\text{m}^2$ 以上、推定崩壊深10m以上等の深層崩壊が54か所発生した。「大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会」の調査結果からは、深層崩壊を含む大規模土砂崩壊は累積雨量が600mm～1,000mm超で発生し、降雨のピーク後にも崩壊が発生したことが分かっている。

## 第4 気象

### 1 気候の特徴

奈良県の気候は、温暖な内陸型気候であるが、地形特性から次のような3つの特徴がある。

- (1) 全般に風が弱く、風向分布にも顕著な地域性が見られる。台風をはじめ、いずれの気圧配置においても強風の出現は少ない。
- (2) 海岸線を持たないが海洋の影響を受け、温帯地帯としては世界的にも希な多雨地帯を有する。
- (3) 気温分布の地域差が大きい。

気象の諸要素を総合して地域を分類すると、①奈良盆地区、②生駒・金剛山地区、③大和高原・宇陀山系区、④吉野山岳区、⑤吉野川中流域区、⑥吉野南面区の6つの小気候区となる。

①奈良盆地区は、概ね温和であるが、海洋から隔たり、盆地であるため内陸型気候となっている。②生駒・金剛山地区は、標高が高いため、奈良盆地に比べ年間を通じて3～4℃低い。③大和高原・宇陀山系区は、内陸型気候であるが、④吉野山岳区に類似している。④吉野山岳区は、気温の較差が大きく、冬は厳しい冬山の様相となる。年降水量は太平洋の影響を受け2,000～5,000mmと多く、大台ヶ原山は日本でも有数の多雨地帯である。⑤吉野川中流域区は、夏の気温は奈良盆地と大差はないが幾分低く、冬は⑥吉野南面区に次いで温和であり、紀伊水道に向かって開けているため、下流になるにしたがい暖かくなる。⑥吉野南面区は、ほぼ北山川の河合より南及び十津川の

上野地より南の渓谷地で、冬の最低気温は奈良盆地より約1℃低いが、夏の最高気温が奈良盆地より約2℃低く、年較差は小さい。北山川と十津川流域では地形的特徴から降水状況が異なり、季節を問わず、南西気流の時は十津川流域の降水量が多く、南東気流の時は北山川流域の降水量が多くなる。

## 2 気象の特徴

### (1) 気温

気温は一般に緯度や標高などによって大きく差が現れる。また、海水温の影響を受けて変化する。しかし、奈良県は海に面しない内陸県であるため、主に標高や複雑な地形の影響による気温の分布を示している。

県内で最も気温の高い地域は、奈良盆地や紀ノ川(吉野川)流域などの低地部であり、年平均気温は14℃以上となっている。この地域から周辺の山地に向かって、標高が増すにしたがって気温が低くなっていく。一般的に気温は、海拔高度が100m高くなるにつれて0.5～0.6℃低くなる。

県南部はそのほとんどが山岳地であり、なかでも大台ヶ原山地、大峰山脈や伯母子山地では標高1,000m以上の高い山が連立しており、これらの山上では気温がかなり低いことが想像できる。その山間にある風屋(標高301m)と上北山(標高334m)は比較的気温が高い。これは、その地を流れる熊野川(十津川・北山川)に沿って、太平洋の暖流の影響が及んできているためである。

### (2) 風

奈良県は内陸県で、周囲を山で囲まれており、風が弱く風向分布にも顕著な地形性が見られる。

比較的平野部に恵まれた北部では、年間を通して概ね北よりの風が他の風向より多く、山岳地帯が多くを占める南部では、東及び西の風が多い。

局地的な強風の主なものとして、山越え気流が強風になったものと、河谷に沿って吹く強風とがあり、主に地形の複雑な東部山地、南部山岳地に多く発生する。その原因は台風、低気圧、前線、季節風などである。

代表的な局地風としては平野風がある。平野風とは、吉野郡東吉野村平野において発生する高見山からの吹き下ろしの強風で、低気圧や台風が南海上にあり、東風の吹きやすい気圧配置の時に現れ、県内のどの地点にも先んじて風速が強くなり、その継続時間も長いことが特徴である。その昔、農作物の被害が毎年甚大であったことから、地元では別名、貧乏風とも呼んでいる。

河谷に沿って吹く強風には、平野風のように固有名詞として知られるものはないが、風は一般に谷間に沿って吹きやすいため、被害をもたらすことがしばしばある。吉野郡上北山村西原の強風や、同郡天川村洞川の南よりの強風などが代表的なものといえる。

### (3) 降水量

奈良県は、北部には奈良盆地を中心とする大和平野があり、南部は標高1,000m以上の山地であるため、降水分布に大きな差がある。

奈良盆地を中心とする平野部では、年降水量が1,400mm以下で全国平均を下回る少雨地帯であるのに対し、南部山地では2,000mm以上の降水があり、特に南東部の大台ヶ原山地では5,000mm以上に達する日本屈指の多雨地帯となっている。

南北のコントラストがはっきりしているのが特徴である。

また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風または熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。

なお平成23年台風第12号では、8月30日18時から9月4日24時までの総降水量が紀伊半島の南東部を中心に広い範囲で1,000mmを超えており、一部の地域では2,000mmを超えた（国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では、30日夜から5日未明の間の総降水量が2,436mmと観測された）。本県において、過去およそ100年間で台風等によるそれまでの最大降水量は1,241mmであり、それをはるかに上回る降水量が記録された。

県北部においても、平成25年8月5日には奈良市半田開町で8月の観測史上最大となる時間雨量58.0mmが観測されたほか、平成30年7月29日に、奈良市付近で約100mm、天理市付近で約120mm、桜井市付近で120mm以上の1時間雨量が解析され、記録的短時間大雨情報が相次いで発表されるなど、近年、局地的大雨が多発する傾向にある。

## 第4節 奈良県の過去の災害

(防災統括室)

### 第1 奈良県の過去の災害

次の災害年表は、「奈良県の気象百年」（平成9年 奈良地方気象台発行）や、奈良地方気象台より提供された資料をもとに、平成7年（1995年）以前の災害については死者が発生したもの、平成8年（1996年）以降は、死傷者が発生していなくても、比較的大きな被害が発生した災害について掲載した。

県及び市町村は、このような過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、過去の災害についての資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

※県では、災害の歴史から学び、今後の教訓として活かすため、古くは江戸時代から、県内で被害が発生した様々な災害をわかりやすくまとめた「歴史から学ぶ 奈良の災害史」を平成26年度に作成した。

奈良県の気象災害(大正元年～令和4年)

発生日月	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
大正元年9月21日～ 9月23日	暴風雨害	強風、大雨(台風)	猛烈な台風が、22日午後10時に高知県足摺岬付近に上陸し、京阪以西に非常な猛威をふるった。県内の死者は、添上郡5名、生駒郡1名、磯城郡9名、高市郡14名、北葛城郡1名、南葛城郡4名、宇智郡1名、吉野郡15名、奈良市1名の合計51名となっている。また、大和風水害報文によると、春日神社境内及び奈良公園での吹倒木・吹折木は17,354本であった。総被害額は、298万6,098円にのぼった。	・期間降水量(21日10時～24日10時) 大台ヶ原 814.0mm 迫 414.0mm 菅野 383.5mm 小森 330.8mm 河合 285.7mm 奈良(油阪) 115.6mm 八木 144.8mm ・日最大風速(23日04時05分) 八木SSW 25.7m/s
大正6年9月28日～ 9月30日	水害	大雨、強風(台風)	台風が、30日夜遅く潮岬岬が洋上を東進して東海道へ進み、沼津(最低気圧:10月1日02時30分)付近に上陸した。奈良県は関東に比べて被害は僅少であるが、近隣府県に比べ桁外れの被害を受けた。雨量は県内平均的に降り、台風の襲来を受けるまでに各地は相当湿っていたため、被害が拡大した。県内の主な被害は、死者25名、行方不明5名、負傷者24名、家屋全壊35戸、半壊117戸、床上浸水3,341戸、床下浸水6,360戸等となっている。	・期間降水量(9月28日10時～10月1日10時) 洞川 454.7mm 菅野 434.5mm 小森 390.6mm 大台ヶ原 381.4mm 迫 355.4mm 寺垣内 346.7mm 奈良(油阪) 218.1mm 八木 311.7mm ・日最大風速(30日22時) 八木 NNW 9.7m/s
大正10年9月23日～ 9月25日	暴風雨害	大雨(台風)	台風は、25日23時30分潮岬の西方近距離の地点に上陸して、奈良、京都付近を経て26日03時敦賀付近から日本海へ出た。平坦部は特に風勢が猛烈で、山間部は雨勢の方が激烈であった。県内の主な被害は、死者5名、負傷者23名、建物被害21,142戸(家屋全壊342戸を含む)等。その他、樹木、稲、果実などに多大の被害を被った。	・期間降水量(23日10時～26日10時) 大台ヶ原 600.1mm 前鬼 537.0mm 河合 370mm 奈良(油阪) 82.1mm 八木 76.7mm ・日最大風速(26日02時20分) 八木 SSW19.7m/s
昭和5年7月30日～ 8月1日	水害	大雨(台風)	サイパン島の北西方で発生した台風が、八丈島の西を経て、7月31日未明伊勢湾口に達した。奈良県に及ぼす風力の影響は余りなかったが、豪雨となって河川が氾濫し、主として平坦部大和川流域で被害を受けた。県内の主な被害は、死者5名、行方不明2名、負傷者14名、全壊22戸、半壊81戸、流失42戸、浸水6,149戸、堤防決壊205カ所、道路損壊9,229間、橋梁流失135カ所、田畑浸水・流失3,668町歩、山林崩壊344カ所、鉄軌道被害9カ所等の上った。	・期間降水量(7月30日10時～8月2日10時) 洞川 559.5mm 榛原 522.0mm 上之郷 422.4mm 曾爾 377.5mm 鷲家口 337.8mm 上市 320.1mm 奈良(登大路町) 147.6mm 八木 219.9mm 日最大風速(31日11時) 八木 W 6.4m/s
昭和9年9月17日～ 9月21日	暴風雨害	強風、大雨 《室戸台風》	この台風は、日本に襲来したものの中では最大級であった。そのコースは、13日パラオ島の南東海上に現れ北西進して、19日夜半沖繩の南東海上で北から北北東に転向し、21日05時に室戸岬の西方に上陸して大阪湾に入り、07時50分に神戸の東方深江付近を経て大阪・京都を襲った。人的被害の大阪府の死者1,678名、行方不明210名、負傷者8,656名を始め、全国で死者2,702名、行方不明334名、負傷者14,994名の大惨事を被った。奈良県でも台風の中心経路に近く、全域で相当の被害を受けた。県内の主な被害は、死者11名、負傷者79名、家屋全壊643戸、半壊710戸、学校全壊5校、半壊3校、橋梁流失42カ所、道路損壊321カ所、堤防決壊47カ所等となっている。また、農作物被害は424万129円、損害見積額は710万9,742円に上った。	期間降水量(17日10時～22日10時) 大台ヶ原 452.0mm 寺垣内 383.0mm 河合 282.0mm 前鬼 264.6mm 入之波 236.9mm 小森 215.3mm 洞川 199.5mm 荒神岳 191.9mm 南日裏 178.7mm 菅野 176.8mm 迫 163.6mm 曾爾 125.8mm 奈良(登大路町) 41.8mm 八木 63.3mm 日最大風速(21日08時40分) 八木SSE 22.3m/s
昭和25年9月1日～ 9月3日	暴風雨害	強風、大雨 《ジェーン台風》	猛烈な台風が、室戸岬東方を通過し、徳島県南東端、淡路島南東端をかすめ、3日12時過ぎに神戸市垂水区付近に上陸した。このため、京阪神や四国、和歌山沿岸地方に大被害を与えた。人的被害は、大阪府の死者211名、行方不明49名、負傷者8,631名を始め、全国で死者336名、行方不明172名、負傷者10,930名、罹災者87万余名に及んだ。県内の主な被害は、死者1名、負傷者15名、家屋全壊151戸、半壊1,576戸、焼失9戸、床上浸水14戸、床下浸水122戸、非住家被害397戸、田流失・埋没25町、田冠水197町、畑流失・埋没27町、畑冠水117町、道路損壊144カ所、橋梁流失65カ所、堤防決壊1カ所、通信施設被害13カ所、電柱倒壊2,000本等の上った。	期間降水量(1日10時～4日10時) 大台ヶ原 850.9mm 河合 432.2mm 寺垣内 316.1mm 玉置山 271.1mm 上市 206.3mm 荒神岳 197.8mm 曾爾 178.0mm 榛原 133.5mm 奈良(肘塚町) 39.7mm 樺原 84.1mm 日最大風速(3日12時03分) 樺原 SSE 19.6m/s 日最大瞬間風速(3日12時20分) 樺原SSE 27.5m/s



発生日	災害名	異常気象名 (主たる要因)	被害概要	参考値
昭和28年7月17日～ 7月20日	水害	大雨 《停滞前線》	紀伊半島では前線が南北に振動し、その通過の際に雷を伴って局地的な豪雨となった。このため、特に、大塔、野迫川村では山崩れにより家屋が倒壊・埋没・流失して、死者27名(野迫川村20名、大塔村7名)を出すに至った。また、十津川村は増水して木材及び橋梁が流失し、至る所で崖崩れを生じた。一方、紀ノ川、大和川各支流も警戒水位を突破し、決壊寸前の状態になった。県内の主な被害は、死者31名、行方不明13名、負傷者30名、家屋全壊59戸、半壊117戸、流失169戸、一部破損1戸、床上浸水95戸、床下浸水1,385戸、非住家被害79戸、田流失・埋没165町、水田冠水1,483町、畑流失・埋没102町、畑冠水84町、道路損壊809カ所、橋梁流失231カ所、堤防決壊25カ所、山・崖崩れ530カ所、鉄軌道被害20カ所等に及んだ。	期間降水量(17日09時～21日09時) 前鬼 799.4mm 玉置山 648.6mm 荒神岳 615.0mm 河合 591.8mm 寺垣内 574.8mm 大台ヶ原 463.1mm 川上 276.9mm 洞川 247.2mm 上市 204.8mm 五條 203.5mm 南之庄 193.2mm 曾爾 187.4mm 榛原 162.0mm 八木 152.1mm 王寺 109.7mm 奈良 123.0mm
昭和28年9月22日～ 9月25日	暴風雨害	強風、大雨 《台風第13号》	台風は、25日15時に潮岬の東方20kmを通過し、17時過ぎに志摩半島を横断して、18時半頃知多半島に上陸した。暴風雨により、近畿・東海地方を中心に全国で死者393名、行方不明85名、負傷者2,559名の甚大な被害を被った。奈良県でも、台風の豪雨圏に入り全域で被害が続出した。特筆すべきは、最大1時間降水量が吉野郡上北山村河合123.4mm、大台ヶ原山頂117.7mmの記録的な短時間豪雨等で吉野川や北山川が氾濫した。また、奈良市内を流れる佐保川、吉城川、菩提川が増水し奈良市佐保、法蓮付近の民家1,300戸が濁水にのまれた。県内の主な被害は、死者8名、行方不明4名、負傷者26名、家屋全壊137戸、半壊533戸、流失103戸、一部破損2,341戸、床上浸水2,265戸、床下浸水8,536戸、非住家被害595戸、田流失・埋没619町、田冠水3,941町、畑流失・埋没303町、畑冠水466町道路損壊669ヶ所、橋梁流出430ヶ所、堤防決壊303ヶ所、山・崖崩れ1,373ヶ所、電柱倒壊448ヶ所、板塀倒壊1,503ヶ所、鉄軌道被害2ヶ所、船舶流出13隻等になった。	期間降水量(22日09時～26日09時) 大台ヶ原 1017.3mm 河合 748.2mm 前鬼 509.4mm 寺垣内 395.5mm 曾爾 376.2mm 玉置山 323.8mm 南之庄 316.7mm 荒神岳 291.9mm 榛原 235.6mm 多武峰 229.6mm 月ヶ瀬 208.3mm 松山 194.4mm 王寺 176.2mm 八木 167.9mm 五條 160.1mm 高田 154.3mm 三輪 148.2mm 奈良 163.6mm 日最大風速(25日18時00分) 奈良 NNW 21.4m/s 日最大瞬間風速(25日17時55分) 奈良 NNW 29.7m/s
昭和31年9月25日～ 9月27日	水害、強風害	大雨、強風 《台風第15号》	この台風は、25日に沖縄付近から北東進して、27日06時には潮岬の南西約80kmの会場を経て、関東方面に進んだ。このため、25日から県全域で大雨となり、桜井市山間部では土砂崩れのため2名が死亡するなど、県北平坦地を中心に被害が発生した。県内の主な被害は、死者2名、行方不明2名、負傷者2名、家屋全壊7戸、半壊4戸、一部破損45戸、家屋流失6戸、非住家被害18戸、床上浸水559戸、床下浸水3,642戸、堤防決壊7カ所、橋梁流失38カ所、道路損壊59カ所、山・崖崩れ54カ所、田流失・埋没10町、田冠水597町、畑流失・埋没8町、畑冠水92町、鉄軌道被害4カ所、通信施設被害4カ所、電柱倒壊3カ所等になった。	期間降水量(25日09時～28日09時) 前鬼 363.1mm 山上ヶ岳 294.0mm 川上 292.6mm 河合 291.7mm 荒神岳 272.5mm 寺垣内 270.4mm 大字陀 263.8mm 曾爾 255.1mm 八木 241.1mm 奈良 161.1mm 日最大風速(27日07時10分) 奈良 N 12.2m/s 日最大瞬間風速(27日06時57分) 奈良 NW 16.2m/s
昭和32年6月26日～ 6月27日	水害	大雨 《停滞前線、台風第5号》	台風が南シナ海を北上し、九州西岸に接近した。これに伴い、梅雨前線も26日15時頃から紀伊半島を北上して、活動が活発となった。主に県北部で、26日夜半過ぎから雨足が強まり、被害が発生した。県内の主な被害は、死者1名、負傷者1名、行方不明1名、家屋半壊2棟、一部破損2棟、非住家被害3棟、床上浸水116棟、床下浸水946棟、田流失・埋没1町、田冠水1,039町、畑冠水15棟、道路損壊25カ所、橋梁流失4カ所、堤防決壊5カ所、山・崖崩れ9カ所、鉄軌道被害4カ所等となっている。	期間降水量(26日09時～28日09時) 寺垣内 204.5mm 尾山 181.4mm 大淀 178.7mm 王寺 176.8mm 南之庄 175.8mm 前鬼 168.4mm 大字陀 153.6mm 玉置山 153.0mm 五條 105.0mm 八木 102.2mm 奈良 194.7mm
昭和33年8月24日～ 8月25日	水害、強風害	大雨、強風 《台風第17号》	台風が四国の南海上を北上して、25日17時30分頃に和歌山県白浜・御坊間に上陸し、奈良市西方を経て北陸方面に進んだ。このため、県南東部を中心に大雨が降った。被害は県全域で死者2名、行方不明6名、負傷者2名、家屋全壊5戸、半壊44戸、一部破損73戸、家屋流失5戸、非住家被害17戸、床上浸水95戸、床下浸水471戸、田流失・埋没6町歩、田冠水85町、畑流失・埋没4町歩、畑冠水75町歩、道路損壊118カ所、橋梁流失29カ所、堤防決壊5カ所、山・崖崩れ70カ所、通信施設被害44カ所等に及んだ。	期間降水量(24日09時～26日09時) 日出岳 780.0mm 河合 672.6mm 山上ヶ岳 636.0mm 荒神岳 318.5mm 曾爾 286.3mm 八木 147.6mm 奈良 129.9mm 日最大風速(25日19時00分) 奈良 ENE 18.7m/s 日最大瞬間風速(25日22時36分) 奈良 SSW 27.5m/s

発生年月日	災害名	異常気象名 (主要要因)	被害概要	参考値
昭和34年8月12日～ 8月14日	水害	大雨 《停滞前線、台風第7号》	12日から13日にかけて、本州の南海上に停滞する前線を、低気圧が東進してきて四国沖で停滞気味となった。一方、台風が13日朝に小笠原諸島を北上して、14日06時過ぎ東海道に上陸、中部地方を横断して日本海へ去った。このため、県南東部を中心に大雨となり、被害は全域で死者1名、家屋半壊5棟、流失3棟、一部破損2棟、床上浸水86棟、床下浸水2,780棟、非住家被害8棟、田冠水257ha、畑流失・埋没9ha、畑冠水20ha、道路破壊38カ所、橋梁流失52カ所、堤防決壊37カ所、山・崖崩れ65カ所、鉄軌道被害1カ所、通信施設被害42回線等になった。	期間降水量(12日09時～15日09時) 日出岳 593.0mm 前鬼 475.0mm 山上ヶ岳 451.0mm 河合 372.0mm 寺垣内 331.0mm 小原 303.0mm 十津川 300.0mm 川上 274.0mm 荒神岳 243.0mm 曾爾 238.0mm 八木 201.0mm 奈良 221.0mm
昭和34年9月23日～ 9月26日	暴風雨害	強風、大雨 《台風第15号 (伊勢湾台風)》	20日09時、エニウヱック島の西方海上で発生した弱い熱帯低気圧は、次第に発達しながら西から北西方向に進んで、21日21時には台風となった。台風は、その後も北西に進み、23日15時に中心気圧895hPa最大風速75m/sに発達して最盛期となった。この頃から、県南部を中心に大雨が降り始めた。その後、台風は次第に向きを北寄りに変え、26日18時には潮岬の西方から紀伊半島に上陸した。上陸後、奈良県・三重県の県境を通り、24時過ぎに富山市の東方から日本海に抜けた。この台風により、特に伊勢湾や紀伊半島沿岸は高潮・暴風・河川の氾濫を被り、人的被害は愛知県・三重県の死者4,312名、行方不明312名、負傷者36,136名をはじめ、全国で死者4,697名、行方不明401名、負傷者38,921名、罹災者153万余名という未曾有の惨禍を被った。奈良県でも被害は全域に及び、死者88名、行方不明25名、負傷者104名、家屋全壊795棟、半壊1,598棟、流失558棟、一部破損1,056棟、非住家被害653棟、床上浸水6,171棟、床下浸水4,054棟、田流失・埋没421ha、田冠水1,309ha、畑流失・埋没124ha、畑冠水666ha、道路損壊863カ所、橋梁流失381カ所、鉄軌道被害6カ所、通信施設被害118回線、木材流失16,679m <sup>3</sup> 、罹災者概数30,221名等になった。	期間降水量(23日09時～27日09時) 河合 881.0mm 前鬼 867.0mm 日出岳 826.0mm 山上ヶ岳 701.0mm 川上 671.0mm 十津川 656.0mm 高見 496.0mm 寺垣内 489.0mm 洞川 451.0mm 曾爾 443.0mm 七面山 40.0mm 小原 407.0mm 榛原 325.0mm 尾山 313.0mm 大淀 283.0mm 大宇陀 253.0mm 荒神岳 237.0mm 南之庄 212.0mm 八木 201.0mm 岡 199.0mm 陣ヶ峰 171.0mm 王寺 134.0mm 奈良221.0mm 日最大風速(26日17時05分) 奈良 ENE 23.3m/s 日最大瞬間風速 奈良 ENE 32.6m/s
昭和36年7月9日	落雷害、電害	雷 《雷雨(熱雷、界雷)、 太平洋高気圧、停滞 前線》	9日の日中はかなり気温が上昇したが、この日は北上していた前線が南下する気配をみせて、午後には近畿地方の所々で雷雲が発生した。奈良県では、夕方に磯城郡、宇陀郡、天理市等で降雷があり、そのうち天理市で1名が落雷により死亡した。また、各地の配電線に被害を与え停電した所もあった。	期間降水量(9日09時～10日09時) 榛原 51.0mm 南之庄 45.0mm 日最大1時間降水量(9日18時32分) 奈良 27.5mm 日最高気温(00時～24時)
昭和36年8月21日	落雷害	雷 《雷雨(界雷、熱雷)、 停滞前線》	関東の東海上の低気圧から西に延びる前線が、近畿地方を横切りゆつくりと南下した。このため、15時10分頃広陵町で落雷により1名が死亡、2名が負傷した。また、生駒町で浸水のため、電車が一時不通、奈良市で落雷のため2,500余戸が停電した。	期間降水量(21日09時～22日09時) 八木 57.0mm 王寺 26.0mm 田原本 15.0mm 日最高気温(00時～24時) 奈良 32.7℃
昭和36年9月14日～ 9月16日	暴風雨害	強風、大雨 《台風第18号 (第2室戸台風)》	6日21時、マーシャル諸島東部に発生した弱い熱帯低気圧は、西に進んで発達し、8日09時エニウヱック島の南方で台風となった。台風は、西北西進して12日09時に中心気圧890hPa最大風速75m/sに発達して最盛期となった。その後、14日に沖縄の東海上を北上し、15日09時に奄美大島を通過した頃から北東に向きを変えた。この頃から県南東部を中心に大雨となり、16日09時すぎには室戸岬の西方に上陸した。13時過ぎに神戸・大阪間に再上陸して、18時には能登半島東部に達した。この台風により、近畿地方や新潟県をはじめ、全国で高潮・暴風・大雨等により、人的被害は、死者194名、行方不明8名、負傷者4,972名に達し、罹災者は90万名を超えた。奈良県でも全域で死者6名、負傷者142名、家屋全壊362棟、半壊988棟、流失3棟、床上浸水91棟、床下浸水66棟、一部破損10,963棟、非住家被害2,470棟、田流失・埋没454ha、田冠水665ha、畑流失・埋没2ha、畑冠水124ha、道路損壊192カ所、橋梁流失34カ所、鉄軌道被害8カ所、通信施設被害864回線、木材流失1,510m <sup>3</sup> 等に及んだ。	期間降水量(14日09時～17日09時) 山上ヶ岳 642.0mm 前鬼 586.0mm 日出岳 531.0mm 寺垣内 79.0mm 河合 470.0mm 十津川 442.0mm 洞川 385.0mm 川上 346.0mm 荒神岳 299.0mm 高見 286.0mm 七面山 276.0mm 曾爾 270.0mm 南之庄 174.0mm 榛原 154.0mm 大淀 146.0mm 五條 125.0mm 尾山 89.0mm 八木 65.0mm 奈良 43.0mm 日最大風速(16日13時50分) 奈良 SSE 25.0m/s 日最大瞬間風速(16日13時41分) 奈良 SSE 42.4m/s

発生年月日	災害名	異常気象名 (主要要因)	被害概要	参考値
昭和36年10月26日～ 10月28日	水害	大雨 《閉塞前線、南岸低気圧、台風第26号》	26日から28日にかけて、台風が小笠原諸島を北上し三陸沖に達した。一方、26日03時に屋久島付近で低気圧が発生して北東に進み、27日朝には山陰中部に達し閉塞状態となった。また、27日21時ごろに紀伊半島沖で新たに低気圧が発生して、ゆっくり南東に進んだ。このため、県南東部を中心に大雨となった。県内の主な被害は、死者1名、負傷者1名、家屋全壊3棟、半壊2棟、一部破損12棟、非住家被害4棟、床上浸水17棟、床下浸水626棟、田流失・埋没31ha、田冠水771ha、畑冠水2ha、道路損壊89カ所、橋梁流失24カ所、堤防決壊6カ所、山・崖崩れ76カ所、通信施設被害3回線等となっている。	期間降水量(26日09時～29日09時) 日出岳 1241.0mm 川上 673.0mm 十津川 655.0mm 山上ヶ岳 649.0mm 河合 581.0mm 寺垣内 556.0mm 高見 526.0mm 洞川 478.0mm 前鬼 433.0mm 曾爾 391.0mm 南之庄 350.0mm 五條 175.0mm 奈良 176.0mm
昭和40年9月8日～ 9月10日	暴風雨害	強風・大雨 《台風第23号》	この台風は、10日08時に高知県安芸市付近に上陸し、兵庫県を経て日本海へ去った。県内各地で、特に風による被害が多かった。県内の主な被害は、死者1名、負傷者2名、家屋全壊3棟、床下浸水7棟、道路損壊6カ所、橋梁損壊3カ所、山・崖崩れ2カ所等となっている。	期間降水量(8日09時～11日09時) 日出岳 390.0mm 五條 84.0mm 奈良 62.0mm 日最大風速(10日11時50分) 奈良 S 20.0m/s 日最高瞬間風速(10日11時34分) 奈良 S 27.6m/s
昭和41年6月30日～ 7月2日	水害	大雨 《停滞前線、低気圧》	発達した低気圧が、1日夜から2日朝にかけて瀬戸内海沿いを東進した。このため、西日本付近の梅雨前線の活動が活発となり、大雨により主に大和川水系の各河川が増水した。県内の主な被害は、死者2名、住家一部破損1棟、非住家被害13棟、床上浸水26棟、床下浸水658棟、山・崖崩れ16カ所、道路損壊14カ所橋梁流失4カ所、鉄軌道被害1カ所、農業被害3,945ha等となっている。	期間降水量(30日09時～3日09時) 北今西 230.0mm 荒神岳 136.0mm 王寺 132.0mm 大和新庄 121.0mm 二津野 121.10五條 102.0mm 尾山106.0mm 奈良 120.0mm
昭和41年8月26日	落雷等	雷 《雷雨(熱雷)、寒気の移流》	26日は、太平洋高気圧に覆われ日射が強く、上層に寒気が移流して大気不安定となった。このため県西部を中心に発雷し、五條市では落雷により2名死亡した。	日最高気温(26日09時～27日09時) 五條 34.1℃ 期間降水量(26日09時～27日09時) 五條 25.0mm
昭和42年4月上・中	長雨害、 山・崖崩れ	長雨 《停滞前線》	4月の上旬・中旬は、前線が南岸沿いに停滞し、その前線上を時々低気圧が東進するなど、長期にわたって雨が降った。この長雨のため県内各地で崖崩れ(12カ所)が発生した。とくに13日朝、上北山村で崖崩れがあり、1戸が全壊して死者が1名となった。そのほか、4戸が半壊した。また、農業被害としては、毎にカビ病が発生した。	期間降水量(1日09時～21日09時) 寺垣内 388.0mm 二津野 329.0mm 白川 322.0mm 池原 320.0mm 十津川 290.0mm 五條 193.0mm 奈良 189.0mm
昭和44年7月4日～ 7月5日	水害	大雨 《停滞前線、低気圧》	4日から5日にかけて、本州付近に停滞する梅雨前線を次々と小さな低気圧が東進し、死者1名(十津川村で落石による)、家屋一部破損1棟、床下浸水77棟、田冠水8ha、山・崖崩れ45カ所、道路損壊50カ所、鉄軌道被害1カ所等であった。	期間降水量(4日09時～6日09時) 小坪瀬 320.0mm 伯母子岳 226.0mm 玉置山 217.0mm 十津川 208.0mm 八木 77.0mm 奈良 72.0mm
昭和45年7月4日～ 7月5日	水害、強風害	大雨、強風 《台風第2号》	台風は、5日昼前には四国の室戸岬沖を通過し、5日18時過ぎに白浜と潮岬間の紀伊半島に上陸、次第に衰えながら進路を北から北西方向に転じ、和歌山市付近から姫路市付近をへ得て兵庫県北西部から日本海へ抜けた。このため十津川村では作業員宿舎が倒壊して、死者1名が出たのをはじめ、県全域で、家屋全壊1棟、半壊4棟、一部破損8棟、非住家被害30棟、道路損壊7カ所、山・崖崩れ9ヶ所、通信施設被害1,810回線、また農作物被害や強風による果樹被害、倒木(奈良公園他)も発生した。	期間降水量(4日09時～6日09時) 薬師平 557.0mm 日出岳 545.0mm 竹の平 533.0mm 寺垣内 426.0mm 十津川 285.0mm 八木 25.0mm 奈良 39.0mm 日最大風速 奈良 ENE 17.0m/s 日最大瞬間風速 奈良 ENE 34.2m/s
昭和45年8月30日	落雷害	雷 《雷雨(熱雷)、台風第11号》	30日は、太平洋高気圧に覆われ晴れて気温が上昇した。また、朝鮮半島付近に台風があって西日本は大気の状態が不安定となり、午後になって県内各地で雷雨や雷雨があった。このため、富麻町では落雷により1名が死亡した。	期間降水量(30日09時～31日09時) 大和新庄 31.0mm 日最高気温(30日09時～31日09時) 大和新庄 35.3℃

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
昭和46年9月26日	水害	大雨 《台風第29号》	この台風は、26日13時頃に和歌山県白浜町と潮岬の間に上陸した後、紀伊半島の東岸沿いに進んだ。大雨による被害は県全域に及んだが、特に大宇陀、東吉野、十津川の山間部に集中した。県内の主な被害は、死者3名、行方不明8名、負傷者4名、家屋全壊3棟、半壊2棟、流失1棟、床上浸水69棟、床下浸水1,211棟、一部損失1棟、非住家損壊2棟、田流失・埋没2ha、田冠水47ha、畑流失・埋没1ha、畑冠水15ha、山・崖崩れ116ヶ所、道路損壊90ヶ所、堤防決壊17ヶ所、橋梁流失11ヶ所、鉄軌道被害2ヶ所等に上った。	期間降水量(26日09時～27日09時) 洞川217.0mm 風屋206.0mm 曾爾200.0mm 高見 195.0mm 大宇陀 110.0mm 八木 105.0mm 奈良 86.0mm 日最大風速(26日14時10分) 奈良NNW 9.8m/s 日最大瞬間風速(26日14時30分) 奈良NNW 15.8m/s
昭和47年7月9日～ 7月14日	水害	大雨 (停滞前線、南岸低気圧、日本海低気圧)	9日～14日にかけて、西日本付近に停滞する梅雨前線を弱い低気圧が次々と通過して、梅雨前線が南下・北上を繰り返した。このため、県全域で大雨となり、各地で水害が発生した。県内の主な被害は、死者1名、負傷者3名、家屋全壊1棟、半壊4棟、一部破損9棟、非住家被害2棟、床上浸水47棟、床下浸水544棟、田冠水411ha、畑冠水63ha、山・崖崩れ70ヶ所、道路損壊91ヶ所、堤防決壊16ヶ所、鉄軌道被害3ヶ所等に及んだ。	期間降水量(9日09時～15日09時) 三浦峠 457.0mm 小坪瀬 404.0mm 前鬼 381.0mm 風屋 348.0mm 生駒 299.0mm 荒神岳 297.0mm 王寺 217.0mm 八木 183.0mm 奈良 266.0mm
昭和50年9月23日	落雷害	雷 (熱雷、界雷) 《停滞前線》	オホーツク海にある発達した低気圧から伸びる寒冷前線が、関東地方から西に延びて停滞した。このため、大気が不安定な状態となり、天理市にあるゴルフ場で落雷により死者1名、負傷者1名の被害があった。	期間降水量(23日00時～24時) 奈良 31.5mm 日最高気温(23日12時00分) 奈良 29.8℃
昭和54年6月27日～ 6月30日	水害	大雨 《停滞前線》	日本海に停滞していた梅雨前線が南下して、西日本付近で活動が活発になり、大雨が降った。このため、特に県北部を中心に水害が発生し、死者1名、家屋全壊2棟、半壊5棟、床上浸水17棟、床下浸水2,670棟、道路損壊268ヶ所、河川損壊348棟、橋梁損壊2ヶ所、鉄軌道被害1ヶ所等の被害があった。また、農林業被害は県全域で9億7,620万円に上った。	期間降水量(27日00時～30日24時) 針 303.0mm 田原本 264.0mm 荒神岳 244.0mm 風屋 244.0mm 上野地 239.0mm 大宇陀 226.0mm 五條 235.0mm 奈良 292.0mm
昭和57年7月31日～ 8月3日	水害	大雨 《台風第10号、停滞前線、南岸低気圧》	台風第10号は、7月24日03時マーシャル諸島付近で台風となり、8月2日00時に渥美半島西部に上陸して、2日05時頃には能登半島から日本海へ抜けた。一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。このため、7月31日夜半から台風全面の停滞前線も活発化して、大雨に続く大雨で地盤が緩み、県全域で被害が拡大した。県内の主な被害は、死者10名、負傷者12名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟、耕地流失・埋没10.4ha、耕地冠水894ha、道路損壊88ヶ所、橋梁損壊5ヶ所、鉄軌道被害15ヶ所、山・崖崩れ528ヶ所、堤防決壊2ヶ所、通信施設被害942回線、木材流失18m <sup>3</sup> に及んだ。また、農業被害43億1,500万円、水業被害5,800万円、林業被害4億5,700万円に上った。	期間降水量(7月31日00時～8月3日24時) 日出岳 1078.0mm 上北山 736mm 高見 620.0mm 山上ヶ岳 505.0mm 曾爾422.0mm 玉置山 428.0mm 大宇陀 415.0mm 針 412.0mm 当麻 414.0mm 壺阪 382.0mm 五條 368.0mm 田原本 349.0mm 奈良 342.0mm 日最大風速(2日03時30分) 奈良 S 6.7m/s 日最大瞬間風速(2日01時30分) 奈良 W 16.0m/s
昭和58年9月7日	落雷害	雷 (界雷、熱雷) 《寒冷前線》	日本海中部を低気圧が東進し、この低気圧から延びる寒冷前線が奈良県を通過して、所々で雷雨が発生した。15時15分頃、奈良市の高畑町の大学のグラウンドに落雷があり、練習中のラグビー部員が1名死亡、1名重体の被害があった。	日最大1時間降水量(7日16時20分) 奈良 26.0mm 日最高気温(7日16時20分) 奈良 30.3℃
平成8年4月1日～ 4月22日	凍霜害	霜	4月上旬の奈良の平均気温は8.0℃で平年より3℃低く、五條市では上旬の平均気温が7.5℃で平均に比べ3.8℃低くなった。この影響により、柿の産地である五條市や西吉野村では凍霜害が発生し、吉野地区では栽培樹木面積の約30%(約90ha)、五條市野原・生子・下之地区では水田から転作した地域では約100%の被害が出た。	・日最低気温 4日 5時51分 奈良-1.1℃ 13日 5時 大宇陀-3.9℃

発生年月日	災害名	異常気象名 (主要要因)	被害概要	参考値
平成9年7月25日～ 7月31日	大雨害 強雨害 強風害	台風第9号	25日に四国の南海上をゆっくり北上。26日17時過ぎに中型で強い勢力を保ち徳島県阿南市付近に上陸。27日1時すぎに出雲市付近から日本海に抜け停滞。 28日6時45分に弱い熱帯低気圧に変わった後、東南東進して東海沖で停滞。南部を中心に大雨続く。 住家被害3棟、非住家被害2棟、床下浸水1棟、山・崖崩れ3ヶ所、道路損壊2ヶ所。	・総降水量 日出色 995mm、上北山801mm、山上ヶ岳593mm、風屋559mm ・日最大降水量(26日) 日出色 734mm、上北山627mm、山上ヶ岳450mm、風屋436mm ・1時間最大降水量 26日14時 日出色 53mm 26日10時 上北山 45mm 26日15時 高見 42mm 26日12時 曾爾 41mm ・最大瞬間風速 26日14時4分 奈良23.5m/s
平成10年8月23日	大雨害 落雷害	暖気の移流 雷雨(熱雷) 日本海低気圧	23日は、太平洋高気圧の圏内となって晴れて気温が上昇したが、前線を伴った低気圧が朝鮮半島北部へ進んできて、この低気圧に向かい南海上から暖湿気が流入して大気が不安定となった。 このため、夕方頃に積乱雲が急速に発達して、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となった。 被害状況は 床上浸水6棟、床下浸水28棟、停電2,300軒。	・日最大降水量(23日) 田原本 73mm、天辻 43mm、奈良30mm、大宇陀26mm、吉野24mm、當麻 21mm ・日最大1時間降水量 23日18時 田原本 62mm 23日17時 天辻 28mm 23日17時30分 奈良 27.5mm 23日17時 大宇陀 17mm 23日18時 当麻 13mm 23日16時 吉野 9mm ・日最高気温 23日14時 五條35.1℃ 23日13時30分 奈良33.2℃ 23日14時 大宇陀31.9℃
平成10年9月22日	強風害 大雨害	台風第7号	17日21時フィリピンのルソン島の西の海上で発生した台風第7号が、22日に四国の南海上を北上して、同日13時過ぎに中型で強い勢力を保ち、和歌山県北部(御坊市付近)に上陸した。 上陸後、台風は次第に速度を速めながら、北北東進し、14時に大阪市の南約30kmの地点、15時に彦根市の南西約30kmの地点、18時に富山市付近を経て日本海に抜けた。 この台風により、奈良地方気象台では統計開始(1953年5月)以来第3位(37.6m/s)の日最大瞬間風速を記録した。 被害状況は、死者2人、負傷者87人、非住家被害1,803棟、住家全壊52棟、住家一部損壊9,979棟、床上浸水1棟、床下浸水36棟、道路損壊68ヶ所、橋梁流失3ヶ所、山・崖崩れ77ヶ所。農業関係は、農作物135億6,800万円、生産関係施設43億3,800万円、農地・農業施設2億4,000万円、畜産10億4,300万円。林業関係は、林道被害も合わせると61億円。	・日最大瞬間風速 22日15時33分 奈良37.6m/sw ・日最大風速 22日15時 大宇陀 16m/s SW 22日15時 奈良 13.1m/s SSW 22日15時 五條 13m/s SW 22日15時 針 12m/s S 22日14時 風屋 12m/s S 22日14時 上北山 6m/s NNW ・日最大降水量 22日 風屋 151mm 22日 上北山 145mm 22日 玉置山 138mm 22日 山上ヶ岳 124mm 21日 曾爾97mm 22日 吉野84mm ・日最大1時間降水量 22日13時 上北山 40mm 22日13時 山上ヶ岳 35mm 22日13時 風屋 31mm 22日16時 奈良 27mm
平成11年8月9日～ 8月11日	浸水害 山がけ崩れ害	熱低(台風以外) 暖気の移流	熱帯低気圧が、9日は伊豆諸島付近を北上し、10日には東海沖を西進して伊豆半島に進み、11日は近畿地方をゆっくりと北上した。特に、11日の明け方頃は、熱帯低気圧の北上に伴い、南海上から暖かく湿った空気が流入し、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となった。 県北部で、床上浸水12棟・床下浸水52棟・山がけ崩れ2ヶ所・鉄軌道被害1ヶ所・通行止め11路線13区間等の被害があった。	・日最大1時間降水量 11日4時 五條 38mm 11日5時 奈良 26mm 11日3時 吉野 25mm 11日5時 大宇陀 24mm 11日5時 田原本 19mm 11日8時 針 18mm 11日2時 当麻 15mm ・期間降水量 奈良149.5mm、針134mm、大宇陀123mm、五條140mm、吉野124mm、田原本110mm
平成11年9月21日	洪水害 浸水害 落雷害 強雨害	雷(熱雷を除く) 台風第18号 停滞前線	21日は、宮古島付近を北東進する台風第18号の影響で、南海上から暖かく湿った空気が流入し、西日本付近に停滞する秋雨前線の活動が活発化した。特に、昼過ぎから夕方にかけては、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となり、奈良地方気象台では1時間降水量の最大75mmを観測した。これは、観測開始(1953年5月)以来の、最大値更新となった。 県北部で、河川損壊1ヶ所・床上浸水139戸・床下浸水210戸・車両水没30台等の被害があった。	・日最大1時間降水量 21日14時50分 奈良 75mm 21日14時 田原本 29mm ・日降水量 奈良82mm、五條26mm、田原本43mm、針22mm
平成12年5月13日	浸水害 強雨害 落雷害	雷雨(熱雷) その他(低気圧) 寒気の移流	5月13日は、寒気を伴った低気圧が黄海から九州付近へゆっくりと近づき、西日本の上空約5500m付近には-18℃以下の、この時期としては強い寒気が流入した。また、奈良県では、昼過ぎから一時日が射して、気温が上昇した。このため、大気の状態が不安定となって、奈良市付近では夕方から宵の内にかけて雷・ひょうを伴う短時間強雨となり、奈良地方気象台で日最大1時間降水量79mmを観測した。これは、観測開始以来の最大値更新となった。 奈良市で、床上浸水5棟・床下浸水109棟の被害があった。	・日最大1時間降水量 13日18時48分 奈良 79mm 13日18時 五條 10mm 13日21時 針 10mm ・日降水量 奈良84.5mm、五條11mm、大宇陀3mm、針18mm、曾爾3mm ・日最高気温 13日15時11分 奈良 26℃ 13日16時 五條 25.4℃ 13日15時 上北山 23.7℃ 13日14時 大宇陀 23.5℃ 13日15時 風屋 23.4℃ 13日16時 針 21.2℃

発生年月日	災害名	異常気象名 (主要要因)	被害概要	参考値
平成12年7月4日	洪水害 浸水害 強雨害 落雷害 ひょう(あられ)害	雷雨(熱雷) 気圧の谷(500hPa) 寒気の移流	7月4日は、高気圧の圏内で薄雲が広がっていたが、屋過ぎまでは晴れて、気温が上昇した。一方、西日本の上空約5800m付近(500hPa)には、気圧の谷の通過と-10℃以下この時期としては強い寒気が流入した。このため、次第に大気の状態が不安定となり、夕方から宵の内にかけて、県北部を中心に雷・ひょうを伴う短時間強雨となり、奈良地方気象台で日最大1時間降水量37mmを観測した。 奈良県北部で、床上浸水188棟、床下浸水1,212棟、道路損壊29ヶ所、河川損壊20ヶ所、山がけ崩れ3ヶ所、鉄道不通1ヶ所、電話不通2,900世帯、建物被害2ヶ所、橋梁損壊1ヶ所、田冠水6.5ha、畑冠水2ha等の被害があった。	・日最大1時間降水量 4日18時 針 51mm 4日13時 上北山 37mm 4日19時6分 奈良 37mm 4日17時 大宇陀 5mm ・日降水量 針80mm、奈良42.5mm、大宇陀8mm、上北山43mm、日出岳12mm、天辻4mm ・日最高気温 4日14時 五條 34.3℃ 4日13時4分 奈良 33.2℃
平成13年8月20日～ 8月22日	強風害 浸水害 山がけ崩れ害	台風第11号	平成13年8月14日21時、フィリピンの東海上で発生した熱帯低気圧が北東へ進み、マリアナ諸島の北の海上で台風11号となった。台風は、発達しながら日本の南海上を北西に進み、21日3時には四国の南海上から北東へ向きを変え、勢力を弱めながら、同日19時過ぎに和歌山県南部の串本町付近に上陸した。また、台風は上陸後、比較的遅い速度で東北東へ進み、22日2時頃に三重県中部から海上に出た後、日本の南岸沿いを進み、23日9時に北海道で温帯低気圧となった。 8月22日16時現在の集計では奈良県全域で、軽傷2名、住家一部損壊6棟、床下浸水1棟、堤防破損1ヶ所、山がけ崩れ2ヶ所、道路損壊11ヶ所、道路通行止め36ヶ所、停電12,730戸等の被害があった。また、22日12時現在の集計では、農作物被害8,413万円、農地・農業用施設被害8,540万円、畜産関係被害1,000万円等となった。	・日最大風速 21日20時 五條 10m/s N 21日11時30分 奈良 7.3m/s NE 21日13時 上北山 4m/sNNE ・日最大瞬間風速 20日19時27分 奈良 23.1m/s E ・日最大1時間降水量 21日10時 日出岳 56mm 21日11時 上北山 56mm 22日1時36分 奈良 11mm ・期間降水量 日出岳932mm、風屋403mm、上北山617mm、奈良82mm
平成15年8月7日～ 8月9日	強風害 浸水害 山がけ崩れ害 強雨害	台風第10号	8月3日15時にフィリピンの東海上で発生した台風第10号は強い勢力を保ちながら、8日朝には九州の東海上を北東進んで、同日21時30分頃、高知県室戸市に上陸した。その後、北北東進んで9日3時には西宮市に再上陸した。その後、加速しながら近畿地方を北東に進み、同日12時には金沢市付近を通過し、東北地方を経て、10日6時に北海道の千島近海で温帯低気圧となった。 この台風の影響で、奈良県では8日午後から9日の朝にかけて風雨が強まり、奈良で9日7時14分に南の風20.5m/sの最大瞬間風速を記録した。また、県南部の日出岳・上北山・山上ヶ岳では降り始めからの総降水量が400mmを超えた。 奈良県では、この台風による強風や大雨により、県下で住家の一部破損3棟、床下浸水1棟、非住家の被害3棟、山がけ崩れ4ヶ所、道路の損壊9ヶ所などの被害が発生した。また、農業関係の被害状況は、強風のためビニールハウスが崩壊して、ハウレンソウが20.5haで4,812万円の大きな被害が発生した。この台風による農作物や農業用施設などに1億4,000万円、林業関係では林道20路線33ヶ所で路肩崩壊により1億5,000万円の被害となった。	・総降水量 7日16時～9日24時 78.5mm ・日降水量 9日 44mm ・日最大1時間降水量 9日5時28分～6時28分 19mm ・日最大風速 9日7時10分 8.5m/s S ・日最大瞬間風速 9日7時14分 20.5m/s S
平成16年5月13日	浸水害 強雨害 山がけ崩れ害	暖気の移流 寒冷前線	前線を伴った低気圧が日本海を東北東に進み、低気圧から延びる寒冷前線が夕方から夜遅くにかけて奈良県をゆっくりと通過した影響で、低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、北部の一部で夕方から宵の内にかけて短時間強雨となった。 この大雨により、山がけ崩れ8件が発生し、床下浸水102棟の被害が出た。	・期間降水量 13日 奈良 77mm ・日最大降水量 奈良 77mm、針77mm ・日最大1時間降水量 13日18時11分まで 奈良 44.5mm
平成16年8月4日～ 8月5日	強風害 浸水害 強雨害 山がけ崩れ害	台風第11号	平成16年8月4日12時に潮岬の南海上で発生した台風第11号は北西に進み、同日22時半頃徳島県阿南市付近に上陸した。さらに北上を続け、5日1時頃、兵庫県相生市付近に再上陸した。その後、日本海を北上し、同日6時に熱帯低気圧に変わった。この台風の影響で、奈良県では、4日夕方から5日昼前にかけて県南部を中心に猛烈な雨となった。 この台風による大雨で下北山村と室生村で民家2棟が土砂崩れなどにより一部破損したのをはじめ、上北山村や御杖村などで床下浸水9棟、県内で合わせて3,630戸の停電被害が発生した。農業関係の被害状況は、大雨による冠水のためハウレンソウに7.2ha(被害総額約3,140万円)、農地や農業施設で1億5千万円の被害が出た。林業関係では、上北山村と下北山村を中心に林道被害が44路線(103ヶ所、被害総額2億7千万円)、上北山村と下北山村を中心に曾爾村・御杖村・東吉野村などで林地被害48ヶ所(被害額約27億2,700万円)の甚大な被害となった。	・期間降水量 4日～5日 奈良 35mm 上北山734mm ・日最大降水量 5日 奈良28.5mm、上北山540mm ・日最大1時間降水量 5日2時8分まで 奈良 11.5mm 5日7時40分まで 上北山 81mm

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
平成17年12月22日	積雪害 その他(雪害)	寒気の移流 大陸高気圧	12月22日、強い冬型の気圧配置となった影響で、県内の所々で積雪となった。この雪の影響で、転倒や交通事故により奈良市で負傷者12名をはじめ、県内で負傷者18名が出た。また、奈良市の一部や生駒市、平群町の計約9万1千世帯が一時停電した。	・積雪 奈良市 3cm
平成18年8月22日	強雨害 浸水害 落雷害	雷雨(熱雷を除く) 寒気の移流	台風第10号から変わった熱帯低気圧が日本海を北東進した影響で、日本海に非常に暖かく湿った空気が入り込んでいた。また、上空には弱い寒気があり、大気の状態が不安定となっていた。奈良県では22日の朝のうちからよく晴れて気温も上昇し更に大気の状態が不安定となった。そのような状況の中、北陸から中国地方にかけて線状の発達した雨雲がゆっくり南下した影響で、昼過ぎから宵のうちにかけて県北西部を中心に雷を伴った短時間強雨となった。この大雨により、桜井市三輪などで床上浸水12棟、床下浸水180世帯の被害が発生し、天理市柳本町で19棟が床下浸水するなどの被害が発生した。	・期間降水量 22日 大宇陀41mm ・日最大降水量 大宇陀41mm ・日最大1時間降水量 22日14時40分まで 大宇陀37mm ・日最高気温・平年差 22日13時38分 奈良35.2℃(+2.8℃)
平成19年7月17日	浸水害 山がけ崩れ害 強雨害	暖気の移流その他 (低気圧)	日本海には低気圧があり、近畿地方ではその前面で大気の状態が不安定となり、16日から17日にかけて奈良県北西部を中心に大雨となった。奈良県北部の広い範囲で、浸水被害が発生した。奈良県では平成12年以來の1000棟規模(床上浸水97棟、床下浸水967棟)の浸水被害となった。また、北西部を中心にがけ崩れや道路冠水等が発生した。	・期間降水量 16日～17日 奈良 53.5mm 葛城 129mm ・日最大降水量 16日 奈良33mm 17日 葛城73mm ・日最大1時間降水量 16日0時13分まで 奈良22.5mm 17日1時20分まで 葛城50mm
平成20年7月8日	浸水害 山崩れ害	雷雨 気圧の谷 寒気移流	上空に寒気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、激しい雷雨が発生した。雷雨により1時間50～110mm(解析雨量)の強雨があり、住宅の浸水(床上浸水1棟、床下浸水97棟)と道路冠水10ヶ所及び崖崩れ5ヶ所の被害が発生する。落雷によるとみられる停電が最大で約2,900戸であった。	・期間降水量 奈良17mm、田原本51mm ・日最大降水量 奈良17mm、田原本51mm ・日最大1時間降水量 8日8時58分まで 奈良 10mm 8日9時37分まで 大宇陀 22.5mm
平成21年8月10日～ 8月11日	山がけ崩れ害 浸水害	台風第9号	台風第9号が10日午後から11日午前中にかけて紀伊半島沖を北東に進んだため、大雨となった。床上浸水5棟、床下浸水125棟の被害が発生した。	・期間降水量 10日～11日 奈良18.5mm 日出岳182mm ・日最大降水量 10日 日出岳136.5mm ・日最大1時間降水量 10日12時36分まで 風屋62mm
平成21年10月5日～ 10月8日	浸水害 強風害 洪水害 山がけ崩れ害	台風第18号 停滞前線	西日本の南岸には前線が停滞し、また、7日から8日にかけて、台風第18号が紀伊半島の南東岸に沿って進んだため、県内各地で強風を伴った大雨が降った。これらの影響で次のような被害が発生した。床上浸水3棟、床下浸水26棟、倉庫浸水1棟、家屋損壊7軒、非住家損壊2軒。道路破損:名阪国道・明日香村道法面崩落、土砂流出17ヶ所、崩土11ヶ所、陥没1ヶ所、冠水5ヶ所。橋梁流出:東吉野村の村道国庫小川線小池内。がけ崩れ24ヶ所。農業被害:農作物など1,101.63ha。文化財被害:11件(法隆寺五重塔相輪の風鐸の舌が1個落下など)	・最大瞬間風向・風速 8日1時37分 奈良 北北東19.4m/s 8日5時13分 五條 北西25m/s ・期間降水量・平年比 5日～8日 奈良123mm(687%) 日出岳374mm ・日最大降水量 7日 奈良 55.5mm 日出岳 204mm ・日最大1時間降水量 8日3時44分まで 曾爾57.5mm
平成22年7月13日～ 7月15日	山がけ崩れ害 その他(雨害)	梅雨前線 暖気の移流	山陰沖で停滞する梅雨前線に向かって、南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、雨が断続的に降り続いた。奈良市中町でがけ崩れが発生し住家に土砂が流入、住民1名が軽傷を負い、建物の一部が損壊した。また、三郷町の山間部で崩土、五條市で小学校のグラウンドの一部が法面崩落、桜井市では民家や神社の裏山各1ヶ所で崩土、市道の路肩崩壊が3ヶ所、奈良市の民家の裏で崩土1ヶ所が発生し、大淀町で山の法面や民家の裏山等で崩土4ヶ所、11時ごろには倒木で高圧線が断線し、約70軒が停電した。	・期間降水量 13日～15日 奈良 120.5mm 玉置山 148.5mm ・日最大降水量 14日 奈良 87.5mm ・日最大1時間降水量 14日4時39分まで 奈良 32.5mm

発生年月日	災害名	異常気象名 (主要要因)	被害概要	参考値
平成23年8月30日 ～9月5日	山がけ崩れ害 (深層崩壊含む) 河道閉塞による水害 その他(雨害)	台風第12号	台風第12号が発達しながらゆっくりと北上し、8月30日には中心気圧965hPa、最大風速35m/sの大型で強い台風となった。この台風は大型で動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が紀伊半島に流れ込み、山沿いを中心に広い範囲で過去に例のない記録的な大雨をもたらした。 県内の主な被害は、死者15名、行方不明者9名、重傷者5名、全壊49棟、半壊71棟など。 また、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生した。 この台風による災害は「国・三県(奈良県・三重県・和歌山県)合同対策会議」において「紀伊半島大水害」を統一の名称として使用していくことが三県より提案され、現在、この名称が広く使用されている。	期間降水量 8月30日～9月5日 上北山 1,808mm (年間平均2,713mm) 風屋 1,358mm (年間平均2,314mm) 大台ヶ原(国道交通省設置雨量計) 2,436mm
平成24年6月21日 ～6月22日	浸水害 山がけ崩れ害	大雨(梅雨前線)	西日本の南海上にある梅雨前線が西日本南岸まで南下し、梅雨前線を低気圧が東進したことにより、奈良県では21日朝から雨が降り始め、22日未明を中心に大雨となり、22日朝まで雨が続いた。 斑鳩町の男性が避難の際に自宅で転倒し救急搬送。足の骨を折るだけ。 大和高田市で22日未明に住家の床下浸水25棟。安堵町で住家の床下浸水1棟。	日最大降水量 21日 奈良 74.5mm 21日 風屋 97.5mm 最大1時間降水量 22日2時8分まで 奈良 22.5mm 22日5時51分まで 葛城 28.0mm
平成24年9月30日	浸水害 山がけ崩れ害 強風害	台風第17号	台風第17号が四国沖から潮岬付近を通過し北東進した。奈良県では台風接近に伴い9月30日午後を中心に断続的に雨が降り続いた。降り始めの9月29日12時から30日24時までの総雨量は、奈良県上北山村上北山で257.0ミリを観測する大雨となった。 法隆寺では、五重塔(国宝)の装飾具の青銅製部品「舌」1個が落下、また築地塀が「東院大垣」「西院大垣」は計3か所が最大幅3.6m高さ45cmにわたりはがれ落ちた。五條市では、国指定天然記念物「二見の大ムク」(樹高約30m)の枝(長さ10m)が根元から折れた。	日最大瞬間風速 30日 15時9分 奈良13.1m/s NNE 30日 15時37分 五條20.6m/s N 日最大降水量 30日 奈良 97.5mm 30日 上北山 257.0mm 1時間降水量 30日16時17分まで 奈良 31mm 30日16時5分まで 上北山 51.5mm
平成25年6月25日～ 6月26日	浸水害 山がけ崩れ害	大雨(前線停滞)	西日本に梅雨前線が停滞し、前線の低気圧が発達しながら近畿地方を通過した。そのため、奈良県では25日夜遅くから雨が降り、26日日中を中心に大雨となった。 大和高田市で床下浸水2棟、床下浸水42棟をはじめ、桜井市や葛城市でも浸水被害が発生。	日最大降水量 26日 奈良 90.0mm 26日 五條 111.5mm 最大1時間降水量 26日10時3分まで 奈良 16.0mm 26日11時19分まで 五條 36.0mm
平成25年8月5日	浸水害 山がけ崩れ害	大雨(暖気の移流)	暖かく湿った空気が流れ込んでおり、強い日射の影響で大気の状態が不安定となった。このため、雲が広がり局地的に雷を伴った非常に激しい雨が降った。アメダスでは、降り始めの8月5日12時から8月5日18時までに奈良市半田開町で58.0ミリ、曾爾で46.0ミリ、田原本で41.5ミリ、葛城市寺口で27.0ミリ、吉野で18.0ミリを観測した。また、奈良市半田開町では5日15時22分までの1時間に58.0ミリ(8月の観測史上1位)を観測した。	日最大降水量 5日 奈良 58.0mm 最大1時間降水量 5日15時22分まで 奈良58.0mm 最大10分間降水量 5日14時47分まで 奈良 27.0mm
平成25年9月15日～ 9月16日	浸水害 山がけ崩れ害	大雨(台風第18号)	小笠原近海で発生した台風第18号が大型の勢力を保ったまま北上した。この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、奈良県では大雨となった。アメダスでは、降り始めの9月14日22時から9月16日13時までに上北山で548.0ミリ、天川で534.5ミリ、曾爾で464.0ミリ、玉置山で395.5ミリ、風屋で369.0ミリの総雨量を観測した。また、吉野では15日の日降水量216.0ミリ(観測史上2位)を観測した。 (人的被害)重傷1名(明日香村)(崩土撤去作業中に骨折) (住家被害)一部損壊14棟、床上浸水19棟、床下浸水93棟	日最大降水量 15日 奈良 98.0mm 15日 上北山 542.5mm 最大1時間降水量 16日5時25分まで 奈良 35.0mm 15日22時22分まで 上北山64.0mm
平成26年8月9日～ 8月10日	強雨害 浸水害	台風第11号	7月29日にマリアナ諸島近海で発生した台風第11号は、フィリピンの東海上を発達しながら進み、強い勢力となって日本の南海上をゆっくりと北上した。8月10日6時過ぎに高知県安芸市付近に上陸し、その後も四国地方をゆっくり北北東に進み、10日10時過ぎに兵庫県赤穂市付近に再上陸、近畿地方を北北東進して10日14時前に日本海に抜けた。なお、奈良県には10日10時頃最接近した。アメダスでは、降り始めの8月8日15時から8月11日5時までに吉野郡上北山村上北山で548.0ミリ、吉野郡十津川村風屋で475.0ミリ、吉野郡十津川村玉置山で470.5ミリ、吉野郡下北山村下北山で456.5ミリ、吉野郡天川村天川で430.5ミリの総雨量を観測した。また、吉野郡吉野町吉野では9日の日降水量261.5ミリ(観測史上1位)を観測した。 (住家被害)一部破壊1棟、床上浸水2棟、床下浸水69棟	日最大降水量 9日 奈良 134.5mm 9日 吉野 261.5mm 最大1時間降水量 9日7時47分まで 奈良 27.5mm 9日12時27分まで 吉野 35.5mm



発生日月	災害名	異常気象名 (主要要因)	被害概要	参考値
平成26年10月5日～ 10月6日	強雨害 浸水害	台風第18号	9月29日15時にトラック諸島近海で発生した台風第18号は、発達しながら日本の南海上を北上し、大型で非常に強い勢力で南大東島の近海を通過して10月5日には九州の南海上に達した。台風は、その後、進路を東寄りに変え、大型で強い勢力を維持したまま潮岬の南を通過して、10月6日8時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸した。台風は速度を速めながら東海地方及び関東地方を北東に進み、6日21時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。台風と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本太平洋側を中心に大雨となった。また、沖縄・奄美と西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風となり、猛烈なしけとなった。 (人的被害)重傷1名(香芝市)(強風により転倒し骨折)	日最大降水量 6日 奈良 35.0mm 6日 十津川 102.5mm 最大1時間降水量 6日5時40分まで 奈良 9.5mm 6日3時52分まで 十津川 37.0mm
平成27年7月16日～7 月18日	強雨害 浸水害	台風第11号	7月4日にマーシャル諸島付近で発生した台風第11号は、太平洋上を発達しながら西へ進み、フィリピンの東で進路を北よりに変え、15日、大型で非常に強い勢力となった。16日、大型で強い勢力のまま日本の南をゆっくりと北上し、23時ごろに高知県室戸市付近に上陸した。その後、勢力は弱まったが四国地方をゆっくりと北上し、17日6時過ぎに岡山県倉敷市付近に再上陸した。中国地方を北上して、17日午後には日本海へ進んだ。大阪管内では、この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、四国地方や紀伊半島を中心に大雨となったほか、各地でこの台風による暴風が観測された。降り始めの7月15日13時から18日13時までの総雨量は、奈良県吉野郡上北山村上北山で745.5mmを観測するなど記録的な大雨となった。 (人的被害)軽傷1名(桜井市)(自転車での転倒で骨折) (住家被害)半壊1棟、一部破損1棟、床上浸水1棟、床下浸水1棟	日最大降水量 17日 奈良 30.0mm 16日 天川 269.0mm 最大1時間降水量 17日23時09分まで 奈良 8.5mm 16日19時06分まで 天川 38.5mm
平成27年7月19日	地すべり	台風第11号	(台風の概況は省略) 台風11号の大雨の影響により、天川村では坪内地区において幅約200m、長さ約400mの地すべりが発生した。これにより、天川村坪内地区の一部に避難勧告が発令された。 (住家被害)全壊1棟、半壊2棟、一部壊5棟	
平成29年9月12日	浸水害	大雨(前線停滞)	9月12日に低気圧が日本海を東北東に進み、この低気圧からのびる寒冷前線が12日昼頃奈良県を通過した。この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。 奈良県では、12日朝、局地的に猛烈な雨が降り、07時までの1時間に田原本町付近で約120ミリ、広陵町付近で約110ミリ、07時10分までの1時間に天理市付近で約120ミリ、桜井市付近及び三宅町付近で約100ミリ、07時20分までの1時間に大和高田市付近、橿原市付近及び桜井市付近で約120ミリ、07時50分までの1時間に明日香村付近で約100ミリの雨を解析し、記録的短時間大雨情報を発表した。 (住家被害)床上浸水8棟 床下浸水110棟 (その他)道路冠水による車両浸水6箇所10台 (大和高田市、大和郡山市)	
平成29年 10月20日～ 10月23日	強雨害 浸水害	台風第21号	台風第21号は、日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23日03時頃に静岡県御前崎市付近に上陸した。大阪管内では、21日夜、四国地方から次第に強風域に入り、22日夜から23日明け方にかけて、近畿・四国地方では、暴風域に入った。 また、台風第21号の北上に伴い、本州南岸の前線の活動が活発となり、特に22日午後から23日明け方は台風の影響により、奈良県では暴風を伴った大雨となった。 20日12時から23日12時までの総降水量は、十津川村玉置山で556.5ミリ、五條三在町で324.5ミリを観測した。また、期間中の最大1時間降水量は、下北山村佐田で53.5ミリを観測した。風については、五條三在町で北の風22.2メートル(23日01時24分)の最大瞬間風速を観測した。 (人的被害)重傷1名(生駒市) (住家被害)全壊3棟(五條市、吉野町) 半壊4棟(下市町) 一部損壊46棟 床上浸水108棟 床下浸水390棟	

発生年月日	災害名	異常気象名 (主要要因)	被害概要	参考値
平成30年 7月5日～ 7月6日	強雨害	大雨(梅雨前線)	<p>北日本に停滞していた前線が7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。7月5日から8日にかけて東北地方から西日本で15個の「線状降水帯」が形成され、うち9個は最大3時間積算降水量が150mmを超えた。この前線や、6月29日に発生した台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。6月28日から7月8日までの総降水量は四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mmを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍の大雨であった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となり、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。この豪雨により、広島県、岡山県、愛媛県等で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、死者237名、行方不明者8名の被害が発生した。</p> <p>(人的被害)死者1名(大和郡山市。田の様子を確認に行ったまま帰宅せず行方不明) (住家被害)床上浸水2棟 床下浸水26棟 一部損壊5棟</p>	
平成30年 9月4日～ 9月5日	強風害 強雨害 浸水害	台風第21号	<p>台風第21号は、速度を上げながら近畿地方を縦断した。日本の南海上から紀伊水道を北北東へ進み、非常に強い勢力で4日12時頃に徳島県南部に上陸した。その後も速度を上げながら大阪湾を北上し、4日14時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸し、4日16時頃には日本海に抜け、そのまま日本海を北上した。この台風の影響で、奈良県内は暴風を伴った大雨となった。</p> <p>この台風により、全国的に死者14名の人的被害がでたほか、強風や土砂崩れによる電柱の倒壊等により、関西電力管内で約170万戸が停電し復旧するまで約2週間を要したほか、大阪湾での記録的な高潮により関西国際空港が浸水し運用ができなかった。</p> <p>奈良県では、法隆寺金堂(国宝)の上層南西隅に取り付けられていた風鐸の舌部分(横32cm、縦19cm)が落下した。また五重塔(国宝)の相輪に吊り下げられた風鐸の舌部分(横7cm、縦11cm)2枚が落下した。春日大社本社板蔵(重要文化財)に隣接する樹木の枝が板蔵に落下し、屋根・軸廻りを破損させた。</p> <p>(人的被害)重傷2名(安堵町、田原本町。強風により転倒し骨折) 軽傷5名 (住家被害)半壊4棟 一部損壊140棟 床上浸水2棟 床下浸水2棟</p>	
令和4年 9月2日 ～9月3日	浸水害	大雨	<p>9月1日に日本海にあった前線が2日には西日本に南下し、3日には日本海に北上した。この前線に向かって、太平洋高気圧の縁を回って、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の不安定な状態が続いた。</p> <p>これにより、県北部の局部地域において強雨となった。</p> <p>(人的被害)行方不明1名(桜井市。田の様子を確認に行ったまま帰宅せず行方不明) (住家被害)床下浸水2棟</p>	

## 第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。そのため、県、市町村及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

### 第1 定義

#### 1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

#### 2 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る施設

### 第2 避難路の選定基準

市町村は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- 1 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- 2 避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。
- 3 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- 4 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

### 第3 指定緊急避難場所の指定

#### 1 指定基準

市町村長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。なお、指定の際には災害の種類ごとにより避難に適した施設又は場所を指定緊急避難場所に指定するよう努める。

##### (1) 災害の種類

- ① 洪水
- ② 崖崩れ、土石流及び地滑り
- ③ 大規模な火事
- ④ 内水氾濫・外水氾濫による浸水

## (2) 指定基準

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- ② 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ③ 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、④、⑤に適合する施設については、この限りでないが、④、⑤に適合した施設であっても、市町村は、洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。県は、市町村と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- ④ 災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- ⑤ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

## 2 指定に当たっての注意事項

市町村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く）の同意を得なければならない。

## 3 県への通知

市町村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。

## 4 指定の取消

市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

## 5 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

県は、市町村の指定緊急避難場所整備について、その取組を支援する。

## 第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

県及び市町村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- 1 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- 2 高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- 3 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- 4 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- 5 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの、円滑な避難のための、地域のコミュニティを活かした避難活動の促進
- 6 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

#### 第5 指定緊急避難場所の公表

市町村は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

#### 第6 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築

市町村は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を設定する。河川の水位や気象情報、洪水警報の危険度分布、土砂災害は土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を収集・活用した具体的な基準を設定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府（防災担当）」、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月 国土交通省砂防部）」等を参考にする。

また、市町村は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

県は、市町村長の避難指示等発令の判断を支援するため、洪水時の水位状況等を直接に市町村長へ情報共有するためのホットラインを構築するとともに、タイムライン作成を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

#### 第7 住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、以下に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- 1 テレビ放送（ケーブルテレビ含む）
- 2 ラジオ放送（コミュニティ FM 含む）
- 3 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- 4 IP 告知システム

- 5 緊急速報メール
- 6 ツイッター等の SNS
- 7 広報車、消防団による広報
- 8 電話、FAX、登録制メール
- 9 消防団、警察、自主防災組織、自治会※、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

※自主防災組織や自治会等の地域の防災活動の担い手が高齢化していること等により、災害時の確実な情報伝達が課題である点にも留意する。

## 第8 住民への周知及び啓発

### 1 災害に関するリスク等の開示

市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知する。

あわせて、県及び市町村は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。

また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。

### 2 ハザードマップの内容の理解促進

市町村は、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

県は、市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うとともに、県内市町村のハザードマップを県ホームページに集約しリスク情報の充実を図る。

### 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進

迅速かつ適切な避難行動のためには、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとること、及び、自主防災組織や自治会、近隣住民等による、地域としての避難の体制ができていくことが重要である。

市町村は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

県も過去の災害の事例等を用いて、早めの避難の重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを県民に対し啓発する。

また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、市町村や自主防災組織、自治会、近隣住民等が連携して取り組むものとする。

(参考：第2章第4節 要配慮者の安全確保計画)

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定緊急避難場所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。

また、市町村は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

#### 4 生活再建に向けた事前の備え

県及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

### 第9 市町村における計画

市町村は、市町村地域防災計画の中で、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- 1 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法
- 2 避難指示等の発令区域・タイミング
- 3 水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生
- 4 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 5 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 6 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- 7 避難準備及び携帯品の制限等
- 8 その他必要な事項

### 第10 防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や管轄市町村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

#### 1 学校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

## 2 病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

## 3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

### 第11 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市町村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。

また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。

### 第12 自宅療養者等の避難

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。



## 第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

県及び市町村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

### 第1 避難の定義

#### 1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

### 第2 指定避難所の指定

#### 1 指定基準

市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定に当たっては次の事項に留意する。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。県は、市町村と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

## 2 指定に当たっての注意事項

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

### 3 県への通知

市町村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

知事は、市町村長から指定の通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

### 4 指定の取消

市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

知事は、市町村長から指定を取り消す通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

### 5 住民への周知

市町村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

## 第3 多様な施設の利用

### 1 県有施設の利用

市町村は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

県は、市町村から県有施設の避難所指定について依頼があった場合は、指定避難所としての使用に協力するものとする。

### 2 民間施設の利用

市町村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

県は、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」を踏まえ体制を整備する。

### 3 隣接市町村等における受入体制の検討

市町村は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

### 4 その他の施設の利用

市町村は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

#### 第4 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取組を支援する。

##### 1 指定避難所に指定されている施設等の整備

###### (1) トイレのバリアフリー化等

市町村は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図るものとする。

###### (2) 耐震性の強化

市町村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

###### (3) 家庭動物のための避難スペース確保

市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

##### 2 設備の充実による避難施設としての機能強化

- (1) 非常用電源（外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む）、自家発電機
- (2) 衛星携帯電話等複数の通信手段
- (3) 換気や空調、照明の設備
- (4) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備
- (5) 食料、飲料水、生活用品
- (6) マスクや手指消毒液
- (7) 冷房・暖房器具
- (8) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- (9) 簡易トイレ
- (10) パーティション
- (11) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄 等

##### 3 要配慮者や女性及び性的マイノリティを考慮した避難施設・設備の整備

- (1) 紙おむつ等の介護用品
- (2) 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- (3) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- (4) 生理用品
- (5) 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

##### 4 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

## 第5 指定避難所の公表

市町村は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

## 第6 避難所の運営

市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

### 1 避難所運営マニュアルの作成

市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。

県は、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。

また市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

#### 【マニュアルの主な記載内容】

1. 避難所運営の基本方針
2. マニュアルの目的・構成及び使い方
3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
5. 要配慮者への対応
6. 女性への配慮
7. 避難所のペット対策
8. 大規模災害時の避難所の状況想定
9. 関係機関の役割
10. 様式

### 2 避難所としての学校施設利用計画の策定

市町村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。

### 3 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

市町村は、避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

#### 4 避難所開設・運営訓練の実施

市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

#### 5 女性や性的マイノリティの多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。

県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘察しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

#### 6 普及啓発

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

#### 7 平常時の感染症対策

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

### 第7 在宅被災者等への支援体制の整備

市町村は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

### 第8 市町村における計画

市町村は市町村地域防災計画の中であらかじめ次の事項を具体的に定めるものとする。

- 1 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
- 2 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- 3 避難所等での応急教育、保育施設の開設
- 4 その他必要事項

### 第9 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。市町村は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は、市町村に対して必要な支援、助言を行う。

## 第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模水害や台風等の発生により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者が大量に発生することが予想されるため、県及び市町村は、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号等の事例や教訓を踏まえ、帰宅困難者対策の推進を図る。

### 第1 帰宅困難者について

#### 1 帰宅困難者の定義

大規模水害や台風等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

#### 2 他府県から奈良県へ通勤・通学する者 (平成27年国勢調査)

(人)

	大阪府から	京都府から	兵庫県から	その他から	合計	県内他市町村から
総数	29,388	17,791	2,196	8,572	57,947	192,768
通勤	21,152	15,125	1,355	6,793	44,425	164,871
通学	8,236	2,666	841	1,779	13,522	27,897

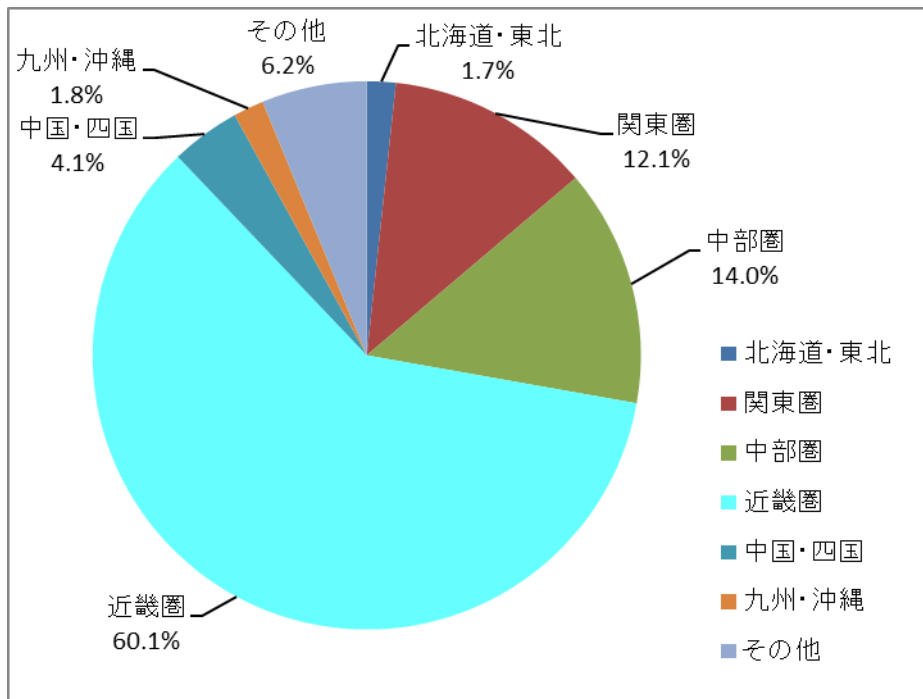
#### 3 奈良県から他府県へ通勤・通学する者 (平成27年国勢調査)

(人)

	大阪府へ	京都府へ	兵庫県へ	その他へ	合計	県内他市町村へ
総数	154,708	20,892	5,899	12,338	193,837	192,768
通勤	136,381	14,249	4,063	10,562	165,255	164,871
通学	18,327	6,643	1,836	1,776	28,582	27,897

#### 4 観光客

(令和元年(1月～12月)奈良県観光客動態調査報告書 奈良県観光局)



#### 第2 普及啓発

大規模水害や台風等の発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

このため、県及び市町村は、関西広域連合や隣接府県・市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

##### 1 県民への普及啓発

県及び市町村は、県民に対し、大規模水害や台風等の発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、県及び市町村は、交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

##### 2 企業等への普及啓発

県及び市町村は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合な



ど、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

### 3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

県及び市町村は、集客施設や公共交通機関に対して、大規模水害や台風等の発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

## 第3 駅周辺等における滞留者対策

大規模水害や台風等が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱が発生することが予想されるため、市町村は駅周辺の事業者等と連携し、混乱防止対策の充実を図る。

### 1 駅周辺等における混乱防止

大規模な駅を抱える市町村は、駅の交通事業者、周辺の集客施設や企業、町内会、商店街等地域関係者等が参加する駅前滞留者対策協議会を設立し、地域の行動ルールづくりや訓練の実施等により平常時から連携体制を構築するよう努める。

### 2 一時退避場所や一時滞在施設の確保

駅周辺等で発生した多くの行き場のない滞留者を一時的に避難させるため、市町村は、駅前滞留者対策協議会等と連携し、駅周辺のオープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。

また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合に帰宅困難者を受け入れるため、県及び市町村は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

### 3 情報提供の体制づくり

県及び市町村は、一時退避場所や一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用や、関西広域連合、隣接府県・市町村、交通事業者をはじめとする民間企業、民間団体、NPO等の関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

## 第4 帰宅困難者への支援対策

### 1 徒歩帰宅者への支援

県は、関西広域連合と連携して、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。

また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について周知を図る。

## 2 道路・鉄道等の情報共有の仕組みの確立

県は、関西広域連合、隣接府県、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等を共有する仕組みの確立に努める。

## 3 代替輸送の仕組みの確立

県は、関西広域連合や隣接府県と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができるよう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等を行う仕組みの確立を図る。

## 第5 観光客等への支援対策

1 県は、観光案内所等の観光案内拠点の充実や、W i - F i 等の通信環境の整備に対する支援を行う。

2 県及び奈良市は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として活用できるよう、平常時から情報提供や帰国支援等の体制の整備に努める。

また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客等の受入体制の充実・強化に努める。

3 県は、外国人観光客が、病気やケガ等の旅行上のトラブルや災害発生時において、適切に情報を入手し、的確な対応ができるよう、多言語による相談・情報提供体制の強化に努める。

## 第4節 要配慮者の安全確保計画

(防災統括室、福祉医療部)

要配慮者とは、災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。

平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（以下、「条例」という。）」において、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要であるとしている。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取組に努めることとする。

併せて、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

さらに、県は、条例や「災害時要援護者避難支援のための手引き」等を踏まえ、市町村が地域住民や自主防災組織と協力ながら行う要配慮者支援の体制整備を支援していく。

### 第1 市町村地域防災計画への規定及び全体計画の策定

市町村は、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理するものとし、そのうち、下記の重要事項を地域防災計画に定めなければならない。また、市町村は、作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

- 1 避難支援等関係者となる者
- 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新に関する事項
- 5 避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 7 避難支援等関係者の安全確保
- 8 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

### 第2 避難行動要支援者名簿の整備

市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行

う。

また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所または居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。

市町村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

### 第3 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進めることが必要である。市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。

また、市町村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援

者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、個別避難計画を作成・更新するよう市町村に促すとともに、作成等に関する先進事例の紹介や研修実施等により市町村を支援する。

#### 第4 地域における支援体制のネットワークづくり

市町村は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

#### 第5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の整備

令和元年7月に、県と奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、奈良県災害福祉支援ネットワークを設置し、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、令和元年11月に発足した、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、避難所等に派遣する。

#### 第6 避難所における対策

##### 1 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入を想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。

また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバ

リアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。市町村は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市町村の福祉避難所の整備においては、福祉避難所を指定するためのノウハウや人材の不足、福祉避難所の運営体制（庁内体制の整備、関係機関との連携）の構築や要配慮者支援のための専門的人材の確保などの課題がある。県は、福祉避難所の適切な指定や運用について、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知し、県内外の好事例の普及や市町村職員向けの研修等を開催するとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。

また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。

## 2 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、県及び市町村は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

## 第7 情報伝達手段の整備

### 1 様々な情報伝達手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報が伝達されにくかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスや遠隔手話通訳サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに、日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供については出来るだけ多言語で行うなど、日頃から通訳者の確保に努めておくことが理想である。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」で伝える方法もある。

### 2 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、県及び市町村は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。

外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、県及び市町村は、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS、等の様々な情報伝達手段を確保する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。

また、県及び市町村は、NPOや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

## 第8 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災市民組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体(又は関係団体)等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。県は市町村に対し、防災訓練における避難者受入れ訓練や教育に関する情報を周知するとともに、関係者と協力連携して進めるよう促していく。

## 第9 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

市町村において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する必要がある。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。

但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。

## 第5節 住宅応急対策準備計画

(地域デザイン推進局)

県及び市町村は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、不動産関係団体と連携し、大規模災害時には広域的な観点に立って民間賃貸住宅の被災者への提供等に努める。

### 第1 応急仮設住宅の供給体制

県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等については市町村間の連携を県が主導して進める。

さらに、大規模災害時には近隣府県等において同等以上の被災が発生し、県内の応急仮設住宅の供給が不足する可能性も踏まえ、広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

### 第2 木造応急仮設住宅の供給及び整備体制等の把握

県は、大規模災害時には一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅の供給が不足する可能性等も踏まえ、県産材を利用した応急仮設住宅の供給体制の構築に向けて、供給規模、供給資材、施工体制など、円滑に応急仮設住宅を供給できるよう関係者間の連携に努める。

### 第3 応急仮設住宅の設置

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

### 第4 公営住宅の空き家状況の把握

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。



### 第5 民間賃貸住宅の借上げ等に係る協力体制

県は、大規模災害時において一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅や木造応急仮設住宅の供給が不足する場合等必要な時は、大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき、公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部、公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等及び被災者への住宅のあっせんに関する協力を要請する。

## 第6節 防災教育計画

(防災統括室、教育委員会)

災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、県民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

### 第1 学校における防災教育

#### 1 趣旨

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

#### 【防災教育のねらい】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

#### 【各校種毎の目標】

##### (1) 幼稚園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

##### (2) 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

##### (3) 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

##### (4) 高等学校段階における目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動にお

いて、適切な役割を自ら判断し行動できる。

なお、障害のある児童生徒等については、各校種毎の目標の他に、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

## 2 防災教育の内容

気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (5) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (6) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (7) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (8) 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
- (9) 災害時における心のケア

## 3 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

### 【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホ

- ームルーム)活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。
- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、ICTを活用するなど指導方法の多様化にも努める。
  - (6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
  - (7) 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。
  - (8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
  - (9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事(地域で行われる防災訓練など)に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。
  - (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
  - (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

#### 4 教職員に対する防災研修

県及び市町村教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

## 第2 県民に対する防災知識の普及

災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、県、市町村、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県や市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、県、市町村、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで県民の防災意識の高揚を図り、県民の災害に対する備えを進める。

### 1 普及の内容

普及する知識は、県民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

- (1) 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- (2) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (3) 気象知識
- (4) 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性
- (5) 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること
- (6) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- (7) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (8) 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (9) 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）
- (10) 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (11) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (12) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (13) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと
- (14) ライフライン途絶時の対策
- (15) 生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入 等）
- (16) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

## 2 普及の方法

県、市町村、防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- (1) 広報媒体の利用（テレビ、ラジオ、新聞、県・市町村広報紙、インターネット等）
- (2) 講演会・講習会等の開催
- (3) パンフレット等の作成
- (4) 視聴覚教材の貸出
- (5) 県政出前トーク
- (6) 災害リスクの現地表示
- (7) 避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校） 等

## 第3 職員に対する防災教育

県、市町村、防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

## 第4 防火管理者に対する防災教育

県及び市町村は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

## 第5 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。

### 1 防災の日及び防災週間

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日
- (6) 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

## 第7節 防災訓練計画

(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)

災害発生時において、県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、県及び市町村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

### 第1 訓練の考え方

県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。

### 第2 県・市町村が実施する訓練

#### 1 市町村

##### (1) 防災総合訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

##### (2) 各地域での防災訓練

また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

- ① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練  
(要配慮者の避難支援訓練を含む)
- ② 避難所開設・運営訓練  
(要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮)

③ 安否確認訓練

(例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市町村等に報告する)

④ 情報収集・伝達訓練

(例：避難指示等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する)

⑤ 避難指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等

なお、(1)と(2)を組み合わせ、同日に市町村内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。

## 2 県

### (1) 防災総合訓練

県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

防災総合訓練の中でも、医療団体による訓練では、医療に特化した専門的な訓練が試みられており、今後も各団体の創意工夫により実践的な訓練となるよう努める。

### (2) 市町村への支援

県は、市町村が実施する防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して必要な支援を行う。

① 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力

② 消防防災ヘリコプターの派遣

③ 避難所訓練等のモデル事業の実施

④ 職員による出前トークの実施 等

### (3) 地域内の誰もが、それぞれの場所で参加できる訓練

県は、従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練を実施する。

### (4) マニュアルに基づく研修・訓練

県が策定する「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づき、災害時に役立つ実働的な訓練や研修を行う。

### (5) その他

県は、平時から関係機関とのコミュニケーションを図り、また連絡体制の確認を図るため、ライフライン防災対策連絡会やライフライン情報共有発信訓練などを実施し、「顔の見える関係」の構築と、その関係を持続的なものにするよう努める。

## 3 その他

県、市町村は、単独または共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。



### 第3 防災関係機関等が実施する訓練

#### 1 防災関係機関等の訓練

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行う。

また、県、市町村が実施する防災総合訓練や、地域が実施する防災訓練に、積極的に参加、協力を行うこととする。

#### 2 その他機関等の訓練

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、スーパー、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を進める。

また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行うこととする。

### 第4 他府県等との合同訓練

県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」をより実効性のあるものとするため、毎年、各応援協定に基づく合同訓練を実施、又は参加する。

関西広域連合が実施する広域応援訓練にも、構成県として積極的に参加する。

## 第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

(安全・安心まちづくり推進課)

災害による被害を防止・軽減するには、県民一人ひとりがわがこと意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

県、市町村及び各消防局（本部）は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

### 第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

#### 1 平常時の活動内容

- (1) 地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発  
(例：防災新聞による避難指示等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等)
- (2) 地域における危険箇所の把握  
(例：行政が作成したハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)
- (3) 地域における消防水利の確認  
(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等)
- (4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発  
(例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等)
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認  
(例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難指示等の避難情報の伝達訓練等)
- (6) 要配慮者の把握  
(例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
- (7) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認  
(例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等)
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理  
(例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等)

- (9) 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加  
(例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等)
- (10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成  
(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)
- (11) 地域全体の防災意識向上の促進  
(例：PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

## 2 災害発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達
- (5) 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

## 第2 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、市町村及び消防本部（局）と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めることとする。

## 第3 育成強化対策

### 1 県の育成強化対策

県は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。

- (1) 県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言
- (2) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請
- (3) 自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会の実施
- (4) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣
- (5) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援
- (6) 自主防災組織の結成や活性化を図り、また災害発生時には必要に応じて被災現場の情報収集及び支援情報の伝達等を担う地域防災支援担当者（県職員、OBで構成）の選任及び支援
- (7) 自主防災組織同士の連携の促進
- (8) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出

(9) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介

(10) 損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等

## 2 市町村及び消防本部（局）の育成強化対策

市町村及び消防本部（局）は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

(1) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施

(2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導

(3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援

(4) 各コミュニティへの個別指導・助言

(5) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）

(6) 自主防災に関する啓発資料の作成

(7) 自主防災に関する情報の提供 等

## 3 市町村地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施主体

(2) 自主防災組織育成に関する計画（方針・目標・方法）

(3) 自主防災組織への具体的支援策

(4) その他必要な事項

## 第4 地区防災計画の策定等

### 1 地区防災計画の策定

市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。

市町村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。

### 2 個別避難計画との整合

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 第9節 企業防災の促進に関する計画

(防災統括室、産業・観光・雇用振興部)

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定する。県、市町村、商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

### 第1 企業・事業所の役割

#### 1 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国または県、市町村が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### 2 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。

また、事業所等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努めるものとする。

**【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】**

災害時等にあたっては特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっては目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

**【事業継続力強化計画】**

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

また、事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

## 第2 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた研修の実施や普及啓発活動等を行う。

## 第3 市町村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

## 第4 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

## 第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

(消防救急課)

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

### 第1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

### 第2 他の組織との連携

#### 1 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

#### 2 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

#### 3 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

#### 4 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

### 第3 消防団員数の確保

#### 1 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

#### 2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

### 3 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び学生消防団活動認証制度等を活用した若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

県及び市町村等は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。



## 第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

(文化・教育・くらし創造部、関係部局)

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性に基づきその支援力を向上し、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、県及び市町村は、平時より奈良県及び市町村の社会福祉協議会等と協働して、県内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体、住民と連携・協働して活動できる環境を整備する。

### 第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携・協働し、平時から災害時におけるボランティア活動の支援を行うネットワークを構築・強化する。

また、県は、県社会福祉協議会と協働して、大規模災害に備え、平時より、全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携体制強化を図る。

### 第2 専門技術ボランティアの確保

県は、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を収集し、関係課・関係機関等と協議のうえ、積極的な登録を図る。

(専門技術ボランティア)

- 1 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
- 2 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）
- 3 砂防ボランティア
- 4 外国語通訳ボランティア
- 5 手話通訳、要約筆記ボランティア
- 6 心理カウンセラー

### 第3 災害時活動への迅速な対応

県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会等と協働して、災害時に迅速かつ効果的に災害ボランティア活動が行われるよう、平時より、県民に対し、研修や訓練等の実施により、災害ボランティア活動についての知識の習得機会を提供するとともに、ボランティア団体・NPO等の関係機関・関係団体等との連携強化を図る。

(具体的な取り組み)

- 1 災害ボランティア養成研修の実施
- 2 災害ボランティアコーディネーターの養成
- 3 ボランティアとの防災訓練の実施
- 4 奈良防災プラットフォーム連絡会との連絡調整

## 第12節 まちの防災構造の強化計画

(県土マネジメント部、地域デザイン推進局、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部)

まちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

### 第1 都市施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の都市施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

#### 1 道路の防災機能

広幅員の幹線街路や区画街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

#### 2 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

#### 3 河川の防災機能

河川空間は、災害時に一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

### 第2 災害に備えた計画的なまちづくり

#### 1 防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

#### 2 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

##### (1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進

市町村は、都市計画マスタープラン等に防災に関する都市計画の方針を定め、都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。

##### (2) 防災を考慮した土地利用

県及び市町村は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市

街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

市町村は、市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。

(4) 立地適正化計画による防災まちづくりの推進

市町村は、立地適正化計画を策定する場合、防災・まちづくり・建築等を担当する各部署の連携の下、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(5) 住宅の立地誘導による防災まちづくりの促進

県及び市町村は、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

### 第3 災害に備えた取組

#### 1 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む）の整備

- ① 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。
- ② 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。
- ③ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

#### 2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

(1) 建築物の不燃化対策

災害時における火災等による延焼被害を防止するため、県及び建築主事を置く市は、次の建築物不燃化対策を実施する。

- ① 県及び建築主事を置く市は、防火地域・準防火地域が指定されていない市街地における延焼被害を防止するため、建築基準法に基づき屋根の性能を規定する区域の指定を行う。
- ② 県及び建築主事を置く市は、建築確認、中間・完了検査及び定期報告等の機会を捉えて、建築基準法の防火規定の遵守に係る指導を行う。

(2) 大規模建築物の適正な維持保全

災害時における火災等による大規模建築物での人的被害を防止するため、県及び建築主事を置く市は、次の対策を実施する。

- ① 県及び建築主事を置く市は、百貨店、旅館等の不特定多数の者が利用する既存建築物の防災性能や避難施設等を常時適正に維持させるために、建築基準法に基づく定期報告制度の活用により、建築物所有者等に対して建築物の安全性確保及び施設の改善に係る指導を行う。
- ② 県及び建築主事を置く市は、大規模建築物の防災性能を向上させるために、消防部局等と連携して実施する防災査察等の機会を捉えて、建築物所有者等に対して建築物の防災性能の向上に係る指導・啓発を行う。

### 3 災害に強いまちづくり施策

県及び市町村は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

#### (1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

#### (2) 空家等の状況の確認

市町村は、二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

#### (3) 都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

#### (4) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用

##### ① 土地区画整理事業の活用

都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。

##### ② 市街地再開発事業の活用

地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。

#### (5) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）の整備を図る。

#### (6) 災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

### 第4 防災空間の整備拡大

県、市町村は、防災空間として、災害時に避難場所や避難路となる公園・緑地の整備を促進し、都市全体の安全性の向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとと

もに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて、防災公園においては、貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

#### 第5 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた是正指導等の実施

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、是正措置を講じる必要性が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去等の是正指導等を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

## 第13節 災害に強い道づくり

(県土マネジメント部)

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。本県においては、紀伊半島全体のリダンダンシーを確保し、南海トラフ巨大地震等の広域的な大規模災害への対応力を高めるうえで極めて重要な幹線道路ネットワークである紀伊半島アンカールートをはじめ、「奈良県道路整備基本計画」に基づく道路の整備を進めている。

道路管理者は、定期的にパトロールを実施するとともに、なら安心みちネットプランに基づき道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制も整備するものとする。

### 第1 道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用する。

#### 1 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。平成23年9月の紀伊半島大水害では、県の南部や東部を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所道路が寸断され、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については、壊れることなく緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。紀伊半島沿岸部における大震災や大規模水害等への対応力を高めるうえで、救命・救急活動や物資輸送等の緊急輸送道路網として、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号などで形成される災害に強い紀伊半島アンカールートの早期整備が必要である。緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。
- (2) その他の箇所については、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。
  - ① 道路防災総点検  
落石等の自然災害により道路交通への被害の発生の恐れのある箇所を把握する。
  - ② 道路の災害補修工事  
道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

## 2 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成29年改定公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。
- (2) その他の箇所については、橋梁の耐震補強や、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修等の対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

## 3 トンネル・ロックシェットの整備

道路機能を確保するため、トンネル及びロックシェットの安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

## 4 道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備などを推進する。

## 第2 連絡体制の整備

### 1 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

### 2 防災関係機関との応援体制

- (1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。
- (2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

## 第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

### 1 道路管理者の役割

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

### 2 奈良県建設業協会等の役割

奈良県建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

## 第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

## 第14節 緊急輸送道路の整備計画

(県土マネジメント部、警察本部)

平成23年に発生した紀伊半島大水害等の経験から、災害の発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

### 第1 緊急輸送道路の指定

#### 1 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の2つに区分し、表2、3のとおり指定する。

##### (1) 第1次緊急輸送道路

- ① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（京奈和自動車道、西名阪自動車道、国道168号など）
- ② 県内の主な市町村を相互に連絡する道路（中和幹線、国道169号など）
- ③ 京奈和自動車道ICにアクセスする道路（国道309号、国道310号など）
- ④ 災害拠点病院にアクセスする道路（石木城線、枚方大和郡山線など）

##### (2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

#### 2 緊急輸送道路と防災拠点

##### (1) 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から表1の5つに区分する。

##### (2) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象とし、防災拠点の相互の連絡に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

### 第2 緊急輸送道路の整備

#### 1 緊急輸送道路の整備方針

緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～令和2年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。

また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。

#### 2 市町村道の整備

市町村は、県において指定した緊急輸送道路から各市町村の防災拠点到連絡する市町村道について計画的に整備を進める。



表1 防災拠点の機能区分

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対策拠点		地方公共団体	県庁
			総合庁舎
			市町村役場
			道路管理者(土木事務所)
			交通管理者(県警)
		地方公共団体 指定公共機関 指定地方行政機関	陸運支局
			道路管理者
			気象台
			道路公社
			郵便局
輸送拠点	・緊急時における人的、物資輸送の 玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート
			卸売市場
			トラックターミナル
		交通空間を利用した 拠点	インターチェンジ
			サービスエリア
			道の駅
ライフライン拠点	・日常生活に必要不可欠なライフ ラインの維持	地方公共団体	上下水道
			指定公共機関
		指定地方公共機関	電気
			電話
救助活動拠点	・災害後の消火、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	災害拠点病院
		その他	広域避難地
			自衛隊基地
広域防災拠点	・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送 拠点 ・救援、復旧活動に当たる基幹の駐 屯拠点	地方公共団体(県)	県営競輪場
			第二浄化センター
			消防学校
			吉野川浄化センター

表2 緊急輸送道路ネットワーク路線名（第1次）

緊急輸送道路区分	道路種別	路線名	備考
第1次	高速自動車国道	西名阪自動車道	
	その他有料道路	第二阪奈有料道路	
		南阪奈道路	
	一般国道 (指定区間)	国道24号	
		国道24号BP(橿原BP)	
		京奈和自動車道	
		国道25号	
		国道25号(名阪国道)	
		国道163号	
		国道165号	
		国道165号BP(大和高田BP)	
	一般国道 (指定区間外)	国道165号	
		国道166号	
		国道168号	
		国道169号	
		国道308号	
		国道309号	
		国道310号	
		国道369号	
		国道370号	
	主要地方道	奈良生駒線	
		枚方大和郡山線	
		大阪生駒線	
		桜井田原本王寺線	
		御所香芝線	
		橿原高取線	
		天理王寺線	
		石木城線	
	一般都道府県道	中和幹線	
		大和郡山広陵線	
大和高田御所線			
御所高取線			
大和郡山環状線			

第1次	市町村道	奈良橿原線	橿原市
		東山線	生駒市
		萩の台60号線	生駒市
		第2東山線	生駒市
		菊美台2号線	平群町
		住川1号線	五條市
		住川3号線	五條市
		住川テクノパーク・なら4号線	五條市
		住川大淀線	五條市
		五條北部幹線	五條市
		西西部73号線	大淀町
		西部191号線	大淀町
		清水谷市尾丹生谷線	高取町

表3 緊急輸送道路ネットワーク路線名（第2次）

緊急輸送道路区分	道路種別	路線名	備考
第2次	一般国道 (指定区間外)	国道25号	
		国道166号	
		国道168号	
		国道169号(奥漣道路)	
		国道308号	
		国道309号	
		国道311号	
		国道368号	
		国道369号	
		国道370号	
		国道425号	
	主要地方道	奈良生駒線	
		笠置山添線	
		大和高田斑鳩線	
		枚方大和郡山線	
		奈良大和郡山斑鳩線	
		桜井田原本王寺線	
		桜井明日香吉野線	
		吉野東吉野線	
		下市宗捨線	
		吉野室生寺針線	
		橿原高取線	
		天理王寺線	
		桜井吉野線	
		五條吉野線	
		奈良加茂線	
		天理環状線	
		奈良精華線	
		高野天川線	
		橋本五條線	
		奈良名張線	
	名張曾爾線		
	上野南山城線		
	一般都道府県道	谷田奈良線	
		大和郡山広陵線	
		天理斑鳩線	
		田原本広陵線	
		橿原神宮東口停車場飛鳥線	
		河合大和高田線	
		赤滝五條線	
		生駒停車場宛木線	
		大和郡山上三橋線	
桜井停車場線			

第2次	一般都道府県道	多武峯見瀬線	
		御所停車場線	
		室生口大野停車場線	
		矢田寺線	
		椿井王寺線	
		王寺三郷斑鳩線	
		結崎田原本線	
		大又小川線	
		大台河合線	
		上池原下桑原線	
		信貴山線	
		中筋出作川合線	
		川津高野線	
		木津横田線	
		市町村道	九条線
	六条奈良阪線		奈良市
	奈良阪南田原線		奈良市
	登美ヶ丘中町線		奈良市
	登美ヶ丘鹿畑線		奈良市
	油阪芝辻線		奈良市
	中部639号線		奈良市
	西大寺一条線		奈良市
	中部第1500号線		奈良市
	吐山天理線		奈良市
	藺町線		大和郡山市
	城廻り線		大和郡山市
	小林西線		大和郡山市
	大和小泉駅東地内3号線		大和郡山市
	一分乙田線		生駒市
	乙田東山線		生駒市
	東山支線		生駒市
	奈良阪南田原線		生駒市
	大谷線		生駒市
	536号線		天理市
下牧・高田線	上牧町		
玉立2号線	宇陀市		
柳板大谷線	広陵町		
勢野1号線	三郷町		
勢野2号線	三郷町		
国樺小川線	東吉野村		
西部66号線	大淀町		
西部119号線	大淀町		
上垣内水ヶ峰線	野迫川村		

### 第3 緊急通行車両等の事前届出

#### 1 防災関係機関の届出

県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

#### 2 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済証の交付

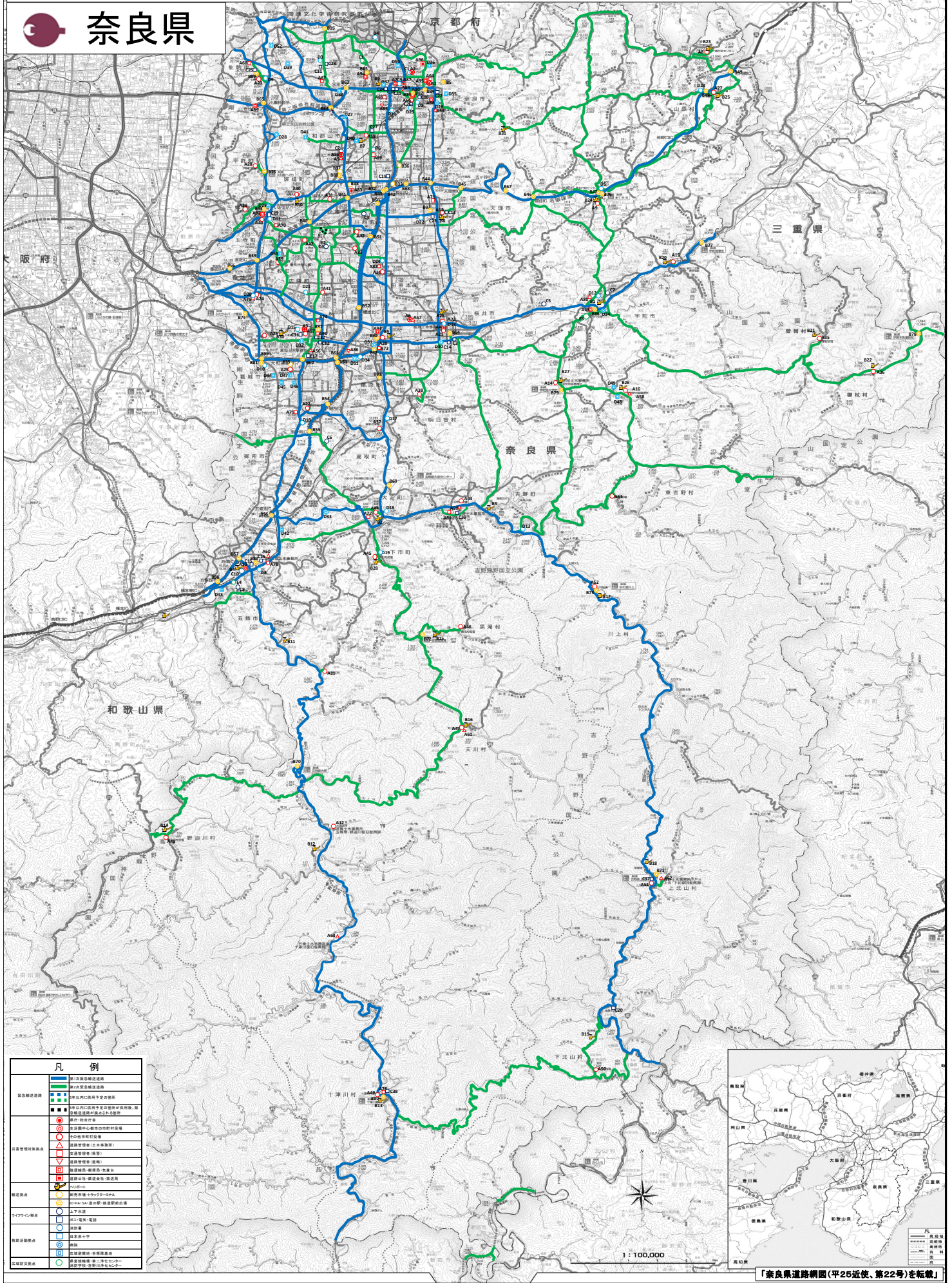
公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

(詳細については、「第3章第22節 災害警備、交通規制計画」参照)

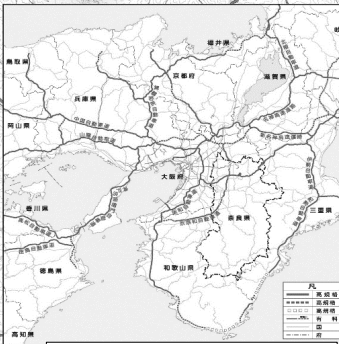


# 奈良県緊急輸送道路ネットワーク図(平成30年4月)

 奈良県



凡例	
緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国道1号緊急輸送道路</li> <li>■ 国道2号緊急輸送道路</li> <li>■ 国道3号緊急輸送道路</li> <li>■ 山内川下流下支の道路</li> </ul>
災害時緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山内川下流下支の道路が崩壊後、道路復旧が困難な区間の緊急輸送道路</li> <li>● 緊急輸送道路</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> </ul>
緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> <li>○ 緊急輸送道路(災害時)</li> </ul>
インターチェンジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上下水道</li> <li>○ 防災用電線</li> </ul>
緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路</li> <li>○ 緊急輸送道路</li> <li>○ 緊急輸送道路</li> <li>○ 緊急輸送道路</li> </ul>
道路関係施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路関係施設</li> <li>○ 道路関係施設</li> <li>○ 道路関係施設</li> <li>○ 道路関係施設</li> </ul>



「奈良県道路網(平25近使、第22号)を転載」



## 第15節 ライフライン施設の災害予防計画

(防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、  
ライフライン関係機関)

ライフライン施設管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。  
また、県は、ライフライン施設管理者との日頃からの連携に努め、ライフライン施設管理者が一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築する。

### 第1 水道

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

また、県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。

#### 1 水道施設の土砂災害対策

水道事業者等は、指定されている土砂災害（特別）警戒区域に位置する浄水場、調整池、配水池及びポンプ場等の水道施設については、事前に土砂災害から施設を守るため、土砂災害対策計画を策定し、その計画に基づき、緊急度の高い箇所から順次、設計・工事を行い、安定して水道水が供給できるように水道施設の土砂災害対策を実施する。

#### 2 水の融通体制の確立

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町村間及び隣接府県間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

#### 3 防災用資機材等の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

#### 4 給水データベースの整備

市町村及び県は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

#### 5 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

市町村及び県は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。



## 第2 下水道

### 1 下水道災害予防計画

下水道施設の設置（管理）者は、異常気象に備え自家発電設備や機器の整備点検を定期的実施し、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を徹底する。

定期的にマンホール等の地表よりの異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。

また、雨天時の流入量が増大することから、不明水の究明も継続的に進める。

## 第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社奈良支社）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

### 1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

### 2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

### 3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。

#### (1) 水害対策

##### ① 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

(ア)ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸

(イ)導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係

(ウ)護岸、水制工、山留壁

(エ)土捨場

(オ)水位計

##### ② 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

③ 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

① 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

② 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

③ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

④ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

① 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

② 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(5) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重

量等に基づいて算定する。

(6) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

#### 4 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

- ① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備
- ② 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

- ① 無線伝送設備
  - (ア) マイクロ波無線等の固定無線回線
  - (イ) 移動無線設備
  - (ウ) 衛星通信設備
- ② 有線伝送設備
  - (ア) 通信ケーブル
  - (イ) 電力線搬送設備
  - (ウ) 通信線搬送設備、光搬送回線
- ③ 交換設備
- ④ IPネットワーク回線
- ⑤ 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施

した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設および設備の整備を図る。

① 水防関係

- (ア)ダム管理用観測設備
- (イ)ダム操作用の予備発電設備
- (ウ)防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- (エ)排水用のポンプ設備
- (オ)各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- (カ)警報用設備

② 消防関係

- (ア)消火栓、消火用屋外給水設備
- (イ)各種消火器具及び消火剤
- (ウ)火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

- ① 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
- ② オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

## 5 復旧用資機材等の確保及び整備

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

## 6 電気事故の防止

### (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

### (2) 広報活動

#### ① 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア)無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ)電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

(ウ)断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(エ)浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

(オ)屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ)電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(キ)その他事故防止のため留意すべき事項。

#### ② PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

#### ③ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等使用者の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

## 第4 電信電話施設

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した通信環境確保を図るための通信設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

## 1 西日本電信電話株式会社

N T T西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

### (1) 電気通信設備等の防災計画

#### ① 電気通信設備等の高信頼化

##### (ア) 水害対策

- ・ 豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- ・ 通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

##### (イ) 風害対策

- ・ 暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- ・ 無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- ・ 電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

##### (ウ) 火災対策

- ・ 火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- ・ 建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- ・ 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

#### ② 電気通信システムの高信頼化

(ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

### (2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

### (3) 災害対策用資機材等の確保と整備

#### ① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

#### ② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合

の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

① 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

② 県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定するものとする。

## 2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

(1) 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。

(2) 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。

① 災害予報及び警報の伝達

② 非常招集

③ 災害時における通信そ通確保

④ 各種災害対策用機器の操作

⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧

⑥ 消防及び水防

⑦ 避難及び救護

(3) 総合防災訓練への参加

中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(4) 電気通信設備等に対する防災計画

① 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

② 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

③ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

④ 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(5) 重要通信の確保

① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

② 常時その通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

(6) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(7) 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④ 災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

⑤ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

⑥ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、



非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

### 3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

#### （1）防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

- ① 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- ② 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- ③ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

#### （2）通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

#### （3）通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

- ① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- ② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

#### （4）災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

#### （5）災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

#### （6）社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

#### （7）社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あら

かじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。
- ② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。
- ③ 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

#### 4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、SB）では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

- ① 停電対策
- ② 伝送路対策
- ③ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備
  - (ア) 移動電源車
  - (イ) 移動無線基地局車
  - (ウ) 可搬型無線機
- ④ 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

- ① 対応マニュアルの徹底
- ② 非常時体制の確立と連絡網の整備
- ③ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備および防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材および予備備品なども確保している。

併せて、飲料水および食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

- ① ネットワーク障害対応訓練
- ② 安否確認訓練
- ③ 火災・地震の対応訓練

(4) 応急復旧設備の配備

代替基地局設備

- ① 基地局の代替サービスエリアの確保
- ② 代替基地局の研究開発

5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

- ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
- イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

② 地域における対応

- ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
- イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(2) 通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。

(3) 重要通信を確保する

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通

信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

(5) 防災に関する教育、訓練

災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

## 6 こまどりケーブル株式会社

災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備（以下、設備）の被害を未然に軽減または防止するため、防災に関する計画を策定し実施する。

(1) 防災教育

防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

(2) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

- ・安否確認および災害・警報の伝達
- ・情報収集・伝達
- ・各種災害対策機器の操作
- ・ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアル確認

(3) 設備等の防災計画

① 水害対策

- ・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある設備等について、耐水構造化を行う。
- ・設備用局舎は水防板・水防扉等の設置及び局舎の嵩上げを実施する。

② 風害対策

- ・暴風の恐れがある地域にある設備等について、耐風構造化を行う。
- ・受信アンテナ設備をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

③ 火災対策

- ・火災に備え、主要な設備等について耐火構造化を行う。
- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施する。
- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

(4) 設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。

① テレビ受信設備

- ・位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。
- ・機器の融雪装置等の設置を実施する。
- ・受信場所を離隔し冗長受信構成を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、冗長受信切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

② センター設備

- ・耐雷しゃへい設置するとともに、保護継電装置を強化する。

- ・予備電源として必要な容量のUPS および発電機とする。
- ・発電機用燃料は24時間以上連続稼働が可能な容量とし、稼働以外は常時確保する。
- ③ 中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。  
重要中継連絡線の巡視点検を年1回以上実施する。
- ④ 通信連絡施設及び設備  
災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び災害への影響を最小限にするため、必要に応じて、情報伝達手段の強化を図る。
  - ・衛星通信設備
  - ・有線伝送設備
  - ・IPネットワーク回線
  - ・非常用電源設備
- ⑤ データ  
データを保管するサーバーについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。
- (5) 災害対策用資機材等の確保と整備  
災害が発生した場合において、ケーブルテレビおよび電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。
  - ① 災害対策用資機材の確保  
平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材および消耗品等の確保に努める。
  - ② 復旧用資機材の整備点検  
平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。
  - ③ 復旧用資機材資機材の広域運営  
復旧用資機材の配置を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。
- (6) 非常用電源設備  
復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

## 第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。

### 1 大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）

#### (1) 防災体制の整備

保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

#### (2) ガス施設対策の実施

風水害の発生が予報される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸

水の恐れのある地下マンホール内の整圧器等の点検を実施する。

(3) その他防災設備

① 検知・警報設備の設置

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア ガス漏れ警報設備      イ 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備の整備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の点検整備

(4) 教育訓練

社員等関係者に対する防災教育

(5) 広報活動

① 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等を周知する。

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

## 2 大和ガス株式会社

(1) 防災体制の整備

ガス保安規程に基づく「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 施設対策

災害によるガス漏洩を防止するため、次のような供給施設の強化と保全を図る。

① ガス供給施設の耐震性確保

供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。

② ガスの安定供給

大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的なガス供給停止と他の地域へのガス供給継続を可能にするため、導管網をブロック化するシステムを推進する。

③ 緊急用資材の確保

(3) その他防災設置

① 埋設導管で経年化をたどっているものから順次、耐震性と可とう性に優れたポリエチレン管および鋼管に取り替えを推進してゆく。

② 連絡・通信設備の整備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに遠隔監視・操作を行うため、連絡設備を整備する。

③ 教育訓練

- (g) 災害想定訓練を繰り返し実施する。
- (h) 日本ガス協会近畿部会が行う、ガス漏洩対応訓練に積極的に参加して社員のレベルアップを図る。

④ 広報活動

- 災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。
- (g) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (h) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

### 3 桜井ガス株式会社

(1) 防災体制の確立

保安規程に基づき「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により当社および関係工事会社の保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 設備対策

- ① 風水害の発生が予報される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び整圧器等の点検を実施する。
- ② 防火管理者を選任し、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、避難・救助設備、非常用発電設備、作業以外の火気等の事項について、一定の周期をもって予防点検を実施する。

(3) その他の対策

① 検知・警報設備の設置

災害発生時において速やかな状況把握を行い所用の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア ガス漏れ警報設備      イ 圧力計・流量計

② 通信施設の充実

災害発生時に通信手段を確保するため、社内無線通信網を保持し、社外との連絡体制を確保するため、衛星携帯電話を保持する。

③ 資機材の整備及び確保

(4) 教育訓練

当社及び関係工事会社の従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の向上を図る。

(5) 広報活動

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

### 4 五条ガス株式会社

(1) 防災体制の整備

(2) 施設対策

① 製造所・供給設備

製造設備、供給設備はガス事業法その他関連法規、基準に従って設置するとともに、防消火設備、保安電力設備等を整備する。災害予防対策としては、保安規程により作成した点検基準に基づいて維持管理を行う。

- ② 導管及び付属施設の設置及び維持管理
- (3) その他の対策
  - ① 防災機能を盛り込んだ製造供給システムの確立
    - (ア)導管網のブロック化  
災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため、導管網のブロック化を行う。
    - (イ)通信設備関係  
業務用無線、災害時優先電話、携帯電話等複数の通信手段を整備する。
    - (ウ)緊急資材の整備  
緊急事故が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるように、緊急資材を保有しその点検を行う。
- (4) 教育訓練
  - ① 教育  
従業員に対し防災に関する基礎知識、事故防止及び緊急措置を重点に教育し、保安意識の向上を図る。
  - ② 訓練
    - (ア)緊急事故処理訓練
    - (イ)非常招集訓練
- (5) 広報活動の実施

## 5 株式会社大武

- (1) 防災体制の整備  
保安規定に基づき「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。
- (2) 施設対策  
風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び整圧器等の巡視点検を実施する。
- (3) その他の対策
  - ① 検知・警報設備の設置  
災害発生時において速やかな状況把握を行い所用の措置を講ずるため、必要に応じ整圧器等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備等を設置する。
  - ② 連絡・通信設備の整備  
災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。
  - ③ 資機材の整備及び確保
- (4) 教育訓練  
当社及び関係工事会社の従業員に対し、防災教育・訓練を実施し安全意識の向上を図る。
- (5) 広報活動  
パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。



## 第16節 危険物施設等災害予防計画

(消防救急課、福祉医療部)

県、市町村及び関係団体は、危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

### 第1 危険物施設

県、消防機関及び危険物施設の管理者等は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

#### 1 県、消防機関が実施する対策

- (1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- (3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、水害等による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し水害等発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行う。
- (5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- (6) 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

#### 2 危険物施設の管理者が実施する対策

- (1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
  - ① 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
  - ② 自主的な防災組織の結成
  - ③ 保安教育の充実
  - ④ 防災訓練の実施
- (2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

### 第2 高圧ガス・LPガス施設

県及び高圧ガス・LPガス事業者等は、ガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

### 1 県が実施する対策

- (1) 高圧ガス製造施設等の保安検査及び立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導・取締りを行うとともに、自主保安検査の励行を推進する。
- (2) 高圧ガス製造施設等の耐震性の強化及び安全確保について、必要に応じ改善、移転等の指導、助言を行い耐震性及び安全確保の向上を推進する。
- (3) 消費者保安対策の中核推進者であるLPガス販売事業者に対して、立入検査を実施し、法令遵守の指導を通じて、業務の適正化を確保し事故防止の徹底を図る。
- (4) LPガス販売事業者、液化石油ガス設備士を対象とした保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚を図る。
- (5) 高圧ガス保安活動促進週間等において、優良製造所、優良販売事業所、保安功労者等の表彰事業を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

### 2 高圧ガス事業者等が実施する対策

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) LPガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) LPガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事象発生防止を徹底する。
- (4) 一般社団法人奈良県LPガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。  
(資料編「ガス災害予防計画資料」参照)

## 第3 火薬類施設

### 1 県が実施する施策

県は公安委員会の協力の下に、「火薬類取締法」に基づき、関係者及び事業場等に対する取り締まり並びに保安指導に努める。

- (1) 煙火製造関係
  - ① 県内の煙火製造関係事業場に対し、定期保安検査及び随時立入検査を実施し、製造所及び火薬庫と保安物件に対する保安距離並びに製造施設等の基準維持、製造方法の指導監督を強化する。
  - ② 事業主及び従業者に対する保安意識の高揚を図り、製造にかかる諸基準の遵守徹底と製造技術向上のため保安講習を実施し、また自主保安教育を励行せしめることにより、自主保安体制の強化を図る。
- (2) 火薬類販売関係
  - ① 県内の火薬類販売所に対しても前記と同じく検査を実施し、火薬庫等の保安維

持と販売方法の指導監督に努める。

なお、対象となる火薬類製造業者及び販売業者は別添資料のとおりである。

- ② 前記①に準じて保安講習の実施に努め、また、自主保安教育を励行せしめて自主保安体制の強化を図る。

### (3) 火薬類消費関係

消費現場の立入検査を強化し、消費する火薬類の運搬、貯蔵、保管についての管理状況を検査するとともに、消費にかかる技術上の基準遵守の徹底を指導監督する。

許認可上の重点事項は次のとおりである。

- ① 火薬庫の設置許可申請に際しては、設置場所が主な活断層や自然災害に係る危険地にかかっている場合は、事業者に対し、各種情報を提供し、設置場所の変更等を指導する。
- ② 工所用現場火薬庫等については、万一の爆発災害を考慮し、村落、人家、道路等からの保安距離を確保することはもちろんのこと、二次的災害の原因となる盗難予防についても十分な措置をとらせる。特に水害による火薬類流出を防ぐため、火薬庫設置場所に留意し、台風接近時等には火薬類を安全な位置に移動させるなど必要な対策を実施させる。

また、予期できない自然災害に備えて、火薬類の貯蔵量は、必要最小限とし、火工品については、堅牢な容器に収納するよう事業者に対し、指導する。

- ③ 火薬類の消費許可については、当事者の安全確保と同時に付近の建物、人家並びに通行人等に対する危害予防対策を審査し、また一時的な火薬類の貯蔵、保管について管理の適正を期するための措置をとらせる。

## 2 施設管理者等が実施する対策

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し、設備については定期自主検査を実施する等、点検・整備の励行に務める。

また、保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

## 第4 毒物・劇物保管施設

### 1 県が実施する対策

- (1) 毒物・劇物営業者に対し当該保管施設について防災を考慮し、耐震化を図るとともに、流出による被害防止を図るよう指導する。また、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、保管、管理等を指導する。
- (2) 毒物・劇物製造業者、販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。
- (3) その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

### 2 施設管理者が実施する対策

- (1) 施設の管理・点検等の強化を図る。
- (2) 保健所等関係機関への届出体制を確立する。
- (3) 除毒作業に必要な中和剤を備蓄する。
- (4) 従事者に対し教育・訓練を実施する。

## 第5 放射性物質保管施設

県は、放射性物質汚染の一次災害を予防するため、医療法に基づき、X線装置、診療用放射線照射装置等を使用する病院、診療所の規制並びに管理運営指導に努める。

また、消防機関は、放射性物質保管施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

## 第17節 防災体制の整備計画

(防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)

県、市町村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。県は、広域防災拠点の指定、整備を進め、大規模災害時に関係機関相互の応援が円滑に行えるよう努める。県、市町村は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

### 第1 県の活動体制

県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。

#### 1 県庁舎等の機能強化

災害応急対策活動に使用する県庁舎等の県有施設については、耐震化を早急に進め、設備、備品等の転倒・落下防止対策を早急に講じる。また、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。

#### 2 災害応急対策活動に従事する県職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する県職員の食糧、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県の災害応急対策活動を維持するため災害応急対策活動に従事する県職員用の物資の備蓄を推進する。

#### 3 防災拠点

県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。

##### (1) 防災拠点

災害応急対策活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの拠点の機能を満たす施設

- ① 進出拠点 応援部隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む)。
- ② 救助活動拠点 被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点
- ③ 物資輸送拠点 支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点
- ④ 航空搬送拠点 航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点
- ※ 災害対応拠点 県内で災害対応を実施する拠点(県庁、市町村役場、消防署、警察署、病院 など)

##### (2) 広域防災拠点

全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設

県は、以下の施設を広域防災拠点として予め指定する。広域防災拠点は、大規模災害発生時に、警察・消防・自衛隊等の部隊が集結し速やかに救助活動を行うことや、各地からの支援物資の受入れ・集積・分配を円滑に行う機能を有する施設とする。

なお、大規模広域防災拠点については、防災機能の早期効果発現のため、整備途中においても、災害時には部隊の集結やベースキャンプ地として活用していく。

【広域防災拠点指定施設】

- ① 大規模広域防災拠点
- ② 県営競輪場
- ③ 第二浄化センター
- ④ 消防学校
- ⑤ 吉野川浄化センター
- ⑥ 奈良市都祁生涯スポーツセンター
- ⑦ 宇陀市総合体育館
- ⑧ 昴の郷
- ⑨ 下北山スポーツ公園

また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進めている。

今後も引き続き、大規模災害発生時に必要となる機能を発揮できるよう、施設の追加指定について検討を進めている。

（3）大規模広域防災拠点

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。

この大規模広域防災拠点は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付けられており、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行う必要がある。このことを踏まえ、災害発生時には防災機能を直ちに発揮できるよう、整備の段階に合わせて拠点を活用していく。

引き続き、固定翼機による情報収集、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）でのDMAT（災害医療派遣チーム）による医療活動、大型輸送機による広域応援部隊や支援物資の大量受け入れなど大規模広域防災拠点が有する機能について、整備の段階に応じて向上させていく。

4 災害対応マニュアルの作成等

県の各部局（課・室）は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害対応マニュアルを作成し、職員に周知を図るものとする。特に、毎年の人事異動に伴う転入職員に対しては、その内容の周知徹底を図る。

また、県の各部局は定期的に関係機関と連携した訓練や「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。

さらに、県災害対策本部設置時には、県職員全員が災害対策本部要員となることから、県職員は、平常時からその自覚を十分に持ち、防災や災害対応に関する知識の修得に努める。県防災統括室は、そのための研修等を実施し、県職員の防災意識の高揚と災害対

応能力の向上を図る。

## 第2 市町村の活動体制

市町村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、全ての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。また、災害時に業務が継続できるよう、市町村において業務継続計画の策定に努めるとともに、県はその取組を支援する。

業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

市町村は、防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

県は、市町村に対し、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。

## 第3 防災関係情報の共有化

- 1 県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。
- 2 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
- 3 水位周知河川を中心に選定した対象市町村について、県、市町村及び気象台などの関係機関と連携の上、防災関係機関毎の時系列の防災行動計画をまとめた水害対応タイムラインを作成するものとする。また必要に応じて見直しを行うとともに、効果的な運用に努めるものとする。

## 第4 大規模水害発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大水害時の倒壊等の防止にとどまらず、大水害後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- 1 新規に建物を設計及び建築する際は、大水害及び大水害により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。
- 2 大水害の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

## 第5 大規模停電対策

- 1 県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- 2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。
- 3 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- 4 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
- 5 県、市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
- 6 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
- 7 県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。



## 第18節 航空防災体制の整備計画

(消防救急課)

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターを配備し、効果的な運航体制の保持に努める。また、市町村は県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるよう努める。

### 第1 県消防防災ヘリコプターの配備

#### 1 県消防防災ヘリコプターの配備

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプター「やまと2000」を平成12年8月に配備し、平成12年12月から運用している。

- (1) 機種 ベル式412EP型
- (2) 座席数 15席
- (3) 全備重量 5,398kg
- (4) 巡航速度 200km/h
- (5) 主要装備 テレビ映像電送装置、ビデオ録画装置、消火タンク・消火バケツ(空中消火装置)、ホイスト装置(救助用吊上機)、カーゴフック(懸架装置)、救命用担架装置、機外拡声装置、照明装置、防振カメラ

#### 2 運航体制の整備

県は、県内消防本部から派遣された職員で構成する県防災航空隊において、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の充実を図り、迅速かつ効果的な消防防災ヘリコプターの運航体制の保持に努める。

#### 3 協力体制の確立

県は、警察、他府県、自衛隊等のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるような密接な連絡調整を図る。

また、次のような場合の災害応急活動等に支障をきたさないよう、引き続き各関係機関との協力体制、連携強化に努める。

- (1) 本県の消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航できない時
- (2) 災害の規模が大きく、他のヘリコプターの応援が必要な時

#### 4 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、次の事項を市町村地域防災計画においてあらかじめ定める。

- (1) 要請担当窓口
- (2) 派遣要請手続き
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- (4) その他必要な事項

## 第2 奈良県ヘリポートの整備

奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、災害等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。

### 1 給油施設

航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が一定時間可能となる燃料を備蓄する。

### 2 自家発電装置

送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に対応できる自家発電装置を設置する。

## 第3 緊急ヘリポートの整備

- 1 市町村は、あらかじめヘリコプターの災害活動用緊急ヘリポートを確保し、市町村地域防災計画に記載する。
- 2 ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- 3 県及び自衛隊は、災害活動用緊急ヘリポートにおけるヘリコプターの利用可能状況を調査する。
- 4 県及び市町村は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

## 第19節 通信体制の整備計画

(防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、県防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通信網を確実に運用する。

### 第1 県の情報通信施設等

#### 1 県防災行政通信ネットワーク

##### (1) 現況

県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線、衛星系回線を副回線とし、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。

##### (2) 災害予防計画

県、市町村及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的実施する。

#### 2 中央防災無線網

中央防災無線網は、大規模災害時等の緊急時に、迅速な国との情報交換を目的に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部を結ぶ通信網で、平成7年12月から運用している。

#### 3 消防庁消防防災無線網

県と国土交通省奈良国道事務所間に多重無線通信回線を整備し、国土交通省通信施設の共用を図り、県と総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県間を結ぶ地上系無線通信網として運用を行っている。また、衛星系回線としては地域衛星通信ネットワークによる運用を行っている。

#### 4 大和路情報ハイウェイ

##### (1) 現況

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時における県防災行政通信ネットワークの優先制御設定及び南部東部の町村におけるアクセス回線の二重化について平成29年3月から整備・運用している。

(2) 災害予防計画

県、市町村と通信事業者での発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制を明確にしておき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。

## 第2 市町村防災行政無線設備

### 1 現況

市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和4年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は全市町村で整備済みである。

(1) 同報系無線

屋外拡声器や家庭内の戸別受信機により、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用される。

(2) 移動系無線

災害現場から市町村役場までの現地災害情報の伝達のほか、広報車による地域住民への情報伝達にも活用される。

### 2 災害予防計画

(1) 市町村は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

(2) 市町村は、自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。

(3) 市町村は、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

### 3 整備計画

(1) 未整備の市町村にあつては、同報系、移動系各デジタル無線網等の導入整備に努める。

(2) 整備済みの市町村にあつては、無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努める。

(3) 市町村は住民への災害情報伝達手段として、できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。

(4) 整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。

## 第3 電信電話設備（災害時優先電話）

NTT西日本は、県・市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。

#### 第4 放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送等の放送施設は、施設の耐震性強化、非常用放送設備の確保、連絡通信手段の確保を積極的に推進する。また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的実施する。

#### 第5 その他の通信設備

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

#### 第6 非常通信体制の充実強化

県をはじめとした自営の通信施設を保有する機関は、個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

#### 第7 通信訓練

県及び市町村等は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

#### 第8 緊急速報メール

市町村は住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

#### 第9 Lアラート等

県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。

市町村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知できる。

#### 第10 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

### 1 衛星携帯電話

市町村は、避難所の機能強化の為、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

### 2 市町村防災行政無線

市町村は、避難所等と双方向の通話が可能な市町村防災行政無線の整備に努める。

## 第20節 孤立集落対策

(防災統括室)

平成23年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

県及び市町村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

### 第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担

#### 1 住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくよう留意する。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておくものとする。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）ものとする。

#### 2 市町村

民間通信インフラがつかない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は、簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

市町村は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

また、市町村は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

#### 3 県

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

県は、孤立する可能性のある集落及び臨時ヘリポートについて位置を把握し、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。

## 第21節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）

県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

### 第1 人的支援体制の整備

- 1 県及び市町村は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- 2 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- 3 県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。
- 4 被災市町村への支援にあたっては、国（総務省）の応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む）を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。なお、県は、円滑かつ十分に支援を実施することができるよう、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の育成及び確保に努めるものとする。

### 第2 被災者受入体制の整備

- 1 大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を市町村と連携して進める。
- 2 大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

### 第3 広域防災体制の確立

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。

### 第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。



## 第2節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）

県内において災害が発生し、県または被災市町村では救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

### 第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- 1 県及び市町村は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備し、実効性の確保に留意する。
- 2 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておくものとする。
- 3 県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順等を取り決めておくものとする。
- 4 県は、他の都道府県等へ応援要請した際の人的支援受入のため、被災市町村への応援体制を含む、県受援マニュアル（応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル）を整備するとともに、必要に応じて修正をする。
- 5 県は、市町村へ県受援マニュアルと整合のとれた市町村受援マニュアルの作成を支援する。
- 6 災害時に、県は、被災した市町村へ早期に県リエゾンを派遣する。
- 7 県及び市町村は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

### 第2 応援受入体制の整備

- 1 県及び市町村は、あらかじめ災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくものとする。
- 2 県は、国や他の都道府県からの人的支援受入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」により、応援受入体制の整備をしておくものとする。
- 3 県は、災害時に応援職員の派遣要請を行うため、関西広域連合の枠組みによる応援や、「応急対策職員派遣制度」に基づく応援等について、関西広域連合や全国知事会、総務省等の関係機関との連携体制の構築に努める。また、応急対策職員派遣制度を活用した受け入れについては、訓練等を通じて、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進に努める。
- 4 県は、国、関西広域連合、全国知事会等からの視察に備え、視察対応班や航空運用調整班等の業務の整理をしておく。

- 5 県及び市町村は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

### 第3 広域防災体制の確立

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。

### 第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第1.1節ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

## 第23節 保健医療計画

(福祉医療部)

災害発生後48時間(いわゆる「急性期」)は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。  
このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる保健医療活動体制の整備を図る。

### 第1 保健医療活動体制の整備

#### 1 市町村

- (1) 市町村は、地区医師会等の医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。
- (2) 市町村は、医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。

#### 2 県

- (1) 県は、災害拠点病院等(DMAT指定病院、市町村立病院等)及び医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。
- (2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の保健医療活動についての協定を締結する。また、災害時の保健医療活動に必要なその他の団体と協定の締結について検討する。
- (3) 災害時保健医療活動を円滑に行うため、市町村、県医師会、地区医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制の整備を図る。
- (4) 県は、災害医療コーディネーター、透析災害医療コーディネーター、周産期災害医療コーディネーター等の設置を含めた保健医療活動体制の整備を行う。
- (5) 災害時の患者及び傷病者の搬送体制を確立するため、災害拠点病院等及び県病院協会等と、後方医療体制の整備に向けた調整を図る。
- (6) 県内医療機関との連絡体制の構築については、第2で示すところによる。
- (7) 保健医療調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び医療政策局内の訓練を行う。
- (8) DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修受講を推進する。

#### 3 県保健所

- (1) 県保健所は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村等との連絡体制(地域災害医療対策会議)の整備を図る。
- (2) 県保健所は、感染症対策、防疫対策、食中毒対策等の拠点としての整備を図る。

- (3) 県保健所は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防のため、防疫用品等の備蓄を図る。
- (4) 県保健所は、管轄地域内における災害時保健医療活動を指揮調整するため、地域保健医療調整本部の体制整備及び充実に努める。

#### 4 DMAT（災害派遣医療チーム）の整備

- (1) DMATは、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動できる、機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県内では25チーム編成されている。
- (2) 県は、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、迅速な派遣が図れるよう関係機関の情報共有・連絡体制の確立に努めるとともに、DMATの更なる整備を促進する。
- (3) 県は、災害時にDMAT及び関係機関が円滑に連携できるように、災害医療コーディネーター等のコーディネーターも参加する研修・訓練等を行うとともに、奈良県DMATコーディネーターを設置し、DMATの派遣及び受入れに関する体制を整備する。
- (4) 災害拠点病院・DMAT指定病院は院内災害対応マニュアルに他府県DMATの受入にかかる受援計画の整備を図る。

#### 5 災害拠点病院の整備

- (1) 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受け入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関である。
- (2) 県では、各保健医療圏で中心的役割を担う地域災害拠点病院として6病院を、災害医療の中心的役割を担い、地域災害拠点病院の機能強化、要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院として、県立医科大学附属病院を指定している。
- (3) 県は、全ての災害拠点病院において、DMATの更なる整備推進、災害訓練の実施、ヘリポートの整備の促進を図る。また、被災後、早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を図る。

(R1.11.1 現在)

区分	病院名		DMAT整備数
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院		4
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	5
		市立奈良病院	3
	東和保健医療圏	済生会中和病院	2
	西和保健医療圏	近畿大学奈良病院	2
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2
	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	3
DMAT指定病院	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2
	東和保健医療圏	宇陀市立病院	2

## 6 災害対応マニュアルの整備

医療機関は、災害時に備え防災体制、入院患者への対応、傷病者の受入体制、医療救護班の派遣方法等を記した災害対応マニュアルの作成を図る。

## 7 傷病者、医療救護スタッフの搬送体制の確保

県は、災害時において効率的・効果的な医療救護活動を行うため、消防機関等と連携して傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制の整備を図る。

## 第2 災害時における連絡体制の構築

### 1 広域災害救急医療情報システムの整備

県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を収集・提供するため、奈良県広域災害救急医療情報システムを整備するとともに、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）を活用し、関係機関の連絡体制の構築を図る。

- (1) 県は、災害時の円滑なシステム運用を図るため定期的に訓練を実施する。
- (2) 関係機関は、災害時の受入情報の入力等、システムを運用するための体制整備に努める。

### 2 防災行政通信ネットワーク・衛星携帯電話等の通信手段の整備

県は、保健所、県立医科大学附属病院等に設置される防災行政通信ネットワークや、保健所、災害拠点病院等が保有する衛星携帯電話、関係機関の緊急連絡網（奈良県DMAT運用マニュアル等）等、医療情報の収集、伝達手段の確保を図る。

### 3 緊急走行車両の整備

県は、災害時の電気通信回線途絶時における情報収集伝達手段を確保するため、保健所等関係施設に自転車、バイク、その他緊急走行車両を緊急時に配備できるよう努める。

## 第3 広域医療体制の確立

### 1 広域搬送体制の構築

- (1) 被災地域外の災害拠点病院等の医療機関や、県外へ重傷患者を搬送するため、奈良県ドクターヘリの活用を図る。また、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）及び和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターヘリとの連携体制を強化するとともに、県防災ヘリの活用を図る。
- (2) 県は、ドクターヘリにおける災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な航空搬送拠点の整備に努めるとともに、災害拠点病院において、被災地域からの傷病者の直接受入が可能なヘリポートの整備を促進する。
- (3) 県は、広域搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）の設置に必要な体制を整備する。

## 2 広域医療体制の構築

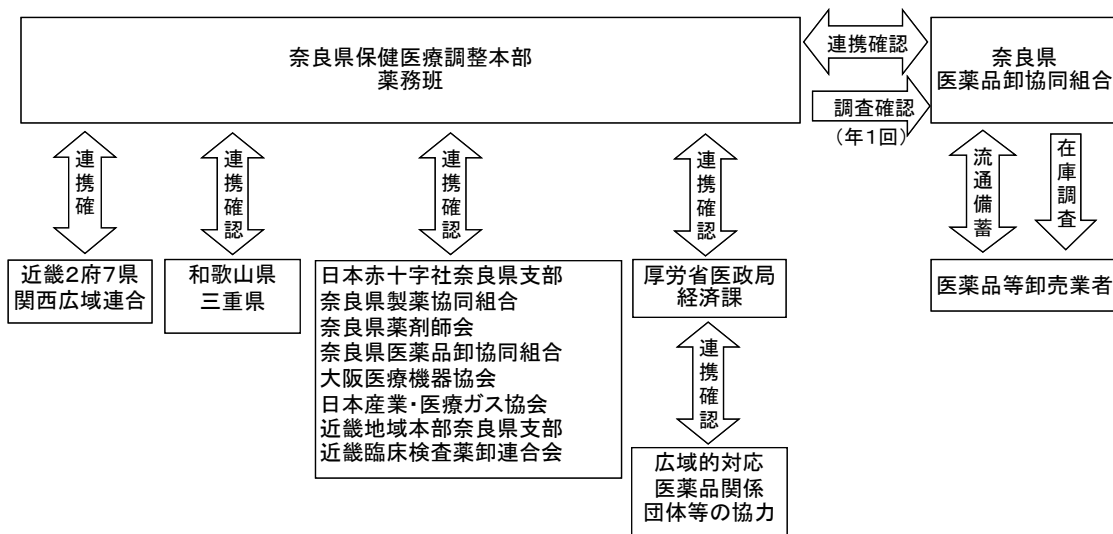
県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」や「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」等を締結している近畿府県との定期的な情報交換に努める。

### 第4 医薬品等の確保（協定、優先供給）

#### 1 災害に備えた事前対策

災害時1～3日間において、保健医療活動チームが行う保健医療活動に必要な医薬品等の確保に努める。

また、関係団体の協力を得て災害用医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬及び血液製剤等を迅速に供給するために体制整備を図る。



## 2 災害時における医薬品等の確保・供給

### (1) 医薬品の確保

発災後3日間に必要な医薬品を確保するため、奈良県医薬品卸協同組合との間で覚書を締結し、流通在庫による優先供給を図る。災害時に必要な医薬品の供給ルート等の確認は年1回行う。また、奈良県製薬協同組合との「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」（以下、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等」という。）に基づいて応援要請を行う。

また、4日目以降の国、他都道府県等から運ばれる医薬品の保管、管理及び供給体制の整備を図る。

### (2) 医療機器・医療ガス、臨床検査薬等の確保

発災後3日間に必要な医療機器及び医療用ガス、臨床検査薬等は、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請

を行う。災害後4日目以降は、前述の応援要請に加えて、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等に基づいて応援要請を行う。

また、4日目以降の国、他都道府県等から運ばれる医療機器等の保管、管理及び供給体制の整備を図る。

(3) 血液製剤の確保

奈良県赤十字血液センターは、災害時の血液製剤の確保に努める。

## 第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施（保健師班の整備）

県は、災害から地域住民の生命及び健康を守るため関係機関と協力体制を整備し、災害の状況に応じた適切な健康管理体制を構築する。

(1) 初動及び支援体制の早期確立

県は、災害時に保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等を派遣するにあたり、組織の指示命令系統が明確で初動・支援体制が早期に確立できるよう調整する。

(2) 情報の集約と提供の確保

県は、市町村関係機関・関係団体間における情報伝達体系を整備した上で情報を集約し速やかに提供できるルートを確保するとともに、関係者間に周知徹底する。

(3) 要配慮者への対応

県は、要配慮者が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。

(4) 人材育成等

県は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

## 第6 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の対策

県は、災害時における対応を迅速に行うため、医療機関における受診状況等の実態を把握するとともに、透析災害医療コーディネーターの助言のもと災害時に透析患者が継続して治療を受けることが可能となる体制整備に努める。

## 第7 在宅難病患者等対策（長期療養児含）

県は、在宅難病患者等に対する災害時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策を講じる。

### 1 在宅難病患者等の療養状況の把握と情報の共有

- (1) 要支援者リスト・マップと個別ファイルの作成
- (2) 災害時の連絡方法の確保
- (3) 災害時個別支援計画の作成
- (4) 患者・家族の同意に基づいた市町村や関係機関への患者情報の提供

## 2 災害時の医療、保健サービス確保のための支援ネットワークの整備

- (1) 難病患者拠点病院、協力病院における災害緊急連絡体制の整備
- (2) 災害時の医療確保に向けた関係機関の協力体制の確立
- (3) 保健所における在宅難病患者巡回チーム編成計画の作成

## 第8 精神障害者対策、メンタルヘルス対策

県は、精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、あらかじめ精神障害者の受療状況及び医療機関の稼働状況を把握する。

県は、迅速かつ適切なところのケアに関する行動指針として、「DPAT活動マニュアル」に基づき対応する。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、県はこれらに対する精神保健医療提供体制を確立するとともに、精神医療従事者や保健所等の専門職員に対する教育研修体制の充実に努める。

## 第9 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保

被災時にも医療機能の提供を可能とするため、災害拠点病院をはじめとする医療機関の耐震化を促進するとともに自家発電設備等の整備に努める。



## 第24節 防疫予防計画

(医療政策局)

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

### 第1 防疫実施組織の設置

県及び市町村は、災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織として、次の班等を編成する。

#### 1 市町村（防疫班）

市町村は、防疫実施のため、数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

#### 2 保健所（疫学調査班）

保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成する。

#### 3 県（防疫班）

県（医療政策局）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

### 第2 防疫計画の策定

保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、可能な限り周密な防疫計画を策定する。

### 第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備

県及び市町村は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。

医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第23節第4により体制整備を図る。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬用の確保・供給については、確保・供給を担当する防災統括室等との連携を確認する。

### 第4 職員の訓練

県及び市町村は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

## 第25節 火葬場等の確保計画

(文化・教育・くらし創造部)

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

### 第1 火葬データベースの整理

県は、「奈良県災害時広域火葬実施要綱」に基づき、市町村を通じて火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。

### 第2 応援協力体制の確立

#### 1 葬祭業者等との連携

県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会と協定を締結し、連携・協力体制を整備する。

#### 2 近隣府県等との連携

県及び市町村は、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

## 第26節 廃棄物処理計画

(水循環・森林・景観環境部)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、県、市町村が実施する対策について定める。

### 第1 災害廃棄物処理計画による体制整備

#### 1 市町村

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県、市町村の連携による処理体制の構築に努める。

#### 2 県

大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理することを目的として策定した「奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）」に基づき、「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を設置・運営し情報共有等を図るとともに、毎年度、県・市町村合同による教育・訓練を実施することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

※災害廃棄物処理計画の事項（例）

- ・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場確保計画等）、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など

### 第2 相互支援体制の構築

#### 1 市町村

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

#### 2 県

相互支援協定に基づき下記に掲げる事項等を把握し、体制整備等の基礎資料とするとともに、有害物質（PCB、アスベスト等）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実を促進する。

- (1) 支援可能な処理内容、規模
- (2) 提供可能な資機材等
- (3) 職員派遣の可否（人数）

- (4) 組織、連絡体制
- (5) 支援にあたっての課題等

また、環境省近畿地方環境事務所主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会と締結（平成21年8月25日）及び奈良県解体工事業協会と締結（平成29年6月13日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。

### 第3 廃棄物処理施設等の整備等

#### 1 市町村

##### (1) 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

##### (2) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

##### (3) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

#### 2 県

市町村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。

## 第27節 食料、生活必需品の確保計画

(防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部)

災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等(以下、「物資」という。)の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

また、県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

### 第1 県、市町村、住民の役割分担

#### 1 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

(ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。)

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

#### 2 市町村の役割

市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

また、災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者などのニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

#### 3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

また、災害発生時は市町村を通じて、避難所における食物アレルギーを有する者などのニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

## 第2 平常時の物資調達

県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

### 1 市町村の物資調達

市町村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

### 2 県の物資調達

県は、供給に必要な生活必需品等の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。
- (4) 県及び市町村で応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合等必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。

また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。

- (5) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (6) その他、物資の調達に必要なことを定める。

## 第3 報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、少なくとも年1回、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の

締結状況及び担当部署を県に報告する。

#### 第4 食料等の備蓄率の向上

県民による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び市町村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、市町村及び県は積極的に災害時の物資確保に努める。

県及び市町村は、災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

## 第28節 文化財災害予防計画

(文化・教育・くらし創造部)

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

### 第1 基本計画

#### 1 保存整備事業の推進

県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。

#### 2 管理状況の把握

県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村または市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

#### 3 所有者・管理者への指導・助言

県は、文化財の所有者・管理者に対し日常における災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言をおこなう。

#### 4 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

県は、「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を進め、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財防火予防に関する認識を高めるとともに災害時に協力する体制づくりを促す。

#### 5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、消防、警察、市町村、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

### 第2 文化財種別対策

#### 1 建造物

防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備を推進する。また、



風水害に備えた周辺環境整備を行うとともに、破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。

また、重要伝統的建造物群保存地区などにおいて、総合的な防災設備の設置が進むよう市町村に指導助言を行う。

## 2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進

## 3 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

### 第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別	予防方法	予防対策
1. 火災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備の充実強化	1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化。
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 6. 収蔵庫等耐火建築物への収納

2. 風水害	1. 環境整備	1. 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報機の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検
5. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1. 定期点検による早期発見 2. 環境整備 3. 防虫処理
6. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	1. 温・湿度の定期的測定 2. 保存箱・収蔵庫への収納 3. 有害光線の減衰 4. 扉の適時閉塞
7. 全般	(全般)	1. 防災訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9. 災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の配置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

## 第29節 総合的な水害防止対策

(県土マネジメント部)

治水安全度の向上を図るため、国・県・市町村等が連携しながら、従来の河道を改修する治水対策に加え、ため池利用や雨水貯留施設等を整備する流域対策も含めた総合的な対策の推進を図る。

### 第1 水系毎の総合的な対策の推進

本県の一級河川は、大和川、紀の川、新宮川、淀川の4水系にかかる358河川が指定されており、治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地の整備に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど水系毎に、国・県・市町村等と連携しつつ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も積極的に活用し、各水系の流域プロジェクトにのっとり、総合的な対策の推進を図る。

### 第2 大和川水系対策

奈良盆地を流れる大和川は放射状に河川が集まり、狭窄部の亀の瀬を抜け、大阪に流れる。支川が合流する地域で多くの浸水被害が発生しており、市街地が多い奈良盆地では、河川改修や遊水地整備などの治水対策だけでは、洪水を防ぐことが困難であり、昭和58年に国・県・流域24市町村からなる大和川流域総合治水対策協議会を設立し、流域全体で水害に強いまちづくりを行う大和川流域総合治水対策に取り組んでいる。また、近年の新たな課題に対応するため、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定した。令和3年12月には、大和川が特定都市河川に指定され、今後、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現に向け、より一層の取り組みの強化を図る。

#### 1 治水対策

河川整備計画に基づき、国および県は、洪水を安全に流下させる能力が不足する区間について計画的に河道改修を進めている。また、国においては、大和川の中流部において大和川の洪水を一時的に貯留する約100万 $\text{m}^3$ の遊水地の整備を行う。

#### 2 流域対策

開発によって低下した奈良盆地の保水機能を回復し、雨水が河川に一気に流れ出すことを押さえることを目的とした流域対策に重点的に取り組んでいる。大和川流域では、ため池の保全やため池の治水利用、雨水貯留浸透施設整備、水田貯留を推進するとともに、開発行為等(0.1ha以上)に対して防災調整池の設置を求めている。

また、県と市町村が連携し、河川の水位上昇に伴う内水による床上・床下浸水被害を解消するため、必要な貯留施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を推進する。

### 3 土地利用対策

浸水のおそれのある地域の市街化を抑制するため、10年に1回程度の降雨により、50cm以上の浸水が想定される地区を市街化編入抑制区域として指定し、原則として新たに市街化区域に編入しないこととする。

### 第3 紀の川水系対策

紀の川（以下：吉野川）は、全国有数の多雨地帯である大台ヶ原を源流とし、奈良県中部と和歌山県北部を貫流し、和歌山市に流れる。昭和34年9月の伊勢湾台風による大規模な洪水で河川の流下断面不足や流木による流下阻害等により甚大な浸水被害が発生した。洪水から貴重な生命財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう整備を図る。流域内の堤防の新設や河道掘削などを実施するとともに、流域内の洪水調節施設（大滝ダム）により洪水調節を行う。

#### 1 治水対策

吉野川では、伊勢湾台風による洪水による家屋の浸水被害等を解消することを目的として、流下能力が不足している箇所において、川沿いの土地利用を踏まえ、築堤等を実施する。大滝ダムの操作については、下流の河道整備状況に応じて、洪水時の最大放流量を順次変更する。

#### 2 流域対策

開発行為等（1ha以上）による防災調整池の設置

### 第4 新宮川水系対策

熊野川は、天川村を上流とし、大小の支川を合わせながら南流し、北山川と合流し、熊野灘に流れている。日本有数の多雨地帯に位置し、洪水が発生しやすい地域特性を有している。

#### 1 治水対策

平成23年9月の台風第12号による未曾有の豪雨により起こった紀伊半島大水害では、大規模な土砂崩壊、洪水によって広域で甚大な被害が発生した。河道内には、大規模崩壊による土砂が堆積し、河道の復旧のため、堆積土砂の撤去を行っている。今後は崩壊斜面から河川への土砂流出防止が重要となる。またこの流域には、11基の利水ダムが存在しており、複数の管理者が個々の管理をしている。洪水対策のためには、利水ダムの治水利用とダム間の連携が必要となる。国と三県（奈良県・三重県・和歌山県）、沿川市町村、ダム管理者で設立した熊野川の総合的治水対策協議会において、連携を強化し、熊野川の一貫した総合的な治水対策を進めている。

#### 2 流域対策

開発行為等（1ha以上）による防災調整池の設置

### 第5 淀川水系対策

淀川は、大小支川を琵琶湖に集め、桂川や木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ大阪湾に流れる。県内では、淀川の支川である木津川とその支川の名張川へ合流している。県内の淀川流域で大きな被災としては、昭和34年9月の伊勢湾台風による洪水により、

浸水被害が発生した。引き続き、洪水氾濫などによる災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるような川づくりに取り組む。

### 1 治水対策

県内の淀川流域では、洪水被害の防止や軽減、また、順次河川改修を進めてきた。特に河道の流下能力が不足しているため、洪水による浸水被害が発生している。特に宇陀市域での宇陀川（室生ダムに合流）、町並川（宇陀川の支川）及び、生駒市域での山田川（木津川に合流）において河川改修を進める。市街地が進んで比較的資産が集中した地域において、河道断面が小さく、浸水被害が発生している箇所では優先的に整備を行う。

### 2 流域対策

開発行為等（1ha以上）による防災調整池の設置

## 第6 洪水氾濫による被害軽減対策

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」（※1）、「流域治水協議会」（※2）を活用し、国、流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して下記の取組を推進する。

（※1）大規模氾濫減災協議会・・・「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」及び「熊野川上流部の総合的な減災対策協議会」

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（※2）流域治水協議会・・・「大和川上流部流域治水部会」、「紀の川流域治水協議会」、「淀川流域治水協議会」、「熊野川流域治水協議会」

- 1 集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。
- 2 流域のあらゆる関係者が協働して行う対策として、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の充実に努める。

## 第30節 ダムの管理・運用

(県土マネジメント部)

ダムについての日常的な定期点検や洪水時の放流情報等の住民への周知により、洪水時に備えるとともに、浸水被害を防止するためのより効果的な運用についても検討を進める。

### 第1 定期的な点検、操作確認

ダムの設置者は、河川法の定めるところにより、流水の貯留及び放流の方法、放流の際にとるべき措置、洪水に対する措置等ダムの規程を定め、災害の防止に万全を期する。

ダムの点検については、各ダムにおいて定められている点検整備基準等に基づき、日常の点検を行う必要があるが、出水期に向けては管理運転等も伴う詳細な点検を実施し出水に備えることとする。

また、ダム本体・放流施設が老朽化等のため、機能低下する恐れのあるものや機能の維持に支障があると認められた場合は、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。

### 第2 警報区間、放流情報の周知

ダムの管理者は、ダムから放流によって流水の状況に著しい変化が生ずると認める場合における関係機関への通知やサイレン・スピーカー等による一般への周知にかかる措置について、放流警報区間や放流情報の内容など、放流連絡会等を通じて平時から一般への周知を図る。

ダム放流連絡システムは、奈良県水防計画による。

### 第3 適切なダム治水操作の検討

#### 1 大滝ダムのより効果的な操作の検討（紀の川水系）

奈良県は、水系全体の治水安全度向上のため、大滝ダム放流可能量を最終的に2,500m<sup>3</sup>/sまで増加させることができるように下流の河川整備を進める。流下能力の小さい工区から順に河川改修を進め、段階的に大滝ダム放流可能量を増加させていくことができるように、ダム管理者である近畿地方整備局と連携を図る。

#### 2 利水ダムの治水運用の検討（新宮川水系）

新宮川水系において設置されている利水ダムについて、平成23年9月の台風12号の出水状況を勘案し、ダムの事前放流やダム間連携操作などダム下流への放流量の低減に向けた治水運用改善について、ダム管理者を交えて検討を進める。

#### 3 既存ダムの洪水調節機能の強化（大和川水系）

県管理ダムにおいては、ダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を目的として、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、事前放流に取り組む。

## 第31節 水害への備え

(県土マネジメント部)

水害による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の公表など水防法に基づく水害対策、水防訓練等を行い、住民が日頃から水害に対し備えができるようなソフト対策の充実を積極的に図っていく。

### 第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知

#### 1 洪水浸水想定区域の指定・公表

水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川、水位情報周知河川等について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

#### 2 洪水浸水想定区域における避難確保措置

市町村は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

なお、洪水浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）又は大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。））がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

#### 3 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

##### (1) 地下街等の避難確保計画、浸水防止計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

##### (2) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑

かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するものとする。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

#### (3) 大規模工場等の浸水防止計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

#### (4) 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者（水防管理団体である市町村の長等）は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるときは、浸水被害軽減地区として指定するとともに、関係市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知する。

## 4 住民への周知

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知するとともに、【警戒レベル5】緊急安全確保、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル3】高齢者等避難等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、市町村長は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

県は、市町村の洪水ハザードマップを県ホームページに集約し、水害リスク情報の充実を図る。

## 第2 水防訓練、避難訓練の実施

指定水防管理団体（水防上公共の安全に重大な関係のある市町村を奈良県知事が指定したものは、毎年1回以上（なるべく出水期前）に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体（市町村）においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図るものとする。



### 第3 水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、(3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供、(4) 水防に関する調査研究、(5) 水防に関する知識の普及、啓発、など 業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

### 第4 情報共有

県は、住民の避難活動を迅速かつ的確に実施するため、従来の水位計やカメラに加え、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラによる情報提供を行う。

## 第32節 風害予防計画

(防災統括室、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部)

台風等に対しては、気象状況を早期に把握し、必要な措置を講ずる。  
また、今後国等から示される施策をもとに、竜巻等突風対策について検討を進める。

### 第1 風害の予防対策

公共施設の管理者及び民間施設の管理者並びに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（公告、看板、工事用建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めなければならない。

### 第2 農作物、林産物の防災対策

県は、適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止、さらには防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化を図る。

### 第3 電力施設の防災対策

施設管理者は、電気設備について強風時においては予防巡視を実施するとともに、弱体設備の補強を行うほかルートを選定、支線の増強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずる。（関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社奈良支社の防災対策については、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3参照）

### 第4 通信施設の防災対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な整備更新を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。（電信電話施設の防災対策については、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第4参照）

## 第33節 総合的な土砂災害防止対策

(県土マネジメント部)

危険な箇所の区域指定や住民の迅速な避難を促す情報伝達などのソフト施策の充実を最優先で取り組むとともに、より積極的に土砂災害警戒区域等の指定を図る。また、地域の防災体制の充実を支援する取り組みを進める。土砂災害対策のハード施策については、上記のソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

### 第1 奈良県土砂災害対策基本方針に基づく対策の推進

奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、ソフト施策とハード施策の取り組みを推進する。

### 第2 土砂災害に関するソフト施策

#### 1 県

土砂災害に対する防災対策を進めるに当たっては、行政と住民が常に情報を共有し、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」とが相乗的に働くことを目指す。そのため、市町村及び住民に対して土砂災害発生のおそれのある場所の周知、土砂災害警戒情報の発表、雨量情報等の提供、市町村の警戒避難体制を支援するシステム整備等のソフト対策を推進していく。

また、平成27年1月に改正・施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行う。

土砂災害から住民の生命を守るために、基礎調査の調査結果を速やかに公表した後、土砂災害警戒区域等を指定することにより、危険な区域を地域の住民に周知することで、警戒避難体制の整備促進を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域内においては、住宅宅地分譲や要配慮者利用施設等を建築するための特定開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法により建築物の構造規制の対象となる。また、土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危険が生ずる恐れが大きいと認められるときは、建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転や、その他土砂災害を防止又は軽減するために必要な措置をとることを勧告する。また、勧告等を受けた者が当該区域外に移転等を行う場合において、税制措置や融資制度の情報提供を行うなど、移転等が円滑に実施されるよう支援を行う。

#### (1) 土砂災害発生のおそれのある場所の周知

土砂災害のおそれのある区域において警戒避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためにも、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。

また、土砂災害警戒区域等が未指定の地域においても、基礎調査が完了している地域

については、基礎調査の結果を公表し、県のホームページや土木事務所、市町村の役場などで、土砂災害警戒区域に相当する区域を閲覧することができるよう、土砂災害発生のおそれのある場所の周知を行う。そのため県は、市町村に基礎調査の調査結果及び当該区域が土砂災害警戒区域に指定された際のデータ提供を行う。

#### (2) 土砂災害警戒情報の発表

県及び奈良地方気象台は、大雨により土砂災害発生の危険が高まり、より嚴重な警戒が必要な場合に、市町村長が避難指示等の発令基準として活用する等、災害応急対応を適時適切に行えるようにするとともに、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

#### (3) 地域防災マップづくり

県は、平成27年2月に作成した「土砂災害地域防災マップづくりガイドライン」及び「土砂災害地域防災マップづくり事例集」を活用し、自主防災組織や住民が地域に特化した防災マップ作成の主体となり、その作成過程での防災に関する「気づき」や「きっかけ」の発見を促す『地域防災マップづくり』のワークショップを県内全域へ展開すること等で、市町村の警戒避難体制の整備を支援する。

#### (4) 県民への土砂災害に対する防災意識の啓発

県は、日頃から市町村と連携し、奈良県土砂災害防災の日や土砂災害防災週間、国の土砂災害防止月間を中心として、土砂災害防止に関する広報活動を進めるとともに、防災意識の向上を図る。

## 2 市町村

### (1) 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、住民が安全で円滑な避難ができるように、当該地域ごとに以下の項目について定め、警戒避難体制の強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

### (2) 警戒避難体制の周知

市町村は、土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年4月改訂 国土交通省砂防部)、避難情報に関するガイドライン(令和3年5月改訂 内閣府(防災担当))等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目につい

て市町村地域防災計画に記載すること等により、住民に対し周知するように努めるものとする。県は、市町村における警戒避難体制の充実が図られるように助言を行う。

① 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。

② 土砂災害警戒区域等の箇所

③ 適切な避難単位の設定

土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害警戒区域の重複等も考慮し、住民への効率的な情報伝達の観点から、町内会、自治会、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせ設定。

④ 避難指示等の発令・解除の基準

土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言活用等。

⑤ 安全な避難場所・避難経路の確保

避難場所の開設、運営体制、避難場所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して指定されている安全な避難場所。

⑥ 防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援

平成29年6月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

### 第3 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施

土砂災害対策のハード施策については、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支えるため、『奈良県土砂災害対策施設整備計画』を策定し、選択と集中により、ソフト対策と一体となって、真に必要な対策を計画的かつ重点的に進める。

また、平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号など毎年のように甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、以下の【主な整備箇所】で土砂災害対策を推進する。

【主な整備箇所】

- 1 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の24時間利用の要配慮者利用施設
- 2 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の代替性の無い避難所
- 3 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の緊急輸送路（アンカールート）
- 4 現行基準に適合しない老朽化堰堤

## 第34節 大規模土砂災害防止対策

(県土マネジメント部)

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊による甚大な被害の経験を踏まえ、大規模土砂災害防止対策を推進する。

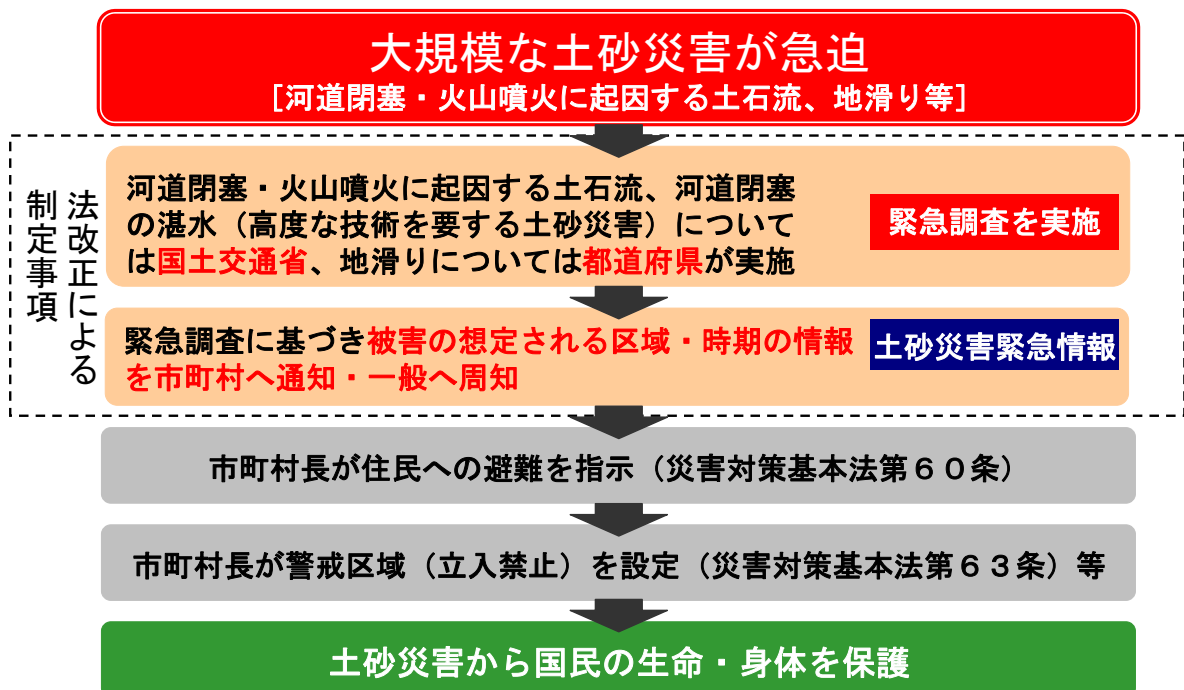
### 第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備

紀伊半島大水害では多数の河道閉塞が発生したため、土砂災害防止法（平成23年5月改正）に基づく緊急調査が、国土交通省により実施された。この緊急調査は、法改正後、河道閉塞についての初の事例となった。

このように大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行える。

特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとなる。さらに、土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）により、国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することになる。

大規模土砂災害に備えるため、県では土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備を推進するとともに、国、市町村と連携して情報伝達体制等の構築に努める。



土砂災害防止法の一部改正に基づく国による緊急調査の実施

## 第2 紀伊半島大水害復旧・復興計画における取り組み成果の活用

県では、紀伊半島大水害復旧・復興計画における取り組み成果を有効に活用し、今後の大規模土砂災害に備えるため、安全・安心のためのシステムづくりに努める。

### 1 深層崩壊のメカニズムに関する調査・研究の推進

県では、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所において、現地調査を行い、深層崩壊が発生しやすい斜面の評価につながる情報を収集した。また、調査を踏まえ、市町村、地元住民にとって監視・警戒・避難の基礎となるマップ（奈良県深層崩壊マップ）を作成した。さらに災害経験を風化させず、災害の伝承活動に役立てるため、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所や「深層崩壊のメカニズム解明に関する現状報告」などの調査・研修結果を大規模土砂災害アーカイブとして構築した。今後、県では国や市町村、研究機関との連携を図りながら、深層崩壊研究・対策の進展に寄与していく。

### 2 監視・警戒・避難のシステムづくり

大規模な土砂災害では、河道閉塞による湛水や決壊などによる2次災害（被害拡大）が想定されるため、通常の土砂災害よりも的確な情報収集・判断・伝達が求められ、総合的な防災システムを構築する必要がある。そのため、県は市町村と連携し、以下の内容について検討を行い、自助・公助・共助のバランスのとれた防災対策の実現に努める。併せて、国土交通省が整備している大規模崩壊監視警戒システム等を活用し、大規模崩壊の検知と情報伝達体制を検討する。

#### [避難行動]

- ・どのタイミングでどこに逃げるか。
- ・避難のきっかけとなる情報の内容や伝達方法。
- ・地域ごとの分かりやすい避難指標の設定。

#### [避難所・避難路]

- ・より安全な避難路・避難所はどこか。

#### [深層崩壊・河道閉塞]

- ・実態把握の方法、被害規模と避難の猶予時間の想定。

#### [自助・共助・公助の連携による防災・減災]

- ・自主防災組織の活動支援。
- ・自主防災組織と行政の役割分担。

## 第3 紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所の対応

紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、長殿地区（十津川村）については、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残っており、国土交通省（紀伊山系砂防事務所）が対策工事を実施している。そのため、国はモニタリングを継続し、県、関係市村への土砂災害緊急情報等の提供体制を整備する。

## 第35節 砂防設備計画

(県土マネジメント部)

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

本県の地質と地形の特質のため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生産された土砂礫は勾配の急な谷筋に多量に推積され、豪雨に際して下流に流出し河川及び耕地に氾濫浸水等の治水上甚大な被害を与えている。

また、集中豪雨による土石流被害も懸念され、これらの災害を予防するため砂防設備の整備促進を図る。

### 第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表

#### 1 砂防指定地（法規制区域）

砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置しまたは当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。(令和4年10月31日現在1,767箇所)

#### 2 土石流危険溪流

土石流危険溪流は、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」による土石流発生の危険性がある溪流である。県内の箇所数については、砂防・災害対策課ホームページに掲載している。

#### 3 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページに掲載している。

#### 4 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページに掲載している。

### 第2 計画的な砂防事業の実施

土石流対策としては、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づきレッドゾーン内の24時間利用の要配慮者利用施設や安全が確保できない避難所、緊急輸送路（アンカールート）を中心に、選択と集中により、真に対策が必要な箇所・範囲において、ソフト・ハード対策を連携させ対策を実施する。



### 第3 関係機関との連携

砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。

## 第36節 地すべり防止施設計画

(県土マネジメント部)

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

地すべりによる被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に地すべり防止施設の整備促進を図る。

### 第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表

#### 1 地すべり防止区域（法規制区域）

地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言う。（令和4年10月31日現在61箇所）

#### 2 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所は、平成8年10月4日付建設省河傾発第40号による「地すべり危険箇所調査要領」により空中写真判読及び既存記録等から抽出した箇所であり、県内の箇所数については砂防・災害対策課ホームページにて公開している。

#### 3 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて公開している。

### 第2 計画的な地すべり対策事業の実施

地すべり対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づき崩落やその兆候が見られるなど、土砂災害の危険が切迫している箇所へ対策を実施する。

### 第3 関係機関との連携

砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。

## 第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画

(県土マネジメント部)

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

急傾斜地におけるがけ崩れ災害から住民の生命を保護し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に急傾斜地崩壊防止施設の整備促進を図る。

### 第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表

#### 1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域）

急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域を言う。（令和4年10月31日現在536箇所）

#### 2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、平成11年11月30日付建設省河傾発第112号による「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により抽出された崩壊の危険性がある箇所である。県内の箇所数については砂防・災害対策課ホームページにて公開している。

#### 3 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて公開している。

#### 4 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて公開している。

### 第2 計画的な急傾斜地崩壊対策事業の実施

急傾斜地崩壊対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づきレッドゾーン内の24時間利用の要配慮者利用施設や安全が確保できない避難所、緊急輸送路（アンカールート）を中心に、選択と集中により、真に対策が必要な箇所・範囲において、ソフト・ハード対策を連携させ対策を実施する。

### 第3 関係機関との連携

砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。

## 第38節 山地災害予防計画

(水循環・森林・景観環境部)

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全施策のひとつである治山事業等を実施し、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

### 第1 森林管理・環境保全

本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は270千haで森林面積の95%にあたっている。

令和3年度当初における民有林人工林面積は167,779haで、間伐等の保育を必要とする人工林が民有林面積の62%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。

そこで、新たな森林環境管理制度により森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全及びレクリエーション）を高度に発揮させるため、目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林及び天然林）への誘導に取り組むものとする。

特に恒続林など針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹種と草本類に覆われることから、崩壊しにくく、上部で崩壊した土砂を受け止める効果が高くなるため、混交林への誘導に取り組むものとする。

### 第2 森林整備保全

県民生活に欠くことのできない森林の公益的機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されるものである。奈良県の森林は南部・東部にその多くを占め、南部地域においては、急峻な地形や脆弱な地質であるうえに多雨な気象条件の地域であり、一方、東部地域は比較的降水量が少なく緩やかな地形であるように、各地域において地形・地質・気候条件等の多様性をみることができる。森林の地形等により災害の起こりやすさは変わるものの、森林の荒廃によって災害を引き起こすことのないように努める必要がある。

このため、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図るとともに、森林の育成段階に応じた保育、間伐等の施策を実施して森林の整備及び保全を進めることにより、森林に対する現在の県民の期待に応えるとともに、これを将来世代に健全な形で引き継いでいくこととする。

また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による林地被害箇所のうち、大規模で高度な技術を要する箇所は国による復旧事業を実施し、その他の箇所については県による早期復旧を目指すべく、奈良県南部・東部振興基本計画アクションプランにおいて治山事業の推進が掲げられている。

これらに基づき、県においても、荒廃山地の復旧工事、流域を単位とする防災対策、水源山地の森林整備及び保安林整備等の治山事業を実施している。

### 第3 保安林の配備

流域における森林に関する自然的条件、社会・経済的背景及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するための保安林として指定する必要がある森林について、地域森林計画に基づき保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて保安林の指定施業要件を見直しする等、山地保全と森林の総合的な機能の維持増進を図ることとする。

### 第4 山地災害危険地区の周知

山地災害危険地区の指定は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を把握し、これらの未然防止に資することを目的としている。

山地災害危険地区については、位置図を作成しホームページへの掲載や市町村を通じて周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努めることとする。

## 第39節 ため池災害予防計画

(食と農の振興部)

ため池施設の被害を防止するための予防対策について定める。

### 第1 現況

本県には、約4,200余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。

大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。

### 第2 計画方針

大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが心配されている。

災害発生の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手出来ないため池についても、低水管理や保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。

#### 1 ため池等防災対策推進事業の実施

##### (1) ため池防災対策調査計画事業の実施

県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する機能診断調査やため池の定期的な監視（以下、ため池パトロールという。）等を進める市町村に対して支援を行う。

##### (2) ため池整備事業の実施

老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、市町村等からの申請に基づき、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で整備を行う。

#### 2 防災減災対策の啓発・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、市町村によりハザードマップの作成・公表・周知や緊急連絡体制の整備を行うとともに、管理者等に対して、ため池パトロールを通して日常の管理・点検実施の指導を行う。

あわせて、「ため池支援センター」を設置し、防災重点ため池の管理者からの相談に直接対応し、管理等に関する助言を行う。

(資料編「防災重点ため池」参照)

## 第40節 宅地等災害予防計画

(地域デザイン推進局)

豪雨による宅地災害の発生を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

### 第1 宅地の安全性の向上

#### 1 宅地の安全性

県及び市町村は、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

なお、がけ地近接危険住宅については、第3の「2 がけ地近接危険住宅移転」による。

#### 2 宅地防災パトロール

梅雨期及び台風期には宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告または改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く県民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

### 第2 二次災害の軽減・防止対策

#### 1 被災宅地危険度判定士の養成

県は、二次災害を防止する目的で、被災宅地の被害の程度を調査し危険度を判定する被災宅地危険度判定士の県登録者を100人以上確保するよう養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

#### 2 実施体制の整備

県及び市町村は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

#### 3 宅地危険度判定制度の普及・啓発

県及び市町村は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。



### 第3 災害危険住宅の移転計画

#### 1 集団移転

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、市町村が制定実施を行う集団移転促進事業計画に対し、国は補助金の交付等の援助等を行い、県はこの対策が促進するよう指導を行う。

#### 2 がけ地近接危険住宅移転

市町村は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進する。県は、必要な技術的指導を行う。

## 第41節 火災予防計画

(消防救急課)

県及び市町村等は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火防止・初期消火力の向上や消防力の向上を図る。

### 第1 出火防止・初期消火

火災に伴う被害を最小限に軽減するために、県及び市町村等は次の対策を実施する。

- 1 各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- 2 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- 3 地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

### 第2 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)並びに「消防水利の規準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

- 1 県は、消防施設強化促進法及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防防災施設整備費補助事業等の補助制度の活用を促すとともに、人員の確保についての対策を推進する。
- 2 市町村は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層、女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。
- 3 市町村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
- 4 市町村は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

## 第42節 林野火災予防計画

(消防救急課、水循環・森林・景観環境部)

県の8割が森林で覆われている本県においては、林野火災の予防対策の推進が非常に重要な課題である。国、県、市町村、森林組合及び林野の所有（管理）者等は、平時から、次に掲げる事項を中心に、林野火災に必要な環境整備に努めるものとする。

### 第1 林野火災に強い地域づくり

#### 1 林道、森林の整備

林道管理者は、消防用車両等の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努める。

森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

#### 2 監視体制の強化

市町村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

##### (1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

##### (2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

#### 3 林野所有（管理）者等への指導

##### (1) 防火線、防火樹帯の整備

市町村は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

##### (2) 防火用水の確保

市町村は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

##### (3) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、市町村長の許可がなければできない。市町村長は、許可条件等について事前に防機関及び森林管理事務所等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

##### (4) 火の使用制限

市町村は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報

発令時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

#### (5) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

### 4 防火知識の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。

#### (1) 公衆に対する啓発活動

##### ① 広報宣伝の充実

県、市町村、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

##### ② 学校教育による防火思想の普及

県、市町村、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、県・市町村教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

#### (2) 地域住民、林内作業者に対する啓発活動

##### ① 地域での指導・啓発

市町村及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

##### ② 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

## 第2 活動体制の整備

県、市町村及び消防機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

### 1 消防体制の整備

市町村及び消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

### 2 広域相互応援体制の整備

県、市町村及び消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

### 3 消防資機材の整備

県、市町村及び消防機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

### 4 消防水利の確保

市町村及び消防機関は、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利や砂防ダム

等水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

#### 5 航空消火体制の整備

県は、林野火災発生時に消防防災ヘリコプターによる空中消火体制を確立するため、消防防災ヘリコプターに消火資機材の整備、人員の訓練、運用方法の研究等体制の充実を図る。また、他の都道府県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターの応援出動のための協力体制の強化に努める。

#### 6 計画

空中消火を含めた林野火災対策については、市町村地域防災計画及び消防計画において定める。

#### 7 林野火災消火訓練の実施

県、市町村、消防機関、その他防災機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防衛技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

## 第43節 原子力災害予防計画

(防災統括室、関係部局)

本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の予防対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。

### 第1 原子力発電所事故対策

#### 1 概要

本県に最も近い原子力発電所は、福井県にある高浜発電所、大飯発電所であり、両者とも県境から約88kmの位置にある。次に近い原子力発電所は美浜発電所で、県境から約108kmの位置にある。

#### 2 情報の収集及び連絡体制の整備

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害の被害の防止に万全を期すため、国、福井県、警察本部、市町村、原子力事業者（電力事業者等）、報道機関等との間において、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。県、市町村、警察本部等は、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、県、市町村は、住民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者（電力事業者等）は、原子力発電所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されるなど、原子力災害を把握した場合は、奈良県に対し、速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

#### 3 環境放射線モニタリング体制の整備

##### (1) 平時における環境放射線モニタリングの実施

県は、平時から、空間放射線量率の連続測定及び環境試料中の核種分析等を実施し、県内の環境を把握するとともに、原子力災害の発生時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

##### (2) 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

県は、国と平時から緊密な連携を図り、原子力災害の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

(3) 環境放射線モニタリング機材の整備

県は、平時及び緊急時の環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、可搬型計測用機器、環境試料分析装置等の設備・機器を整備・維持する。

(4) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、ホームページ等の活用により、住民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。

**4 その他の対策**

国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や予防対策の体制のあり方等について検討していく。

**5 県外からの避難者の受入れ**

県、市町村は、福井県などの原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者を受け入れる。

そのため、県は、原発立地県等から避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、市町村に協力を求め、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討、調整を行う。

市町村は、県から、または原発立地市町村等から直接、避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討を行う。

**第2 その他の原子力事業所の事故への対策**

**1 本県が関係するその他原子力事業所**

(1) 概要

原子力事業者は、主務省令で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るため必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を策定又は修正しようとするときは、あらかじめ当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に加え、当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する都道府県の知事（関係周辺都道府県知事）に協議しなければならない（原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第7条第2項）。

本県において、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は下表のとおりである。

原子力事業所及び 原子炉の名称	原子炉の 熱出力	所在地	原災法上の位置づけ	E P Z※
学校法人 近畿大学 近畿大学原子力研究所 近畿大学原子炉 (UTR-KINKI)	1W	大阪府東大阪市小 若江3-4-1	原災法第2条第3項 口(試験研究用原子炉 の設置許可を受けた 者)	原子炉か ら概ね半 径50mの 地域

※E P Z…防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (Emergency Planning Zone)

(2) 原子力防災専門官との連携

近畿大学原子力研究所に関しては、防災に関する情報の収集及び連絡、連絡等防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の活用、周辺住民に対する情報伝達等について、平常時より原子力防災専門官との連携を図る。

**2 環境放射線モニタリング体制の整備**

(1) 平時における環境放射線モニタリングの実施

県は、平時から、空間放射線量率の連続測定及び環境試料中の核種分析等を実施し、県内の環境を把握するとともに、原子力災害の発生時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

(2) 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

県は、国と平時から緊密な連携を図り、原子力災害の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

(3) 環境放射線モニタリング機材の整備

県は、平時及び緊急時の環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、可搬型計測用機器、環境試料分析装置等の設備・機器を整備・維持する。

(4) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、ホームページ等の活用により、住民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。



## 第4.4節 鉄道災害予防計画

(防災統括室、鉄道会社)

鉄道会社は、列車運転の安全確保のための路線施設等の状況を把握し、施設の安全な維持管理に努めるとともに、各種災害に対応出来るよう整備しておくものとする。

### 第1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生する恐れのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

#### 1 計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- (1) 橋梁の維持、補修及び改良強化
- (2) 河川改良に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (5) 鉄道林(防備林)の造成及び落石防止設備の強化
- (6) 建物等の維持、修繕
- (7) 通信設備の維持、補修
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
- (10) その他防災上必要なもの

#### 2 実施計画

- (1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

- (2) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

### 第2 近畿日本鉄道株式会社

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

#### 1 防災施設の維持管理計画

- (1) 橋梁の維持補修並びに管理強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁管理

- (3) 法面、土留擁壁の維持改修並びに管理強化
- (4) トンネルの維持、補修並びに管理強化
- (5) 建物等の維持補修並びに管理強化
- (6) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (7) 電線路支持物の維持補修並びに管理強化
- (8) その他防災上必要な設備管理

## 2 災害警備体制の確立

- (1) 気象観測機器の整備
- (2) 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- (3) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底

## 3 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

## 4 防災訓練の実施

## 第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難指示等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

### 第1 避難指示等の発令

#### 1 実施責任者

災害時の避難指示等の実施責任者は次のとおりである。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市町村長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般
市町村長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般
警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

## 2 避難指示等の発令

市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

災害の種類によって以下の事項に留意する。

### ・水害

被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。

### ・土砂災害

受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。

県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の内容

避難指示等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努めるものとする。

- ① 避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難経路
- ④ 避難の理由
- ⑤ 避難時の注意事項
- ⑥ その他必要事項

### (2) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達

- ① 避難指示等が発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

- ② 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。
- ③ 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- ④ 伝達の際は、要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。
- ⑤ 市町村長は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫する、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。
- ⑥ 避難指示等が発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難指示等が発令する。
- ⑦ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等が発令する等、臨機応変に対応する。
- ⑧ 住民に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ⑨ 災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

### 3 報告等

- (1) 市町村長は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- ① 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

- (2) 県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

## 第2 住民に求める避難行動

### 1 土砂災害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- (2) 土砂災害時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。
- (5) 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- (6) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (7) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

### 2 水害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- (2) 洪水・内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。
- (5) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (6) 浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

### 第3 警戒区域の設定

#### 1 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお、知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員 又は 消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く 災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

#### 2 警戒区域の設定

##### (1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そ



ここで、市町村長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、市町村と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

#### （2）周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

#### （3）警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には市町村長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、市町村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

#### （4）警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

### 第4 広域避難

市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について、市町村からの求めに応じて助言を行うとともに、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

## 第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。県及び市町村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

### 第1 避難所の設置

#### 1 避難所の開設

市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

#### 2 避難所の追加開設

市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

追加開設をした避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。

#### 3 民間の施設の利用

県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、県は、市町村からの要請により、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の情報提供を要請し、その情報を市町村に提

供することにより、要配慮者の受入れにつなげる。

#### 4 避難所が不足した場合の対応

2及び3の対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

### 第2 県への報告

市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等の次の事項を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。

- 1 避難所開設の日時及び場所
- 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数

### 第3 避難所の運営

#### 1 留意事項

市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 男女及び性的マイノリティのニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ
- (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
- (7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

#### 2 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

##### (1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

- ① 避難所建物の設備の点検  
電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。
- ② 広報  
避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

③ 避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらおう。

④ 感染症対策

市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

① 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。

② 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

③ 要配慮者に関すること

(ア)避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難支援プラン個別計画を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ)視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

④ 衛生に関すること

(ア)仮設トイレの速やかな設置に努める。

(イ)食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ)保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(エ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

⑤ その他

(ア)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(イ)女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。

また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

(ウ)暑さ寒さ対策に努める。

(エ)被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

### (3) 安定期

安定期とは、災害発生後3週間程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

#### ① 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

#### ② 要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

#### ③ 衛生に関すること

(ア)食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ)保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

### (4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

## 3 県の取り組み

県は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

## 第4 在宅被災者等への支援

市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。

## 第5 車中泊者への対応

市町村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策(エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など)
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等(車中泊者等の避難者名簿への登録)
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

## 第6 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

## 第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

### 第1 発災直後の対応

#### 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

県は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

#### 2 企業等における対応

県は、企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

#### 3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

### 第2 駅周辺等における滞留者対策

#### 1 駅周辺等における混乱防止

地域の行動ルールに基づき、駅周辺等において発生した多数の滞留者の混乱を防ぐため、駅前滞留者対策協議会の参加者や市町村が中心になって、市町村の災害対策本部と連携し、情報連絡体制を構築し、滞留者を一時退避場所等へ誘導する。

#### 2 一時退避場所や一時滞在施設の開設・運営

駅前滞留者対策協議会や市町村は、あらかじめ指定した一時退避場所において、一時滞在施設の開設に関する情報の発信や、道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込みの情報発信を行う。

また、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

### 第3 帰宅困難者への支援

#### 1 災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

県は、災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

#### 2 道路・鉄道等の情報共有

県は、関西広域連合、隣接府県、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等の共有に努める。

#### 3 代替輸送

県は、関西広域連合や隣接隣府県と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができるよう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等に努める。

#### 4 徒歩帰宅支援

県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。

また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について周知を図る。

### 第4 観光客等への支援対策

県は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として開設・運営する奈良市の支援を行う。

また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客等の受入体制の充実・強化に努める。



## 第4節 要配慮者の支援計画

(防災統括室、福祉医療部)

市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「災害時要援護者避難支援のための手引き」等に基づき、市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

### 第1 要配慮者への支援

#### 1 情報伝達、避難誘導等

市町村において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

さらに、聴覚障害者に対しては、県聴覚障害者支援センター、県庁及び一部の市町村に設置している手話通訳用タブレットを活用し、災害時の情報提供や避難誘導等ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努める。

特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

#### 2 避難所到着後の対応

県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。併せて、個々の事情により、その地域において在宅において避難生活を送っている者も支援の対象とする。

市町村は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

市町村は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

### 3 医療等の体制

県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

また、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、災害時には、県と奈良県社会福祉協議会が共同で奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の派遣調整を行い、避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。

### 4 生活用品・食料等の確保

市町村は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。

また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

### 5 福祉機器等の確保

市町村は、要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

### 6 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

(1) 県は、応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。

- ① 住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。また、必要により集会所を設置する。
- ② 従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。
- ③ 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
- ④ 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等
- ⑤ 寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

(2) 市町村は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

- ① 高齢者や障害者等の優先入居
- ② 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- ③ 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

(詳細については「第3章第5節 住宅応急対策計画」参照)

### 7 外国人多言語支援体制

県は、災害時には、外国人の被災状況等により「災害時多言語支援センター」を設置し、運営を行う。

「災害時多言語支援センター」においては、事前に登録した「災害時通訳・翻訳ボランティア」の協力を得ながら、多言語での外国人の相談対応や、災害情報等の多言語での発信などを行い、必要に応じてボランティア等の派遣も検討する。

## 第5節 住宅応急対策計画

(地域デザイン推進局)

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上げ住宅等の確保・供給計画を示す。

### 第1 趣旨

災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市町村の要請を受けて実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

（詳細については「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）

応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

### 第2 応急仮設住宅の確保

#### 1 応急仮設住宅の設置主体

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合、広域的な協定やあらかじめ協定している一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」等に基づき、応急仮設住宅を建設する。

また、木造応急仮設住宅及び「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。

なお、災害救助法が適用されない場合において、市町村が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県が支援する。

（資料編「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」参照）

#### 2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

##### (1) 建設場所等

応急仮設住宅の建設場所は、市町村が県と協議の上確保するものとし、県は、原則として、市町村からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について一般社団法人プレハブ建築協会と調整を行う。この際、大規模災害時等は行政区域を越えた避難が発生する可能性も踏まえ、県は必要に応じて近隣の市町村に対して建設場所の確保を要請できるものとする。

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、県が市町村に委任して選定

する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が被災市町村の協力を得ながら実施するものとする。

選定にあたっては、高齢者や障害者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行うこととする。

### 第3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）に基づき応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

また市町村は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

### 第4 公営住宅の特例使用

県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。

### 第5 関係団体等との連携による民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅の紹介

県は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空家等利用可能な既存住宅を応急借上げ住宅として紹介に努める。

## 第6節 活動体制計画

(防災統括室等)

県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。

また、台風接近時等、災害が発生するおそれのある時は、災害対策本部の前段階として災害警戒本部を設置し、警戒に当たることとする。

特に大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、災害時緊急連絡員を対象市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。

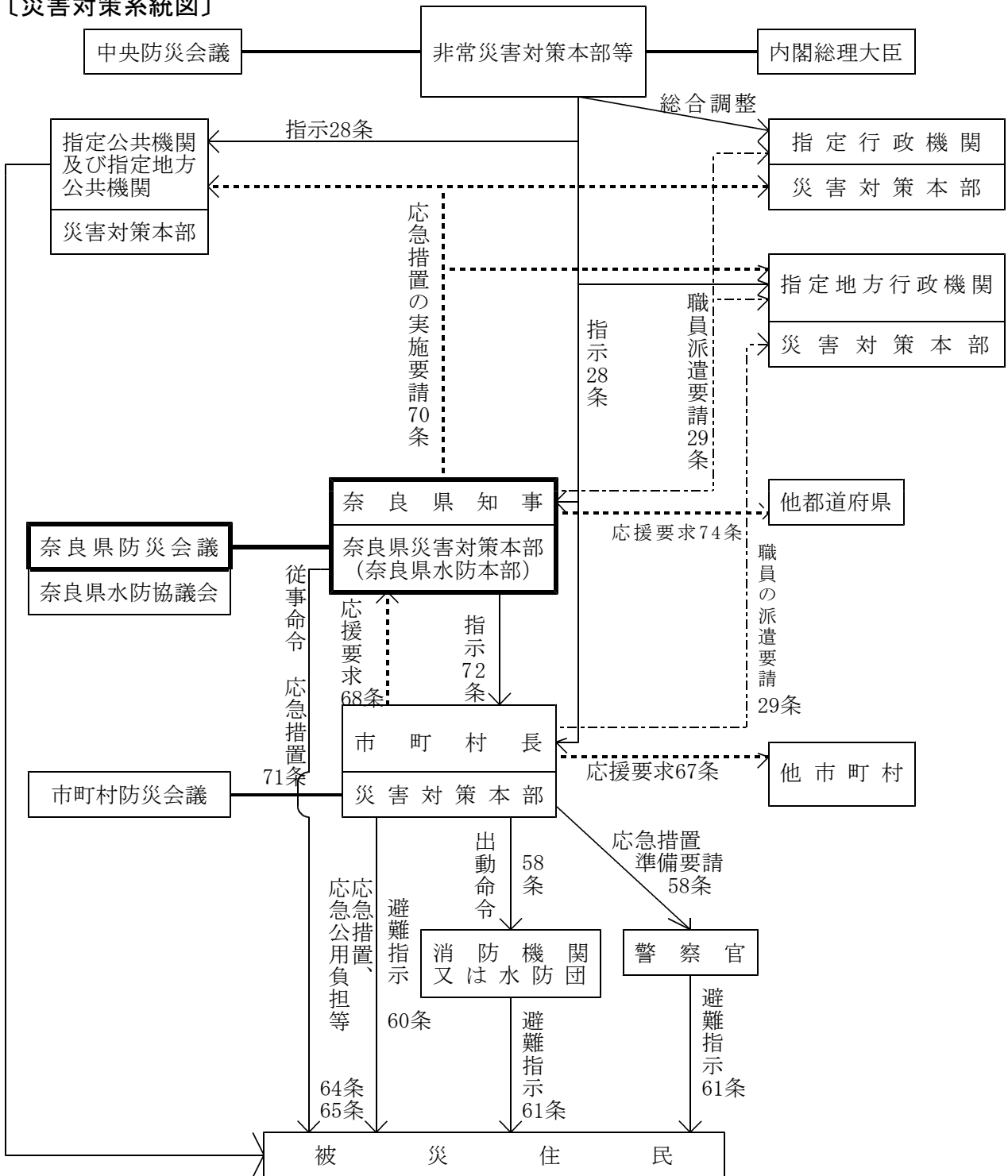
### 第1 防災組織計画

県、市町村は、大規模災害発生時には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

〔災害対策系統図〕



※条番号はすべて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。

## 第2 県の活動体制

### 1 奈良県水害・土砂災害等警戒体制

災害対策本部設置以前の段階として、気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とするときは、水害・土砂災害等警戒体制を敷き、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。ただし、水防関係の体制については、県水防計画の定めるところによる。

(詳細については、「本節第3 水害・土砂災害等警戒体制」参照)

### 2 奈良県災害対策本部体制

奈良県災害対策本部体制は、知事が必要と認めた場合に、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動すべてを包括し、災害対策を行う組織であり、知事を本部長とし、奈良県・奈良県教育委員会及び奈良県警察本部を統括する。

なお、台風接近等による大雨などの場合、災害対策本部設置の前段階として、危機管理監は、災害警戒本部を設置する。

また、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合などに発表される「特別警報」が発表された場合には、災害対策本部（または災害警戒本部）を設置し、全庁的な応急対策を行う。

(詳細については、「本節第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等」参照)

### 3 奈良県水防本部

奈良県水防本部は、県の地域における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機構であるが、奈良県災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括される。

### 4 奈良県防災会議

奈良県防災会議は、知事を会長として法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては本県における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、本県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整並びに市町村防災会議に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

## 第3 水害・土砂災害等警戒体制

### 1 配備の基準

#### (1) 警戒配備

- ① 暴風、大雨、洪水または大雪その他の警報が発表されたとき
- ② 台風接近により大雨注意報、洪水注意報または強風注意報が発表されたとき
- ③ その他必要があると認められたとき

#### (2) 災害警戒本部

- ① 台風接近により、暴風、大雨、または洪水その他の警報が発表されたとき
- ② その他必要があると認められるとき

## 2 配備の決定

水害・土砂災害等警戒体制の配備については、知事部局にあつては、県土マネジメント部は県土マネジメント部長、その他の部局は危機管理監が、水道局にあつては水道局長、教育委員会にあつては教育長、警察本部にあつては警察本部長が、気象等の状況を判断し、決定する。

## 3 災害応急対策要領の策定

上記1、2に関する内容の詳細については、防災統括室が別途策定する「災害応急対策要領」に規定し、必要に応じて随時見直していくこととする。なお、同要領については、県庁内の全部局に対し周知を図る。見直した場合はその都度周知することとする。

## 4 出先機関における配備

各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備人員を予め整備する。

# 第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

## 1 組織

奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。

### (1) 組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

また、本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

### (2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。

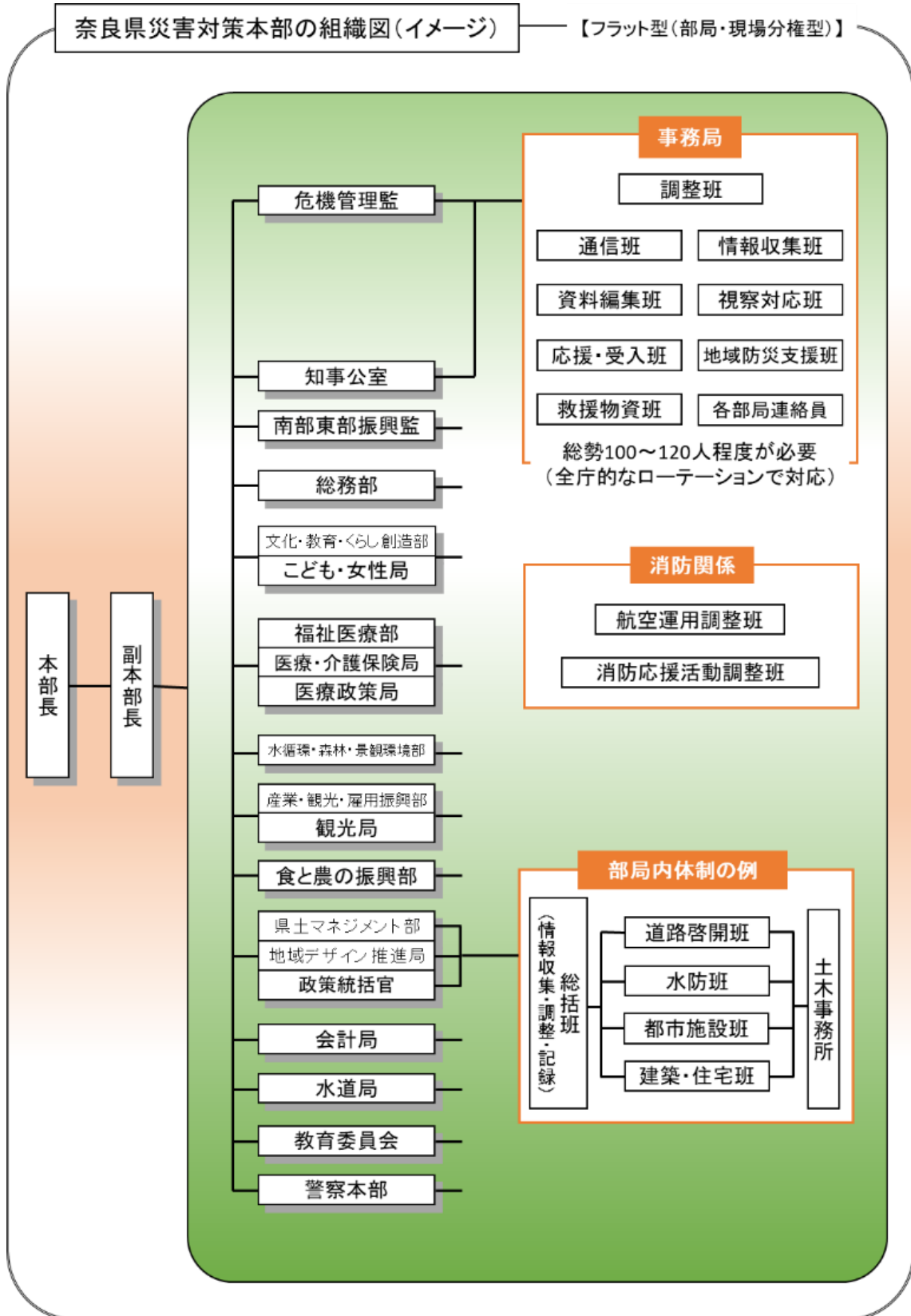
なお、本部員が出席できないときは、副部長または総務班長等が代理出席する。

### (3) 各部局連絡員及び連絡事項

各部局連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。



■奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）



## 2 分担事務

災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。

本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。

副本部長は、本部長を補佐する。

危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

副部長は、部長の命をうけ、その事務に従事する。

班長は、部長の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。

- (1) 副知事（防災担当）
- (2) 危機管理監
- (3) 総務部長
- (4) 福祉医療部長

各部、各班の事務分掌は次表のとおりとする。

## 奈良県災害対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
<b>本 部 事 務 局</b>  危機管理監  (知事公室次長)  (防災統括室長)  (消防救急課長)  (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地対策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事
	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)
	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事
	応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事
	消防応援活動調整班 及び航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事
	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
	地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事

- ※1 調整班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。調整班では、県土マネジメント部職員は5及び6の業務を行う。なお、必要に応じて、5及び6の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。
- ※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。
- ※3 応援・受援班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構成する。
- ※4 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
知 事 公 室	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事
部 長 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事
副 部 長 (知事公室次長)	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事
	統計班 (統計分析課長)	2. 国や他府県等からの受援に関する事 1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事
	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事
	協力班 (南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
総 務 部 部 長 (総務部長) 副 部 長 (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事
	協力班 (行政・人材マネジメント課長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事
	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	○ 管財班 (管財課長) (ファシリティマネジメント室長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)
	○ 情報システム班 (デジタル戦略課長) (デジタル管理室長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
文化・教育・くらし創造部 部 長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副 部 長 (文化・教育・くらし創造部次長)	文化・教育・くらし創造総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと
	協力班 (大和平野中央構想推進室長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (文化振興課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、榎原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事
	文化財班 (文化財保存課長)	1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事
	協力班 (文化資源活用課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 榎原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事
	教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関する事 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事
	青少年・社会活動推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 3. ボランティアの活動支援に関する事 4. 災害ボランティア本部に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (人権施策課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 消費・生活安全班への協力に関する事
	協力班 (スポーツ振興課長)	1. 榎原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 食品衛生に関する事 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事 3. 遺体の火葬計画に関する事 4. ペットの災害対策に関する事 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事
	○ 女性支援班 (こども・女性局長) (女性活躍推進課長)	1. 児童福祉施設(通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事
	○ 子ども支援班 (こども・女性局長) (奈良っ子はぐみ課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援等に関する事 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) 副 部 長 (企画管理室長) (医療・介護保険局次長)	福祉医療総務班 (企画管理室長)	1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合調整(入 手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事
	○ 避難所等支援班 (医療・介護保険局長) (長寿・福祉人材確保 対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課)	1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害者、高齢者 など支援が必要な者にかかる人的・物的支援ニーズの把握・支援の調 整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等に関する 事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療調整本 部と連携
	○ 救援物資班 (医療・介護保険局長) (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調達、供給 及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関 する事 ※ 1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部と連携 ※ 2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連携
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関す る事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事
	障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調 査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携
	高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、 確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携
○ 協力班 (監査指導室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 福祉医療総務班、避難所等支援班への協力に関する事 2. 災害対策本部事務局への応援に関する事	
保健医療調整本部 本 部 長 (医療政策局長) 副 本 部 長 (医療政策局次長)	○ 統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐)	1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関す る事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関す る事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関 する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
保健医療調整本部  本 部 長 (医療政策局長)  副 本 部 長 (医療政策局次長)	DMAT調整班 <DMAT調整本部> (地域医療連携課補佐)	【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事
	○ 医療支援調整班 (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室補佐) (病院マネジメント課補佐)	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者(透析施設への支援含む。)及び周産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入転院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事
	精神保健支援班 <DPAT調整本部> (疾病対策課長)	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入転院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事
	○ 要医療者支援班 (健康推進課参事) (疾病対策課)	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事
	○ 保健支援調整班 (健康推進課長) (疾病対策課) (新型コロナワクチン接種推進室)	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・受援調整に関する事 3. 避難所(市町村)の運営支援(保健衛生・防疫分野)に関する事 4. 母子・保健支援に関する事
	薬務班 (薬務課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。



部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水循環・森林・景観環境部 部 長 (水循環・森林・景観環境部長)  副 部 長 (水循環・森林・景観環境部次長)	水循環・森林・景観環境総務班 (企画管理室長)	1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと
	エネルギー班 (環境政策課長)	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する事 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する事
	水資源政策班 (水資源政策課長)	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する事 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関する事
	森林総務班 (森と人の共生推進課長)	1. 林業関係被害のとりまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事
	木材産業班 (奈良の木ブランド課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	森林整備班 (森林資源生産課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事 5. 林道の災害の応急復旧に関する事 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事
災害廃棄物対策本部  本 部 長 (水循環・森林・景観環境部長)  統 括 (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)	協力班 (景観・自然環境課長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する事 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査、確認に関する事 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関する事 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事
	企画調整班 (廃棄物対策課長)	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理
	計画調整班 (廃棄物対策課課長補佐[総括])	1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等
	処理推進班 (廃棄物対策課課長補佐[産業廃棄物担当])	1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行部隊
	広域調整班 (環境政策課課長補佐[総括])	1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
産業・観光・雇用振興部  部 長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長)  副 部 長 (産業・観光・雇用振興部次長)	産業・観光・雇用振興総務班 (企画管理室長)	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと
	地域産業班 (地域産業課長)	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事
	○ 救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事
	○ 観光班 (ならの観光力向上課長) (観光プロモーション課長) (MICE推進室長)	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
食と農の振興部  部 長 (食と農の振興部長)  副 部 長 (食と農の振興部次長)	農業総務班 (企画管理室長)	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと
	○ 救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
	農業水産班 (農業水産振興課長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事
	農業経済班 (農業経済課長)	1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事
	担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)		班 (班長担当職)	所 掌 事 務
国土マネジメント部  部長 (国土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長) (政策統括官)  副部長 (国土マネジメント部・地) (国土マネジメント部次長)	総括班	<input type="radio"/> 土木統括班※1 (技術次長) (企画管理室長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 応急用資機材の調達に関する事 (国土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 3. 災害協定に基づく応急活動に関する事 4. 国土交通省のTEC-FORCE、リエゾンの受入に関する事 5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関する事
		<input type="radio"/> 土木総務班※1 (企画管理室長) (建設業・契約管理課長) (用地対策課長)	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事 4. 公共土木施設に関する広報に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さない事
	水防班	<input type="radio"/> 河川班※1 (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事
		<input type="radio"/> 土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害防止法第28条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事
		<input type="radio"/> 下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事
	道路啓開班	<input type="radio"/> 道路班※1 (道路保全課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事
		<input type="radio"/> 公共交通班 (リニア推進・地域交通対策課長) (まちづくりプロジェクト推進課長) (大規模広域防災拠点整備課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事
	都市施設班	<input type="radio"/> 都市施設班※1 (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事
		<input type="radio"/> 公園緑地班※1 (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)		所 掌 事 務
	建築・住宅班	建築班 ○(建築安全推進課長)※4 (県有施設営繕課長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関すること
		県有建築物チーム (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長)	1. 県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関すること
		県営住宅チーム (住まいまちづくり課長)	1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関すること
		一般建築物チーム (建築安全推進課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2. 被災宅地の危険度判定に関すること 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関すること
		住宅班 (住まいまちづくり課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関すること 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 3. 被災者への公営住宅の提供に関すること 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 5. 住宅相談窓口の設置に関すること 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること
	現地班	現地对応班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (中和土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (幹線街路事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (中和公園事務所長) (奈良公園事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関すること 3. 管内市町村との連絡・調整に関すること

※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。

※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。

※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地

※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築安全推進課が行う。

※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)	○ 経理班 (会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
教育部 部長 (教育長) 副部長 (教育次長)	教育総務班 (企画管理室長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事
	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事
	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)
	○ 学校教育・特別支援教育推進班 (高校の特色づくり推進課長) (学ぶ力はぐくみ課長) (特別支援教育推進室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事
	人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	保健班 (健康・安全教育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水 道 部 部 長 (水道局長)	総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関すること 4. 庶務に関すること 5. 補償交渉に関すること 6. その他、全般に関すること
	状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告
	送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告
	事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告
	水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討
	○ 総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関すること 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関すること 7. その他、全般に関すること
	○ 事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括
	○ 現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 現地対策本部の支援活動

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 部 長 (警察本部長)  副 部 長 (警務部長) (警備部長)  担 当 幕 僚 (各部長)	総括班 (警衛警護班) (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・外事課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警備本部の総括及び記録に関する事</li> <li>2. 警備本部の編成及び運用に関する事</li> <li>3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関する事</li> <li>4. 援助要求に関する事</li> <li>5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>6. 被害情報及び被害集計に関する事</li> <li>7. 職員家族の安否確認に関する事</li> <li>8. 警衛警護に関する事</li> <li>9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事</li> <li>10. 警察航空隊の運用に関する事</li> <li>11. 警備本部の庶務に関する事</li> <li>12. 警備本部長の特命事項に関する事</li> <li>13. 他の班の任務に属さない事</li> </ol>
	指揮支援班 (警備課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指揮支援班の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>3. 総括班及び警衛警護班の任務に関する事</li> </ol>
	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事</li> </ol>
	装備班 (施設装備課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機動装備隊の運用に関する事</li> <li>2. 装備資機材の調達及び管理に関する事</li> <li>3. 警察車両の運用及び統制に関する事</li> <li>4. レンタカーの借り上げに関する事</li> </ol>
	留置管理班 (留置管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における留置管理業務に関する事</li> <li>2. 被留置者の避難及び解放に関する事</li> </ol>
	訟務班 (監察課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訟務事案に関する事</li> </ol>
	広報班 (県民サービス課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報及び報道対策に関する事</li> <li>2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事</li> <li>3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事</li> </ol>
	受援連絡・宿泊補給・ 救護班 (厚生課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 特別派遣部隊の受入れに関する事</li> <li>3. 部隊の宿泊及び給食に関する事</li> <li>4. 被災地における遺失拾得物に関する事</li> <li>5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事</li> <li>6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事</li> </ol>
生活安全班 (生活安全企画課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事</li> <li>3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する事</li> <li>4. 迷い人の保護に関する事</li> <li>5. 行方不明者の受理及び手配に関する事</li> <li>6. 各種相談活動に関する事</li> <li>7. 鉄砲等又は刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関する事</li> <li>8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事</li> <li>9. ボランティアの受け入れに関する事</li> <li>10. 鉄道警察隊及び警ら用無線自動車の運用に関する事</li> </ol>	

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 長 (警察本部長)  副 部 長 (警務部長) (警備部長)  担 当 幕 僚 (各部長)	捜査班 (刑事企画課長)	1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事 2. 死体収容施設の確保に関する事 3. 死体の調査等及び検視に関する事 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事 5. 身元不明死体の身元確認に関する事 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事 7. 銃器の取締りに関する事 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事
	交通班 (交通企画課長)	1. 交通部隊の編成及び運用に関する事 2. 道路交通状況の実態把握に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 交通情報の収集及び提供に関する事 5. 緊急通行車両等の確認に関する事 6. 緊急交通路の確保に関する事 7. 運転免許事務に関する事 8. 運転免許試験に関する事
	通信班 (機動通信課長)	1. 通信部隊の編成及び運用に関する事 2. 警察通信の運用に関する事 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事 4. 警察通信機器の受援に関する事 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事 6. 機動警察通信隊の運用に関する事
幕 僚 (首席監察官、警察学校長、各参事官)		1. 警備本部長の特命事項に関する事



### 3 設置の基準

知事は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認めたときに災害対策本部を設置する。

- (1) 県内に気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水その他の警報、または暴風または大雨その他にかかる特別警報が発表されたとき。
- (2) 県内に大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生する恐れが生じた場合において、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (3) 県内に自然災害（大雨、暴風、土砂災害等）や大規模な火災、爆発等の発生による人的被害（死者、行方不明者等）または甚大な住家被害（複数の全半壊等）が発生したとき。
- (4) その他、県外に災害が発生した場合などにおいて、本県に影響が及ぶ恐れがあるとき。

### 4 動員の区分

動員区分	A動員	B動員	C動員
動員基準	水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)		
動員規模	全職員の約 1/5 約 1,300 人体制  +警察部約 2,800 人  総計約 4,100 人体制	全職員の約 1/3 約 2,100 人体制  +警察部約 2,800 人  総計約 4,900 人体制	全職員 約 6,500 人体制  +警察部約 2,800 人  総計約 9,300 人体制

### 5 災害対策本部の設置場所

県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、県内の被災状況や施設の状況に応じて、知事の判断により、災害対応業務に不可欠な防災行政通信ネットワークを備えており、また、耐震性能を有している橿原総合庁舎または郡山総合庁舎に災害対策本部を設置する。

### 6 解散の基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき
- (2) 災害発生の恐れがなくなり解散を適当と認めるとき

### 7 現地災害対策本部

#### (1) 設置の基準

災害対策本部長は、被災現地における災害応急対策を推進するうえで必要があると認められた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

#### (2) 現地災害対策本部長の指名

現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の中から指名する。

#### (3) 所掌事務

現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。

- ① 被害状況、復旧状況の情報分析
- ② 市町村、関係機関との連絡調整
- ③ 現場活動の役割分担・調整
- ④ 本部長の指示による応急対策の推進
- ⑤ その他緊急を要する応急対策の推進

#### (4) 設置場所

現地災害対策本部は、災害現地に近い県有施設又は市町村庁舎等の中から現地災害対策本部長が選定し設置する。

### 8 防災関係機関等との連携

災害対策本部は、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。また、国の現地対策本部が設置された場合にも同様とする。

### 9 民間事業所との連携

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

### 10 市町村への連絡員の派遣（災害時緊急連絡員）

県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。

#### 1.1 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として）

台風接近による大雨警報発令時など（本節第3 水害・土砂災害等警戒体制、1 配備の基準（2））に、災害対策本部の前段階となる災害警戒本部を設置する。

##### (1) 組織

災害警戒本部に本部長を置く。原則として本部長は危機管理監をもって充てる。

本部員は、災害の程度等に応じ、危機管理監の他、本部長が指定する者（原則として部次長等）とする。

本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

##### (2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、危機管理監、その他本部員をもって構成する。

##### (3) 各部連絡員及び連絡事項

各部に連絡員（原則として各部主管課室の主幹・補佐級職員1名）を置き、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害警戒対策実施の円滑な処理に当たる。

## 第5 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。

## 第6 指定地方行政機関等の活動体制

県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及びサービスの基準等をあらかじめ定める。

## 第7節 災害情報の収集・伝達計画

(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)

県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は、把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

### 第1 気象情報の伝達

#### 1 情報の種類

##### (1) 気象予警報等

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。

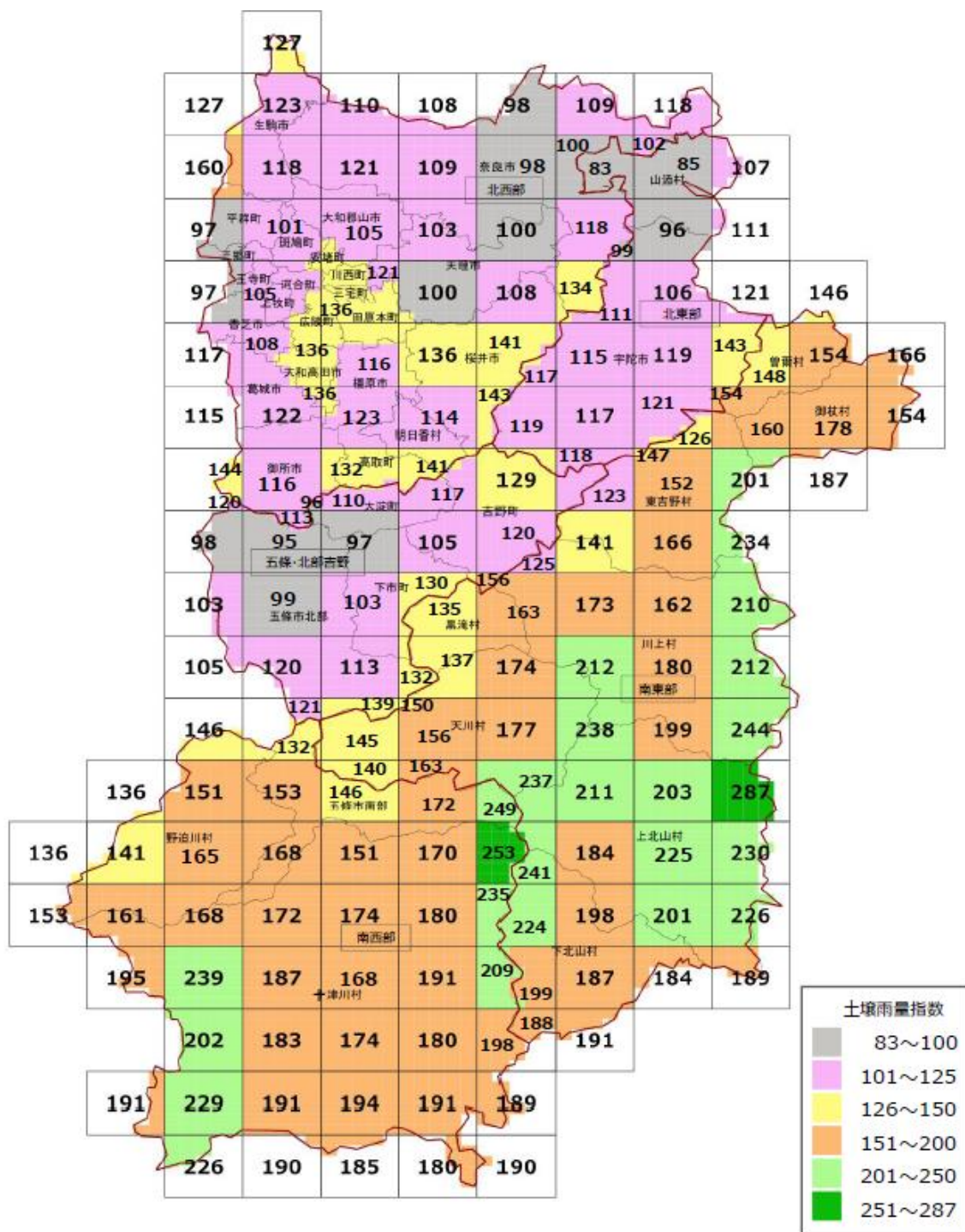
- ① 大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）

令和4年11月24日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	9	98
	大和高田市	8	136
	大和郡山市	10	101
	天理市	10	100
	橿原市	10	114
	桜井市	8	108
	御所市	10	113
	生駒市	10	110
	香芝市	9	97
	葛城市	8	108
	平群町	7	97
	三郷町	8	97
	斑鳩町	7	101
	安堵町	8	136
	川西町	10	136
	三宅町	10	136
	田原本町	10	136
	高取町	8	123
	明日香村	8	114
	上牧町	10	105
王寺町	8	97	
広陵町	8	136	
河合町	7	105	
北東部	宇陀市	8	96
	山添村	6	83
五條・北部吉野	五條市北部	8	95
	吉野町	6	105
	大淀町	9	95
	下市町	9	97
南東部	曾爾村	10	146
	御杖村	13	154
	黒滝村	13	135
	天川村	13	137
	下北山村	13	184
	上北山村	13	184
	川上村	13	125
	東吉野村	13	123
南西部	五條市南部	13	132
	野迫川村	11	132
	十津川村	13	151

大雨注意報基準（土砂災害）  
 [5 km 格子毎の土壌雨量指数]

令和4年11月24日現在



(注) 土壌雨量指数は、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に溜まっている状態を示す指数であり、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）・注意報の発表基準に使用している。

第3章 災害応急対策計画 第7節 災害情報の収集・伝達計画

② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
北西部	奈良市	富雄川流域=7.4、佐保川流域=5.6、菩提仙川流域=6.1、地蔵院川流域=4.7、秋篠川流域=6.3、岩井川流域=6.8、能登川流域=4.4、菩提川流域=4	富雄川流域=(8.5, 9)、佐保川流域=(8.4, 5)、菩提仙川流域=(5.6, 1)、地蔵院川流域=(8.3, 8)、秋篠川流域=(5.5, 6)、岩井川流域=(5.6, 8)、能登川流域=(5.4, 4)、菩提川流域=(5.3, 2)	—
	大和高田市	葛下川流域=3、曾我川流域=14.5、高田川流域=5.6、太田川流域=3.5、葛城川流域=10.8、土庫川流域=2.8、住吉川流域=2.8	葛下川流域=(6.2, 4)、曾我川流域=(5.1, 4.5)、高田川流域=(5.4, 8)、葛城川流域=(5.9, 4)、住吉川流域=(5.2, 8)	—
	大和郡山市	富雄川流域=9.9、佐保川流域=17.4、高瀬川流域=5.4、地蔵院川流域=5.6、秋篠川流域=10.8	富雄川流域=(8.7, 9)、佐保川流域=(8.1, 3.9)、高瀬川流域=(8.4, 3)、地蔵院川流域=(8.4, 5)	大和川上流〔板東〕
	天理市	布目川流域=4.8、大和川流域=17.8、寺川流域=14.2、布留川北流流域=3.3、布留川流域=7.8、西門川流域=3.6、新泉川流域=5.8、高瀬川流域=4、菩提仙川流域=6.3	布目川流域=(5.4, 8)、布留川流域=(5.6, 9)、新泉川流域=(9.3, 5)、高瀬川流域=(8.3, 2)、菩提仙川流域=(8.5)	—
	橿原市	曾我川流域=11.5、飛鳥川流域=8.9、寺川流域=11.9、葛城川流域=11.1、高取川流域=6.3、米川流域=5.6	曾我川流域=(5.1, 5.5)、飛鳥川流域=(9.7, 8)、寺川流域=(8.9, 5)、葛城川流域=(5.9, 7)、高取川流域=(5.5, 9)、米川流域=(5.5, 6)	—
	桜井市	大和川流域=12、寺川流域=7.9、纏向川流域=4.7、栗原川流域=6.7	大和川流域=(6.9, 6)、寺川流域=(5.6, 7)、栗原川流域=(5.6, 5)	—
	御所市	曾我川流域=5.7、葛城川流域=3.6、安位川流域=3.9、水越川流域=3.2	曾我川流域=(8.4, 6)、葛城川流域=(5.3, 5)、水越川流域=(8.2, 6)	—
	生駒市	竜田川流域=4.8、富雄川流域=5.7	竜田川流域=(9.4, 8)、富雄川流域=(8.4, 6)	—
	香芝市	原川流域=2、葛下川流域=4.3、竹田川流域=4.6、熊谷川流域=4.7	原川流域=(7.2, 2)、葛下川流域=(8.3, 3)、竹田川流域=(5.4, 6)、熊谷川流域=(9.4, 1)	—
	葛城市	葛下川流域=2.7、熊谷川流域=4.4、高田川流域=2.8、太田川流域=2.6、葛城川流域=10.7、安位川流域=5.2	葛下川流域=(6.2, 2)、熊谷川流域=(5.4, 4)、太田川流域=(6.2, 4)	—
	平群町	竜田川流域=14.8	—	—
	三郷町	—	—	大和川上流〔板東〕
	斑鳩町	竜田川流域=15.6、富雄川流域=15.6	—	大和川上流〔板東〕
	安堵町	富雄川流域=15.8、岡崎川流域=3	岡崎川流域=(5.3, 3)、大和川流域=(6.2, 4)	大和川上流〔板東〕
	川西町	大和川流域=19.3、曾我川流域=21.1、飛鳥川流域=10.5、寺川流域=14.2	—	大和川上流〔板東〕
	三宅町	曾我川流域=15.6、飛鳥川流域=10.5、寺川流域=14.4	—	—
	田原本町	大和川流域=13.7、曾我川流域=15.4、飛鳥川流域=10.4、寺川流域=13.7、西門川流域=4.5	大和川流域=(8.1, 11)、飛鳥川流域=(9.1, 10)、寺川流域=(7.8, 7)	—
	高取町	曾我川流域=12、高取川流域=4.5	高取川流域=(6.3, 6)	—
	明日香村	飛鳥川流域=7.7、高取川流域=5.6	高取川流域=(5.5, 6)	—
	上牧町	葛下川流域=9.1	—	—
	王寺町	葛下川流域=10.7	—	大和川上流〔板東〕
	広陵町	曾我川流域=15.4、高田川流域=7.3、葛城川流域=11.3、土庫川流域=3.1	—	—
	河合町	葛下川流域=10.7、佐味田川流域=4.2、曾我川流域=21.1、高田川流域=7.8	葛下川流域=(5.1, 7)、佐味田川流域=(5.4, 2)、大和川流域=(6.3, 9)	大和川上流〔板東〕
北東部	宇陀市	宇陀川流域=5.9、室生川流域=10.8、内牧川流域=9.1、芳野川流域=7.7、四郷川流域=5.5	宇陀川流域=(5.4, 9)、芳野川流域=(6.6, 2)、四郷川流域=(6.4, 4)	名張川〔名張〕
	山添村	深川流域=6.2、笠間川流域=10.4	—	名張川〔名張〕
五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=40、丹生川流域=23.3、宗川流域=13.2、八幡川流域=4.5、寿命川流域=3.8、西川流域=3.7、北川流域=2.9、宇智川流域=4	吉野川流域=(6.3, 2)、丹生川流域=(6.2, 3.3)、西川流域=(5.3, 7)	紀の川〔五條〕
	吉野町	吉野川流域=46.2、志賀川流域=4.4、高見川流域=22.4	吉野川流域=(5.4, 8)、志賀川流域=(5.3, 8)、高見川流域=(5.2, 4)	—
	大淀町	吉野川流域=46.1	吉野川流域=(5.4, 6.1)	—
南東部	下市町	吉野川流域=48.9、丹生川流域=16.5、秋野川流域=7.2	吉野川流域=(5.4, 8.9)、秋野川流域=(5.7, 2)	—
	曾爾村	青蓮寺川流域=16.3	—	—
	御杖村	名張川流域=7.4、菅野川流域=8.8	名張川流域=(6.7, 4)	—
	黒滝村	丹生川流域=10.5	丹生川流域=(10.8, 4)	—
	天川村	熊野川流域=22.4、洞川流域=8.6	熊野川流域=(10.7, 9)、洞川流域=(6.7, 5)	—
	下北山村	北山川流域=50.8、池郷川流域=14	—	—
	上北山村	北山川流域=27.2、小椋川流域=13.2	小椋川流域=(10.1, 6)	—
	川上村	吉野川流域=29.9、本沢川流域=16.8	本沢川流域=(6.1, 6.8)	—
	東吉野村	高見川流域=24	—	—
	南西部	五條市南部	川原樋川流域=25.8、熊野川流域=31.4	熊野川流域=(6.3, 4)
野迫川村		川原樋川流域=23.7、池津川流域=10.7、北股川流域=8、中原川流域=8.4	池津川流域=(10.8, 6)、北股川流域=(10.8, 8)、中原川流域=(10.6, 7)	—
十津川村		熊野川流域=55、北山川流域=57.2、滝川流域=21.6、旭川流域=17.6	熊野川流域=(10.4, 4)、北山川流域=(12.5, 7.2)	—

\*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（注）流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

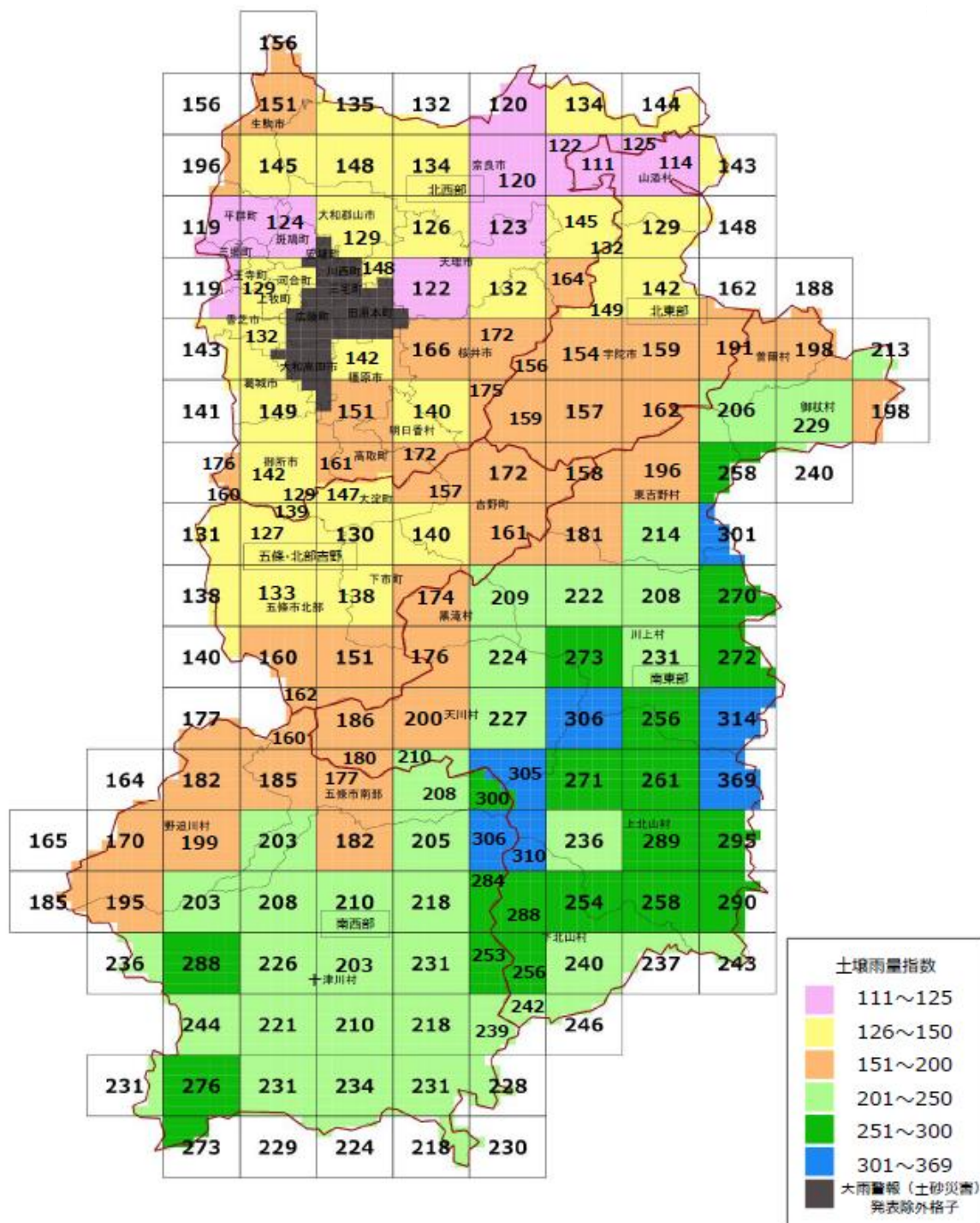
令和4年11月24日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	16	120
	大和高田市	13	—
	大和郡山市	17	124
	天理市	16	122
	橿原市	18	140
	桜井市	13	132
	御所市	16	139
	生駒市	17	135
	香芝市	16	119
	葛城市	15	132
	平群町	16	119
	三郷町	17	119
	斑鳩町	15	124
	安堵町	18	—
	川西町	16	—
	三宅町	18	—
	田原本町	17	—
	高取町	16	151
	明日香村	14	140
	上牧町	18	129
王寺町	17	119	
広陵町	16	—	
河合町	17	129	
北東部	宇陀市	14	129
	山添村	13	111
五條・北部吉野	五條市北部	13	127
	吉野町	13	140
	大淀町	15	127
	下市町	14	130
南東部	曾爾村	21	188
	御杖村	22	198
	黒滝村	21	174
	天川村	21	176
	下北山村	21	236
	上北山村	21	236
	川上村	21	161
	東吉野村	21	158
南西部	五條市南部	21	160
	野迫川村	16	160
	十津川村	17	182



大雨警報基準（土砂災害）  
 [5 km 格子毎の土壤雨量指数]

令和4年11月24日現在





第3章 災害応急対策計画 第7節 災害情報の収集・伝達計画

④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
北西部	奈良市	富雄川流域=9.3, 佐保川流域=7, 菩提仙川流域=7.7, 地藏院川流域=5.9, 秋篠川流域=7.9, 岩井川流域=8.5, 能登川流域=5.6, 菩提川流域=5	—	木津川上流〔岩倉〕
	大和高田市	葛下川流域=3.8, 曾我川流域=18.2, 高田川流域=7, 太田川流域=4.4, 葛城川流域=13.5, 土庫川流域=3.6, 住吉川流域=3.6	葛下川流域=(6, 3.7), 曾我川流域=(8, 16.3), 住吉川流域=(6, 3.2)	—
	大和郡山市	富雄川流域=12.4, 佐保川流域=21.8, 高瀬川流域=6.9, 地藏院川流域=7.1, 秋篠川流域=13.6	富雄川流域=(8, 11.1), 高瀬川流域=(8, 6.7), 地藏院川流域=(16, 6.6)	大和川上流〔板東〕
	天理市	布目川流域=6, 大和川流域=22.3, 寺川流域=17.8, 布留川北流流域=4.2, 布留川流域=9.8, 西門川流域=4.6, 新泉川流域=7.3, 高瀬川流域=5.1, 菩提仙川流域=7.9	布目川流域=(8, 5.5), 新泉川流域=(10, 4.9), 高瀬川流域=(8, 4.9)	大和川上流〔板東〕
	橿原市	曾我川流域=14.4, 飛鳥川流域=11.2, 寺川流域=14.9, 葛城川流域=13.9, 高取川流域=7.9, 米川流域=7	曾我川流域=(8, 12.9)	—
	桜井市	大和川流域=15, 寺川流域=9.9, 纏向川流域=5.9, 粟原川流域=8.4	—	—
	御所市	曾我川流域=7.2, 葛城川流域=4.6, 安位川流域=4.9, 水越川流域=4.1	曾我川流域=(8, 6.4), 葛城川流域=(8, 4.1), 水越川流域=(8, 3.6)	—
	生駒市	竜田川流域=6.1, 富雄川流域=7.2	竜田川流域=(12, 5.4)	—
	香芝市	原川流域=3.4, 葛下川流域=5.4, 竹田川流域=5.8, 熊谷川流域=5.9	原川流域=(10, 2.2), 葛下川流域=(9, 3.6)	—
	葛城市	葛下川流域=3.4, 熊谷川流域=5.5, 高田川流域=3.6, 太田川流域=3.3, 葛城川流域=13.4, 安位川流域=6.6	葛下川流域=(6, 3), 太田川流域=(6, 2.9)	—
	平群町	竜田川流域=18.5	—	—
	三郷町	—	—	大和川上流〔板東〕
	斑鳩町	竜田川流域=19.5, 富雄川流域=19.5	—	大和川上流〔板東〕
	安堵町	富雄川流域=19.8, 岡崎川流域=3.8	岡崎川流域=(6, 3.4)	大和川上流〔板東〕
	川西町	大和川流域=24.2, 曾我川流域=26.4, 飛鳥川流域=13.2, 寺川流域=17.8	—	大和川上流〔板東〕
	三宅町	曾我川流域=19.6, 飛鳥川流域=13.2, 寺川流域=18.1	—	大和川上流〔板東〕
	田原本町	大和川流域=17.2, 曾我川流域=19.3, 飛鳥川流域=13, 寺川流域=17.2, 西門川流域=5.7	—	—
	高取町	曾我川流域=15, 高取川流域=5.7	—	—
	明日香村	飛鳥川流域=9.7, 高取川流域=7	高取川流域=(8, 6.3)	—
	上牧町	葛下川流域=11.4	—	—
	王寺町	葛下川流域=13.4	—	大和川上流〔板東〕
	広陵町	曾我川流域=19.3, 高田川流域=9.2, 葛城川流域=14.2, 土庫川流域=3.9	—	大和川上流〔板東〕
	河合町	葛下川流域=13.4, 佐味田川流域=5.3, 曾我川流域=26.4, 高田川流域=9.8	—	大和川上流〔板東〕
北東部	宇陀市	宇陀川流域=7.4, 室生川流域=13.6, 内牧川流域=11.4, 芳野川流域=9.7, 四郷川流域=6.9	宇陀川流域=(6, 5.4), 芳野川流域=(10, 7.8)	名張川〔名張〕
	山添村	深川流域=7.8, 笠間川流域=13.1	—	名張川〔名張〕
五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=50, 丹生川流域=29.2, 宗川流域=16.5, 八幡川流域=5.7, 寿命川流域=4.8, 西川流域=4.7, 北川流域=3.7, 宇智川流域=5.1	吉野川流域=(6, 49.8), 丹生川流域=(6, 26.2), 西川流域=(6, 4.2)	紀の川〔五條〕
	吉野町	吉野川流域=57.8, 志賀川流域=5.6, 高見川流域=28	吉野川流域=(7, 49.8), 志賀川流域=(5, 4.2), 高見川流域=(5, 25.2)	—
	大淀町	吉野川流域=57.7	—	—
	下市町	吉野川流域=61.2, 丹生川流域=20.7, 秋野川流域=9.1	—	—
南東部	曾爾村	青蓮寺川流域=20.4	—	—
	御杖村	名張川流域=9.3, 曾野川流域=11.1	—	—
	黒滝村	丹生川流域=13.2	丹生川流域=(10, 11.8)	—
	天川村	熊野川流域=28.1, 洞川流域=10.8	洞川流域=(10, 9.5)	—
	下北山村	北山川流域=63.6, 池郷川流域=17.5	—	—
	上北山村	北山川流域=34, 小椋川流域=16.6	小椋川流域=(10, 14.9)	—
	川上村	吉野川流域=37.4, 本沢川流域=21	—	—
	東吉野村	高見川流域=30.1	—	—
南西部	五條市南部	川原樋川流域=32.3, 熊野川流域=39.3	—	—
	野迫川村	川原樋川流域=29.7, 池津川流域=13.4, 北股川流域=10, 中原川流域=10.6	北股川流域=(10, 9.9)	—
	十津川村	熊野川流域=68.8, 北山川流域=71.6, 滝川流域=27, 旭川流域=22	—	—

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

⑤ その他警報・注意報等

**警報・注意報発表基準一覧表**

(大阪管区気象台管内) 令和4年11月24日現在

発表官署		奈良地方気象台			
府県予報区		奈良県			
一次細分区域		北部		南部	
市町村等をまとめた地域		北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部 南西部
警報	大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合			
	暴風(平均風速)	20m/s			
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm
	波浪(有義波高)				
注意報	高潮				
	大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合			
	強風(平均風速)	12m/s			
	風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm
	波浪(有義波高)				
	高潮				
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
留意	濃霧(視程)	100m			
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%			
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨 <sup>*1</sup>			
	低温	最低気温-5℃以下 <sup>*1</sup>			
	霜	4月以降の晩霜			
	着氷				
	着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm			

<sup>\*1</sup> 気温は奈良地方気象台の値。

※本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

⑥ 土砂災害警戒情報について

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、奈良県と奈良地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

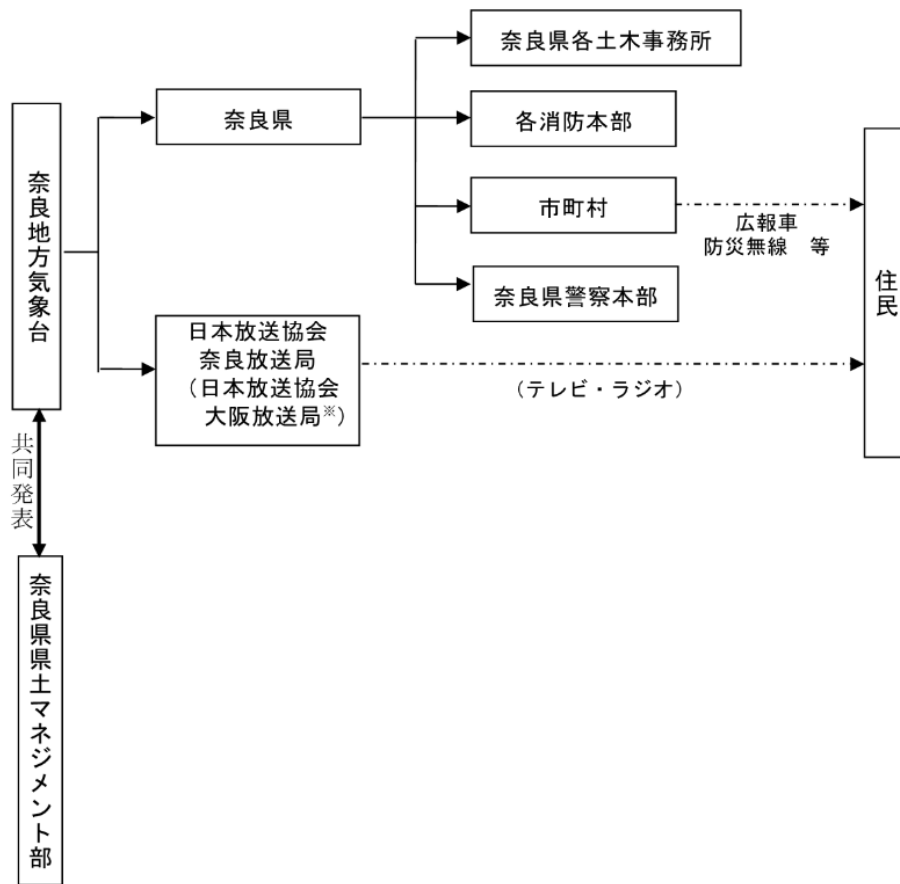
○発表対象地域

発表は市町村を最小単位として、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町を除く奈良県内全市町村を対象としている。なお、五條市は、五條市北部(大塔町以外)と五條市南部(大塔町のみ)に分割して発表している。

○利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

○土砂災害警戒情報の伝達体制



※障害時や日本放送協会奈良放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合があります。

○土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県土木管理本部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県土木管理本部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

- ・ 県内で震度5強以上の地震を観測した場合
  - ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合
- 詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

紀伊半島大水害により発生した大規模な土砂被害を考慮し、土砂災害が発生しやすくなっていた市村においては、溪流や斜面に残った崩壊残土の流出等、わずかな降雨による土砂災害が発生しやすくなっていることから、土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用した（暫定基準の運用期間：平成23年9月8日～平成24年11月27日）。

⑦ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸

		水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(1) 災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

県は、消防法第22条第2項の定めにより「火災気象通報」を受けたときは直ちに市町村に通報する。

「火災気象通報」の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

② 火災警報

市町村は、県から「火災気象通報」を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、その市町村の区域にある者は当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市町村は、「火災警報」を発しまたは解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等市町村地域防災計画に定めるところにより、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

(2) 水防警報及び水位到達情報

「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。

また、「水位到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を通知するものである。（氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがあり、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位。）

これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第32節 水防活動計画」参照）

**2 気象予警報等の対象区域**

奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報、土砂災害警戒情報、火災気象通報等は、市町村単位で発表する。

竜巻注意情報は、北部と南部に分けて発表する。

### 3 気象観測所及び雨量観測所

(1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所 (奈良地方気象台)

令和4年4月1日現在

流域 河川名	観測所名	所在地	観測内容					備考
			気温	日照	風	雨	雪	
能登川	奈良	奈良市西紀寺町		○	○			地域気象観測所 (気象官署)
		奈良市東紀寺町	○			○	○	
宇陀川	大字陀	宇陀市大字陀下竹	○	○	○	○		地域気象観測所
布目川	針	奈良市都祁友田町	○	○	○	○		地域気象観測所
大谷川	五條	五條市三在町	○	○	○	○		地域気象観測所
北山川	上北山	吉野郡上北山村小椽	○	○	○	○		地域気象観測所
十津川 (熊野川)	風屋	吉野郡十津川村風屋	○	○	○	○		地域気象観測所
太郎路川	曾爾	宇陀郡曾爾村太良路				○		地域雨量観測所
寺川	田原本	磯城郡田原本町				○		地域雨量観測所
吉野川 (紀の川)	吉野	吉野郡吉野町宮滝				○		地域雨量観測所
柿本川	葛城	葛城市寺口				○		地域雨量観測所
十津川 (熊野川)	葛川	吉野郡十津川村東中				○		地域雨量観測所
洞川	天川	吉野郡天川村洞川				○		地域雨量観測所
西の川	下北山	吉野郡下北山村佐田				○		地域雨量観測所



## (2) 雨量観測所 (河川整備課)

## ① 奈良県

令和4年4月1日現在

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 ( 設 置 場 所 )	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
佐保川	奈良	奈良市南紀寺町 (奈良土木事務所)	自記テレ メータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
秋篠川	秋篠	奈良市秋篠町 (県営競輪場)	自記テレ メータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
打滝川	柳生	奈良市柳生町 (市立柳生公民館)	自記テレ メータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
布目川	都祁	奈良市針町 (都祁行政センター)	自記テレ メータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
布留川	天理	天理市長滝町 (天理ダム管理棟)	自記テレ メータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
高瀬川	米谷	天理市石上町 (米谷観測所)	自記テレ メータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
檜川	白川	天理市和爾町 (白川ダム管理棟)	自記テレ メータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
富雄川	郡山	大和郡山市満願寺町 (郡山総合庁舎)	自記テレ メータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(51)0205
竜田川	生駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記テレ メータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(51)0205
富雄川	高山	生駒市高山町 (生駒市消防団機動第4分団)	自記テレ メータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(51)0205
高田川	高田	大和高田市東中 (高田土木事務所)	自記テレ メータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛城川	葛城山	御所市櫛羅町 (国民宿舎葛城高原ロッジ)	自記テレ メータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛下川	香芝	香芝市本町 (香芝市消防本部)	自記テレ メータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
寺川	橿原	橿原市常盤町 (橿原総合庁舎)	自記テレ メータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073

① 奈良県 (つづき)

流域 河川名	観測 所名	所在地(設 置場所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
寺川	多武峰	桜井市多武峰 (多武峰第1駐車場)	自記テレ メータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073
大和川	笠	桜井市笠 (JAならけん)	自記テレ メータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073
大和川	初瀬	桜井市初瀬 (初瀬ダム管理棟)	自記テレ メータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073
高取川	高取	高市郡高取町観覚寺 (高取町役場)	自記テレ メータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073
菅野川	御杖	宇陀郡御杖村菅野 (御杖村役場)	自記テレ メータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(84)9522
吉野川 (紀の川)	上市	吉野郡吉野町上市 (吉野土木事務所)	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	迫	吉野郡川上村迫 (川上村役場)	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	大台	吉野郡上北山村西原 (防災行政無線大台中継所)	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
北山川	河合	吉野郡上北山村河合 (吉野土木事務所工務二課)	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
西の川	寺垣内	吉野郡下北山村寺垣内 (下北山村役場)	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
天川 (熊野川)	天川	吉野郡天川村沢谷 (吉野土木事務所工務一課 天川方面係)	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	五條	五條市今井 (五條土木事務所)	自記テレ メータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
丹生川	西吉野	五條市西吉野町城戸 (五條市役所 西吉野支所)	自記テレ メータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
布留川	仁興	天理市上仁興町 (仁興観測所)	自記テ レメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
大和川	小夫	桜井市小夫 (小夫観測所)	自記テ レメータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073

## ① 奈良県 (つづき)

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 所 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
天 川 (熊野川)	大 塔	五條市大塔町辻堂 (五條市大塔支所)	自記テレ メータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十 津 川 (熊野川)	上野地	吉野郡十津川村上野地 (五條土木事務所工務二課)	自記テレ メータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十 津 川 (熊野川)	平 谷	吉野郡十津川村平谷 (奈良交通十津川温泉バス停)	自記テレ メータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
池 津 川	野迫川	吉野郡野迫川村北股 (野迫川村役場)	自記テレ メータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
青蓮寺川	曾 爾	宇陀郡曾爾村今井 (曾爾村役場)	自記テレ メータ	宇 陀	宇陀土木 事務所長	0745(84)9522
高 見 山	東吉野	吉野郡東吉野村小川 (東吉野村役場)	自記テレ メータ	宇 陀	宇陀土木 事務所長	0745(84)9522
岩 井 川	白毫寺	奈良市白毫寺町 (岩井川ダム管理棟)	自記テレ メータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
寺 川	秦 庄	磯城郡田原本町秦庄	自記テレ メータ	中 和	中和土木 事務所長	0744(48)3073
大 門 川	大 門	生駒郡三郷町立野	自記テレ メータ	郡 山	郡山土木 事務所長	0743(51)0205

## ② 国土交通省

令和4年4月1日現在

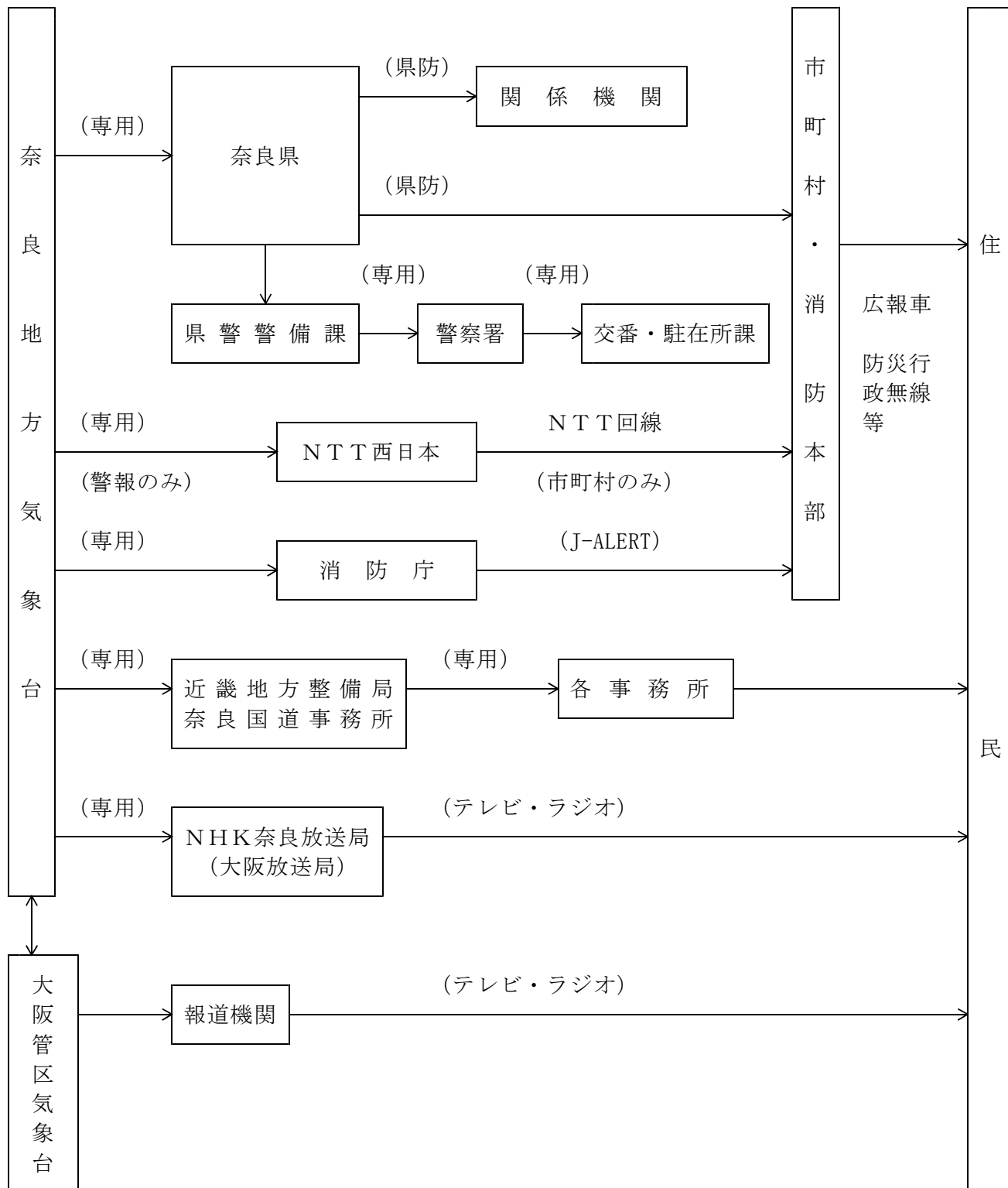
流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
新宮川(熊野川)	虻峠	吉野郡天川村虻峠	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
新宮川(熊野川)	九尾	吉野郡天川村九尾	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
新宮川(熊野川)	川迫	吉野郡天川村北角	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
新宮川(熊野川)	天辻	五條市大塔町簾	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
新宮川(中原川)	柞原	吉野郡野迫川村柞原	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
新宮川(熊野川)	猿谷	五條市大塔町辻堂	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	入之波	吉野郡川上村入之波字二股谷	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	柏木	吉野郡川上村北和田	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川(中奥川)	中奥	吉野郡川上村中奥	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川(大和丹生川)	夜中	五條市西吉野町夜中	自記テレメータ	和歌山河川国道事務所
紀の川	大台ヶ原	吉野郡上北山村小椽大台山	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	武木	吉野郡川上村武木	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	妹背	吉野郡吉野町河原屋	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川(高見川)	高見	東吉野村小栗栖	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	大滝	川上村字大滝	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	五條	五條市新町	自記テレメータ(ロガー)	和歌山河川国道事務所
大和川(初瀬川)	初瀬	桜井市岩坂	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(布留川)	天理	天理市石上町 天理北中学校	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(寺川)	八木	橿原市新賀町 八木中学校	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(葛城川)	葛城	御所市室	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(竜田川)	生駒	生駒市門前町	自記テレメータ	大和川河川事務所
	檜木	大和郡山市矢田町矢田山国有林	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川	王寺	生駒郡三郷町勢野東6丁目	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(佐保川)	川上	奈良市川上町向山内石ヶ峰	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(葛下川)	当麻	葛城市長尾	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(岡崎川)	北窪田	生駒郡安堵町窪田	自記テレメータ(ロガー)	大和川河川事務所
淀川(布目川)	針ヶ別所2	奈良市針ヶ別所町字ハカノツリ96-3	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
淀川(青蓮寺川)	土屋原2	宇陀郡御杖村土屋原	自記テレメータ	紀伊山系砂防事務所
淀川(神末川)	神末	宇陀郡御杖村神末	自記テレメータ	紀伊山系砂防事務所

② 国土交通省（つづき）

流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
淀川(太良路川)	太良路	宇陀郡曾爾村太良路	自記テレメータ	紀伊山系砂防事務所
淀川(笠間川)	香酔山	奈良市都祁吐山	自記テレメータ	紀伊山系砂防事務所
淀川(宇陀川)	榛原2	宇陀市榛原区下井足宇陀川河川敷	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
淀川(内牧川)	高井2	宇陀市榛原高井	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
淀川(芳野川)	岩端2	宇陀市菟田野区岩端143	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
淀川(阿清水川)	龍口	宇陀市室生区西谷	自記テレメータ	紀伊山系砂防事務所
淀川(青蓮寺川)	曾爾	宇陀郡曾爾村塩井字念仏堂19	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(芳野川)	古市場	宇陀郡菟田野区古市場1207	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(布目川)	井之市	天理市福住町9247-3	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(布目川)	峰寺	山辺郡山添村峰寺地先	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(布目川)	布目ダム	奈良市北野山町869-2	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(名張川)	神末	宇陀郡御杖村神末奥山	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(名張川)	菅野	宇陀郡御杖村菅野字ウジ谷	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(名張川)	笠間	宇陀市室生上笠間	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(青蓮寺川)	桃俣	宇陀郡御杖村桃俣小字堂前	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(青蓮寺川)	伊賀見	宇陀郡曾爾村伊賀見字伊賀見河川敷	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(宇陀川)	大宇陀	宇陀市大宇陀拾生	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(宇陀川)	内牧	宇陀市榛原内牧	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(宇陀川)	室生	宇陀市室生下田口	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(宇陀川)	室生ダム	宇陀市室生大野	自記テレメータ	(独)水資源機構

## 第2 情報の受理、伝達

### 1 伝達系統概念図



(県防) は県防災行政通信ネットワーク、(専用) は専用線または専用無線を表す。

## 2 奈良地方気象台の措置

気象予警報等を発表したときは、速やかに次の各機関に通知する。

奈良県防災統括室

国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所

日本放送協会奈良放送局

西日本電信電話株式会社（N T T西日本）

## 3 県の措置

県防災統括室は、奈良地方気象台から気象予警報、特別警報等の発表または解除に関する通知を受けたときは、県防災行政通信ネットワーク等により市町村、消防本部等関係機関に伝達する。

## 4 県警察本部の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、次により関係所属に伝達する。

- (1) 県警警備課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話または警察無線等によって行う。
- (2) 伝達を受けた警察署は、速やかに県内交番及び駐在所に伝達する。
- (3) 気象予警報等に伴ってその対策を要するときは、警報の伝達と併せてまたは別個にその対策をそれぞれ指示する。

## 5 市町村の措置

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- (1) N T T西日本からの伝達は、警報の種別のみであるから、県防災行政通信ネットワーク、ラジオ、テレビ放送、あるいは最寄りの警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見又は通報を受けたときは、県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。
- (4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。
- (5) 市町村から住民への伝達系統等必要な事項は、市町村地域防災計画に定める。

## 6 特別警報にかかる市町村の措置

特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、市町村地域防災計画等に基づく伝達手段により管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

## 7 放送機関の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、できる限り速やかに県内の住民及び関係機関に周知徹底するために、適宜の方法により放送する。放送にあたっては、警報等の内容を考慮し、その徹底のため放送時間、放送回数等に留意して行う。

## 8 NTT西日本の措置

気象庁より警報の通知を受けたときは、県内各市町村に直ちに通知する。

## 9 その他の措置

災害の発生その他の事故により気象予警報等の伝達について本計画に定める措置にすることができないときは、関係機関が相互に連絡をとり気象予警報等が速やかに市町村及び住民に周知徹底できるよう応急的な措置を講ずる。

## 第3 早期災害情報の収集

### 1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知するため、国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システムを活用し大規模崩壊発生に関する情報収集に努める。

### 2 実施機関

#### (1) 県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

#### (2) 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

特に、国土交通省から派遣される専門家集団で構成されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）と TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と連携し、災害情報を収集する。

### 3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県に報告する。また、県と市町村の間の連絡調整等の業務に従事する。



その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。

#### 4 ヘリコプター等による情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター及び無人航空機等により情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（「第3章第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第3章第14節 受援体制の整備」参照）

#### 5 民間事業所による情報収集

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

#### 6 ボランティアによる情報収集

砂防巡視員、砂防ボランティア等からの災害情報収集を行う。

#### 7 異常現象発見者の通報

##### (1) 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

##### (2) 市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

### 第4 災害情報の調査・報告計画

#### 1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、 避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村(県)	
4 医療・環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村(県)	保健所
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	県農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市町村	県農林振興事務所
12 商工関係被害	市町村(県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市町村(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会	
17 文化財被害	県	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	市町村
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	市町村

## 2 報告の基準

### (1) 即報基準

市町村等は、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- ④ 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。
- ⑤ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑥ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑦ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑧ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

- ⑨ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
- ⑩ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

#### (2) 直接即報基準

市町村等は、(1)の⑤、⑥及び⑦のうち、死者又は行方不明者が生じたもの(該当するおそれがある場合を含む。)について、県に加え、直接消防庁に報告をするものとする。

### 第5 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

#### 1 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣(窓口：総務省消防庁)に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

#### 2 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第4 2(1)即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

また、「第4 2(2)直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。

#### 3 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第4 2(1)即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事(災害対策本部長)が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

#### 4 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に(第4号様式(その2))で県防災統括室へ報告する。

#### 5 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報(第3号様式)により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

### 第6 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣(窓口：総務省消防庁)に報告する。

## 第7 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなかったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

## 第8 市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

### 1 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第4 災害情報等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

### 2 県事業担当課

- (1) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。
- (2) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて所管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

### 3 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

### 4 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

## 第9 被災者の安否情報

### 1 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

#### (1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

#### (2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

#### (3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範

圏内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

## 3 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

## 4 安否不明者の氏名等の公表

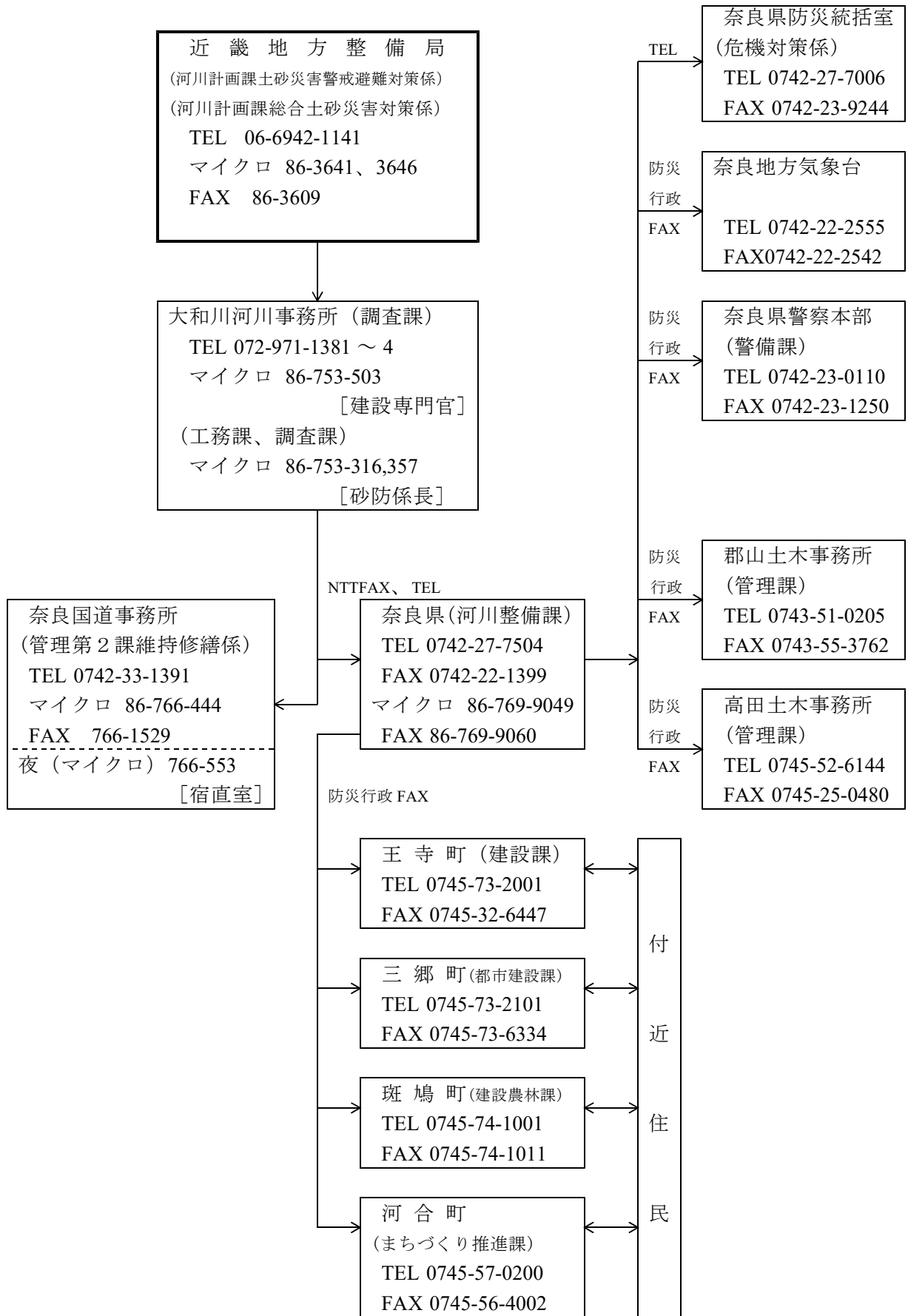
市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

### 第10 亀の瀬地すべり地区への対応

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、以下の連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとする。

〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉



## 第8節 長期停電対策計画

(防災統括室)

大規模災害により停電・通信障害が発生した場合には、長期化を防止するため、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。県は、ライフライン施設管理者等と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。また、重要施設等の燃料不足に対して、関係機関と連携の上、迅速な対応を図るものとする。

### 第1 県による情報収集と応急対策の検討

- 1 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。
- 2 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

### 第2 電気事業者等の役割及び連携

- 1 県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。
- 2 県、市町村、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

### 第3 重要施設に対する燃料供給

- 1 県は、奈良県石油商業組合との「災害時における燃料供給に関する協定書」により、災害時等の燃料供給の優先供給を円滑に行うものとする。
- 2 県は、県内だけで燃料調達が困難なときは、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合にはエネルギー庁に対し、石油連盟の災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟、全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に燃料供給を行うものとする。
- 3 県は、災害時の状況に応じて、燃料供給のための重要となる道路を優先的に啓開する。

## 第9節 県消防防災ヘリコプターの活動計画

(消防救急課)

県は、災害時等において、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件が運航可能な時、積極的にその活用を図る。また、災害発生時には速やかに被害の実情把握に努め、市町村等からの要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるように運航計画を調整する。

### 第1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施する。

### 第2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- 1 救急活動
- 2 救助活動
- 3 災害応急対策活動
- 4 火災防御活動
- 5 広域航空消防防災応援活動

### 第3 各関係機関の相互協力

緊急運航が必要な市町村長等は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

### 第4 市町村等の受入体制

緊急運航を要請した市町村長等は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項



## 第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

(防災統括室)

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り、派遣を要請、受入の調整や準備を行う。

### 第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

市町村等からの県消防防災ヘリコプターの派遣要請は、「第3章第9節 県消防防災ヘリコプターの活動計画」による。

### 第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第14節 受援体制の整備」による。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班  
電話 0774-44-0001 内線233・239・235・236  
(夜間・休日は当直室 内線212・302)  
防災行政通信ネットワーク TN-571-91 (夜間は当直室TN-571-92)

### 第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備課 0742-23-0110 内線5802  
(県庁からは内線5527)

### 第4 海上保安庁へのヘリコプター派遣要請

海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第14節 受援体制の整備」による。

大阪海上保安監部警備救難課  
電話 06-6571-0222

## 第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請

近畿地方整備局へのヘリコプター等の派遣要請は、「第3章第14節 受援体制の整備」による。

近畿地方整備局防災室 電話 06-6942-1575 近畿地方整備局災害対策本部 電話 06-4790-7520、7521
--

## 第6 市町村の受入準備

市町村はヘリコプター等の派遣等の事実を知り又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- 1 ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- 2 離着陸地点には㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- 3 ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- 4 ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。  
表示方法は、上空から良く判断できるように白布又は赤布等を縛り付ける。
- 5 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- 6 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、市町村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

## 第7 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- 1 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
- 2 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- 3 日没後
- 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

## 第8 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県、市町村等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

## 第11節 通信運用計画

(防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)

県は、県・市町村・消防及び防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークを利用する。大規模災害時等の緊急時には、国との情報連絡手段として非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）や総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県を結ぶ消防庁消防防災無線を利用する。

### 第1 通信手段

#### 1 県防災行政通信ネットワーク

県防災行政通信ネットワークは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、市町村等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。

なお、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。

#### 2 中央防災無線網

中央防災無線網は、大規模災害発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部を結ぶ通信網で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。

#### 3 消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網、警察無線

消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。

#### 4 電話設備

##### (1) 災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、県及び市町村等はNTT西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

##### (2) 孤立防止用無線電話

NTT西日本が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等の際に活用する。

#### 5 防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

## 6 非常の場合の通信

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を非常通信経路により行う。

## 7 衛星携帯電話等

災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話等が不足する場合、県は、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

## 第2 応急復旧

### 1 県防災行政通信ネットワーク施設

県は、有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、衛星携帯電話回線を利用する。更に、衛星携帯電話も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の通信回線の確保にあたる。

### 2 その他通信施設

その他、防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設等の管理者は、通信施設が被災によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。

## 第12節 広報計画

(防災統括室、総務部知事公室)

災害時に、県民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

### 第1 県の広報活動

県は、県全域を対象に、状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。広報活動を行うに当たっては、適切に災害の逼迫感を伝え、住民の自発的な避難行動に直結する「伝わる」情報発信を行うよう留意するとともに、二次災害を防止するための必要な情報等発信を行うものとする。また、風評被害等の発生を抑制するため、被災地域の情報が正確かつ適切に発信され、容易に入手できる環境の整備に努める。

#### 1 広報の内容

- (1) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- (2) 気象予報・警報に関する情報
- (3) 二次災害に関する情報
- (4) 避難に関する情報
- (5) 公共交通機関の被害及び運行状況
- (6) 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- (7) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- (8) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- (9) 医療救護所・医療機関等の開設状況
- (10) 給食、給水に関する情報
- (11) 生活必需品等の供給状況
- (12) 県民の心得等県民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- (13) その他必要と認められる情報

#### 2 広報手段

- (1) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、SNS、デジタルサイネージ（放映型電子案内板）等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運業者にに対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進める等、平常時より連携を深め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。

- (2) 緊急に伝達する必要がある場合、ヘリコプター等により伝達する。
- (3) 緊急を要するもので特別の必要がある場合、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対して放送の要請を行う。
- (4) 報道機関への情報発表  
報道機関の協力を得て、極めて広範囲にかつ迅速に必要な情報を伝達できるよう、平常時より連携を深め、災害対策本部は、災害、復旧に関する適切な情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。
- (5) 要配慮者への広報の配慮  
データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

## 第2 各機関の広報活動

### 1 市町村

市町村は、「第1 県の広報活動、1 広報の内容」の広報を、被災地域及び被災者に対して直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報手段
  - ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
  - ② 自治会等に対する緊急避難情報の伝達
  - ③ 住民相談窓口の開設
  - ④ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
  - ⑤ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

### 2 ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道）

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報の内容
  - ① 被災により使用できない区域に関する情報
  - ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
  - ③ 使用可能な場合の使用上の注意
- (2) 広報手段
  - ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
  - ② 利用者相談窓口の開設
  - ③ 報道機関への報道依頼
  - ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

### 3 公共交通機関

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ① 被災による不通区間の状況
- ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
- ③ 臨時ダイヤに関する情報

(2) 広報手段

- ① 乗降場での印刷物の配布・掲示
- ② 場内、車内利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

**第3 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成**

- (1) 広報・記録班は、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。  
関係機関は、災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。
- (2) 広報・記録班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

**第4 災害情報センター**

災害発生時には、県民からの多数の問い合わせを、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に災害情報センターを開設する。

## 第13節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、関係部局）

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

### 第1 被災地への人的支援

- 1 県は、迅速に被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地のニーズを把握する。
- 2 県は、災害時における応援協定、全国知事会、関西広域連合、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。
- 3 県は、NPOや企業、民間団体など各関係機関と連携してボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。
- 4 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

### 第2 県内への避難者の受入対応

- 1 奈良県への避難者に対しては、市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。
- 2 県は、県内に避難してきた被災者に関する情報を市町村と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

### 第3 物的支援

物的支援に関しては「第3章第23節 食料、生活必需品の供給計画」に基づき迅速に対応する。

### 第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第3章第28節 ボランティア活動支援計画」に基づく。

### 第5 奈良県災害支援対策本部の設置

上記支援に対応するため被災状況に応じて、知事が必要と認めた場合は奈良県災害支援対策本部を設置する。

奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。



## 奈良県災害支援対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
<b>本 部 事 務 局</b>  (危機管理監)  (知事公室理事)  (知事公室次長)  (防災統括室長)  (消防救急課長)  (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
<b>知 事 公 室</b>  (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事
<b>総 務 部</b>  <b>部 長</b> (総務部長)  <b>副 部 長</b> (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事
<b>文化・教育・くらし創造部</b>  <b>部 長</b> (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長)  <b>副 部 長</b> (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと
	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事
	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事
	こども家庭班 ○ (奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) (医療・介護保険局長) (医療政策局長) 副 部 長 (福祉医療部局 次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長) ○ (企画管理室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関する事 2. 本県への避難者の生活支援に関する事 3. 本県への避難者のニーズ把握に関する事
	救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関する事
	長寿社会班 (介護保険課) (地域包括ケア推進室長)	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関する事
	医療総務班 (医療政策局次長) ○ (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (薬務課長) (企画管理室補佐)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関する事 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、保健師チーム等)の派遣・活動調整に関する事 3. 保健医療活動に関する事
水循環・森林・景観環境部 部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 副 部 長 (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事
	産業・観光・雇用振興部 部 長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長) 副 部 長 (産業・観光・雇用振興部次長)	救援物資班 ○ (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※2)
食と農の振興部 部 長 (食と農の振興部長) 副 部 長 (食と農の振興部次長)	救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
県土マネジメント部  部 長 (県土マネジメント部 長) (地域デザイン推進局長)  副 部 長 (県土マネジメント部・地 域デザイン推進局理事)  (県土マネジメント部次長)	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関すること
	建築班 ○ (建築安全推進課長)  (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関すること
	住宅班  (住まいまちづくり課長)  (※3)	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関すること  2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係  団体等との連絡調整に関すること 3. 住宅相談窓口の設置に関すること
水 道 部  部 長 (水道局長)	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関すること 2. 災害時における応急給水の確保に関すること
教 育 部  部 長 (教育長)  副 部 長  (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 避難所となった学校施設に関すること
警 察 部  部 長 (警察本部長)  副 部 長 (警務部長) (警備部長)	総括班 (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・警備課長)	1. 警察業務に関すること

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

## 第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、消防救急課、関係機関）

県内において災害が発生し、県及び被災市町村では、応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関（消防、警察、自衛隊その他の関係機関）からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう、連携体制を整備する。

### 第1 県と市町村の相互協力

県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。

また、県は「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」に基づき、被災市町村への応援・調整等を行う。

### 第2 緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

#### 1 応援要請

##### （1）知事への応援要請

被災地の市町村長は、被害の状況、当該市町村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

##### （2）消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したとき（死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときを含む。）は速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、被災地の市町村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。

緊急消防援助隊の応援に関する知事の要請は、迅速化を図るため次のとおり段階的に行うものとする。

- ① 直ちに、電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む）

以下同じ。)により緊急消防援助隊の応援の要請を行う。

- ② 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告する。
- ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する（報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能）。

また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う際は、同時に緊急消防援助隊の応援の必要性についても検討するものとする。

### （3）代表消防機関及び被災地の市町村長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を代表消防機関及び被災地の市町村長に連絡する。

## 2 消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう消防応援活動調整本部を設置する。

なお、消防応援活動調整本部は、災害発生時、県及び実働関係機関が定期的な会議の開催等による情報共有や次に掲げる事項の調整を図れるよう奈良県災害対策本部と近接した場所に設置するものとする。

- （1）進出拠点及び進出経路の確保、当該拠点への連絡員の派遣等、緊急消防援助隊の円滑な受入れに関すること
- （2）救助活動拠点、宿営場所、その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること
- （3）緊急消防援助隊等の実働関係機関の活動に必要な情報提供に関すること
- （4）燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること
- （5）実働関係機関共通の活動方針、かつ同時の安全基準、トリアージ基準等の調整に関すること
- （6）救急・地域医療搬送における搬送手段・搬送先の調整に関すること
- （7）県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援、緊急用務空域の指定依頼に関すること

同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

## 3 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

- （1）消火活動
- （2）要救助者の検索、救助活動
- （3）救急活動
- （4）航空機を用いた消防活動
- （5）消防艇を用いた消防活動
- （6）特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- （7）特殊な装備を用いた消防活動

#### 4 応援出動都道府県隊

本県への応援出動都道府県隊は次のとおりである。

(1) 第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）

三重・京都・和歌山・大阪

(2) 第二次出動体制（出動準備都道府県隊）

富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川

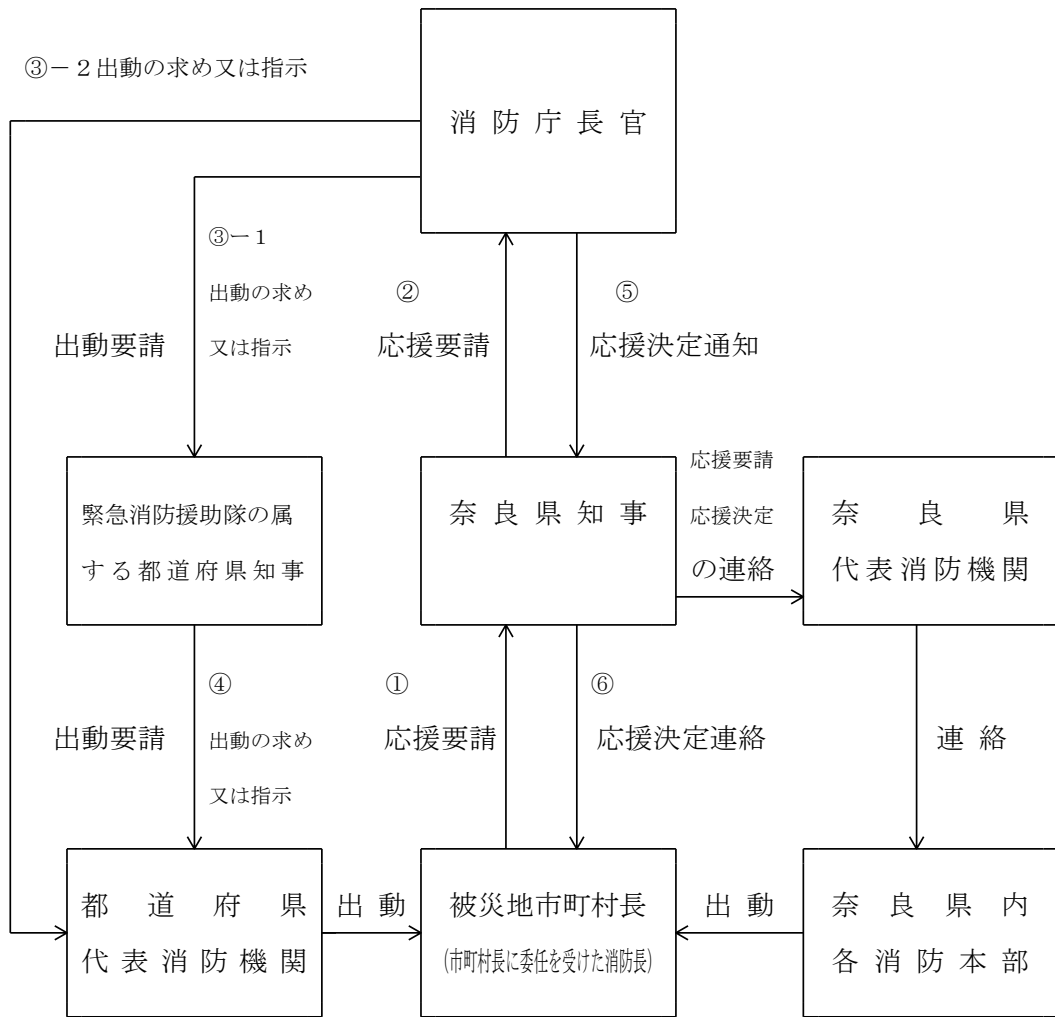
(3) 航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）

京都市・滋賀県・和歌山県・愛知県・名古屋市・三重県・大阪市・兵庫県・神戸市・徳島県

(4) 航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）

東京・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・静岡市・浜松市・鳥取県・岡山県・岡山市・香川県・高知県

緊急消防援助隊応援要請の流れ



奈良県消防広域相互  
 応援協定に基づく出動

【消防組織法根拠法例】

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ①②・・・44条第1項       | ③-2 求め・・・44条第4項 |
| ③-1 求め・・・44条第1、2項 | 指示・・・44条第5項     |
| 指示・・・44条第5項       | ④ 求め・・・44条第3項   |
|                   | 指示・・・44条第6項     |

### 第3 警察活動に関する応援要請

県警察は、大規模な災害が発生した場合又は大規模な被害が十分に予想される場合は、警察庁及び近畿管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣など広域的な応援のための措置をとる。

（「第3章第22節 災害警備、交通規制計画」参照）

### 第4 自衛隊への災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際し、県民の人命又は財産の保護のため自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣は、次の事項に基づき実施する。

#### 1 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- (1) 人命または財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- (3) その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合

（「本節第4の4の（3） 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣」参照）

- (4) 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

#### 2 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

##### (1) 災害発生前の活動

偵察及び連絡（班）等の派遣

##### ① 偵察（班）

第4施設団長は、平時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合には、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

##### ② 連絡（班）

知事の要請又は第4施設団長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

##### (2) 出動準備態勢への移行

第4施設団長は、災害発生が予想される場合は部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の編成、器材等の準備及び管理支援態勢等、初動態勢を整える。



**(3) 災害発生後の活動**

- ① 被害状況の把握  
車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- ② 避難の援助、避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
- ③ 遭難者等の捜索救助  
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
- ④ 水防活動  
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- ⑤ 消防活動  
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
- ⑥ 道路または水路の啓開  
道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫  
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送  
緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- ⑨ 炊飯および給水  
被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
- ⑩ 救援物資の無償貸付  
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
- ⑪ 危険物の保安及び除去  
能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- ⑫ その他臨機の措置等  
主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

**3 情報の交換**

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、おのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

#### 4 災害派遣要請手続

(1) 自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

なお、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、市町村長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び当該市町村長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、市町村長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 要請文書等

派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後すみやかに文書を作成し、正式に要請する。

(3) 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

① 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。

(ア) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

(イ) 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

(ウ) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

(エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。

② 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

③ 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

④ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

#### 5 派遣部隊等の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定した場合は部隊等の効果的な活動を図るため、次により受入態勢を整える。

(1) 知事は関係機関と協議し、次の事項について計画を立てる。

① 部隊担任の作業計画

② 所要資機材の確保

③ 部隊との連絡責任者、連絡場所及び方法等

- ④ 宿泊施設の場所及び収容能力、付帯設備等
- (2) 県防災統括室は、派遣部隊の誘導、市町村及びその他関係機関等との連絡等のため県職員を指名し、派遣部隊に同行させる。  
県連絡員は、作業の状況等について県災害対策本部に報告する。
- (3) 経費の負担区分  
災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市町村が負担するものとし、市町村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。
  - ① 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
  - ② ①に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

## 6 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 派遣要請の要求方法
- (2) 災害派遣部隊の受入態勢
  - ① 受入準備の計画樹立
    - (ア) 作業計画
    - (イ) 連絡責任者の氏名
    - (ウ) 宿泊施設等の準備
  - ② 派遣部隊到着時の措置
    - (ア) 派遣部隊と作業計画等の協議
    - (イ) 県知事への報告

## 7 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、撤収要請を行う場合は、各防災関係機関の長および災害派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって撤収の要請を行う。

## 第5 実動機関リエゾンとの連携

円滑かつ効果的に消火、救急・救助活動を行うため、各実動部隊のリエゾンと県が連携し、救助・救急、消火活動等に資する情報の共有及び分担地域・業務の調整を行う。

## 第6 海上保安庁への災害派遣要請計画

### 1 災害派遣の適用範囲

海上保安庁は、「災害時の応援に関する申合せ（平成22年7月23日）」に基づき、次の場合救援のため航空機等を派遣する。

- (1) 天災地変その他救済を必要とする場合であって、知事から要請があったとき
- (2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であって、知事から要請があったとき

### 2 災害派遣に関する活動内容

- (1) 航空機等による被害状況調査
- (2) 航空機等による被災者の搜索救助
- (3) 航空機等による被災者等の搬送及び救援物資等の輸送
- (4) その他県又は市町村が行う災害応急対策への支援

### 3 情報の交換

県及び海上保安庁は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、おのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

### 4 災害派遣要請手続

派遣要請手続及び要請内容は、自衛隊派遣要請の場合に準じて行う。

## 第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画

「災害時の応援に関する申合せ（平成17年6月14日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。

### 1 災害派遣の適応範囲

近畿地方整備局は、次の場合、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）含む）を派遣する。

- (1) 公共施設等に災害が発生し又はその恐れがあり、奈良県により要請があった場合。
- (2) 災害が発生した場合、その事象に照らし特に緊急を要し、(1)の要請を待つ暇がないと認められる場合。

### 2 災害派遣に関する活動内容

- (1) 被害状況の収集・伝達
- (2) 災害応急復旧
- (3) 二次災害の防止
- (4) その他必要と認められる事項

### 3 災害派遣要請手続

近畿地方整備局へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

## 第8 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

### 1 趣旨

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合に、他の県が応援する。なお、近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定による応援活動が実施された場合は、これによる。

### 2 相互連絡体制等の整備

三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に通知する。

三県は、災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を越えた市町村間の協力体制の構築促進に努める。

### 3 応援の種類

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材物資の提供及び斡旋
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋

- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
- (6) ヘリコプターの活用による応援
  - ① (1) から (5) までに掲げる応援
  - ② 林野火災空中消火
  - ③ 救急患者等の搬送
  - ④ 遭難者等の捜索及び救助
  - ⑤ その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
- (7) その他特に要請のあった事項

#### 4 応援の自主出動

災害が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めるときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行う。

### 第9 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

#### 1 応援要請

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、応援要請を行う。

#### 2 緊急派遣

府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合で、甚大な被害が推測されるときは、府県及び関西広域連合は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、情報収集活動を行う。

情報収集等の結果、特に緊急を要し、当該府県の要請を待つ暇がない場合は、府県は、要請を待たずに緊急派遣を行うことができる。

#### 3 物資等の携行

応援府県及び関西広域連合は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等は携行する。

#### 4 定期的な合同訓練の実施

協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施する。  
 （「第2章第7節 防災訓練計画」参照）

#### 5 その他

応援の種類、応援経費の負担、資料の交換等の基本的な事項については別に定める。

### 第10 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

県は、「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」における応援活動をもってしても十分な応急対策が実施できない場合は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

#### 1 応援要請

県は、近畿ブロック知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請するも

のとし、幹事県等は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。

## 2 全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県等から本県の被害状況及び広域応援の要請内容の連絡を受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

その後、広域応援計画に基づき各都道府県の応援が実施されることとなる。

## 3 広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋である。

（資料編「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」参照）

### 第11 他府県等への応援要求計画

法第74条の規定に基づき、他府県の知事に対し応援を求めるときの計画は次による。

また、応援を求める業務や受け入れ手順を定めた受援マニュアルに基づき、他府県等からの応援の受け入れ、マッチング等を行う。

#### 1 応援要求は、次に掲げる場合において知事が行う。

- (1) 災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるとき。
- (2) 県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるとき。

#### 2 連絡の方法等

応援要求は原則として文書（自衛隊派遣要請書に準ずる）によるが緊急を要する場合にあつては電話その他の方法により行う。

#### 3 費用の負担

知事が応援の要求を行ったときは、原則として県において負担するものとするが、実情に応じて、災害発生箇所の市町村、県及び応援を行った府県と協議の上、負担割合を定める。

#### 4 応援の受入体制

県は、他府県等からの人的支援受入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を作成し、応援受入体制の整備をしておくものとする。

他府県等からの人的応援に備えた体制として、部局横断型の応援受入班を編制しておくとともに、国や他機関等からの視察の調整のための視察対応班を増強する。

また、航空運用調整班を設置する。

### 第12 滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定

#### 1 趣旨

滋賀県及び奈良県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定める。

## 2 応援要請

この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (4) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

## 3 経費の負担

- (1) 応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。
- (3) 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

### 第13 広域航空消防応援要請計画

大規模な地震災害時に、広域航空消防による応援を求める計画は次による。

#### 1 対象とする災害

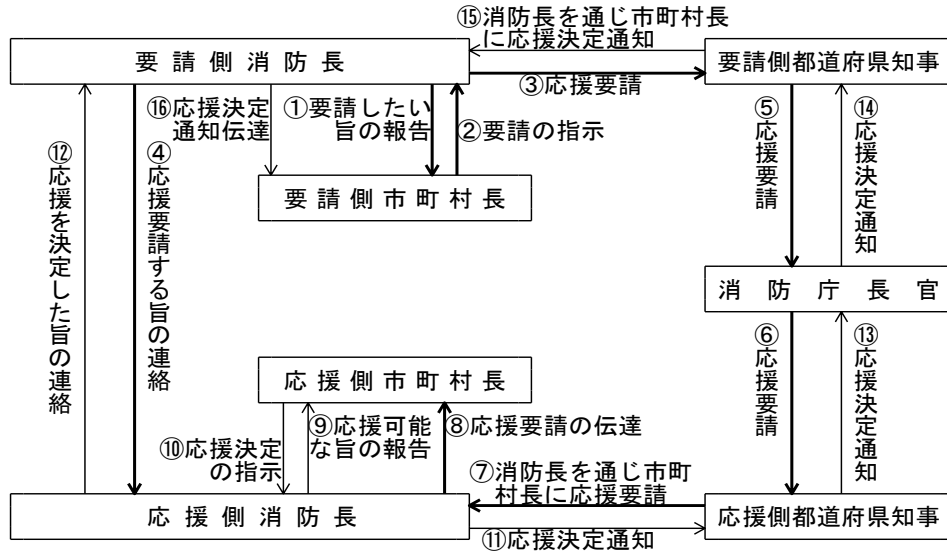
広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震等の自然災害
- (2) 陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

#### 2 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、無線、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



### 3 応援の受入体制

市町村は、あらかじめ広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

県は、市町村の受入体制を補完するため、空中消火剤を備蓄する。

### 4 費用の負担

応援に直接要するへの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請市町村が負担するものとする。

#### 第14 日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画

日赤飛行隊の派遣要請については、次に定めるところによる。

- 1 災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を必要とするときは、知事が要請を行う。
- 2 緊急時の派遣要請は、総務情報班から日本赤十字社奈良県支部あてに行う。
- 3 派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて行う。

#### 第15 保健医療活動に係る受入体制の整備

国、他都道府県等公共団体、医療関係機関等からの保健医療活動に関する応援は、保健医療活動計画（本章第20節）に基づき、保健医療調整本部において調整を行い、受入体制を整備する。



**第16 ISUTの受け入れ体制の準備**

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。

県及び市町村は、必要に応じて派遣されるISUTとも連携し、対応に当たるものとする。

## 第15節 公共土木施設の初動応急対策

(県土マネジメント部)

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

### 第1 被災直後の初期段階での対応

#### 1 国・市町村等との連携

県は、地元からの被害情報が集中する市町村から被害情報が集中する市町村からの情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力も得て以下の(1)～(4)等についての内容について実施する。

- (1) 現地の被害情報の収集
- (2) 緊急対応に必要な資機材の提供
- (3) 河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- (4) 被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施する TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) 及びリエゾン (情報連絡員) による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査 (河道閉塞) との連携を図る。

#### 2 県による情報収集と応急対策の検討

- (1) 道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るためヘリコプターなどを活用する。
- (2) 一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ (距離標) などによる位置の特定を行う。
- (3) 被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- (4) 被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
- (5) 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施する。

### 第2 県による県民や市町村等への情報提供

- 1 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- 2 報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く県民への周知を行う。

- 3 市町村との連携を図り、村内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
- 4 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として市町村等へ提供する。

## 第16節 道路等の災害応急対策計画

(水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

### 第1 被害状況の把握と情報発信

#### 1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の可否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

#### 2 情報収集の実施体制

##### (1) 土木事務所（災害緊急点検の実施主体）

道路施設をはじめ、県における公共土木施設の被害状況の把握と応急対応の実施は、関係機関及び団体の協力・応援を得て、各土木事務所が主体的に実施し、状況を逐次、事業担当課に報告する。

##### (2) 事業担当課（情報集計）

事業担当課は、調査事項毎に市町村の被害状況等を取りまとめるとともに、掌握した被害状況等について主管部長、土木統括班（県土マネジメント部企画管理室）及び国（近畿地方整備局）に報告する。

##### (3) 土木統括班（情報照査）

土木統括班（県土マネジメント部企画管理室）は、事業担当課からの情報を県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

一方、土木統括班は、県防災統括室からの情報等と照合し、情報相互に不整合がある場合には、事業担当課を通じて確認を行い、情報の訂正、整合を図る。

なお、県防災統括室及び関係各課からの情報で、事業担当課が把握していないものは、速やかにその情報を伝達する。

##### (4) 災害対策本部事務局（情報統括）

災害対策本部事務局（県防災統括室）は、土木総括班（県土マネジメント部企画管理

室)及び市町村等関係機関から報告のあった被害状況について事項別に集計し、内閣総理大臣(窓口:消防庁)に報告するとともに、必要がある場合は関係機関に連絡する。

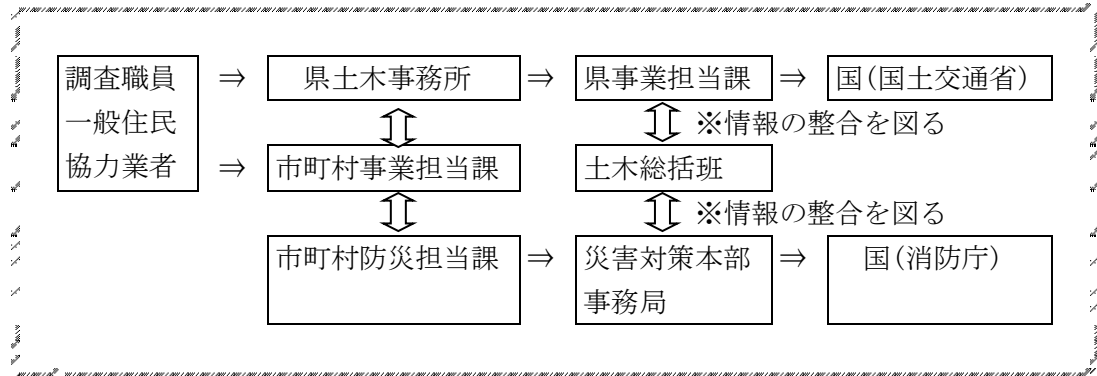


図 情報の流れ

### 3 関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

#### (1) 市町村事業担当課との協力

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所に報告するとともに、各市町村の防災担当課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、地元市町村には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

#### (2) 警察署、消防署との情報共有

市町村と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれるので、定期的に情報交換を行う。

#### (3) 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力

近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動(リエゾン、TEC-FORCE)を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。

一方、NEXCO西日本とは「包括的相互協力協定書」第3条に基づく「災害時などにおける相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を行う。

#### (4) 道路占有者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占有施設の被災状況が大きく影響するため、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

### 4 県管理道路等の情報収集

#### (1) パトロールによる被害状況調査(災害緊急点検)

土木事務所は、県管理施設である道路、河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助

活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、災害が発生した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、早期に被害の概要を把握するため、事業担当課及び主管課は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

#### （2）参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合に、自宅から担当勤務公署へ参集する県職員は、参集途上において可能な限り県管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に所定の様式で管轄の土木事務所に状況を報告する。

#### （3）災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に、施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

#### （4）一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を日頃より整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。

なお、一般通行者から県事業担当課に寄せられた情報は、直ちに管轄の土木事務所に転送し、情報の集約を図る。

#### （5）情報の一元化管理

土木事務所においては、災害発生時には自らの災害緊急点検結果に加えて、管内の市町村や警察、消防署、道路占用户、交通事業者等の関係機関や、一般通行者、沿道住民等、あらゆる方面からの情報が大量に寄せられることとなるので、その情報を的確に整理し、道路啓開や応急対策を計画的に実施しなければならない。

このため、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定した情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

## 5 情報発信

県及び市町村は、災害時に県民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、県民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて県民へ広報する。

### (1) 県民に対する広報の内容

- ① 道路等の土木施設の被害状況
- ② 交通規制の状況
- ③ 迂回の方法
- ④ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- ⑤ 本復旧の見込み

### (2) 広報の手段

- ① 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
- ② 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
- ③ 市町村内防災放送による地域住民への周知
- ④ 報道機関への情報提供
- ⑤ 奈良県ホームページ、県道路規制情報ホームページへの記載
- ⑥ 県メール配信システムの活用
- ⑦ 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供
- ⑧ 国、警察との連携による広域情報発信

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に放送を依頼する。

また、県民からの多数の問い合わせに対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。

## 第2 道路啓開と応急対策

### 1 道路啓開

#### (1) 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため、土木事務所は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。重要物流道路（代替・補完路を含む）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通

じて県民へ広報する。

#### (2) 雪寒対策作業の実施

土木事務所は、道路の除雪、凍結箇所への融雪等の雪寒対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営又は予め委託した雪寒対策作業委託業者に指示して、除雪又は融雪剤の散布を行う。

#### (3) 負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

#### (4) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、ただちに道路管理者に通報する。また、緊急時には、当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

#### (5) 作業計画の立案

土木事務所は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、市町村、道路占有者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

#### (6) 指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、土木事務所では情報処理訓練に加えて、啓開作業を指揮する体制を整え、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

## 2 災害応急対策

土木事務所は、事業担当課、庁内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。

#### (1) 二次災害の防止

土木事務所は、災害発生後の現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大すると予想される場合には応急措置を講じるとともに、孤立集落や被災状況等を踏まえて通行車両や通行時間等の制限や通行止め等の措置を行い、道路利用者の安全を確保する。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによる監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

#### (2) 緊急輸送道路の確保

被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。

このため、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、予め指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。



### (3) 交通規制と迂回路の設定

土木事務所は、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合については、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

### (4) 交通マネジメント

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町村等で構成する「災害時渋滞対策協議会」を組織する。

## 3 支援体制

### (1) 災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、土木事務所長は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

### (2) 被災地域への人的応援体制

被災地域の土木事務所においては、安全な交通機能を確保するための応急対策に多大な労力が必要となるため、人的支援が不可欠である。また、市町村の中には土木技術者が限られている自治体も多いため、県からの人的支援が必要である。

このため、通常時より、災害が発生した場合において比較的被災が少なかった地域の土木事務所や県庁から柔軟に技術職員の応援を行う緊急動員体制を構築しておく必要がある。また、大規模な自然災害等の場合は、他府県の技術職員や近畿地方整備局の技術支援（リエゾン、TEC-FORCE）を要請する。

### (3) 災害派遣要請

#### ① 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の要請は知事が行う。市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

#### ② 他府県への応援要請

法第74条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるときには、他府県の知事に対し応援を求める。

#### ③ 紀伊半島知事会議による応援要請

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、大災害とまでは至らないが、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対

策活動が実施できる場合には、奈良県知事は和歌山県知事及び三重県知事に対し協力を要請する。

### 第3 災害復旧工事の実施

#### 1 被害額の算定

関係機関は、公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、国が復旧費用の一部を負担するものについては査定実施が速やかに行えるように努める。災害事業担当課は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、国に報告する。被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

#### 2 復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、災害発生後の県民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

#### 3 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて関係市町村と協議を行い、地元大字や地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

#### 4 予算・人員の確保

県において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、組織改編を伴う全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成や県債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては県全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

#### 5 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、市町村等の他機関が行う復旧工事も含めた広域的な施工手順の調整を行うとともに、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

#### 6 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。

また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

## 7 災害復興

県は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

## 第4 林道

### 1 応急措置

県及び林道を管理する市町村、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

### 2 応急復旧

林道を管理する市町村・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

県は、速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

## 第5 農道

### 1 応急措置

市町村及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

### 2 応急復旧

県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。

## 第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画

(防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、  
ライフライン関係機関)

ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。また、県及びライフライン事業者等の代表者が一堂に会する連絡会議を開催し、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行う。

### 第1 水道

水道事業者等は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。

#### 1 応急措置

水道事業者等は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

#### 2 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合には、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

### 第2 下水道

下水道施設の設置（管理）者は、異常気象に伴い流入汚水量が増大しポンプの揚水能力を超えポンプ棟内の水位が高くなり電気、機械施設が冠水の恐れがある場合は、流入ゲート进行操作し流入汚水量の抑制を行い管内貯留効果を利用しポンプ棟施設機器等の浸水を防ぐ。

また、大和川上流流域の処理場においては、遊水池（貯留）効果を兼ねる施設であることから内水排水操作規則に基づきポンプ排水を行い処理場施設の保全はもとより、有効かつ円滑に周辺住民家屋への効果的な湛水水位低下を図る。

停電等の影響があり自家発電設備の稼働が必要になった場合は燃料が不足する事態を想定して早急に燃料を調達する。

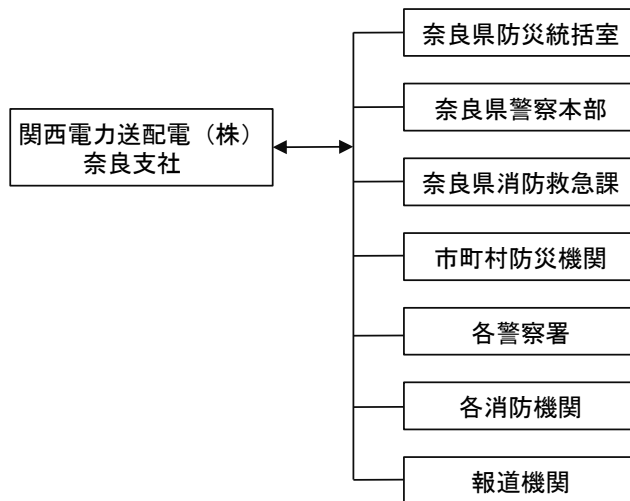
### 第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

#### 1 通報・連絡

##### (1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。



##### (2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

#### 2 災害時における情報の収集、連絡

##### (1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

###### ① 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

- (エ) その他災害に関する情報（交通状況等）
- ② 当社被害情報
  - (ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況
  - (イ) 停電による主な影響状況
  - (ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
  - (エ) 従業員等の被災状況
  - (オ) その他災害に関する情報

## (2) 情報の集約

国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

## 3 災害時における広報

### (1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項。

### (2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

## 4 対策組織要員の確保

### (1) 対策組織要員の確保

- ① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- ② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。  
なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出社する。

### (2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク

株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

## 5 災害時における復旧資機材の確保

### (1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

### (2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

### (3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

## 6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

## 7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県へ支援を要請する。

## 8 災害時における応急工事

### (1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

### (2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

- ① 水力発電設備  
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ② 送電設備  
ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ③ 変電設備  
機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ④ 配電設備  
非常災害復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
- ⑤ 通信設備  
共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

**9 ダムの管理**

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

**10 復旧計画**

(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧応援要員の配置状況
- ③ 復旧用資機材の調達
- ④ 復旧作業の日程
- ⑤ 仮復旧の完了見込み
- ⑥ 宿泊施設、食糧等の手配
- ⑦ その他必要な対策

**11 復旧順位**

復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

**第4 電信電話施設**

**1 西日本電信電話株式会社**

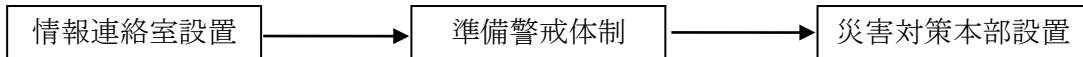
災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。



(1) 発生直後の対応

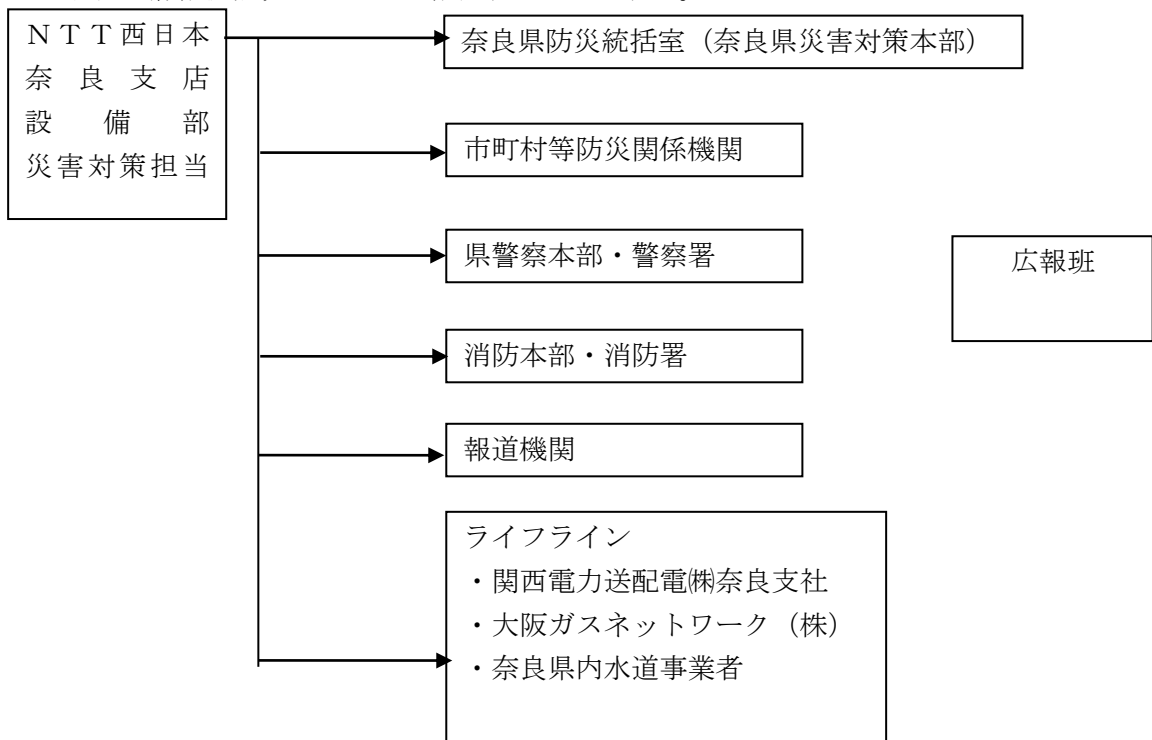
① 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。



② 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県(県災害対策本部または防災統括室)等の防災機関へ災害対策本部(情報連絡室)開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。



③ 情報の収集、報告

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

- (エ)被災設備、回線等の復旧状況
- (オ)復旧要員の稼働状況
- (カ)その他必要な情報

④ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- (ア)災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ)復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ウ)被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

⑤ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

- ① 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
- ② 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- ③ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- ④ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- ⑤ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 <input type="checkbox"/> 気 象 機 関 <input type="checkbox"/> 水 防 機 関 <input type="checkbox"/> 消 防 機 関 <input type="checkbox"/> 災 害 救 助 機 関 <input type="checkbox"/> 警 察 機 関 <input type="checkbox"/> 防 衛 機 関 <input type="checkbox"/> 輸送確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 通信確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 <input type="checkbox"/> ガス供給の確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 水道供給の確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 選挙管理機関 <input type="checkbox"/> 新聞社、放送事業または通信社の機関 <input type="checkbox"/> 預貯金業務を行う機関 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

(5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

**2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）**

株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

(1) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される時は、その状況に応じて警戒の措置をとる。

- ① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。
- ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。
- ④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。
- ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。
- ⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。
- ⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。

(3) 通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

② 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

③ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

- ① 要員対策
- ② 資材及び物資対策
- ③ 交通及び輸送対策
- ④ 電源対策
- ⑤ お客様対応
- ⑥ その他必要な事項

#### (5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

### 3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

#### (1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

- ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

#### (2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

#### (3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

#### (4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

#### (5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

#### (6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

### 4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、SB）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリ

アの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

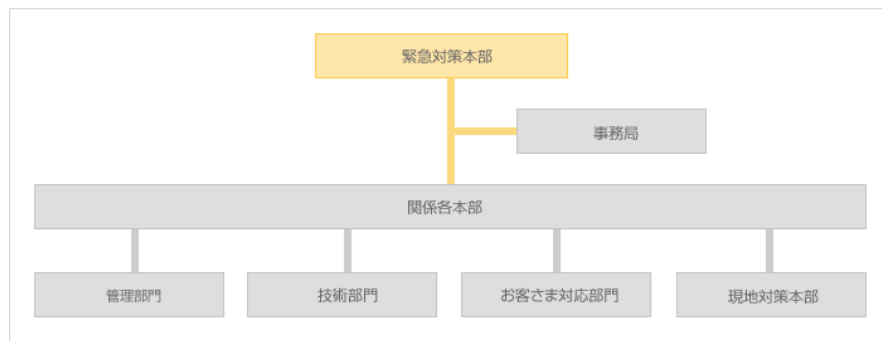
- ① 発災情報の通知
- ② 被災情報の相互連絡
- ③ 貸出用携帯電話等の配備
- ④ 位置情報通知システム
- ⑤ WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知
- ⑥ WEB サイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

① 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、S Bが被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図



② 通信の確保・維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

S Bでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

- ① 停電基地局の発電機設備による電源確保
- ② 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
  - (ア)移動無線基地局車
  - (イ)可搬型衛星基地局
- ③ 新規伝送路確保による既存基地局復旧
- ④ 基地局の建て直し
- ⑤ 燃料調達
- ⑥ 移動電源車
- ⑦ 周辺基地局によるエリア救済
- ⑧ 代替基地局設備の導入

(4) 災害時通信サービス

- ① 緊急速報メール
- ② 災害用伝言板サービス
- ③ 災害用音声お届けサービス
- ④ WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

**5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）**

(1) 情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

- ① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確保

- ① 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。
- ② 「災害救助法」(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号) が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

- ① 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

(5) 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

(6) 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

(8) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

## 6 こまどりケーブル株式会社

災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

### (1) 応急復旧体制の強化

災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、放送および通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制等について計画に基づき確立し、運用する。

### (2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ① 災害発生時において迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- ② 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- ③ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- ④ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

### (3) 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- ① 安否確認および災害・警報の伝達
- ② 情報収集・伝達
- ③ 各種災害対策機器の操作
- ④ ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアルの確認

### (4) 協力応援体制の整備

#### ① グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

#### ② 他の事業者との協調

電力、燃料、輸送等の事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備防災対策に努める。

## 第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

### 1 大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

#### (1) 情報の収集伝達及び報告

##### ① 気象予報等の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。



- ② 通信連絡
  - (ア) 災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。
  - (イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
  - (ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。
- ③ 被害状況の収集、報告
  - 当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。
- (2) 応急対策要員の確保
  - ① 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。
  - ② 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。
- (3) 災害広報の実施
  - 災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。
- (4) 危険防止対策
  - 水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。
  - なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。
- (5) 応急復旧対策
  - ① 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
  - ② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

## 2 大和ガス株式会社

- (1) 方針
  - 災害発生時には、「対策実施要領」に基づき地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。
- (2) 情報の収集、伝達及び報告
  - ① ガス設備（整圧器、中圧導管、主要低圧導管等）の被害状況
  - ② 道路、橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等
  - ③ 出勤途上で二次災害のおそれがあるガス設備の支障を発見した場合は、速やかに対策本部へ連絡するとともに、住民避難、警察、消防への連絡等の対応を適に行う。

- ④ 対策本部を設ける。本社には、停電対策として非常電源装置の運転及び無線連絡の確保を図る。
- (3) 応急対策要員の確保
  - ① 気象予報（暴風、水害）に注意して「対策実施要領」に準じて(A, B, C, 号の発令) 平常時でも要員の確保を図る。
  - ② 規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「非常事態における応援要綱」に基づき救援要請を行う。  
また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。
- (4) 災害広報の実施  
ガスの漏洩、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (5) 危険防止対策の実施
  - ① 災害に備えて（地震、暴風、水害等）整圧器基地、供給所、橋梁管、中・低圧路線のブロックバルブ、集合住宅の緊急遮断弁（E S V）等の巡回、点検、整備を行う。
  - ② 他工事現場の立会い、見廻りと立会協議事項の順守に重点をおく。
  - ③ ガス路線（中・低圧）の漏洩調査を継続的に実施する。
- (6) 応急復旧対策の実施
  - ① 情報収集から復旧計画書（予め作成）により重要路線及び災害甚大地域から行う。
  - ② 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。  
（被害が比較的軽微な地区）

### 3 桜井ガス株式会社

- (1) 計画方針  
災害発生時には、ガス漏れによる二次災害を防止するために、応急対策を実施する。
- (2) 情報の収集、伝達及び報告
  - ① 気象予報等の収集、伝達  
本部室で収集した気象予警報は所定の伝達経路により伝達する。
  - ② 災害発生時の関係先との伝達方法  
災害発生時、当社が収集した情報については、関係機関へ緊急連絡する。
  - ③ 被害状況等の収集  
供給施設及び供給区域内でのお客様施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報を本部で収集する。
- (3) 応急対策要員の確保  
災害発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い、要員を確保する。  
大規模な災害で自社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を一般社団法人日本ガス協会に対し依頼する。

(4) 災害広報の実施

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(5) 危険防止対策

風水害対策の実施、災害により事故発生の場合は関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(6) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。

#### 4 五条ガス株式会社

(1) 情報の収集伝達及び報告

① 気象予報の収集、伝達及び報告

気象予報を報道機関等から収集し、無線により関連部署に伝達する。

② 通信連絡

(ア)災害発生時に、通信手段を確保するため無線通信設備の充実を図る。

(イ)供給区域内の諸状況を把握するため、工作車等に移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ)本社には、停電対策として非常電源装置を設置する。

③ 被害状況の収集、報告

(2) 応急対策要員の確保

① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、非常招集に基づく動員を行う。

② 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社に災害対策本部を設置し、社員は自動出動する。

③ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 顧客及び一般市民に対する災害広報の実施

(4) 危害防止対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

① 供給施設の災害復旧対策については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給する。

② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案

して、供給上復旧効果の高いものから行う。

## 5 株式会社大武

### (1) 計画方針

災害発生時にはガス漏洩による二次災害の防止等、ガス施設の応急対策を実施する。

### (2) 情報の収集、伝達及び報告

#### ① 気象予報、警報等の収集、伝達

対策本部で気象予報、警報の情報を収集し無線連絡等により伝達する。

#### ② 通信連絡

災害発生時の各部署間の通信手段は無線通信網等を使用する。

#### ③ 被害状況の収集、報告

供給施設及び顧客施設の被害状況の情報を収集し、関係各機関へ緊急連絡を行う。

### (3) 応急対策要員の確保

① 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い、要員を確保する。

② 大規模な災害により当社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し救援を依頼する。

### (4) 災害広報の実施

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

### (5) 危険防止対策

災害発生時には関係各機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

### (6) 応急復旧対策

供給施設及び顧客施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上でガスの供給を再開する。

## 第6 関係機関の情報共有等

県は、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、国や市町村、ライフライン事業者等と開催する会議における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

## 第18節 危険物施設等災害応急対策計画

(消防救急課、福祉医療部)

県、市町村及び関係団体は、危険物施設、高圧ガス・LPガス及び火薬類による災害及び火災について、周辺住民等の安全を確保するため、次のような応急措置をとるものとする。

### 第1 危険物施設

県、消防機関及び施設の管理者は、水害・土砂災害等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

#### 1 県及び消防機関が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

#### 2 施設の管理者が実施する対策

- (1) 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか市町村、県景観・環境総合センター、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- ① 発生日時及び場所
  - ② 通報者及び原因者
  - ③ 下流での水道水源の有無
  - ④ 現状及びその時点での対応状況
- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
  - (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

### 第2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等

#### 1 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、水害・土砂災害等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。

また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業

所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。

(2) 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。

また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。

(3) 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。

(4) 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。

(5) 関係行政機関との連携および他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

## 2 LPガス貯蔵施設等

LPガス事業者等は、水害・土砂災害等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

(1) 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

(2) 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。

(3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

## 3 県の対策

県は、所轄消防本部（局）、警察署の防災機関、一般社団法人奈良県LPガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・LPガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁）へ速やかに報告するとともに、ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する。

## 第3 火薬類貯蔵施設

県、市町村及び施設等の管理者は、水害・土砂災害等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、流出等のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。

### 1 事業者の応急措置

(1) 事業者は、災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（市町村）に連絡する。

(2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。

搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。

(3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ

迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。

- (4) 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- (5) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (6) 火薬類の流出があった場合は、関係機関と連携し回収を行う。

## 2 消費者の応急措置

- (1) 消費者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（市町村）に連絡する。
- (2) 災害により火薬類が埋没した場合は、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、作業者等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- (4) 火薬類の流出があった場合は、関係機関と連携し回収を行う。

## 3 県の対策

- (1) 県は、所轄消防(局)本部、警察等の関係防災機関と緊密な連携を図り、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省（中部近畿産業保安監督部近畿支部）、消防庁）へ速やかに報告する。
- (2) 火災・爆発等のおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。
- (3) 状況に応じ「火薬類取締法」に基づき、事業所等に対し措置命令等を実施する。
- (4) 周辺住民に対する広報・周知を行う。

## 4 県警察の対策

- (1) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (2) 避難誘導
- (3) 危険予防のための広報

## 5 消防機関（市町村）の対策

- (1) 消防活動及び被災者の救出救助
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導
- (4) 周辺住民に対する広報

## 第4 毒物・劇物保管施設

### 1 事故発生の場合の応急措置

- (1) 施設管理者
  - ① 保健所、警察及び消防署への通報
  - ② 中和剤による除毒作業
- (2) 県
  - ① 中和剤による除毒作業の指示
  - ② 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（防災統括室、消防救急課、環境政策課、農業水産振興課、県警察本部警備第二課、市町村）との連絡調整

- (3) 消防機関
  - ① 被災者の救出救助
- (4) 県警
  - ① 立入禁止区域の設置及び交通規制
  - ② 避難誘導
- (5) 市町村
  - ① 周辺住民に対する災害発生の広報活動

## 第5 放射性物質保管施設

県、市町村及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- 1 関係防災機関への通報
- 2 放射線量の測定
- 3 危険区域の設定
- 4 立入禁止制限及び交通規制
- 5 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- 6 被ばく者等の救出救助
- 7 周辺住民に対する広報
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置



## 第19節 救急、救助活動計画

(消防救急課)

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

### 第1 救急活動

- 1 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- 2 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- 3 市町村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- 4 県及び市町村は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

### 第2 救助活動

- 1 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- 2 市町村は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- 3 市町村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

### 第3 各関係機関の相互協力

市町村及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。

また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

## 第20節 保健医療活動計画

(福祉医療部)

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

### 第1 保健医療活動

#### 1 市町村

- (1) 市町村は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- (2) 市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

#### 2 県（保健医療調整本部）

- (1) 県医療政策局長は、奈良県保健医療調整本部運営要領に基づき、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：県医療政策局長）を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部（本部長：県保健所長）を設置する。  
なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。
- (2) 保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班（統括班、DMAT調整班、医療支援調整班、精神保健支援班、要医療者支援班、保健支援調整班、薬務班等）を適宜編成する。
- (3) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム（DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。）、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT（災害時健康危機

管理支援チーム)等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。)の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。

- (4) 保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。
- (5) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部及び中核市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。
- (6) 保健医療調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療調整本部運営要領」に定める。

### 3 県保健所（地域保健医療調整本部）

- (1) 地域保健医療調整本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。
- (2) 地域保健医療調整本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師やDHEAT等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。
- (3) 地域保健医療調整本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。
- (4) 保健医療調整本部は、地域における保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、地域保健医療調整本部に派遣する。

### 4 奈良市保健所及び奈良市（市災害対策本部）との連携

保健医療調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療活動を実施するために必要な保健医療活動チームの派遣及び受援の調整を行う。

## 第2 医療機関への支援

### 1 医療情報の収集・伝達

保健医療調整本部（医療支援調整班）は、DMAT調整班及び地域保健医療調整本部と連携し、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS（広域災害・救急医療情報システム）、奈良県防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。

- ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況
- ② 医療機関の稼働状況（医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否）
- ③ 必要とされる支援の内容

また、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS等により把握した情報を発信し、保健医療活動に必要な情報の提供に努める。

### 2 入院患者の移送・病院避難

保健医療調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送また

は病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMATや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。

### 3 医療人材及び医療資機材の支援

保健医療調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。

なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。

### 4 医療機関へのライフラインの確保

保健医療調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料（重油、軽油）等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者等に要請する。

## 第3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援

県及び市町村は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として次の活動を行う。

### 1 人工透析患者への支援

#### (1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

#### (2) 医療支援

保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。

### 2 人工呼吸器等使用者への支援

#### (1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

## (2) 医療支援

保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。

地域保健医療調整本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。

## 3 その他の要継続的医療支援者への支援

### (1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、本節第3の1～3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、または継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。

### (2) 医療支援

保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。

## 第4 小児・周産期領域の患者への支援

### (1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

### (2) 医療支援

保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。地域保健医療調整本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。

## 第5 DMAT及び医療救護班の活動

### 1 DMATの派遣調整

- (1) 保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内にDMAT調整班を設置する。
- (2) DMAT調整班は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMATの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMAT指定病院に派遣要請を行う。
- (3) 県は、DMAT活動の調整にあたっては、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、災害医療コーディネーターと調整を図る。

※災害医療コーディネーター：災害時に県や保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に支援し、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行う者。災害急性期においては、DMATの迅速かつ的確な出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施策等に関する助言を行う。

- (4) DMAT調整班は、災害規模に応じて必要と判断した場合、厚生労働省に他府県DMATの派遣を要請する。
- (5) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて災害対策本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。
- (6) DMAT調整班は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣、調整を行う。
- (7) DMAT調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。

### 2 医療救護班の派遣調整

- (1) 保健医療調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療調整本部内に医療支援調整班を編制する。保健医療調整本部（医療支援調整班）は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。
- (3) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。

### 3 県医療救護班の活動場所及び活動内容

保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編制する。

- (1) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
  - ① 負傷者の重症度判定（トリアージ）
  - ② 負傷者に対する応急処置
  - ③ 入院患者の移送及び病院避難の支援
  - ④ 死亡の確認
  - ⑤ 遺体の検案等の協力（状況に応じて）
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
  - ① 軽症患者に対する医療提供
  - ② 被災地の巡回診療
  - ③ D P A T、保健師チーム等との連携
  - ④ その他、必要に応じた医療提供

## 第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備

保健医療調整本部は、県外から保健医療活動チームの支援を受け入れるにあたり、下記に示す派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。

### 1 D M A T

- (1) 他府県D M A Tを要請した場合、D M A T調整班は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からD M A Tの参集拠点を指定する。
- (2) D M A T調整班は、被災状況とD M A T参集状況を把握し、D M A Tの派遣調整を行う。

### 2 医療救護班

- (1) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、医療救護班を適切に配置するため、本部内に保健医療調整班を編成し、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行

う。

- (4) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。

### 3 DHEAT

- (1) 保健医療調整本部（統括班）は、地域保健医療調整本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。
- (2) 保健医療調整本部（統括班）は、DHEATを地域保健医療調整本部及び被災地市町村に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。

### 4 保健師

- (1) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。
- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。

なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。

### 5 DPAT

- (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。
- (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合等、必要に応じて厚生労働省（DPAT事務局）に対してDPATの派遣を要請する。
- (3) 他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (4) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況とDPATの参集状況を把握し、DPATの活動地域（派遣先）を割り当てる。



## 第7 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送

### 1 後方医療体制の整備

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。

保健医療調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。

### 2 傷病者の搬送

保健医療調整本部及び保健医療活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。

- (1) 保健医療活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。
- (3) 保健医療調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。  
また、保健医療調整本部（DMAT調整班）は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）を広域防災活動拠点等に設置する。  
広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部（DMAT調整班）を通じて行う。また、必要に応じて保健医療調整本部も医療関係団体等と調整を行う。
- (4) 保健医療調整本部は、施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じ消防機関、自衛隊等に対して協力を要請し、搬送の円滑な実施に努める。
- (5) 重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）又は和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターヘリに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部（DMAT調整班）を通じて行う。
- (6) 広域医療搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。

(7) 保健医療調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。

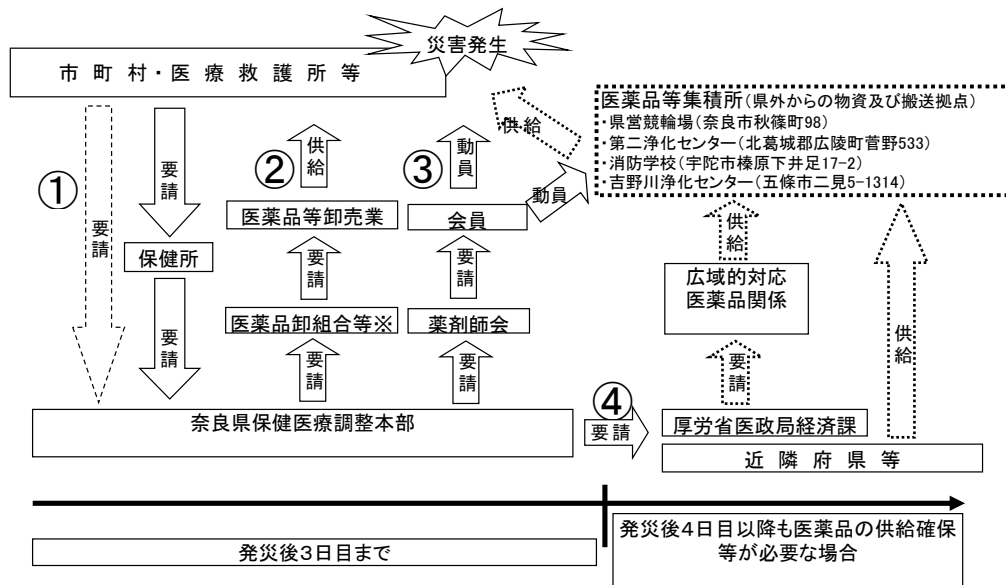
## 第8 災害時における医薬品等の供給体制

保健医療調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療調整本部内に薬務班を編制する。薬務班は、保健医療調整本部が把握した保健医療ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班（県薬剤師会）を通して医薬品供給状況等の把握を行う。

薬務班は、下記1～3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。

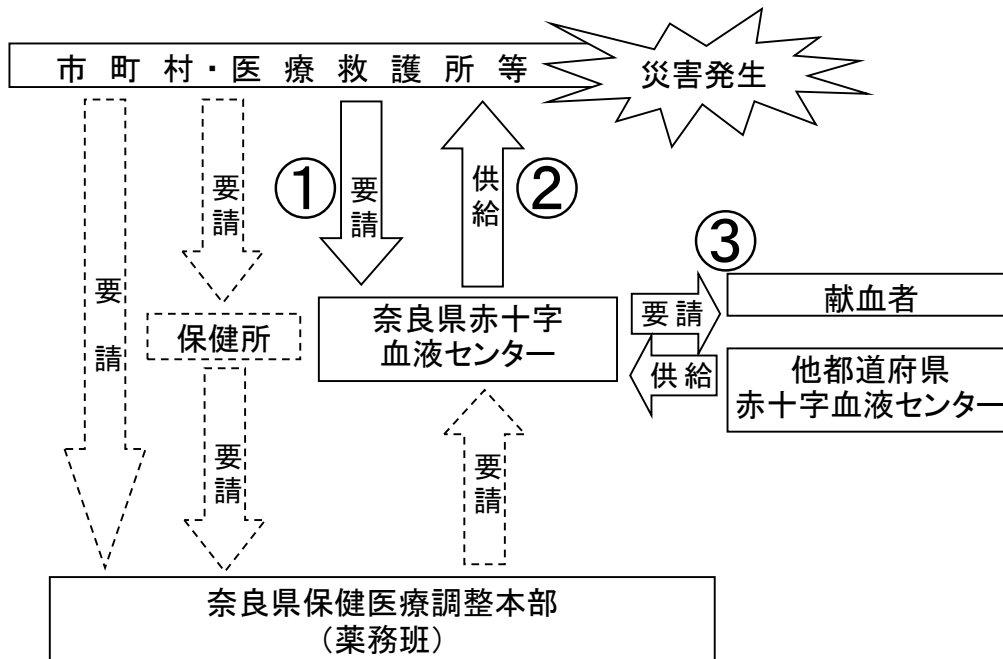
### 1 医薬品等の要請・供給フロー

(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部、近畿臨床検査薬卸連合会

(2) 血液製剤



2 災害時における関係者の役割分担

① 市町村

市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。

なお、保健医療調整本部（薬務班）は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第23節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。

② 県

(ア) 保健医療調整本部（薬務班）は、あらかじめ定めた広域防災拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。

(イ) 保健医療調整本部（薬務班）は、保健医療活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会（以下「医薬品卸組合等」という。）に供給等の協力を要請する。

(ウ) 保健医療調整本部（薬務班）は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。

③ 関係団体

医薬品卸組合等は、保健医療調整本部（薬務班）から「災害時における医薬品

等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」又は「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請があったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。

④ 奈良県薬剤師会

(ア) 奈良県薬剤師会は、指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的医療救護活動に協力する。

(イ) 奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部（薬務班）から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。

(ウ) 薬剤師班は、原則として医療救護所等における服薬指導、医薬品の管理等及び医薬品等集積所における医薬品の管理等に従事する。

⑤ 奈良県赤十字血液センター

(ア) 奈良県赤十字血液センターは、医療救護所等から血液製剤の供給を要請されたときは、早急に供給する。

(イ) 奈良県赤十字血液センターは、災害発生後、速やかに血液製剤の確保を図るため、被害の軽微な地域に献血班を出動させ、県民からの献血を受ける。

なお不足する場合は、他都道府県日赤支部（血液センター）に応援を要請する。

⑥ 県保健所

地域保健医療調整本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。

## 第9 保健師等による健康管理に関する活動

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動にあたっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

### 1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

地域保健医療調整本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。

保健医療調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療調整本部内に保健支援調整班を編成する。保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。

### 2 市町村からの要請に基づく派遣調整

(1) 市町村は、必要に応じて保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。

- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等（災害協定県を含む）に保健師等派遣の要請を行う。
- (4) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援チームの派遣要請を行う。
- (5) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。

### 3 避難所での保健活動

- (1) 市町村は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
  - ① 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
  - ② 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
  - ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。
- (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下、「保健師等支援チーム」という。）は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

### 4 在宅被災者等への支援体制の整備

- (1) 市町村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
  - ① 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
  - ② 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
  - ③ 市町村は、在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。
- (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

## 5 市町村への支援

- (1) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。
- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、保健所保健医療対策本部と連携して、市町村が把握した高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。

## 6 関係機関との連携、地域づくり

保健医療調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社会資源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。

### 第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

保健医療調整本部（精神保健支援班）、精神保健福祉センター、地域保健医療調整本部、市町村等は、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

#### 1 安否確認等

地域保健医療調整本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

#### 2 精神科病院等の被害状況の把握

保健医療調整本部（精神保健支援班）は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。

#### 3 DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣

- (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。
- (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合、厚生労働省（DPAT事務局）に対してDPATの派遣を要請する。
- (3) 派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。
- (4) 県DPAT調整本部は、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (5) 地域保健医療調整本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。

#### 4 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市町村は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

## 5 相談支援等

保健師等支援チームは、D P A T等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

精神保健福祉センターは、専門職能団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。

## 6 情報収集・発信

保健医療調整本部（精神保健支援班）及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ地域保健医療調整本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。

### 第11 医療関係機関・団体への協力要請

#### 1 災害拠点病院・DMA T指定病院

県内の災害拠点病院及びDMA T指定病院は、被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたる。

#### 2 日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断又は保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。

また、必要に応じて、保健医療調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネートチームを派遣する。

#### 3 県医師会

県医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班（J M A T）を編成し、医療救護活動を行う。

#### 4 県病院協会

保健医療調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。

また、県病院協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

#### 5 県精神科病院協会

保健医療調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院協会に対して協力要請を行う。

県精神科病院協会は、保健医療調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりD P A Tを編成し、災害精神医療活動を行う。

#### 6 県歯科医師会

県歯科医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。

## 7 県薬剤師会

県薬剤師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。

## 8 県看護協会

県看護協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。

## 9 県柔道整復師会

県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。

## 10 医薬品卸組合等

県医薬品卸協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医薬品の供給等を行う。

県製薬協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。

大阪医療機器協会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療機器等の供給等を行う。

日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。

近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。



## 第21節 緊急輸送計画

(防災統括室)

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

### 第1 計画の基本方針

#### 1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

#### 2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

##### (1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- ② 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ③ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- ⑥ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- ⑦ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ⑧ 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

##### (2) 第2段階

- ① 上記1の続行
- ② 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ③ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

##### (3) 第3段階

- ① 上記2の続行
- ② 災害応急対策に必要な要因及び物資

## 第2 輸送力の確保

### 1 市町村及び防災関係機関の措置

- (1) 市町村等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市町村等が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。
  - ① 輸送区間及び借上期間
  - ② 輸送人員又は輸送量
  - ③ 車両等の種類及び台数
  - ④ 集結場所及び日時
  - ⑤ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
  - ⑥ その他必要事項

### 2 県の措置

- (1) 市町村等から輸送手段の確保について、県に要請があった場合、又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (2) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は法第71条及び災害救助法第7条から第10条に基づく従事命令を発し緊急輸送に必要な車両等を確保する。
- (3) 知事は、緊急輸送に必要な関係団体と、あらかじめ協定を締結し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。また、関係団体の意向を踏まえつつ、十分に調整を図る。この場合関係団体とは、奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会、奈良県倉庫協会等とする。

### 3 近畿運輸局の措置

近畿運輸局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対し、運送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の斡旋を行う。

### 4 奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等の措置

奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会及び奈良県バス協会等は、各加入会社の車両台数の実態を把握しておき、被災者移送又は物資の輸送が生じた場合は、県との協定に基づき、貨物自動車、乗用車及び乗合自動車の供給に協力する。

### 5 西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

## 第3 緊急輸送体制の確立

### 1 広域防災拠点の確保及び活用

県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第17節 防災体制の整備計画」参照）

- (1) 大規模広域防災拠点
- (2) 県営競輪場
- (3) 第二浄化センター
- (4) 消防学校
- (5) 吉野川浄化センター
- (6) 奈良市都祁生涯スポーツセンター
- (7) 宇陀市総合体育館
- (8) 昴の郷
- (9) 下北山スポーツ公園

## 2 緊急輸送道路の確保

道路は、災害においては消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能することが必要である。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限に食い止めるためにも、交通路の確保が重要である。

(「第2章第14節 緊急輸送道路の整備計画」参照)

## 3 航空輸送の確保

- (1) 緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への輸送は航空機(ヘリコプター)による。

そのため、県は県消防防災ヘリコプター、県警のヘリコプター、自衛隊のヘリコプター、他府県の消防防災ヘリコプター、他府県警のヘリコプター、海上保安庁の航空機、日本赤十字社飛行隊、民間航空会社のヘリコプター等の派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、基本的に奈良県ヘリポートを基地とし、各広域防災拠点及び災害活動用緊急ヘリポートと孤立地帯との航空輸送の任にあたる。

- (2) 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び市町村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

(「第3章第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照)

## 第22節 災害警備、交通規制計画

(警察本部)

県警察は、災害時の初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を行う。  
また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

### 第1 災害警備

#### 1 警備方針等

県警察は、奈良県下に暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、迅速かつ的確な警察活動を行う。

災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行う。

- (1) 気象情報等の収集及び伝達
- (2) 被害の実態把握
- (3) 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- (4) 住民に対する避難の指示及び誘導
- (5) 人命の救助及び行方不明者の捜索
- (6) 死体の調査等及び検視
- (7) 被災地及びその周辺の交通規制
- (8) 災害に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- (10) 警察庁等への援助要求

#### 2 警備体制

県警察は、次の警備体制の区分に従って災害時における災害警備活動を行う。

##### (1) 甲号体制

県内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。

##### (2) 乙号体制

県内で相当な規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。

##### (3) 丙号体制

県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表された場合のほか、災害発生のおそれはあるが、発生までには相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制をいう。

##### (4) 支援体制

他の都道府県で大規模な災害が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。

### 3 警備本部等の設置

#### (1) 県警察本部

##### ① 甲号体制

県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき全警察力を挙げて災害警備活動を行う。

##### ② 乙号体制

県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき警察力を挙げて災害警備活動を行う。

##### ③ 丙号体制

県警察本部警備課に災害警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。

#### (2) 警察署

県警察本部の設置区分に基づき、甲号体制又は乙号体制発令時は警察署災害警備本部を、丙号体制発令時は警察署災害警備連絡室をそれぞれ設置し災害警備活動を行う。

#### (3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置

##### ① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合

乙号体制に準ずる災害警備本部を設置する。

##### ② 支援活動を実施する必要がある場合又は、支援活動を実施することが予想される場合

丙号体制に準ずる災害警備連絡室を設置する。

## 第2 交通規制及び緊急通行車両等

災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。

### 1 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及び回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

### 2 被災地及びその周辺における交通規制

#### (1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限する。

#### (2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、高速道路交通警察隊長及び警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。

#### (3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係）

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑

に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。(以下「通行禁止区域等」という。)

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。

なお、通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両の、消防吏員は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

#### (4) 広報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対し周知徹底するよう努める。

#### (5) 関係公安委員会への通知

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知する。

#### (6) 交通情報の収集

交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。

#### (7) 交通管制の機能確保措置

大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

① 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施

② 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

#### (8) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

① 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア)道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ)区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

### 3 緊急輸送路を確保するための警備員の出動要請

- (1) 県警察本部長は、緊急輸送路を確保する場合において交通整理要員等が不足すると認めるときは、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人奈良県警備業協会に対して警備員の出動を要請する。
- (2) 出動した警備員は、緊急輸送路の各交差点等において交通誘導を行うものとし、管轄する警察署長は、当該警備員が所属する警備業者に対し、交通誘導方法等にかかる具体的な指示を行う。  
(資料編「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」参照)

### 4 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

- (1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。
- (2) 緊急通行車両に該当する車両は、別記様式第4「緊急通行車両等確認申出書」に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明資料とともに交通部交通規制課（以下、「交通規制課」という。）、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所において申請し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。
- (3) 県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出をする。

### 5 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

#### (1) 事前届出の対象車両

次の①及び②のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

- ① 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両
  - (ア)警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
  - (イ)消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - (ウ)被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - (エ)災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - (オ)施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - (カ)清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - (キ)犯罪の予防、交通の規則その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
  - (ク)緊急輸送の確保に関する事項
  - (ケ)その他の災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用さ

れる車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 事前届出の申請手続き

① 申請者

緊急通行又は緊急輸送に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

② 申請先

事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前届出については交通規制課でも可）

③ 申請書類等

(ア)別記様式第1「緊急通行車両等事前届出書」2通

(イ)指定行政機関等が所有する車両以外の車両にあつては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両等事前届出済証」を申請者に交付する。

(4) 災害発生時の措置

交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」及び別記様式「標章」の交付を受ける。

**6 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い**

(1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。

規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会又は知事が行う。

(2) 規制除外車両に該当する車両は、別記様式第10「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの疎明書類とともに交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所に申請し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

(3) 県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

**7 規制除外車両の事前届出・確認・手続**

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

① 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両

② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両



- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
  - ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (2) 事前届出の申請手続き
- ① 申請者  
規制除外に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）
  - ② 申請先  
事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前提出については交通規制課でも可）
  - ③ 申請書類等
    - (ア)別記様式第6「規制除外車両事前届出書」2通
    - (イ)医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類
    - (ウ)医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類
    - (エ)患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあつては、車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
    - (オ)建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては、車検証及び車両の写真
    - (カ)重機輸送用車両にあつては、車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したのものに限る。）
- (3) 規制除外車両事前届出済証の交付  
審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、別記様式第6「規制除外車両事前届出済証」を申請者に交付する。
- (4) 災害発生時の措置  
交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所において別記様式第6「規制除外車両事前届出済証」を提示し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

別記様式第4（第4関係）

地震防災 災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">緊急通行車両等確認申出書</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> 奈良県公安委員会 殿 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     申出者住所                      （電話）                      氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> </div>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（      ） —
	氏名	
出 発 地		
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。


別記様式第1 (第2関係)

<p>災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>奈良県公安委員会 殿</p> <p>届出者住所 (電話) 氏名</p>	<p>災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良県公安委員会 印</p>
<p>番号標に表示されている番号</p> <p>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)</p>	<p>(注)</p> <p>1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還しててください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>	
<p>住 所</p> <p>( ) 局 番</p>	<p>氏 名</p>	
<p>出 発 地</p> <p>(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあつては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。</p>		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9（第6関係）

第                    号 年   月   日		
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
奈良県公安委員会 		
番号標に表示 されている番号		
車 両 の 用 途		
使用 者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記様式第 10（第 7 関係）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  規制除外車両確認申出書  年 月 日  奈良県公安委員会 殿  申出者住所 （電話） 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所  電話（      ） —
氏名	
出 発 地	
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。	

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6 (第5関係)

<p>災害 応急対策用 原子力災害 応急対策用</p> <p>国民保護措置用</p> <p>規制除外車両事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p>	<p>災害 応急対策用 原子力災害</p> <p>国民保護措置用</p> <p>規制除外車両事前届出書</p> <p>奈良県公安委員会 殿</p> <p>届出者住所 (電話) 氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良県公安委員会 印</p>
<p>(注)</p> <p>1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還しててください。</p> <p>(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 規制除外車両が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</p>	<p>番号 標に表示されている番号</p> <p>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</p> <p>住 所 ( ) 局 番</p> <p>氏 名</p> <p>出 発 地</p> <p>(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。</p> <p>備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。</p>

## 第23節 食料、生活必需品の供給計画

(防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部、日本赤十字社)

各災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という）の供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

### 第1 県、市町村、住民の役割分担

- 1 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた食料を使用する。  
また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- 2 市町村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、市町村は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- 3 県は、市町村からの要請に応じ、または被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるときは、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、被災市町村へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

### 第2 物資の調達・供給状況の報告等

県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

- 1 市町村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- 2 市町村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
- 3 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、被災市町村の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

### 第3 物資の供給

災害発生時において、県及び市町村が行う物資の供給は、次により行う。

- 1 市町村は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。  
その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
  - (2) 把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
  - (3) 輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
  - (4) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
  - (5) その他、物資の供給に必要なことを定める。
- 2 県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、その環境及び体制を整備する。
- その方法は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 物資の供給の方法及び体制等を決定する。
  - (2) 近畿府県間等の応援協定に基づく、応援実施方法等を決定する。
  - (3) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
  - (4) その他、物資の供給に必要なことを定める。

#### 第4 食糧（米穀）の供給

市町村は、食糧の備蓄を行うか又は災害時における米穀販売業者等からの調達・供給体制を整える等により、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。また、市町村は、供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備しておくものとする。

県は、市町村から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、県内の主たる米穀販売業者等に対して精米の供給を依頼し調達するものとする。

また、災害救助法又は国民保護法が適用された災害における供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、市町村に供給する。

市町村は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行った市町村長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

#### 第5 救援物資への対応

- 1 市町村は、市町村地域防災計画において「救援物資対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により以下のとおり受入・管理体制及び事務処理環境を整える。
  - (1) 市町村は、救援物資の受入場所として、輸送拠点を指定する。
  - (2) 市町村は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。
- 2 県は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱し



たり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないように、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。

- (1) 県は、救援物資の受入場所として、広域防災拠点を活用できるよう、整備を図る。  
また、県・市町村施設だけでなく、民間施設を活用等、被災状況に応じて柔軟に各種施設を活用する。
- (2) 県は、市町村からの要請に基づき、市町村の指定する物資拠点へ直接配送されるように調整し、又は県の指定する物資拠点を經由して配分する。
- (3) 県は、物資拠点における要員を確保し、被災状況に応じて民間施設を活用等する等して、早期に救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

○資料編参照関係資料

**1 食料供給計画資料（主食の調達先等）**

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
- (2) 災害救助用米穀の引渡方法に係る具体的な事務手続きについて
- (3) 災害時における米穀供給の連絡先一覧表
- (4) 農林水産省農産局長緊急時連絡先

**2 生活必需品等物資備蓄資料**

**第6 日本赤十字社による救助**

日本赤十字社奈良県支部は、内規に基づき、次の救助を行う。

**1 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合**

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル※	1人に対して1枚
布 団※	1人に対して1組

**2 床上浸水または避難所等に避難の場合**

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

**3 死亡者の遺族 弔慰金1人20,000円**

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

（資料編「医療助産計画資料：日赤奈良県支部備品等一覧表」参照）

## 第24節 給水計画

(水循環・森林・景観環境部、水道局)

災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

### 第1 実施体制

#### 1 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

#### 2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とする。

#### 3 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

災害発生から の日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要)	耐震性貯水槽、 給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の仮 設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各 戸給水、共用栓

#### 4 拠点給水等

(1) 市町村は、各水道施設（浄水場・配水池・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により指定避難場所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場等の所在を配慮した配水体系を検討する。

- (2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、給水拠点を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

## 第2 飲料水等の確保

- 1 県は、水道事業者等に対して、連絡調整を行うとともに応急用飲料水の衛生指導を行う。
- 2 市町村は、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧き水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。  
また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- 3 市町村及び水道事業者等は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

## 第3 給水方法

- 1 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
- 2 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- 3 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。
- 4 要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

## 第4 給水応援

- 1 市町村は、必要な人員・資機材等が不足するときは、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
  - (1) 給水を必要とする人員
  - (2) 給水を必要とする期間及び給水量
  - (3) 給水する場所
  - (4) 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
  - (5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
  - (6) その他必要な事項
- 2 県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊、近畿水道用水供給事業者連絡会及び日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

(資料編「給水計画資料」、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」、「災害救助法による救助の程度と期間」参照)

## 第25節 防疫、保健衛生計画

(医療政策局、文化・教育・くらし創造部)

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

### 第1 防疫体制

#### 1 実施責任者

##### (1) 市町村

被災地の防疫は、当該地域の市町村の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

##### (2) 県

県は、市町村における被害が激甚であるため、又はその機能が著しく阻害され、応援を得ても市町村が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認められるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により適切な措置を行う。

#### 2 防疫措置の指示命令

県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

なお、被害激甚な市町村に対しては、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- (1) 感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- (2) 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- (3) 感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- (4) 感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示（市町村に実施させるのが適当な場合に限る。）

## 第2 食品衛生対策

### 1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県は、災害時の状況に応じて、被災地域が広域に及ぶ等の理由から管轄保健所のみでは十分な対応ができないと認めるとき又は管轄保健所長から食品衛生監視員の派遣要請があったときは、食品衛生監視員を中心とした食品衛生監視班を編成し、派遣する。

派遣された食品衛生監視班は、被災地の管轄保健所長の指揮のもとに活動を行うものとする。

### 2 食中毒の防止

県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員等により次の事項について現地指導を徹底し、食中毒の発生を防止する。

#### (1) 食品衛生関係営業施設の監視指導

食品関係営業施設の被害状況を把握し、停電や浸水等により腐敗、変敗した食品が供給されることがないように監視指導を行う。

#### (2) 食品（救援物資等）の衛生指導

救援物資等食料供給基地での食品の期限表示等、保管方法に関する調査及び衛生指導を行うとともに、避難所等の食品取扱者及び食品の配布を受けた被災者等に対して、食品の取扱いに関する情報提供及び衛生指導を行う。

#### (3) 臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の衛生指導

食品取扱者に対して衛生指導を行い、食品を介して感染する疑いのある疾病等の症状を呈している者が食品の取扱いに従事しないように指導する。

#### (4) 飲料水（水道水）の簡易検査

停電や配水管の損傷等に伴い、水道水の消毒不足又は水道の断水が発生した場合に、消毒効果の簡易検査を行う。

### 3 食中毒発生時の対応

県消費生活安全課は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県疾病対策課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。

#### (1) 食中毒調査

##### ① 喫食者調査

原因と考えられる食品を喫食した者を対象に、喫食状況及び症状等の疫学調査を行う。また、有症者に対して、必要に応じて検便を行う。

##### ② 施設調査

原因と考えられる施設に対して、食品の調理、保管等の状況及び食品取扱者の健康状況を調査する。また、必要に応じて、食品検査及び食品取扱者の検便を行う。

#### (2) 拡大防止措置

食中毒が疑われる場合には、速やかにその原因と考えられる食品の調理・供給を停止するとともに、被災者等に対して喫食しないように呼びかける。

(3) 支援要請

必要に応じて他府県に支援を要請する。

**第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等**

**1 市町村**

市町村は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

**2 県**

県は、市町村から資機材の斡旋依頼があった場合には、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

医薬用の消毒薬等は、本章第20節第7に示す医薬品等の要請・供給フローに従って確保・供給する。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、災害対策本部救援物資班に要請し、本章第23節第1の3に基づき確保・供給する。

なお、県の対応能力のみでは十分でないとき等、必要に応じて、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により、隣接府県に支援を要請する。

**第4 ペットの災害対策**

**1 奈良県動物救護本部の設置**

県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。

- (1) 被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
- (2) 傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
- (3) 被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
- (4) 被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
- (5) その他、救護本部が定めた事業

**2 飼養者の責務**

ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

**3 特定動物の逸走対策**

※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例：ワニ、クマ等)

県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

(1) 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

(2) 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町

村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

## 第5 生活衛生対策

県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

### 1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

### 2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

## 第26節 遺体の火葬等計画

(文化・教育・くらし創造部、警察本部)

災害時には、遺体の搜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び協定を結んだ民間企業等に協力を要請する。

### 第1 遺体の搜索

市町村等は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、県民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市町村に提供するよう努める。

### 第2 遺体の収容

- 1 警察は、警察に対して届出がなされた遺体又は警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族または市町村）に引き渡す。
- 2 市町村は、遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

### 第3 遺体の処理及び火葬等

- 1 市町村は、遺体の引き渡しが行われた後に遺体の処理及び火葬等を実施する。  
また、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- 2 市町村は、遺体の搜索・処理・火葬等について、市町村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
  - (1) 搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
  - (2) 搜索地域
  - (3) 火葬等施設の使用可否
  - (4) 必要な搬送車両の数
  - (5) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

### 第4 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携

- 1 県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、県内の他の市町村へ火葬等の受け入れを要請する。
- 2 県内市町村の火葬能力では不十分な場合には、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬等の受け入れを要請する。
- 3 県は、受け入れが認められれば、火葬場の受け入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。



- 4 市町村は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
- 5 県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会との協定に基づき、市町村で対応できない場合には、各団体に霊柩自動車等の確保及び遺体の搬送等の協力を要請する。

#### 第5 遺体の保存

県は、遺体の保存及び円滑な火葬等の実施のため、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定に基づき、市町村からの要請があれば、各団体にドライアイス及び棺等必要な資材並びに役務の提供を要請する。

## 第27節 廃棄物の処理及び清掃計画

(水循環・森林・景観環境部)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

### 第1 がれき等の処理

浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

#### 1 市町村

##### (1) 情報の収集等

がれき等の処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

##### (2) 処理方針

がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれき等が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

##### (3) 広域支援

###### ① 支援要請

被災市町村は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア)災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

(イ)支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

(ウ)支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(エ)その他必要な事項

(オ)連絡責任者

###### ② 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア)がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）

(イ)がれき等の処理に必要な資機材等の提供

(ウ)がれき等の処理に必要な職員等の派遣

(エ)その他がれき等の処理に関し必要な行為

## 2 県

### (1) 情報収集等

災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の発生状況を調査し把握する。また、被災市町村からの要請に応じて、職員を派遣し、被害状況の調査、必要な連絡調整を支援する。

がれき等の発生状況から建築物等の倒壊・損壊の被害が大きい地域およびアスベストの露出等の情報収集を行い、人命救助や障害物撤去等初動対応における従事者や周辺住民等へアスベストのばく露防止に関する注意喚起を行う。また、飛散防止の指導や環境モニタリングの実施を行う地点の優先順位の決定を行う。

### (2) 広域支援

被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体・機関等による広域的な支援を調整する。また、アスベスト含有建築物の解体現場や避難所、仮置場等周辺で環境モニタリングを実施する。県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。

## 第2 生活ごみの処理

災害の避難所等から排出される生活ごみを計画的に処理するため、県、市町村が実施する対策について定める。

### 1 市町村

#### (1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握し県に報告する。

#### (2) 処理方針

生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。ごみの集積場所は、冠水等による流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、被災住民に集積場所及び収集日時の周知を行う。やむを得ず一時的な保管が必要となる場合は、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、迅速な処理を行う。

#### (3) 広域支援

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 1. 市町村 (3) 広域支援」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

(資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「一般廃棄物処理施設一覧表」、「ごみ収集資機材の保有状況」参照)

## 2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

### 第3 し尿処理

倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、その計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

#### 1 市町村

##### (1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①し尿処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数、③倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測、④下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握し県に報告する。

##### (2) 処理方針

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

##### (3) 広域支援

###### ① 支援要請

被災市町村は、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア)災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

(イ)支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(ウ)その他必要な事項

(エ)連絡責任者

###### ② 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア)し尿の処理（収集、運搬、処理等）

(イ)し尿の処理に必要な資機材等の提供

(ウ)し尿の処理に必要な職員等の派遣

(エ)その他し尿の処理に関し必要な行為

（資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「し尿収集資機材の保有状況」参照）

#### 2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「し尿」に読み替える。

### 第4 廃棄物処理施設の復旧

市町村は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

## 第5 災害廃棄物対策本部の設置

県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）に基づき、水循環・森林・景観環境部長を本部長とする「災害廃棄物対策本部」を設置・運営する。

## 第6 市町村への緊急支援要員の派遣（災害廃棄物処理緊急支援要員）

県は、平常時から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。

- (1) 緊急支援要員は、大規模災害発生により県に災害廃棄物対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めたときには、原則として、速やかに県庁廃棄物対策課に参集する。
- (2) 緊急支援要員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村において活動するものとする。ただし、市町村の被災状況に応じてその期間を延長もしくは短縮することがある。
- (3) 緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。
  - ① 災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集
  - ② 市町村が実施する災害廃棄物処理への支援  
(仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等)

## 第7 県による実行計画の作成・推進（広域・長期処理の対処）

災害により排出される廃棄物が広域かつ大量に発生し、その処理に長期間を要する場合、県は、被災市町村の要請を受けて、国及び他府県等に支援を要請しつつ、県内市町村、関係団体・機関等との総合調整を行いながら、廃棄物の具体的な処理方法（仮設施設、仮置場等を含む）を定める実行計画を作成し、推進する。

## 第28節 ボランティア活動支援計画

(文化・教育・くらし創造部、関係部局)

県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

### 第1 災害ボランティア本部の設置

- 1 県は、県社会福祉協議会と共同してボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する「奈良県災害ボランティア本部」を設置、運営する。また、奈良県災害ボランティア本部は、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携して、被災者（地）支援について市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。
- 2 市町村は、市町村社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、市町村災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

### 第2 ボランティアの受け入れ対応

- 1 市町村は、被災地のニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。
- 2 県は、被災市町村でのニーズの把握に努め、災害対策本部及び被災市町村と調整し、専門技術ボランティアを派遣する。
- 3 県は、「奈良ボランティアネット」を活用し、災害ボランティアの受け入れ等情報発信を行う。
- 4 県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。
- 5 県及び県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

### 第3 情報収集・情報提供

- 1 県は、災害ボランティア本部及び被災市町村災害ボランティアセンター、ボランティア団体・NPO等関係機関・関係団体から、ボランティア活動に必要な各種情報（募集情報・交通規制状況等）の収集を行い、各メディアや「奈良ボランティアネット」を通じて情報提供を行う。
- 2 市町村は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、市町村災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。
- 3 県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ICTやSNSの活用を図る。

## 第29節 災害救助法等による救助計画

(防災統括室、福祉医療部)

各災害等の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うための体制の確立を図る。

### 第1 救助

県は、災害により一定規模以上の被害が発生した市町村に対して災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び出産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 第2 適用基準

県は、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から4のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めるときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。

- 1 住家が滅失した世帯数が、当該市町村の区域内の人口に応じ「市町村災害救助法適用基準 表1」（資料編）に定める世帯数以上であること。
- 2 県全体の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当該市町村の住家の滅失世帯数が「市町村災害救助法適用基準 表2」（資料編）に定める世帯数以上であること。
- 3 県全体の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること。又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情のある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。



### 第3 適用手続

#### 1 県

知事は、市町村長等から被害状況等の報告があった場合で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。

#### 2 市町村

(1) 市町村は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。

(2) 報告を必要とする災害

市町村は、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。

- ① 災害救助法の適用基準に該当するもの
- ② その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- ③ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- ④ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- ⑤ その他特に報告の指示があったもの

### 第4 救助の実施機関

#### 1 県

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について市町村との意見交換を行うとともに、事務委任制度の活用に向けて検討を進める。

なお、災害救助法を適用する場合で以下の事項に該当する時は、知事は原則として、その権限に属する災害救助法上の救助事務の実施を市町村長に委任することとする。

- (1) 市町村に委任することにより、救助の迅速、的確化が図られること。
- (2) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事項（学用品の給与等）であること。

#### 2 市町村

市町村は、被災した住民と直接に関わっている行政体であり一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、委任された救助については事務を適正に実施し報告することとする。なお、災害が突発し県の通知等を待つかまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することが出来る。

#### 3 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町村が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町村で救助に必要な人員、物資等の確保が困難な場合には、他の市町村は、被災市町村の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

#### 第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び機関等は施行細則により定める。

しかしながら、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することにする。

#### 第6 費用

災害救助法第18条により、救助に要する費用は県が支弁する。

但し、同法第21条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。

## 第30節 文教対策計画

(文化・教育・くらし創造部、教育委員会)

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。  
また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。  
併せて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

### 第1 児童、生徒等の安全確保

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、学校等の所在する市町村の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

#### 【学校等における防災計画策定の留意事項】

##### (1) 防災体制に関する内容

- ① 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- ② 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- ③ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

##### (2) 安全点検に関する内容

- ① 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- ② 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- ③ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

##### (3) 防災教育の推進に関する内容

- ① 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第2章第6節 防災教育計画」参照）
- ② 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

##### (4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- ① 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- ② 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（「第2章第6節 防災教育計画」参照）
- ③ 児童・生徒等の安否確認
- ④ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

- (5) 緊急時の連絡体制及び情報収集
  - ① 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
  - ② 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
  - ③ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）
- (6) 学校等が避難所になった場合の対応
  - ① 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
  - ② 施設開放区域の明示
  - ③ 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

## 第2 応急措置

### 1 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

- (1) 校内での応急対応
  - ① 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
  - ② 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
  - ③ 非常持ち出し品の搬出を指示
  - ④ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。
- (2) 登下校時の応急対応
  - ① 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
  - ② 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。  
下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
  - ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。
- (3) 学校行事（校外）における応急対応
  - ① 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。  
同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
  - ② 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
  - ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

## 2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

- (1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (2) 県立の中学校、高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (3) 私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。
- (4) 公立大学法人附属学校は、被害状況等を県公立大学法人担当課長へ報告する。

## 第3 応急教育

### 1 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、当該教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校又は短縮授業等の応急教育を実施する。

#### (1) 応急教育への対応

- ① 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。  
災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。
- ② 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
- ③ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。
- ④ 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

#### (2) 児童・生徒等及び保護者への対応

- ① できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
- ② 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- ③ 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

### 2 教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

### 3 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

#### 第4 児童・生徒等に対する援助

##### 1 教科書及び学用品の給与

(1) 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。

調査の結果、教科書の確保が困難な市町村に対して教科書を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずる。

また、県教育委員会は、学用品についても確保が困難な市町村に対して給与するため、調達依頼する等必要な措置を講ずる。

特別支援学校の小学部・中学部もこれに準ずる。

(2) 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

##### 2 授業料等の減免

県立高等学校の生徒が、災害により授業料等の免除を必要とするときは、「奈良県立学校における授業料等に関する条例」に基づき、授業料等（授業料、入学検査料、入学料）の減免の措置を講じる。

##### 3 転出、転入の手続き

県教育委員会及び市町村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

##### 4 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

## 第31節 文化財災害応急対策

(文化・教育・くらし創造部)

文化財への応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないように被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

### 第1 被害状況の把握

- 1 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに、市町村または市町村教育委員会を通して県へ報告する。  
なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市町村または市町村教育委員会を通して、その旨を県に報告する。県は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。
- 2 県は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。

### 第2 被害状況の調査と応急措置

- 1 県は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。
- 2 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。  
ただし、国指定文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

### 第3 復旧対策

別表「文化財災害応急措置」により、被害状況の調査結果をもとに、県は所有者及び管理者とともに、今後の復旧計画の策定を行う。ただし国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。

### 第4 大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県もしくは市町村（または市町村教育委員会）は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」

に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。

#### 1 事前準備

被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

- (1) 指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。
- (2) 目録は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低1年1回とする。
- (3) 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。
- (4) 被害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

#### 2 支援要請

- (1) 災害時において、被害状況から応援を受けることが必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。
- (2) 必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
- (3) 応援に要する経費は原則として応援を受ける本県の負担とする。

#### 3 被害状況調査

- (1) 近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。
- (2) 指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。
- (3) 調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

#### 4 復旧計画の立案・実施

被害状況調査後に行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。



文 化 財 災 害 応 急 処 置

1. 火災	<p>1. 焼 損                  素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは県の指示に従う。</p> <p>2. 煤、消火剤等による汚損                  除去作業は専門技術を要するので、県の指示に従う。</p> <p>3. 水 損                  通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。</p>
2. 風水害	<p>1. 物理的な損傷                  被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。</p> <p>2. 水 損                  火災の水損に準じる。</p> <p>3. 崖崩れ等による建築物の傾斜                  二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。</p>
3. 全般	<p>被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。</p>

## 第3.2節 水防活動計画

(県土マネジメント部)

水防計画書の定めに基づき、水防時における必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、消防機関等の水防活動を行い、洪水等による水災の防衛及びこれに因る被害の軽減を図っていく。

水防活動計画は、奈良県水防計画によるものとする。(以下、水防計画から抜粋)

### 第1 水防配備と出動

#### 1 奈良県水防本部員の水防配備

水防勤務活動の完遂を期するため、次に示す配備により行う。

- (1) 奈良地方気象台から気象業務法に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合、地震が発生した場合又は河川の水位が上昇して水防団待機水位(通報水位)を越えるなどにより災害の発生が予想され水防上警戒が必要な時は、水防配備体制をとる。
- (2) 水防配備に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発令が予想されるときは、自主的にその勤務につかなければならない。
- (3) 水防配備の実施される時期には、でき得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとるものとする。
- (4) 水防配備勤務者は、交代者と引継を完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (5) その他の交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防業務に支障を来さないようにしなければならない。常時勤務から水防配備体制への切り換えを確実に迅速に行なうとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

#### 2 水防管理団体(市町村)の水防配備

各水防管理団体の配備については、奈良県水防本部の配備体制に準ずるものとし、水防管理者は管下水防団(消防団)又は消防機関をして十分な水防活動を期するため、予め具体的な配備体制を確立しておくものとする。

#### 3 水防団(消防団)又は消防機関の出動準備・出動

##### (1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団(消防団)又は消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨現地指導班(所轄土木事務所)に報告する。

- ① 水防警報第2段階を受信したとき。
- ② 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達してなお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予測されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに管下の水防団（消防団）又は消防機関を予め定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班（所轄土木事務所）に報告する。

- ① 水防警報第3段階を受信したとき。
- ② 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測される時。
- ③ 現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講ずるものとする。

(3) 現地指導班（土木事務所）の対応

上記（1）、（2）の報告を受けた現地指導班長は、水防本部に報告すること。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視

① 水防管理団体（市町村）

水防法第9条に基づき、水防管理者は平時に2km毎に1人の基準で巡視員を設け随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄土木事務所に連絡すること。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

水防管理者より水防上危険であると認められる箇所がある旨報告を受けたとき、現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、その旨を速やかに近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

(2) 警戒

① 水防管理団体（市町村）

ア 水防管理者は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき堤防、ため池、調整池、井堰、排水門・取水門等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は直ちに所轄土木事務所に報告するとともに、水防活動を開始する。

イ 水防法第22条に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めることができる。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

ア 現地指導班長（土木事務所長）は水防管理者から前項の異常を発見した旨、報告を受けたとき、水防本部に報告するとともに、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

イ 現地指導班長（土木事務所長）は気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、その状況を所轄区域内の水防管理者、量水標管理者に急報するとともに、担当員を現場に派遣して水防の指導に当たらせるものとする。

ウ 現地指導班長（土木事務所長）は、氾濫注意水位に達した河川、当該河川の工事中箇所、その他特に重要な水防箇所等については、水防管理団体の巡視連絡員に加え適時担当者を現場の巡視に当たらせるものとする。

エ 現地指導班長（土木事務所長）は、下流にある現地指導班長に氾濫注意水位（警戒水位）を通知し、下流にある現地指導班長の水防に協力する。

オ 現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じるものとする。

## 第2 雨量・水位の通報

### 1 雨量の通報

水防本部は、管下各現地指導班長と緊密な連絡をとり、奈良県所轄の雨量を次のとおり報告させる。

#### （1）報告とその間隔

1時間雨量が20mm又は24時間雨量が80mmに達したとき、又は県水防本部が設置されたとき以降は1時間毎に状況を報告する。

#### （2）報告様式

報告は、主に奈良県河川情報システムにより行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信ネットワーク又は電報によって通知するものとする。

（3）注意報及び警報に資するため雨量観測資料を必要に応じ奈良地方气象台に通報する。

### 2 水位の通報

水防管理団体（水防の責任のある市町村及び水防（消防）事務組合）の管理者又は奈良県所属の河川水位観測者は、増水のおそれがあるときは水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに、直轄現地指導班長に報告しなければならない。（水防法第12条）

また、現地指導班長は次の報告を受けた場合は、直ちに水防本部に連絡をとるものとする。

#### （1）報告とその間隔

- ① 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- ② 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- ③ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ④ 避難判断水位に達したとき
- ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき
- ⑥ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下ったとき
- ⑦ 避難判断水位を下ったとき
- ⑧ 氾濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
- ⑨ 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

#### （2）報告様式

水位は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を主に奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信ネットワーク又は電報にて報告するものとする。

### 3 情報交換の徹底

（1）各現地指導班長は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に

努めるとともに、管下雨量水位観測者から正確な資料を敏速に入手しなければならない。

- (2) 現地指導班長と水防管理者及び上下流現地指導班長は、相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換（洪水対応ホットライン等）に努めなければならない。  
※洪水対応ホットラインとは危険水位超過時及び洪水被害等の情報を確認した時に、現地指導班長から水防管理者に対し、直接電話により情報伝達する仕組みである。
- (3) 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。また、送受信は電話、FAX、防災行政通信ネットワークにて行うものとし、送受信の記録（送受信者名、送受信日時等）は必ず行うこと。
- (4) 水防管理者は、現地指導班長からの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を住民、消防署（団）、井堰・排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。
- (5) 住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加が見られた場合、住民はすみやかに、水防管理団体等水防機関に対し通報しなければならない。
- (6) 奈良県の観測結果及び近畿地方整備局の観測結果について、通報の依頼があった場合には相互に情報の交換を行うものとする。

### 第3 水防警報とその措置

国土交通大臣又は知事がそれぞれの指定する河川（水防警報河川）で洪水等による災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する。

#### 1 知事の発する水防警報

(1) 対象河川（水防警報河川）（第4に記載の「2 知事が指定した河川」参照）

(2) 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待 機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準 備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の <b>出動準備等</b> に対するもので、 <b>水防団待機水位(通報水位)を超えたとき</b> 、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出 動	水防機関の <b>出動</b> の必要を警告して行うもので、 <b>氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき</b> 、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知
適 宜	水 位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(但し、待機、準備の2段階は省略することができる。)

(3) 措置

① 県水防本部

現地指導班長（土木事務所長）は、各機関より通知される気象状況並びに河川の水位等を判断し、管内水防管理団体と密接な連絡を保ち、（2）の発表基準に示す事態となったとき、又は地震による堤防の漏水、沈下等の場合は速やかに水防警報河川に水防警報を発するとともに、県水防本部長、関係警察署長、関係交通機関等に通知しなければならない。

通知を受けた、県水防本部長は、国土交通省関係河川事務所長、関係現地指導班長、その他関係機関へ通知し、現地指導班長は関係水防管理者（市町村長）、その他関係機関へ通知すること。

② 水防管理団体

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署（団）、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）及びため池管理者に通知しなければならない。

また、状況に応じて水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させること。

(4) 水防警報の解除

現地指導班長（土木事務所長）は、事態の推移を判断して当該区域の水防警報を解除すること。通知処理は発表時の①、②と同系統とする。

(5) 発表様式

情報伝達様式、基準等編 3. 参照

2 国土交通大臣の発する水防警報

(1) 対象河川（水防警報河川）

国土交通大臣が水防警報を発する河川（水防警報河川）は、大和川、曾我川、佐保川、木津川、宇陀川、名張川及び吉野川（紀の川）の7河川で、発表に際しては区間を指定して行われる。（第4に記載の「1 国土交通大臣が指定した河川」参照）

(2) 水防警報の発表基準

（水防警報の発表基準は各河川とも同一で次の4段階に分かれて発表される。）

階 級	警 報 の 種 類	内 容
第1段階	待 機	水防（消防）団員の足止めを行うことを目的とする。主として気象予報に基づいて行う。
第2段階	準 備	水防資材の点検、水門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視及び幹部の出動等に対するもの。主として上流の雨量に基づいて行う。
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもの。上流の雨量または水位に基づいて行う。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水 防 情 報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水文状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(注) 観測施設の故障、損壊等によって水防警報を公表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

(3) 水防警報の発表時期

水防警報の発表は、各河川とも対象区間を設定し、対象区間内の基準量水標に対し各段階ごとにおおむね次の時期に発表する。

		河川名	大和川	宇陀川	名張川	吉野川 (紀の川)	木津川
		対象量 水標	番条・板東 ・保田	安部田	名張	五條	岩倉
水防警報	待機	氾濫注意水位(警戒水位)に達する約3時間前	同左 約3時間前	同左 約3時間前	同左 約4時間前	同左 約3時間前	
	準備	約2時間前	同左 約2時間前	同左 約2時間前	同左 約3時間前	同左 約2時間前	
	出動	約1時間前	同左 約1時間前	同左 約1時間前	同左 約2時間前	同左 約1時間前	
	解除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動を必要としなくなったとき。					
	水位	適宜					

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については省略することがある。

(4) 措置

① 県水防本部

国土交通省各河川事務所から通知を受けた県水防部長は、関係現地指導班長、関係水防管理者(市町村長)、奈良地方気象台長、警察本部長、自衛隊奈良地方連絡部長、関係消防本部、報道機関等へ通知し、現地指導班長は、関係警察署長、関係交通機関へ通知することとする。

② 水防管理団体

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署(団)、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者(河川占有者)及びため池管理者に通知することとする。

第4 水位周知河川における水位到達情報

1 国土交通大臣が指定した河川

知事は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣から氾濫危険水位(法第13条に規定される洪水特別警戒水位)到達情報の通知を受けたときは、その旨を水防管理者(市町村長)及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 対象河川

①国土交通大臣の指定する河川（国土交通省河川事務所長発表）

曾我川、佐保川

②伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する。

更に、水防法 13 条の 4 に基づき、国土交通省河川事務所より市町村へ直接通知される。

2 知事が指定した河川

知事は、自らが指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 対象河川

①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）

大和川水系 18 河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・  
高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・  
佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川  
米川・地藏院川・岩井川・能登川

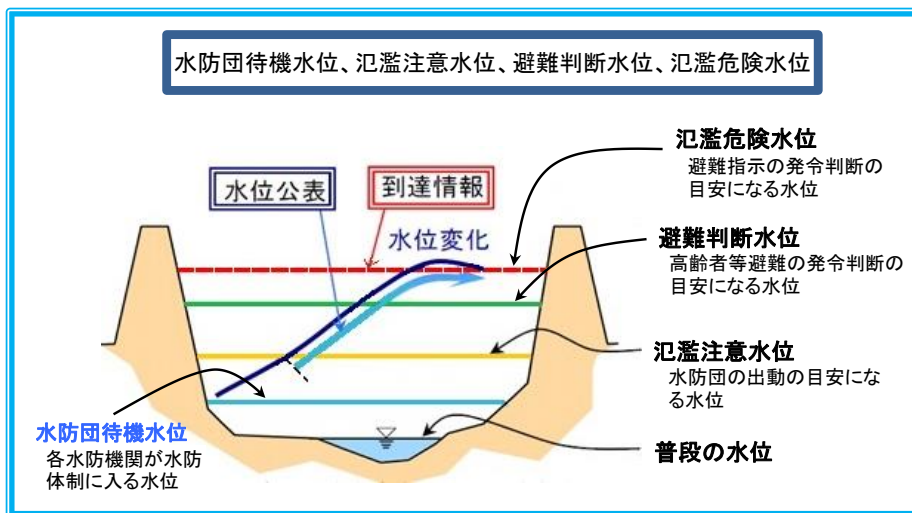
紀の川水系 3 河川 … 紀の川・丹生川・高見川

淀川水系 2 河川 … 宇陀川・芳野川

②伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する。

更に、水防法 13 条の 4 に基づき、県水防本部より市町村へ直接通知される。



第5 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川（洪水予報河川）について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。



(1) 発表する情報の種類、発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> <li>・ 急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

## 第6 輸送

水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに予め輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

## 第7 ダム、井堰、排水門・取水門扉、調整池、ため池等の操作

ダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、並びに調整池、ため池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物を点検し、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにすると共に、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位(通報水位)又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者（市町村長）に通知し、水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長（ため池の場合）、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。

この場合、ダム操作規定等の定めのあるときは、併せて所定の措置を講ずること。

## 第8 決壊の通報並びに決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨所轄土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

土木事務所は、水防本部、警察署その他必要な箇所に連絡するものとする。

また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

この場合、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じ、緊急やむを得ないときは、水防団長又は消防機関の長若しくは土木事務所長において臨時の措置を講ずるものとする。

水防本部は、決壊の通報を受けたときは速やかに県防災統括室へ通知しなければならない。

## 第9 避難のための立退

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を現地指導班長に速やかに報告し、現地指導班長は水防本部長に報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。

## 第33節 河川・ダム施設応急対策

(県土マネジメント部)

河川やダムの河川管理施設の応急対策として、被災直後の巡視、確認、点検を行い、応急的な対策を講じる。

### 第1 河川施設

#### 1 応急措置

河川管理者は、災害の発生ただちに河川管理施設等の緊急点検を行い必要な措置を講ずる。

#### 2 応急復旧

応急の措置が完了した場合は、二次災害を防止するために、決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や道路と効用を兼ねる堤防などの重要構造物、山地部の土砂や流木等の河道閉塞について巡視を行い必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

### 第2 ダム施設

#### 1 応急措置

(1) ダム施設に異常が認められた場合の関係機関及び県民への連絡・通報

ダム施設管理者は、災害後の点検等によりダム施設に漏水や変形等、ダムの挙動で異常が認められ、かつ急速に拡大する恐れがある場合には、各ダムの操作規則に基づいて関係機関及び一般住民への連絡、通報を行う。

(2) 貯水位制限等の対策の実施

ダム施設管理者は、災害後の点検等により上記異常が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

(3) その他ダム施設の管理に関する事項の調整

その他ダム施設の管理に関する事項の調整は、関係機関や水利権者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行う。

#### 2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

## 第34節 土砂災害応急対策

(県土マネジメント部)

災害発生時には、各施設の管理者は応急措置、応急復旧に取り組む。また、被害の拡大や二次災害防止のため、崩壊やその兆候がみられる箇所については、最優先で対応する。

### 第1 応急措置

#### 1 砂防施設

(1) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への情報の提供

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

(2) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

#### 2 地すべり防止施設

(1) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への情報の提供

地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は、関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

(2) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

(3) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(4) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

#### 3 急傾斜地崩壊防止施設

(1) 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への情報の提供

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりその恐れが生じた場合には、各施設管理者は、危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

(2) 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大する恐れがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

(3) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、各施設管理者は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

## 第2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

## 第3 二次災害の防止活動

県及び市町村は、二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛り土等により不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行い、土砂災害危険箇所の点検等の協力要請を行う。

## 第4 その他（亀の瀬地すべり地区について）

現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が進められているが、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとなる。

（「第3章第7節 災害情報の収集・伝達計画」第10参照）

## 第35節 大規模土砂災害応急対策

(県土マネジメント部)

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、国土交通省と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講じる。

### 第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

#### 1 大規模崩壊の検知

国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知し被害拡大の防止に向け、国、県、市町村との間で情報共有に努める。

#### 2 緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知・周知

大規模崩壊監視警戒システム等により検知した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合には、国若しくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。

緊急調査の結果に基づき作成した土砂災害緊急情報は、関係市町村へ通知するとともに住民へ周知する。

関係市町村では、通知された土砂災害緊急情報に基づき、市町村長が災害対策基本法に基づき住民への避難の指示や警戒区域の設定等を実施する。

### 第2 緊急工事

#### 1 監視体制

紀伊半島大水害では、緊急調査結果に基づき、決壊や氾濫の恐れが特に高い河道閉塞箇所において、国土交通省が河道閉塞箇所や崩壊地の変状等の状況把握及び通報のため、堤体周辺や上下流域に監視・観測機器を設置し、24時間体制で監視を行った。このように大規模土砂崩壊地の監視体制は国と連携を図りながら、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は、関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

#### 2 緊急対策工事

紀伊半島大水害では、緊急調査結果に基づき、決壊や氾濫の恐れが特に高い河道閉塞箇所について、地域の安全・安心の確保のため、仮排水路等の緊急対策工事が国土交通省により実施された。このように、大規模土砂崩壊の緊急対策工事は、国と連携を図りながら、被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、緊急対策工事として適切な工法により実施する。

### 第3 紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所に関する情報提供

紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、国土交通省（紀伊山系砂防事務所）が対策工事を実施している赤谷（五條市）、栗平地区・長殿地区（十津川村）の3地

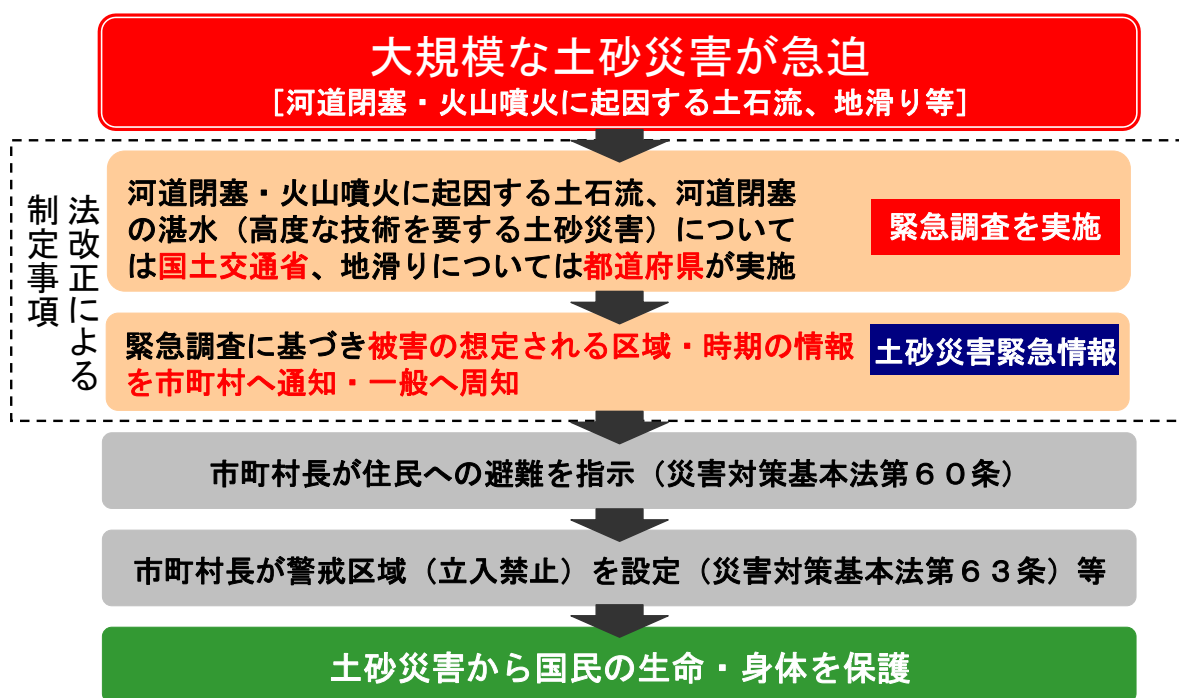
区については、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残置されている。そのため、国はモニタリングを継続し、県、関係市村への土砂災害緊急情報等を提供する。

### ■緊急調査着手から警戒区域の解除まで

経過一覧表

月日	赤谷	長殿	栗平	北股
9	6	緊急調査着手		
	8	緊急情報1号の通知		
	13			緊急調査着手
	15			緊急情報3号の通知
	16	緊急工事着手		
		警戒区域設定(五條市・十津川村)		警戒区域設定(野迫川村・田辺市)
	20			
	21	越流確認(台風15号)		
	25	砂防専門家チームによる詳細調査(~27日)		
	26	警戒区域縮小(五條市・十津川村協議会)		
10	27			
	30			緊急工事着手
	1	ポンプ排水開始		
	8		緊急工事着手	
	14	工事中断(~17日)※降雨		
	16	越流確認(低気圧による降雨)		
	26			ポンプ排水開始
11	1	ヘリ観測調査の縮小(毎日2回→1回)		
	2	警戒区域縮小(五條市・十津川村協議会)		
	10		ポンプ排水開始	
	20	越流確認(低気圧による降雨)		
	29			
	30			排水完了
12	3			
	5	ヘリ観測調査の縮小(毎日1回→週2回)		
	19		ポンプ排水開始	
	20	ヘリ観測調査の縮小(週2回→週1回)		
	23			埋戻し完了
28	警戒区域解除(五條市・十津川村協議会)			
28	警戒区域解除(野迫川村協議会)			

[資料提供：近畿地方整備局]



## 第36節 被災宅地の危険度判定

(地域デザイン推進局)

豪雨により大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

### 第1 二次災害の軽減・防止対策

#### 1 被災宅地危険度判定の実施

県及び市町村の災害対策本部は、豪雨で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、市町村において被災宅地危険度判定実施本部、県において支援本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

##### (1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する県又は市町村職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

##### (2) その他宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県は、県及び市町村職員以外の被災宅地危険度判定士へ要請する。

##### (3) 近隣府県、国土交通省への支援要請

被災宅地が膨大な数となり、被災宅地危険度判定士の数がさらに不足する場合は、県は、近隣府県へ被災宅地の危険度判定の支援若しくは国土交通省へ支援の調整を要請する。



## 第37節 山地災害応急対策

(水循環・森林・景観環境部)

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

### 第1 山地防災ヘルパー

民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するために、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置することとしている。

山地防災ヘルパーは、治山事業を十分に認識し、地域の森林実態に詳しく、かつ過去の山地災害や災害発生システムについて一定の認識を持ち合わせていると認められる者、又は過去に治山事業に携わった者で、専門的な知識を基に災害の危険性を判断できると認められる者若しくは森林の保全等に関し知識と熱意があると認められる者であり、ボランティア的な性格を有している。

山地防災ヘルパーの活動は、(1) 山地災害の原因となる異常兆候の把握、(2) 台風や地震等の原因による、山地の災害や治山施設の被災状況の把握、(3) 台風や地震等によって山地災害を受けた箇所における、二次災害の防止のための監視活動、としている。

県は、これらの山地防災ヘルパーや市町村と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

## 第38節 ため池災害応急対策

(食と農の振興部)

ため池施設に被害が生じた場合の応急対策について定める。

### 第1 計画方針

台風や集中豪雨等によりため池が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

### 第2 応急対策計画

#### 1 県が実施する対策

- (1) ため池が決壊した場合若しくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに市町村等から位置及び被害状況等を把握するため情報を入手する。
- (2) 応急工事が早急に実施できるよう、市町村及び関係機関を指導し協力する。

#### 2 市町村が実施する対策

- (1) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (2) 危険な場所への立ち入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。
- (3) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (4) 被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

#### 3 関係機関が実施する対策

- (1) 管理団体は、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。
- (2) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- (3) 市町村が実施する応急対策について協力する。
- (4) 二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

## 第39節 火災応急対策

(消防救急課)

県及び市町村等は、実際に火災が発生した際には初期消火活動や消防活動を行うが、県内の消防力をもってしても対処しきれなくなる可能性もあるので、他都道府県からの応援体制の整備も必要である。

### 第1 出火防止・初期消火

災害発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防隊等により行われるものであるため、各消防機関は、関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

### 第2 消防活動

市町村は、消防活動について、被害発生規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防ぎよ対象と範囲を定め、被害軽減のためにもっとも効率的な消防活動計画を作成し実施する。

- 1 消防職員等の確保
- 2 消防水利の確保
- 3 段階的防ぎよ方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎよする。
- (3) 火災が著しく発生し、最悪の条件下においても避難経路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

### 第3 相互応援協定

個々の市町村・組合の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防ぎよまたは救助等が困難であることが予想されるので、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

#### 1 県内市町村相互の広域応援体制

- (1) 被災市町村は、自らの消防力では対応しきれない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- (2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、被災地市町村等から他の協定市町村等へ行う。

## 2 他都道府県からの応援体制

- (1) 市町村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。
- (2) 知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

## 3 応援受入体制の整備

応援要請をした市町村は、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

## 4 他都道府県に対する応援体制

知事は、消防庁長官から応援のため必要な措置を求められたときは、代表消防本部と協議し、直ちに緊急消防援助隊の出動要請を行う。

## 第40節 林野火災応急対策

(消防救急課、水循環・森林・景観環境部)

林野火災から自然環境と県民の生命財産を守るため、火災の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、林野所有（管理）者、地域住民、消防機関、県、市町村その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たる。

### 第1 応急対策フロー

- 1 火災の発見・通報・・・火災発見者の義務、地元消防本部の対応
- 2 消火・救出活動・・・消火活動及び延焼阻止活動の実施、孤立者等の救出、現地指揮本部の設置
- 3 避難・誘導・・・森林内の滞在者の退去、地域住民の避難
- 4 広域応援等の要請・・・消防の広域応援、自衛隊の派遣要請

### 第2 火災の発見・通報

#### 1 火災発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見したものは、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

#### 2 地元消防本部の対応

通報を受けた消防機関は直ちに火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

- (1) 地元消防団 消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
- (2) 森林の管理者（森林管理事務所、森林組合等）  
森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
- (3) 県 消防防災ヘリコプターの緊急運航
- (4) 地元警察署 消防車両の通行確保のための通行規制
- (5) 地元市町村 地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保  
また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶか、もしくはそのおそれがある場合は、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。

### 第3 消火・救出活動

#### 1 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力

して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

#### (1) 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出勤した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

#### (2) 消防水利

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

#### (3) 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要があれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐採により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

### 2 孤立者等の救出

現地に出勤した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれたものを発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

### 3 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出勤が必要な場合は、当該消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たるものとする。

## 第4 避難・誘導

### 1 森林内の滞在者の退去

地元市町村・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業等者の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

### 2 地域住民の避難

地元市町村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

## 第5 広域応援等の要請

### 1 消防の広域応援

消火に当たる消防本部の本部長は、当該消防本部単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近畿の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

## 2 消防防災ヘリコプターの広域応援

知事は、林野火災の規模や火勢等から、本県の消防防災ヘリコプターだけでは対処が困難であると判断される場合には、紀伊半島三県災害時相互応援協定及び滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定に基づき、和歌山県、三重県、滋賀県に消防防災ヘリコプターの応援出動を要請する。

## 3 自衛隊の派遣要請

市町村長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し、人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

## 第6 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒にあたる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

市町村長は、そのための指導を行う。

## 第4 1 節 原子力災害応急対策

(防災統括室、関係部局)

本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。  
また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。

### 第1 原子力発電所事故対策

#### 1 情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により市町村等へ速やかに伝達する。

#### 2 広報・相談活動の実施

##### (1) 広報活動の実施

県は、市町村、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、奈良県防災情報システムその他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

市町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。

##### (2) 相談活動の実施

県は、市町村等と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

#### 3 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

##### (1) 環境放射線モニタリング体制の強化

国との連携のもと、環境放射線モニタリングの箇所数及び対象試料の追加など、体制の強化を図り、平時の環境放射線モニタリングの結果と比較し、環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握する。

##### (2) 環境放射線モニタリング結果の公表

体制の強化によって得た環境放射線モニタリングの結果の情報については、逐次、国、市町村、報道機関等に連絡するとともに、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。



#### 4 その他の対策

国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や応急対策の体制のあり方等について検討していく。

#### 5 県外からの避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、避難所の開設や避難者用住宅の提供等について市町村に協力を求め、可能な限り要請に応じるものとする。

市町村は、県から、または原発立地市町村等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるものとする。

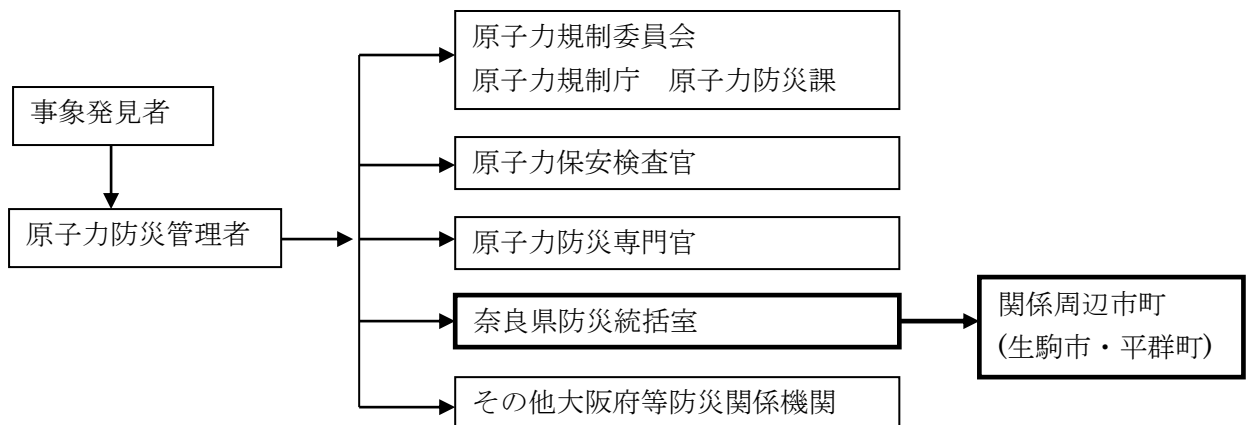
県及び市町村は、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

### 第2 近畿大学原子力研究所の事故への対策

#### 1 情報の収集及び連絡

##### (1) 連絡体制

近畿大学原子力研究所の原子力防災管理者は、特定事象発生又は発生の通報を受けた場合、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を以下の機関に通報する。



##### (2) 初動体制の確立

県は、近畿大学原子力研究所からの特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに、被害状況の把握、応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、関係周辺市町など防災関係機関への情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

また、県防災統括室は、速やかに大阪府東大阪オフサイトセンター（大阪府東大阪市新上小阪1-3）に職員を派遣する。

#### 2 広報・相談活動の実施

##### (1) 広報活動の実施

県は、市町村、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等にとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、奈良県防災情報システムその他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

市町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

県は、市町村等と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

**3 緊急時の環境放射線モニタリングの実施**

(1) 環境放射線モニタリング体制の強化

国との連携のもと、環境放射線モニタリングの箇所数及び対象試料の追加など、体制の強化を図り、平時の環境放射線モニタリングの結果と比較し、環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握する。

(2) 環境放射線モニタリング結果の公表

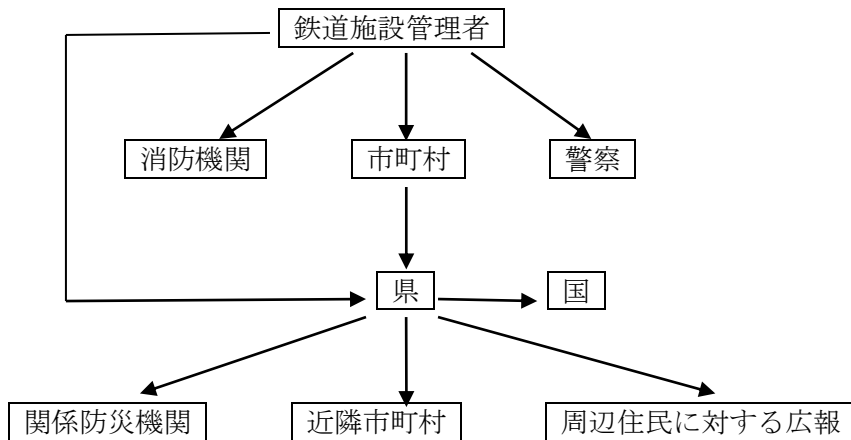
体制の強化によって得た環境放射線モニタリングの結果の情報については、逐次、国、市町村、報道機関等に連絡するとともに、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。

## 第4 2節 鉄道災害応急対策計画

(防災統括室、鉄道会社)

鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。

### 第1 鉄道災害応急対策に係る情報系統図



### 第2 西日本旅客鉄道株式会社

#### 1 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

##### (1) 体制・招集の決定者

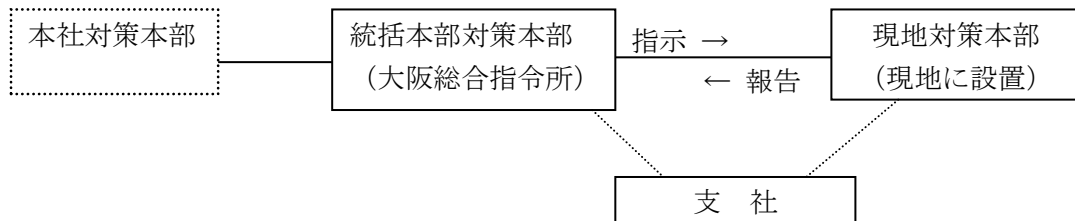
対策本部の体制は、事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

##### (2) 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置標準	招集範囲
第1種 体制	○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき	全ての班
	○特に必要と認めたとき	招集可能者の全員

第2種 体制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき ・東海道本線・山陽本線（野洲～網干駅間）、大阪環状線、湖西線、JR東西線、福知山線、関西本線（平城山～JR難波）、片町線（京田辺～京橋駅間）、阪和線、関西空港線 ○必要と認めたとき	必要な班  招集可能者の半数程度
第3種 体制	○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ・東海道本線、山陽本線（京都～西明石駅間）、大阪環状線において3時間以上の運転見合わせ（見込み） ・その他の複数線区において3時間以上の運転見合わせ（見込み） ・駅間停止列車のお客様救済に3時間以上要する（見込み） ○その他必要と認めたとき	必要な班  必要な人数

(3) 統括本部対策本部体制図



(4) 支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

(5) 支社、駅区所等の対応

体制の伝達のほか、出動の指示を受けた支社、駅区所等の長は、直ちに関係社員を出動させることとする。なお、出動駅区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこととする。また、第2、3種体制についても、自箇所の体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けることとする。

(6) 本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。

(7) 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括することとする。

- ① 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先することとする。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入るものとする。

- ② 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告することとする。
  - ③ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。
- (8) 統括本部対策本部への報告及び要請
- ① 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告することとする。
  - ② 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請することとする。
  - ③ 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所へ指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請することとする。
  - ④ 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要なと認める事項を統括本部対策本部長に報告することとする。

### 第3 近畿日本鉄道株式会社

災害が発生した場合には、被害の拡大防止に努め、速やかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。

#### 1 災害応急対策

##### (1) 異例事態対策本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」により本社に異例事態対策本部を設置し、必要により現地に現地対策本部を設置して対処する。

##### (2) 配備態勢及び動員数

「異例事態対応規程」により異例事態の程度に応じた業務担当班を設置して動員する。

##### (3) 通信連絡体制

- ① 鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。
- ② 必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を災害地に急派し、本部との通信連絡にあたらせる。
- ③ 必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。

##### (4) 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。



## 第1節 公共施設の災害復旧

(防災統括室、関係部局、警察本部)

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の実施責任者において、早期の原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮し、可能な限り改良復旧の実施を図るものとする。

### 第1 災害復旧事業計画

1 県及び市町村は、応急対策後に被害状況を的確に調査・把握し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を作成する。

2 公共施設の災害事業復旧計画は、概ね以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業計画	
(1) 河川災害復旧事業計画	(5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
(2) 砂防施設災害復旧事業計画	(6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
(3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画	(7) 下水道災害復旧事業計画
(4) 道路災害復旧事業計画	(8) 公園災害復旧事業計画
2 農林水産業施設災害復旧事業計画	6 公立学校施設災害復旧事業計画
3 都市災害復旧事業計画	7 公営住宅災害復旧事業計画
4 水道災害復旧事業計画	8 公立医療施設災害復旧事業計画
5 社会福祉施設災害復旧事業計画	9 その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

- (1) 県及び市町村は、被災施設の復旧に当たって原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。
- (2) 被災施設の被災状況・重要度を勘案し、計画的な復旧を行うこと。
- (3) 事業の実施にあたり、ライフライン機関とも連携を図ること。
- (4) 奈良県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、県及び市町村は、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携のうえ、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- (5) 指定区間外の国道の災害復旧にあたり、高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当と認められる場合又は府県の区域の境界に係る場合においては、国の権限代行制度を活用する。
- (6) 重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された地方道の災害復旧にあたり、高度の技術又は高度の機械力を要する工事で、国が県及び市町村に代わって実施することが適当と認められる場合においては、国の権限代行制度を活用する。

- (7) 指定区間内の一級河川における災害復旧にあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、国の権限代行制度を活用する。
- (8) 指定区間内の一級河川において、水資源開発水系内の水の安定的な供給に資する河川管理施設の災害復旧を行うにあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、独立行政法人水資源機構の権限代行制度を活用する。



## 第2節 被災者の生活の確保

(防災統括室、関係部局、関係機関)

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の混乱状態を早期に解消し、県民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

### 第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

#### 1 市町村

市町村は、法第90条の2に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他当該市町村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「罹災証明書」を交付しなければならない。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

市町村は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行体制の整備に当たっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

また、市町村は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

#### 2 県

県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査や罹災証明書交付の迅速化を図る。また、専門知識を持った職員（県・市町村）の養成に努めるとともに、県が実施した研修受講者や調査経験者など業務遂行ができる職員の名簿の作成、他の都道府県や民間団体、関西広域連合等との連携も視野に入れ、被災地への円滑な応援体制の構築を図る。

発災後は、速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

## 第2 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

### 1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) (1) 又は (2) の被害が発生した県の区域内の他の市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (5) (3) 又は (4) に規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村（人口10万人未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全損する被害が発生した自然災害
- (6) (3) 又は (4) に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5（人口5万人未満の市町村にあっては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

### 2 支援金の対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

### 3 支給額

(1) 複数世帯の場合 (単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借 (公営住宅を除く)	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借 (公営住宅を除く)	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借 (公営住宅を除く)	—	25	25

(2) 単数世帯の場合 (単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借 (公営住宅を除く)	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借 (公営住宅を除く)	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借 (公営住宅を除く)	—	18.75	18.75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

### 4 法の対象となる自然災害の公示

県は、発生した災害が対象となる自然災害に該当するものと認めた場合、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

- (1) 法の対象となる自然災害が発生した市町村名又は都道府県名
- (2) 当該市町村における住家に被害を受けた世帯数
- (3) 公示を行う日

(4) その他必要な事項

## 5 長期避難世帯

(1) 認定

県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定する。

(2) 公示

県は、長期避難世帯の認定をしたとき、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

- ① 長期避難世帯の所在する市町村名及び地域名
- ② 長期避難世帯となった日
- ③ 公示を行う日
- ④ その他必要な事項

(3) 解除

県は、長期避難世帯として認定後、避難指示等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあつては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。

ただし、避難指示等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。

また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

## 第3 生活相談

災害情報センターを設置し、報道資料及び各班からの情報に基づき被災者への情報提供及び生活相談に対応する。

## 第4 女性や性的マイノリティのための相談

災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係や避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みについて、専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談、心の悩み、DV(ドメスティックバイオレンス)相談、性暴力被害相談、法律相談)

## 第5 雇用対策

### 1 事業者への雇用維持の要請

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、県内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

### 2 職業斡旋等の要請

災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ以下の事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。

(1) 災害による離職者の把握

- (2) 求人開拓による就職先の確保
- (3) 広域的な職業紹介による就職機会の提供
- (4) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、罹災地域を管轄する公共職業安定所にり災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (5) 離職者の再就職を促進させるための就職説明会等の開催

## 第6 職業の斡旋

### 1 雇用維持に向けた事業主への支援

雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防を図る事業主への支援助成を行う。

### 2 職業の斡旋

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、職業斡旋のための積極的な求人開拓を実施する。また、必要に応じて広域職業紹介を利用し、広く就職の機会の提供を行う。
- (2) 災害により離職余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、罹災地域を管轄する公共職業安定所にり災者のための臨時職業相談窓口を開設する。

## 第7 職業訓練の促進

県立高等技術専門学校において、被災者に対する職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得ができるよう努める。

## 第8 雇用保険の失業給付に関する特別措置

災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取扱い、公共職業安定所は雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことが出来ない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

## 第9 援助資金の貸付等

### 1 災害弔慰金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

### 2 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金の貸付けを行う。

### 3 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉議会が生活福祉資金の貸付けを行う。

但し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

(根拠法令等：生活福祉資金の貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号))

### 4 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

#### (1) 母子福祉資金

母子家庭の母(配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

#### (2) 父子福祉資金

父子家庭の父(配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

#### (3) 寡婦福祉資金

寡婦(配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者)等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。(根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法)

## 第10 災害時における金融面の対策

### 1 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

### 2 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行は、奈良財務事務所等関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

### 3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行は、必要に応じ奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

#### 4 各種措置に関する広報

日本銀行は、上記2、3で定める要請を行ったときは、奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

### 第11 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

#### 1 住宅相談窓口の設置

県は、あらかじめ協定している独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

#### 2 災害復興住宅融資

県及び市町村は、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが、被災者に対し円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施する。

#### 3 地すべり等関連住宅資金

住宅金融公庫法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

### 第12 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市町村は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災地市町村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

### 第13 民間賃貸住宅の紹介

県は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て物件の紹介に努める。

#### 第14 県外避難者の帰県への支援

県は、県外への避難者に対し、ホームページ等により被災後の現状や復旧・復興状況などの情報を提供するとともに、関係団体と連携するなど帰県に向けた取組を検討する。

#### 第15 支援のための環境整備

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。



## 第3節 被災中小企業の振興

(産業・観光・雇用振興部)

被災した中小企業者の早期の事業再開、経営の安定化が図られ、より一層の振興が図られるよう必要な措置を講ずる。

### 第1 中小企業支援対策

- 1 被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。
- 2 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。
- 3 被災した中小企業を早期に支援するため、自治体と商工団体等の連携による被害状況等の迅速な把握、報告体制の整備を進める。

### 第2 金融支援

- 1 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。
- 2 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。
- 3 信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。
- 4 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

### 第3 雇用対策

- 1 被災地の事業主や労働者への利便を図るため、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施する。
- 2 被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

## 第4節 農林漁業者への融資

(水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部)

農林漁業者が災害による被害を受けた場合、経営の再建等のための融資制度を活用できる。

### 第1 農業災害に対する融資制度

#### 1 日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資

##### (1) 農林漁業施設資金（災害復旧）

農林漁業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通する。

##### (2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通する。

##### (3) 農業基盤整備資金（災害復旧）

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通する。

#### 2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

### 第2 林業災害に対する融資制度

#### 1 日本政策金融公庫からの融資

##### (1) 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通する。

##### (2) 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通する。

##### (3) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通する。

#### 2 経営資金等の融通（天災資金）

「本節第1 農業災害に対する融資制度 2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

### 第3 漁業災害に対する融資制度

#### 1 日本政策金融公庫からの融資

##### (1) 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設等の復旧に要する費用を融通する。

##### (2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通する。

##### (3) 漁業基盤整備資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通する。

#### 2 経営資金等の融通（天災資金）

「本節第1 農業災害に対する融資制度 2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

## 第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画

(防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社)

義援金に係る業務については、被災地市町村の状況を十分考慮しながら、県、被災市町村、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携することにより、必要な事項を協議して実施する。

### 第1 義援金の募集

県は、被害状況を勘案して義援金の募集を決定した場合、被災地の状況を十分考慮し、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会等の関係団体と連携して募集を行う。

### 第2 義援金の受付

- 1 県は、義援金の受付に際し、口座開設や受付窓口の設置を行う。
- 2 県は、保有する広報媒体を利用し、義援金の募集及び受付に関する広報活動を行う。
- 3 日本赤十字社奈良県支部は、県内外から直接義援金を受け付けるほか、奈良県支部が指定する金融機関等で義援金を受け付ける。
- 4 日本赤十字社奈良県支部、県共同募金会等の義援金募集機関は、第3の1で規定する委員会が指定する金融機関の口座に期日までに送金を行う。
- 5 日本赤十字社奈良県支部は、義援金の募集・受付状況を報道機関や奈良県支部のホームページで広報を行う。

### 第3 義援金の配分

- 1 県は、被災地の状況に応じ、被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その事務局を担当する。
- 2 日本赤十字社奈良県支部は、義援金の迅速・公正かつ透明性のある配分に寄与するため委員会に参画する。
- 3 委員会は、市町村から報告があった被害状況、義援金の集積状況を総合的に勘案して義援金の配分方針を決定し、この方針に基づき被災市町村に配分を行う。
- 4 被災市町村は、委員会の方針に準じて、速やかに被災者へ配分する。なお、市町村が独自に募集した義援金の配分については、当該市町村の地域防災計画に定めるところとする。

## 第6節 激甚災害の指定に関する計画

(防災統括室、関係部局)

県及び市町村は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。

### 第1 激甚災害に関する調査

#### 1 県における措置

##### (1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害または局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局が激甚法に定められる必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

##### (2) 国の機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部局は速やかに国の関係機関と密接な連絡の上、指定の迅速化を図る。

##### (3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続き等を実施するものとする。

#### 2 市町村における措置

##### (1) 激甚災害の指定に係る県の調査等への協力

市町村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

##### (2) 指定後の関係調書等の提出

市町村は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係部局に提出する。

## 第2 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助	次のいずれかに該当する災害 <b>A 基準</b> 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% <b>B 基準</b> 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 > 都道府県内市町村の標準税収入額 × 5%
法第5条 農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別 措置	次のいずれかに該当する災害 <b>A 基準</b> 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% <b>B 基準</b> 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の 農業所得推定額 × 4% 又は (2) 都道府県内査定見込額 > 10 億円
法第6条 農業水産業共同利用施 設災害復旧事業の補助 の特例	次の 1 又は 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害 見込みが 50, 000 千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因に よる激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合 は、被害の実情に応じて個別に考慮 <b>A 基準</b> 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% <b>B 基準</b> 農業所得推定額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の 農業者 × 3%

適用すべき措置	指 定 基 準
<p>法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</p>	<p>法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。</p> <p>浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域 排除される湛水量30万m<sup>3</sup>以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること</p>
<p>法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>A基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）（木材生産部門）</p> <p>B基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門）</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県林業被害見込額 ＞当該都道府県生産林業所得推定額×60%</p> <p>(2) 都道府県林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%</p>
<p>法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>A基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>1つの都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>又は &gt;1,400億円</p>
<p>法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助</p> <p>法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合適用</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>

適用すべき措置	指 定 基 準
法第 22 条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq$ 4,000 戸 B 基準 次の 1, 2 のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq$ 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 200 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq$ 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 400 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 20%
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のとど、被害の実情に応じて個別に考慮される。



### 第3 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（第3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% （ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 （ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く） 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10% （ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く）
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の私有林面積（人工林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合。
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が 1 以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等	法第2章又は5条の措置が適用される場合適用

## 第7節 災害復旧・復興計画

(全部局)

災害発生後から、被災者が速やかに再起できるよう、各種支援及び社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、県と市町村が連携して復旧・復興計画を作成する。

### 第1 基本方針

#### 1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

県・市町村は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるものとする。

### 第2 復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・県民生活を目指し、発災後、県民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるよう、環境整備に努めるものとする。

#### 1 復旧・復興基本方針及び復旧・復興計画

##### (1) 復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の策定

県は、各市町村が策定する復旧・復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を策定し、これを周知するものとする。

##### (2) 市町村復旧・復興計画

市町村は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、市町村復旧・復興計画を策定するものとする。

##### (3) 県復旧・復興計画

県は、被災市町村復旧・復興計画との整合を図りながら、県民や学識経験者の参画を得て、復旧・復興計画を策定する。

## 2 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、県及び市町村は、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

## 3 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

## 4 技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。

さらに、県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。

## 5 国等への提案・要望

県は、迅速な復旧・復興対策が出来るよう、国等に対し、制度の創設や改善、復旧・復興財源の確保などに関して積極的に提案・要望活動を行う。

## 第3 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、県及び市町村は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。

### 1 県は、以下の業務を必要に応じて復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の決定
- (2) 復旧・復興計画の策定
- (3) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (4) 国、その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (5) 復興基金の設立及び運営管理
- (6) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理

- (7) 被災者の生活再建の支援
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

**2 市町村は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。**

- (1) 復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (4) 県の設立する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

**第4 特定大規模災害からの復興**

**1 国の復興基本方針**

特定大規模災害の復興に際して、特別の必要があるとき、国は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

**2 市町村の復興計画**

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

**3 県の措置**

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。